



三重県公報

平成25年5月14日(火)

号外

目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
監査委員公表			
5	監査結果に対する措置の公表	(監査委員)	1
6	同件	(同)	309
7	同件	(同)	330

監査委員公表

監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、平成24年4月11日から同年10月16日までに実施した定期監査について、その結果に基づいて平成25年3月までに講じた措置が知事、委員会等から通知されたので、同条第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成25年5月14日

三重県監査委員	福	井	信	行
三重県監査委員	青	木	謙	順
三重県監査委員	後	藤	健	一
三重県監査委員	田	中	正	孝

監査の結果に基づいて講じた措置

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (地域防災計画の見直し等による防災・減災対策の推進)</p> <p>(1) 三重県では、東日本大震災や紀伊半島大水害等大規模な災害発生を受け、科学的知見や教訓を生かした地域防災計画等の抜本的な見直しが必要となっている。</p> <p>また、国の新たな地震対策の方針を踏まえ、社会基盤に係る事業やソフト事業等を含めた総合的な対策となる、新たな地震対策行動計画の策定が課題となっている。</p> <p>「三重県地域防災計画」及び「三重県石油コンビナート等防災計画」の見直しや、地域防災計画を推進するための行動計画に位置づけられる「三重県新地震対策行動計画（仮称）」の策定にあたっては、これまでの大災害で明らかとなった課題や問題点を踏まえ、国の動きを注視しながら、新たに設置した「防災・減災対策検討会議」での審議内容や関係機関等の意見を参考に、より実効性のある防災・減災対策となるよう取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(防災対策部)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 24 年度</p>
<p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 平成 24 年 5 月に県防災会議を開催し、「三重県地域防災計画（震災対策編）」を抜本的に見直し、「三重県地域防災計画（地震・津波対策編）」とする方向性を定め、具体的な作業に着手しました。</p> <p>(2) また、同計画の見直し、「三重県新地震・津波対策行動計画」の策定に向けて、平成 24 年 4 月に、県防災会議の部会として、学識経験者や市町、防災関係者等で構成される「防災・減災対策検討会議」を設置し、基本的な方向性について議論しました（5 回開催）。さらに、市町との意見交換会を 11 月（6 回開催）と平成 25 年 2 月（7 回開催）に実施したほか、学識経験者を交えての庁内検討ワーキンググループを 8 月に設置し横断的な検討を行いました（21 回開催）。</p> <p>なお、国においても、南海トラフ巨大地震にかかるモデル検討、対策検討、被害想定等が進められていますが、当初予定を大幅に超過して作業進捗が遅れている状況です。この進捗の遅れは、本県の対策にも影響を及ぼすものですが、国の想定が出揃うのを待つのではなく、並行して平成 25 年度においても継続して検討を進めることとしました。</p> <p>(3) 平成 23 年度に実施した、県内コンビナート企業の地震・津波対策の実態調査により抽出した課題やコンビナート事業者との意見交換及び国の地震・津波対策に係る検討結果を踏まえ、5 月に開催した三重県石油コンビナート等防災本部員会議において、災害発生時の活動体制や特定事業者の予防対策の一部修正を行うとともに今後の見直しの方向を示しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 国の防災基本計画の修正や南海トラフ巨大地震対策の方向性、「防災・減災対策検討会議」をはじめとする様々な検討場面での意見等を踏まえ、「三重県地域防災計画（地震・津波対策編）」の平成 25 年修正に向けた課題抽出を行い、具体的な見直し作業を進めました。</p> <p>(2) また、「三重県新地震・津波対策行動計画」については、平成 25 年 3 月に中間案をとりまとめました。</p> <p>(3) 三重県石油コンビナート等防災計画の一部修正の内容や今後の見直し方向及び対策の実施について、関係事業者と意見交換を行うとともに、一層の取組を要請しました。石油コンビナートでは、津波に対する避難や停止基準等のマニュアル整備、通信設備確保等の取組が始まっています。</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p>
<p>(1) 「三重県地域防災計画（地震・津波対策編）」、「三重県新地震・津波対策行動計画」を、「災害に強い三重づくり」の共通指針としていくため、それぞれの計画を成案化し、県民、事業者、地域、関係機関への周知を図りつつ、新たな防災・減災対策を推進していきます。</p> <p>(2) 南海トラフの巨大地震による震度分布や津波高の推計結果が公表されたことから、当該巨大地震を念頭に置いた石油コンビナート防災アセスメント調査を実施し、三重県石油コンビナート等防災計画等の見直しを進めていきます。</p>

部局名 防災対策部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (災害対策本部機能の充実)</p> <p>(2) 災害対策本部の体制については、東日本大震災や紀伊半島大水害等の教訓を踏まえ、県災害対策本部の活動を検証するなかで組織体制の見直しを行い、平成23年度に所要の規則等を整備している。</p> <p>現在、新体制における所掌事務の明確化等を整備中であるが、新体制での活動実績や図上訓練等での内容を積極的に検証し反映させるとともに、災害対策本部地方部のあり方についても、通常時から、地域内での横断的機能を持つ総合的な防災・危機管理機能の中核を担う体制となるよう、関係機関等の意見も参考に検討を進められたい。</p> <p style="text-align: right;">(防災対策部)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成24年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 災害対策本部新体制については、所掌事務の明確化等を図るため、各部局との意見交換等を行うとともに、図上訓練等とおして各部隊における活動内容等の検証を進めてきました。</p> <p>(2) 地方部（地方災害対策部）については、平成23年度に見直された本庁の災害対策本部組織との整合を図りつつ、地域機関の見直し状況を踏まえながら、地方部の役割や組織について検討を進めてきました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 新体制における各部隊の所掌事務については、各部隊を構成する部局との意見交換等を行うことにより、災害時における事務の明確化を図りました。また、必要な要員については名簿の整備を行いました。新体制については、各部隊ごとの機能別図上訓練を年3回、総合的な図上訓練を年2回実施し、災害応急対策活動に対する熟度の向上を図るとともに、活動の検証を行いました。</p> <p>(2) 新体制における派遣班については、図上訓練での検証と併せて、台風第4号、第17号の実災害での検証も行いました。また、「緊急派遣チーム」を創設しました。</p> <p>(3) 地方部については、県民センター等の意見も踏まえながら、地方部の役割や組織について検討を進め、地方部長を中心に、本庁の災害対策本部と連携して災害応急対策活動が実施できる体制を構築しました。</p> <hr/> <p>平成25年度以降（取組予定等）</p> <p>平成25年度以降は、本庁と地方部の災害対策本部新体制について、図上訓練等で熟度の向上を図るとともに検証を行うことで、更なる体制の整備と活動要領等の改訂、整備に取り組んでいきます。</p>

部局名 防災対策部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (1) 収入に関する事務 ア 地域機関分 (1) ガス関係手数料として受け入れた証紙収入の財務会計システムへの登録処理を失念し、調定が翌年度になった。 <p style="text-align: right;">(伊勢県民センター)</p>
講じた措置
平成 24 年度 1 実施した取組内容 証紙の実績報告は1ヶ月分をまとめて翌月に登録していることから入力漏れが生じたと考えられるため、事業者からの申請があり証紙の消印を行った場合は、補助簿に記入し、翌月の財務システムへの証紙実績入力は補助簿をもとに行うこととしました。併せて複数の職員で入力等の確認をすることとしました。 2 取組の成果 補助簿での管理、複数の職員による確認を行った後は、入力漏れ等は発生していません。
平成 25 年度以降（取組予定等） 引き続き補助簿を利用した管理、複数の職員による確認を行います。 記載漏れのない様、適正に処理を行います。

部局名 防災対策部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 業務委託 (1) 【東日本大震災被災地支援に係る学校給食用食材輸送業務委託】 ・ 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 <p style="text-align: right;">(防災対策部)</p>
講じた措置
平成 24 年度 1 実施した取組内容 事前検査が必要な内容を一覧表に整理し、全職員に周知するとともに、契約担当者と経理担当者等複数職員による確認を行い、検査漏れ防止に努めました。 2 取組の成果 事前検査について、職員の意識付けを行ったことにより、再発防止につながっています。
平成 25 年度以降（取組予定等） 引き続き、出納局事前検査について、適切に処理するよう努めます。

部局名 防災対策部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 イ 補助金 (1) 【地域減災力強化推進補助金】 ・実績報告書が提出期日までに提出されていないものがあった。 <p style="text-align: right;">(桑名県民センター)</p>
講じた措置
平成 24 年度 1 実施した取組内容 交付要領等に基づく正しい事務処理の周知徹底を行いました。 2 取組の成果 申請者から期限後に提出されることなく、適切に処理されています。
平成 25 年度以降（取組予定等） 申請者と情報共有を行い適正な事務処理に努めていきます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ウ 旅費</p> <p>(1) 【北海道国民保護共同実動訓練】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (防災対策部) <p>(2) 【第1級陸上特殊無線技士講習】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (防災対策部) <p>(3) 【災害対策本部、危機管理体制調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (防災対策部) <p>(4) 【宮城県災害対策本部への現地支援調整要員派遣】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (桑名県民センター) <p>(5) 【第17回全国女性消防団員活性化香川大会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (桑名県民センター) <p>(6) 【東北地方太平洋沖地震に伴う派遣】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (津県民センター) <p>(7) 【宮城県現地支援調整員派遣】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (津県民センター)
<p>講じた措置</p> <p>平成24年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1)～(3) 件名等未登録の復命書について、総合文書管理システムへ登録を行うとともに、職員へシステム登録の徹底を周知いたしました。</p> <p>(4)(5) 復命書の総合文書管理システムへの登録について、職員への徹底を行いました。</p> <p>(6)(7) 簡易決裁用紙による復命書の決裁方法を総合文書管理システムによる決裁方法に改め、各課単位で復命書の簿冊に綴ることにしました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1)～(3) 総合文書管理システム登録を徹底したことで、適切な公文書管理が図られました。</p> <p>(4)(5) 職員への周知徹底を図ったことにより、登録漏れがなくなり、適切に処理されています。</p> <p>(6)(7) 総合文書管理システムによる復命書決裁にしたため、文書の登録漏れがなくなり適正な文書管理を行うことができました。</p>
<p>平成25年度以降（取組予定等）</p> <p>(1)～(3) 今後も適正な事務処理を行ってまいります。</p> <p>(4)(5) 復命書等の総合文書システムでの登録について引き続き職員に徹底を図ってまいります。</p> <p>(6)(7) 平成24年度と同様、総合文書管理システムによる復命書決裁を実施し、適正な文書管理に努めます。</p>

部局名 防災対策部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>なお、金品亡失の事案には、紀伊半島大水害により車載型防災無線装置が損傷したものもあった。自然災害発生時における県有物品の保管場所や取扱い等について検討されたい。</p> <p>ア 金品亡失</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 公用車の損傷（修理代 0 円）</td> <td>（防災対策部）</td> </tr> <tr> <td>(2) 公用車の損傷（修理代 0 円）</td> <td>（防災対策部）</td> </tr> <tr> <td>(3) 公用車の損傷（修理代 88,126 円）</td> <td>（防災対策部）</td> </tr> <tr> <td>(4) 公用車の損傷（修理代 0 円）</td> <td>（防災対策部）</td> </tr> <tr> <td>(5) パソコンの損傷（修理代 40,425 円）</td> <td>（防災対策部）</td> </tr> <tr> <td>(6) パソコンの損傷（修理代 56,175 円）</td> <td>（防災対策部）</td> </tr> <tr> <td>(7) 紀伊半島大水害による車載型防災無線装置の損傷（廃棄：取得価格 1,122,720 円）</td> <td>（熊野県民センター）</td> </tr> </table>	(1) 公用車の損傷（修理代 0 円）	（防災対策部）	(2) 公用車の損傷（修理代 0 円）	（防災対策部）	(3) 公用車の損傷（修理代 88,126 円）	（防災対策部）	(4) 公用車の損傷（修理代 0 円）	（防災対策部）	(5) パソコンの損傷（修理代 40,425 円）	（防災対策部）	(6) パソコンの損傷（修理代 56,175 円）	（防災対策部）	(7) 紀伊半島大水害による車載型防災無線装置の損傷（廃棄：取得価格 1,122,720 円）	（熊野県民センター）
(1) 公用車の損傷（修理代 0 円）	（防災対策部）													
(2) 公用車の損傷（修理代 0 円）	（防災対策部）													
(3) 公用車の損傷（修理代 88,126 円）	（防災対策部）													
(4) 公用車の損傷（修理代 0 円）	（防災対策部）													
(5) パソコンの損傷（修理代 40,425 円）	（防災対策部）													
(6) パソコンの損傷（修理代 56,175 円）	（防災対策部）													
(7) 紀伊半島大水害による車載型防災無線装置の損傷（廃棄：取得価格 1,122,720 円）	（熊野県民センター）													
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1)(2)(4) 狭隘な場所に進入した防災啓発車が、安全監視員との確認不足や安全監視員がいない時に車両を動かしたことによる安全確認不足により壁面等に接触させたものです。よって、車両の運行にあたって、安全監視員配置の徹底、また、目視による安全確認の徹底を図りました。</p> <p>(3) 国道を走行中に、フロントガラスに前方から飛び石のようなものと接触しフロントガラスに亀裂が生じたものであり、発生を回避することは困難であったものと思われませんが、今後とも安全運転に努めるよう、職員に周知しました。</p> <p>(5) 飲み物がパソコンにかかり、キーボードの一部が操作不能になったものです。今後、同様の事例が発生することのないよう、職員に対し注意喚起を行いました。</p> <p>(6) 職員がパソコンを蓋閉じして退庁しましたが、その後パソコン上に決裁書類等が積み、その重みによる圧力により液晶画面が損傷したものです。今後このような事例が発生しないよう、職員に対し物品の丁寧な取扱いについて、注意喚起いたしました。</p> <p>(7) 紀伊半島大水害では、川の氾濫により熊野庁舎敷地が浸水するというこれまで経験したことのない状況になりました。水位の上昇が急激であったため、職員の安全確保の観点から公用車を退避させることが困難であったことにより、公用車に積載していた車載型防災無線装置を損傷（廃棄）することになりました。</p> <p>このような集中豪雨や今後発生が予想されている南海トラフ上の大地震に伴う津波による同様の水没を防止するため、無線機の車載をやめ、水没の恐れのない執務室に充電機を購入して常置し、必要時に現場に持ち出す体制となる予定です。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1)(2)(4) 防災啓発車の運行にあたっては、安全監視員と互いに声かけ等を行い、目視による安全確認を行うことで、安全運転に対する意識の向上を図ることができました。</p> <p>(3) 職員への安全運転に係る意識付けが図られました。</p> <p>(5)(6) 物品の取扱いや管理についての意識付けが図られ、同様の損傷事例は発生していません。</p> <p>(7) 防災無線機を適切な場所に常時配置することができます。</p> <p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1)～(6) いずれの金品亡失事案につきましても注意不足が原因であり、金品の損傷や交通事故の未然防止を図るためには、物品管理や安全運転に対する日頃からの意識の醸成が重要であることから、節目ごとに部内会議等を通じ県有財産の適正な管理意識や交通安全意識についての注意喚起を行うなど、日常的な意識付けにより、金品や公用車の損傷事故の防止を図っていきます。</p> <p>(7) 防災無線機の適切な維持管理に努めていきます。</p>														

部局名 防災対策部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (4) 事務管理体制 事務管理体制について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。 (1) 金品亡失報告書の提出が遅延しているものがあつた。 <p style="text-align: right;">(熊野県民センター)</p>
講じた措置
平成 24 年度 1 実施した取組内容 紀伊半島大水害では、川の氾濫により熊野庁舎敷地が浸水し、公用車とともに車載の防災行政無線機も水没により2台の車載無線機が使用不可となりました。 今回の金品亡失報告書が遅延したことについては、発災当初からの救援物資、救急、救命対応、被災地・被災者支援、避難所状況等種々の災害対応を優先したことによります。 改めて、速やかな報告が行えるよう県民センター内の事務管理体制を整理確認し、事務処理の徹底を職員に周知しました。 2 取組の成果 以後、金品亡失報告書の提出遅延は発生していません。
平成 25 年度以降（取組予定等） 金品亡失報告について、速やかに報告を行っていきます。

部局名 防災対策部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 交通事故</p> <p>公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(1) 物損事故（負担割合：県 100%） （物損額：県 0 円 相手 226,800 円）</p> <p>(2) 自損事故（物損額：県 556,500 円）</p> <p style="text-align: right;">(防災対策部)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 用務からの帰路、前方不注意により、交差点で信号待ちのため停車中の車に衝突したものであり、職員に向けて運転中の注意義務を徹底しました。また、外部講師を招いて開催された「安全運転講習会」を受講しました。本講習を受けて、防災対策部の職員を対象とした交通安全研修を実施しました。</p> <p>(2) 防災啓発車が通行可能かを確認するための道路調査時、職員の安全確認不足により建物及び車両に物損被害が発生したものです。事故発生後、狹隘部への進入の際は、安全監視員配置の徹底、職員同士による県内狹隘部等の危険箇所の再確認及び情報共有の実施をしたところです。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 部内職員に対する交通安全研修については、対象職員全員の参加がありました。職員の交通安全意識及び県有財産の適正な管理意識について再認識し、改めて意識の向上が図れました。</p> <p>(2) 防災啓発車の運行にあたっては、安全監視員と互いに声かけ等を行い、目視による安全確認を行うことで、安全運転に対する意識の向上を図ることができました。</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 交通安全や県有財産の適正管理に対する意識の向上を図るために、日頃からの意識の醸成が重要なことから、節目ごとに部内会議等を通じて交通安全の徹底を図るとともに、注意喚起を行うなど、日常的な交通安全啓発により、交通事故防止につなげていきます。</p> <p>(2) 今後も県内狹隘部等の危険箇所を職員間で情報共有するとともに、安全監視員 1 名以上の配置を徹底し、事故防止に努めます。</p>

部局名 防災対策部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (6) その他 (1) 公益法人制度改革に伴い所管法人に対し支援等を行っているが、平成24年9月30日現在で3法人が未移行となっている。移行期間の終了(25年11月30日)までに移行申請が行われるよう、制度の円滑な運用及び支援に努められたい。 <p style="text-align: right;">(防災対策部)</p>
講じた措置
平成24年度 1 実施した取組内容 当部所管法人については、平成24年度中に3法人とも移行認可申請書の提出があり、三重県公益認定等審議会へ諮問を行いました。 2 取組の成果 諮問の結果、3法人とも、認可の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を得たことから、一般社団法人又は一般財団法人として認可しました。
平成25年度以降(取組予定等) 移行法人において公益目的支出計画に基づく事業が適切に実施されるよう、必要な支援等を行います。

部局名 戦略企画部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (情報公開・個人情報保護制度の適正な運用に向けた取組)</p> <p>(1) 港湾改修工事において、外部有識者を交えた県の調査により、情報公開の際の公文書の手換え等が明らかとなった。 今回の事案を踏まえ、制度面、体制面について、さまざまな観点から見直し等を行い、職員一人ひとりが情報公開・個人情報保護の重要性を認識することにより、県行政の透明性をさらに高め、県民の県政に対する信頼回復に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(戦略企画部)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 三重県情報公開・個人情報保護制度推進要綱の全部改正 情報公開・個人情報保護制度について、職員が一層理解を深めるとともに、各所属において制度の適切な運用が確保される仕組みづくりが必要であることから、三重県情報公開・個人情報保護制度推進要綱（以下「推進要綱」という。）の全部改正を行い、11月1日から施行しました。</p> <p>主な改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報公開・個人情報保護事務に関する責任の所在を明確にし、適正な事務処理を確保するため、所属の長（本庁課の課長又は地域機関の長）が責任者であることを明文で規定する。 ・情報公開・個人情報保護制度の適正な運用を図り、所属職員に対する指導及び所属における体制を強化するため、情報公開・個人情報保護制度推進員（以下「推進員」という。）は原則として副課長相当の職にある者（地域機関にあっては相当の職にある者）を充てる。 ・推進員の事務として、職員に対する指導及び研修を追加する。 <p>(2) 情報公開・個人情報保護及び公文書管理に関する研修 情報公開・個人情報保護制度及び公文書管理についての知識と意識の向上を図り、適切な制度運用を行うため、法務・文書課と協力して、推進員及び文書主任等を対象に研修を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催時期 11月 ・開催場所 県庁周辺（5回）、各総合庁舎（7回） ・受講者 538人 <p>2 取組の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・推進要綱の改正により、各所属における情報公開・個人情報保護制度の運用体制が強化されました。 ・全ての推進員が情報公開・個人情報保護及び公文書管理に関する研修を受講し、伝達研修が全所属において実施され、職員の知識と意識の向上が図られました。 <p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>情報公開・個人情報保護制度について、改正推進要綱を的確に運用し、制度の機能強化に努めます。また、職員研修の実施等により、条例等の諸規程や事務の手引等の趣旨・内容を徹底するとともに、職員の情報公開・個人情報保護に対する意識を高めます。</p>

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (戦略的・効果的な情報発信)</p> <p>(2) 「県政だより みえ」や新聞・ラジオ・テレビ・ホームページ等の広報媒体を用いて、県の施策や事務事業等の県政情報の提供に努めている。</p> <p>しかし、情報通信技術等の進展に伴い県民の情報入手方法が多様化してきたことから、広報媒体の充実を図るとともに、それらの広報媒体も活用した戦略的かつ効果的な情報発信に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(戦略企画部)</p>
講じた措置
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>県政に係る情報や課題等をわかりやすく提供し、より効果的に事業を実施するため、広報紙「県政だより みえ」、新聞、テレビ、ラジオ、インターネットなど各種広報媒体の特性を踏まえた広報活動を行いました。</p> <p>さらに、三重県ホームページのリニューアルやツイッターやフェイスブックの活用を図るなどインターネット広報の拡充やフリーペーパーによる県政情報の提供を行いました。</p> <p>また、協創の成果を県民の皆さんに届ける広報活動、県民の皆さんの声を県政に生かす広聴活動を強化していくため、平成 25 年 2 月に広聴広報の基本的な考え方の明確化と共有を図るため、「三重県広聴広報基本方針」を策定するとともに、基本方針に即した職員の実践ツールとして広聴広報ハンドブックを同年 3 月に作成しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>これまでの各種広報媒体を活用した広報活動に加え、三重県ホームページのリニューアルやインターネット広報の充実、フリーペーパーの活用、ポスター・チラシのコンビニ配布など、これまでの手法にとらわれない多様な手段による広報活動を進めました。</p> <p>「三重県広聴広報基本方針」に基づき、広報活動を戦略的、効果的に実施するための年間広報計画や、職員一人ひとりの広聴広報取組を促進するための広聴広報ハンドブックを作成し、職員ならびに県庁全体の情報発信力の強化と県民の皆さんの声を聴く力の底上げに向けての取組を開始しました。</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>1 「三重県広聴広報基本方針」に基づく取組の推進</p> <p>「三重県広聴広報基本方針」に基づく取組として、より戦略的かつ効果的な情報発信につなげていくため、年間広報計画に基づき、それぞれの広報媒体の特性に応じて、適時かつ的確に情報発信を行うとともに、広聴広報ハンドブックを活用し、職員の広聴広報に対するマインドや実効性を一層高めていきます。</p> <p>2 多様な広報手段による情報発信</p> <p>インターネット社会の進展、地上デジタル放送の導入など、県民の皆さんの情報入手手段が多様化していることから、今後とも、これまでの広報媒体の活用に加え、インターネット広報の充実など多様な手段による広報活動を進めていきます。また、県民ニーズに応じた情報発信を進めていくため、「県政だより みえ」の配布方法についても、インターネットや地デジのデータ放送等の活用も含め、総合的な視点から検討していきます。</p>

部局名 戦略企画部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (1) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 業務委託 (1) 【みえ県民意識調査及び分析業務委託】 <ul style="list-style-type: none">・ 成果品納入後に提出を要する「検査申出書」が、提出されないまま検収されていた。・ 委託者及び受託者が双方立会いのもと完了検査を行うべきところ、これを行った旨の検収記録がなかった。 <p style="text-align: right;">(戦略企画部)</p>
講じた措置
平成 24 年度 1 実施した取組内容 業務受託者に対して、成果品納入後に提出を要する「検査申出書」が提出されていなかった旨、注意するとともに、契約事項を確実に履行するよう、契約事務担当者に徹底しました。 2 取組の成果 今年度実施した第 2 回みえ県民意識調査の業務委託契約書の作成にあたって、業務完了報告書の提出をもって検査の申し出があったものとみなし、「検査申出書」の提出は不要とするなど、指摘事項を踏まえ改善を行ったほか、契約書に基づき適切に完了検査を行いました。
平成 25 年度以降（取組予定等） 第 3 回以降の調査についても、第 2 回調査と同様に、業務完了報告書の提出をもって検査の申し出があったものとみなし、「検査申出書」の提出は不要とするなど、指摘事項を踏まえ、委託契約書を作成するとともに、委託契約書に基づき、適切に完了検査を行います。

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 旅費</p> <p>(1) 【河南省友好提携 25 周年記念事業、上海ミッション他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅行命令書に、用務名及び用務先の一部が記載されていなかった。 ・復命書に、出張期間が誤って記載されていた。 <p>(2) 【イタリアにおける中山間地域活性化の調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 <p style="text-align: right;">(戦略企画部)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>平成 24 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 【河南省友好提携 25 周年記念事業、上海ミッション他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅行命令書の用務名、用務先について、適切に記載するよう課内で周知徹底しました。 ・知事・副知事に随行して出張するケースが多いことから、記載事項について、知事・副知事と職員にかかる記載内容の突合を必ず行うよう徹底しました。 ・記載誤り（前泊分の記載が漏れていた）を訂正するとともに、今後、同様の誤りがないように、周知しました。 <p>(2) 【イタリアにおける中山間地域活性化の調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指摘のあった復命書については、総合文書管理システムに登録しました。また、復命書の件名等を総合文書管理システムに確実に登録するよう課内で周知徹底しました。 <p>2 取組の成果</p> <p>適切に処理することが徹底されました。</p>
<p><u>平成 25 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>(1) 【河南省友好提携 25 周年記念事業、上海ミッション他】</p> <p>引き続き、適正な事務処理に努めていきます。</p> <p>(2) 【イタリアにおける中山間地域活性化の調査】</p> <p>引き続き、課内での周知徹底を図ります。</p>

部局名 戦略企画部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (2) 財産管理等の状況 財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 財産管理状況 (1) 公有財産台帳の記載事項である項目や記載内容（構造形式）に誤りがあった。 (2) 公有財産定期報告が期限内に提出されていなかった。 <p style="text-align: right;">(戦略企画部)</p>
講じた措置
平成 24 年度 1 実施した取組内容 (1) 公有財産台帳と現物の確認作業を実施したところ、当初から登録内容が誤っていたことが判明したので修正しました。 (2) 公有財産定期報告を期限内（毎年度 4 月）に行わなければならないことを所属で確認しました。 2 取組の成果 ア 財産管理状況 (1) 備品管理台帳の登録内容を現物に合わせて修正し、適正な事務処理を行うことが徹底されました。 (2) 適正な事務処理を行うことが徹底されました。
平成 25 年度以降（取組予定等） ア 財産管理状況 (1) 定期報告に合わせ、備品管理台帳と現物の確認作業を実施します。 (2) 公有財産定期報告を期限内に行います。

部局名 戦略企画部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (3) 事務管理体制 事務管理体制について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 勤務時間外に、公印等の保管庫の施錠がされていなかった。 <p style="text-align: right;">(戦略企画部)</p>
講じた措置
<u>平成 24 年度</u> 1 実施した取組内容 施錠を行う担当者の順位を設定することにより、勤務時間外に保管庫の施錠が確実に行われるようにしました。 2 取組の成果 施錠を行う仕組みの確立により、公印等の適正な管理を行うことができるようになりました。
<u>平成 25 年度以降（取組予定等）</u> 引き続き公印等の適正な管理に努めます。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (職員のコンプライアンス意識の向上、公文書管理の適正化等に向けた取組)</p> <p>(1) 港湾改修工事について、外部有識者を交えた県の調査により、不適正な工事手続きや公文書の書換え等が明らかとなった。 今回の事案は、職員のコンプライアンス意識の欠如に起因するところが大きいと思料されることから、職員一人ひとりに法令遵守を徹底するとともに、公文書管理の適正化等について、制度、体制等の多面的な観点からも見直しを行うなど、早急に再発防止策を講じ、県政に対する信頼回復に万全を期されたい。</p> <p style="text-align: right;">(行政運営担当分野、財政運営担当分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>今回の事案が起こった根底には、職員のコンプライアンス意識、危機意識の低さがあるとともに、県民の血税により行政を運営していることに対する緊張感が欠如していることの表れでもあると考えられます。</p> <p>こうしたことから、これまで実施してきた基礎研修（課長級昇任時、採用 5 年目研修等）における公務員倫理研修などの継続的な取組に加えて、改めて職員のコンプライアンス意識を向上させるため、10 月から 11 月にかけて、全職員を対象として「コンプライアンス・危機意識向上研修」を実施しました。</p> <p>また、不祥事の発生防止を徹底するとともに、綱紀の厳正な保持、服務規律の確保に向けてより一層努力するよう、総務部長通知を発出しました。</p> <p>さらに、三重県職員としての倫理を確保するために策定した「三重県職員倫理憲章」を改定しました。</p> <p>公文書管理について、職員が一層理解を深めるとともに、制度の適切な運用が確保されるようチェックの仕組みづくりが必要であるため次のように取り組みました。</p> <p>(1) チェックの仕組みづくり</p> <p>文書事務における所属長の責任を明確に位置付けるとともに、文書主任は原則として副課長の職にある者を充て、その事務として「公文書（部分）開示決定の起案文書の審査」を追加するなど、文書主任の機能強化を図りました。また、起案文書の廃止・訂正方法の明確化など、公文書の作成に係る規定を改め、公文書の適正な管理を徹底しました。</p> <p>(2) 研修の強化</p> <p>公文書管理等についての知識と意識の向上を図り、適切な制度運用を行うため、文書主任等に対し、情報公開・個人情報保護制度及び公文書管理に関する研修を行いました。</p> <p>さらに、工事の各段階における意思決定の明確化を図るため、国への事故繰越申請を行う必要がある場合には、部内のみで判断するのではなく、部外及び外部視点による確認も行うこととし、総務部との協議及び県入札等監視委員会の調査審議を受けた上で、国への申請を行うこととしました。</p> <p>加えて、工事の適正な執行を図るため、国庫支出金を受けて取り組む事業で再度の事業繰越が必要となる工事について、事故繰越の要件を満たさない場合に、引き続き次年度において工事が実施できるよう、速やかに事業の優先度判断を見直し、必要な予算を確保することとしました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>「コンプライアンス・危機意識向上研修」を実施することにより、コンプライアンスや公務員倫理の徹底、危機管理上の課題や問題点の共有を図るなど、再発防止に向けての取組を進めることができました。</p> <p>公文書管理規程の見直しを行うとともに、文書主任等の全てを対象に、情報公開・個人情報保護制度及び公文書管理に関する研修を実施し、適切な制度運用について周知を徹底しました。</p>

国の事故繰越の要件を満たさない工事の予算確保として、引き続き次年度の工事が実施できるよう、特定財源の確保を検討したうえで、次年度の当初予算における事業の優先度に見直しを行うことにより必要な予算を確保するよう、平成24年12月に庁内に通知するとともに、12月20日に開催した職員説明会で説明し、周知を図りました。

国への事故繰越申請が必要な場合、総務部との協議及び三重県入札等監視委員会による調査審議を必要とすることとし、港湾改修工事に関する不適正事務を踏まえた公共工事における再発防止策に明記して、平成24年12月に庁内に通知するとともに、12月20日に開催した職員説明会で説明し、周知を図りました。

平成25年度以降（取組予定等）

平成24年12月に策定した「三重県職員人づくり基本方針」においても、高い使命感と倫理観を持ち、誠実かつ公正に職務を遂行できるよう、コンプライアンスの確立を位置づけており、引き続き県民から信頼される人づくりに取り組んでいきます。

また、三重県職員倫理憲章の周知徹底やコンプライアンスに係る取組の進捗管理を実施するため、「コンプライアンス推進監」を配置しました。

さらに、県の施策の法的妥当性の検証やコンプライアンスに係る取組をより一層迅速かつ的確に進めるため、法律に関する高い専門性と識見を持った法曹有資格者を正規職員として任用します。

これらを通じて、今後も継続的に、コンプライアンスの確立と公務員倫理の徹底に取り組んでいきます。

公文書管理について、職員が一層理解を深めるとともに、制度の適切な運用が確保されるよう、引き続き文書主任等に対する研修会や三重県公文書管理規程等の見直しを行います。

国の事故繰越の要件を満たさない工事の予算確保について、特定財源の確保を検討したうえで、事業の優先度を見直しすることにより必要な予算を確保するよう、引き続き各部局に対し周知を図っていきます。

事故繰越申請の部外及び外部視点による確認について、手続きが適正に行われるよう、引き続き各部局に対し周知を図っていきます。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (新たな行財政改革の着実な推進)</p> <p>(2) 「みえ県民力ビジョン」を着実に推進するため、平成24年度から27年度までの4年間を取組期間とした「三重県行財政改革取組」を23年度に策定した。</p> <p>この「三重県行財政改革取組」に掲げた52の具体的取組の目標が達成され、県民満足度の高い県政運営となるよう、ロードマップ(工程表)に基づき、着実に推進されたい。</p> <p>また、新しく構築する「政策を推進するための仕組み」及びこれを構成する仕組みについては、これまでの課題と政策や事業の評価を踏まえ、効果的・効率的な政策の推進につながるものにするとともに、職員に広く浸透するよう周知に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(行政運営担当分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成24年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成24年3月に策定した「三重県行財政改革取組」は、「人づくりの改革」「財政運営の改革」「仕組みの改革」の3つを柱として、「自立した地域経営」を実現し、「みえ県民力ビジョン」の着実な推進につなげるものとして、平成24年度から本格的に取組をスタートさせました。</p> <p>本取組の推進については、「ロードマップ(工程表)」に基づき、知事を本部長とする三重県行財政改革推進本部を中心に、事務局である総務部が全庁の牽引役として、全体的な推進及び進行管理を行っています。</p> <p>具体的な進行管理として、52の具体的取組について着実に目的が達成できるよう年次計画を作成し、半期ごとに実績をとりまとめ進捗確認するとともに、県議会への報告及びホームページなどを通じて県民の皆さんへ周知しました。</p> <p>「仕組みの改革」の具体的取組の一つである「政策を推進するための新たな仕組みの構築」では、現行の「みえ行政経営体系」の課題等を踏まえ、PDCAサイクルを活用した評価・改善を確実に計画につなげるマネジメントサイクルや、従来それぞれの仕組みで持っていた情報を一体的に運用管理する「オールインワンシステム」による効果的・効率的なマネジメントサイクルの運用などを掲げた新たな仕組み「みえ成果向上サイクル(スマートサイクル)」を構築しました。</p> <p>本仕組みの周知については、上記推進本部や、各部局総務課長等で構成する同幹事会での協議等により、構築過程から職員へ情報提供するとともに、構築後においては、平成25年度からの運用に向け、オールインワンシステムを中心とした全職員向けの説明会を2月に開催するなど、職員に広く浸透するよう努めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>「人づくりの改革」においては、「三重県職員人づくり基本方針」の策定及び本方針を受けての新たな研修体系の構築により、平成25年度から新たな人材育成に取組める体制を整えたほか、管理職員へのモチベーションマネジメント研修及び新たな職員提案制度の実施や「MIE職員力アワード」への応募促進などにより、「職員力の更なる向上」を図りました。</p> <p>「財政運営の改革」においては、予算編成プロセスを9月に見直し平成25年度当初予算編成から導入したことにより「健全な財政運営」を推進したほか、公用車広告掲載や、ふるさと納税のインターネットを利用した納付システムの導入などにより「歳入の確保」につなげました。</p> <p>「仕組みの改革」においては、上記「みえ成果向上サイクル」を構築し、平成25年度から本格運用できる体制を整えたほか、現場重視で地域の課題を施策に反映できる組織体制等への地域機関の見直しや、個別の外郭団体等のあり方及び県関与の見直し方針を明確にした「三重県外郭団体等改革方針」の策定など、「効果的・効率的な県政運営」を推進しました。</p>

平成 25 年度以降（取組予定等）

引き続き、行財政改革に対する県民の皆さんの期待の高さを十分に認識し、「ロードマップ（工程表）」に基づく全庁的な取組の推進及び適切な進行管理を図っていきます。

「人づくりの改革」については、現場を重視し、県民の皆さんと共に「協創」の取組を進めるためのスキルを身につけるため、「三重県職員人づくり基本方針」に基づく人材育成の推進など、職員力のさらなる向上に取り組みます。

「財政運営の改革」については、持続可能な財政基盤の確立に向け、予算編成プロセスの見直しにより徹底した「選択と集中」を図るとともに、県債残高の抑制、多様な財源の確保などを推進します。

「仕組みの改革」については、県民の皆さんに成果をより届けるために、政策を推進するための新たな仕組みである「みえ成果向上サイクル」を具体的に展開するとともに、「三重県外郭団体等改革方針」に基づく外郭団体等の見直しなどを実施します。

部局名 総務部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (職員服務規律の徹底)</p> <p>(3) 平成23年度の懲戒処分については、前年度の3人から減少したものの、2人の知事部局職員が、未利用食材等の持ち帰り及び公用車運転中の死亡事故で停職及び減給処分となっている。</p> <p>これらの事案は県行政に対する県民の信頼を著しく損ねるものであることから、今後このような事案が発生することのないよう、その要因を分析して、法令の遵守及び服務規律の徹底を図るとともに再発防止に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(行政運営担当分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成24年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>職員の服務規律の確保については、引き続き、基本研修(課長級昇任時、採用5年目研修等)において公務員倫理研修(必須)を実施しました。</p> <p>加えて、今回の港湾改修工事に関する不適正事務を受けて、改めて職員のコンプライアンス意識を向上させるため、10月から11月にかけて、全職員を対象として「コンプライアンス・危機意識向上研修」を実施しました。</p> <p>また、不祥事の発生防止を徹底するとともに、綱紀の厳正な保持、服務規律の確保に向けてより一層努力するよう、総務部長通知を发出了しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の綱紀粛正について(依命通知) 平成24年10月26日 ・衆議院議員総選挙における職員の服務規律の確保について(通知) 平成24年11月22日 ・職員の綱紀粛正について(依命通知) 平成24年11月26日 <p>さらに、三重県職員としての倫理を確保するために策定した「三重県職員倫理憲章」を改定しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>職員の服務規律の確保のための継続的な取組に加えて、全職員を対象とした「コンプライアンス・危機意識向上研修」を実施することにより、服務規律の確保や法令遵守の意識を一層徹底することができました。</p>
<p>平成25年度以降(取組予定等)</p> <p>職員に服務規律の確保や法令遵守の意識を徹底するためには、継続的な取組が必要であることから、平成25年度以降も、引き続き、意識啓発や注意喚起に取り組んでいきます。</p> <p>平成24年12月に策定した「三重県職員人づくり基本方針」においても、高い使命感と倫理観を持ち、誠実かつ公正に職務を遂行できるよう、コンプライアンスの確立を位置づけており、引き続き県民から信頼される人づくりに取り組んでいきます。</p> <p>また、三重県職員倫理憲章の周知徹底やコンプライアンスに係る取組の進捗管理を実施するため、「コンプライアンス推進監」を配置しました。</p> <p>さらに、県の施策の法的妥当性の検証やコンプライアンスに係る取組をより一層迅速かつ的確に進めるため、法律に関する高い専門性と識見を持った法曹有資格者を正規職員として任用します。</p> <p>これらを通じて、今後も継続的に、コンプライアンスの確立と公務員倫理・服務規律の徹底を図るとともに再発防止に取り組んでいきます。</p>

部局名 総務部

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (物品の適正管理) (4) 物品の金品亡失(損傷)について、平成23年度は247件の発生となっており、紀伊半島大水害等による被害を除くと187件の発生と、依然として多い状況である。 引き続き、各所属に対し、自然災害時も含めた物品の管理方法及び管理責任のあり方について指導されたい。 <p style="text-align: right;">(行政運営担当分野)</p>
講じた措置
平成24年度
1 実施した取組内容 課長級昇任時研修等における公務員倫理研修の中で、物品の適正な保管・管理に関する研修を実施しました。 また、平成24年度も会計管理者兼出納局長との連名による依命通知を発出し、金品の適正な管理について注意を喚起しました。(平成24年5月28日)
2 取組の成果 依命通知に併せ、人事関係の会議(各部局総務課長会議、副課長会議、担当者会議など)で注意を喚起することで、財務事務の適正化に向けた法令遵守の意識を一層徹底することができました。
平成25年度以降(取組予定等)
物品の適正管理に向け、職員の意識を高揚し、物品の適正な取扱いを徹底するためには、継続的な取組が必要であることから、平成25年度以降も、引き続き、意識啓発や注意喚起に取り組んでいきます。

監査の結果	
1 事業の執行に関する意見 (持続可能な財政運営基盤の確立)	
(5) 平成23年度の県財政は、経常収支比率については97.1%と前年度に比べて6.1ポイント上昇している。また、県債の残高が引き続き増加しているため、実質公債費比率については13.6%と前年度に比べて0.6ポイント上昇している。 雇用経済情勢の先行きの不透明さが増す中、県税収入や地方交付税に多くを期待することは困難な状況であることから、可能な限り県債発行の抑制に努め、将来世代に負担を先送りしない持続可能な財政運営の基盤を確立するため、徹底した事務事業の見直し等による歳出の見直しや歳入確保の取組を進めるとともに、予算編成プロセスの見直し等により事業の「選択と集中」を進め、限られた財源の中でできるだけ大きな効果を得られるよう取り組まれない。	(財政運営担当分野)
講じた措置	
平成24年度	
1 実施した取組内容	
将来世代に負担を先送りしない、持続可能な財政運営を確立するため、平成26年度末の臨時財政対策債等を除く県債残高を、平成23年度末よりも減少させる目標の達成にむけて、中期財政見通しで示した発行額の範囲内に県債発行を抑制しました。	
平成24年度(最終補正後)発行額	850億円
平成25年度当初予算における発行額	530億円
計	1,380億円
(参考) 中期財政見通しで示した県債発行額	1,388億円
また、平成25年度当初予算編成にあたっては、従来の包括配分制度を廃止し、事業について部局横断的な優先度判断を行うとともに、予算編成過程の一層の透明化を図るなど、新たなプロセスの下で予算編成を行いました。これにより、県民ニーズや社会経済情勢の変化に対応し、これまでの事業の成果を検証しつつ、注力すべきものには注力する一方で、厳しい優先度判断による事業の廃止・縮小を行うメリハリのある予算編成に努めました。	
さらに、ネーミングライツ導入施設や募集・選定方法等の基本的な考え方をまとめた「県有施設に対するネーミングライツの導入に関する基本方針」を策定しました。なお、ネーミングライツ導入対象施設について、施設の性格、広告効果、施設利用者数、アンケート調査結果などを踏まえて検討を進めた結果、多くの県民が利用し、イベントの開催などにより広告効果が見込まれるスポーツ施設、集客施設、文化施設が導入対象施設として適当であると判断したところです。今後は、こうした対象施設の中でも、年間利用者数の多い、三重県営鈴鹿スポーツガーデン、三重県営サンアリーナ、三重県文化会館の3施設を中心に具体の募集条件を検討し、可能なものから順次導入を進めていきます。	
なお、県税以外の未収金について、全庁的な対策推進の枠組みの構築に向け債権管理推進会議を設けるとともに、全庁的な取組みを構築する指針を策定しました。	
2 取組の成果	
<ul style="list-style-type: none"> 「みえ県民カビジョン・行動計画」の着実な推進、社会情勢の変化等を踏まえた諸課題への的確な対応、国の緊急経済対策を活用した防災・減災対策等の実施のための予算措置 新しい予算編成プロセスに基づく予算編成の実施 県債残高を減少させる目標達成に向けた県債発行の抑制 「県有施設に対するネーミングライツの導入に関する基本方針」の策定 「三重県債権管理適正化指針」の策定 	

平成 25 年度以降（取組予定等）

平成 25 年度当初予算は「みえ県民カビジョン・行動計画」の 2 年目として、行動計画に掲げた目標の実現に向けた取組を着実に推進することを基本方針とし、「平成 25 年度三重県経営方針」（案）を踏まえて、編成しました。

今後も引き続き、三重県行財政改革取組の財政運営の改革に掲げた取組を着実に推進し、将来世代に負担を先送りしない、持続可能な財政基盤の確立をめざします。

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (県税の未収金対策)</p> <p>(6) 平成23年度における県税等(加算金を含む)の収入未済額は約66億円あり、前年度に比べて約3億円減少(△4.5%)しているものの、依然として多額にのぼっている。</p> <p>特に、県税の収入未済額のうち83.1%(前年度83.8%)が個人県民税の収入未済となっており、地方税法第48条の規定に基づく徴収等の特例を活用した直接徴収の実施、個人住民税特別徴収加入促進、地方税収確保対策連絡会議等を活用した支援、市町及び一部事務組合三重地方税管理回収機構との連携等を進め、税収確保に努められたい。</p> <p>また、他の税目についても引き続き、適切に債務者の状況を把握するとともに、滞納対策の強化や関係機関等との連携をより深め、さらなる回収に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(財政運営担当分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成24年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 個人県民税対策</p> <p>① 個人住民税特別滞納整理班の取組</p> <p>平成22年度より、税収確保課内に設置した個人住民税特別滞納整理班に市町職員を受け入れるとともに滞納案件も引き受け、県・市町が連携して地方税法第48条による個人住民税の直接徴収を実施しています。</p> <p>【同班の体制】</p> <p>個人住民税の滞納整理を進めるため、税収確保課と紀州県税事務所に設置。</p> <p>リーダー：税収確保課長</p> <p>スタッフ：副課長1名、県職員5名、市町派遣職員9名 (うち紀州県税事務所駐在：県職員1名、市町派遣職員3名)</p> <p>【実施期間】</p> <p>平成24年4月～ ※市町派遣職員の受入期間は6か月～1年間</p> <p>【実施方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税法第48条の徴取引継(県による直接徴収)を活用。 ・市町から同班に職員を受け入れ、県と市町の連携により個人住民税の滞納整理を実施。 ・滞納整理に精通した県職員を配置し、県がこれまで蓄積してきた滞納整理のノウハウを市町職員と共有。 ・一か所で集中して大量・組織的に滞納整理。 <p>② 個人住民税特別徴収の加入促進</p> <p>納税者の利便性や収入未済額縮減の観点から、企業等が従業員等の個人住民税を一括して市町に支払う「特別徴収」への加入を進める個人住民税特別徴収加入促進研究会を平成21年度に設置し、県・市町が連携して、県内全事業所に対し、特別徴収の法的要件について周知徹底を図りました。</p> <p>また、個人住民税特別徴収加入促進研究会において、平成26年度から個人住民税の特別徴収義務者の一斉指定を県内全市町と三重県が連携し開始することとなりました。</p> <p>③ 県税職員研修への市町職員の参加受入</p> <p>県税職員研修への市町職員の参加受け入れを行い徴収技術の向上を図りました。</p> <p>(2) 高額滞納者等に対する差押、公売などの滞納処分をより一層強化するため、税収確保課内の「特別徴収機動班」と各県税事務所が連携して、下記のとおり機動的に滞納整理を実施し、県税収入の確保に取り組みました。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 各県税事務所の高額・困難事案に対する指定と差押処分の強化 ② 国税徴収法に基づく滞納者宅等の搜索の実施 ③ 差押不動産・動産のインターネット公売の実施 ④ 県税の納税部門と連携した機動的な徴収 ⑤ その他県税収入の確保及び県税収入未済額縮減対策

⑥ 三重地方税管理回収機構への職員の派遣とその連携

2 取組の成果

(1) 個人県民税対策

- ① 地方税法第48条により県内市町から「個人住民税特別滞納整理班」に個人県民税を含む、個人住民税の徴取引継ぎを受け、滞納整理を行いました。

【平成25年2月末現在の状況】

同班への参加市町数 9市町

引受案件数 2,375人 約7億6,000万円（うち延滞金約2億6,600万円）

処理済（納付・差押・納付約束等、市町予告効果含む）金額

約8億800万円（うち延滞金約2億6,000万円）

徴収金額（市町予告効果含む）

約3億9,900万円（うち延滞金約9,400万円）

- ② 特別徴収加入促進の取り組み実績【平成24年度実績】

・事業所（給与支払者）への文書・ちらしの郵送等による周知 185,476事業所

・関係団体（税理士会等）への訪問による周知 89箇所

・県政だよりみえ11月号及び12月号広報掲載、県ホームページにて内容の周知

・平成21年度から特別徴収に切り替えたことに伴う増収額

（平成25年2月末の推計値） 6億7,000万円

- ③ 県税職員研修への市町職員の参加受入実績【平成24年度実績】

・研修開催5回 市町職員等延べ参加人数 282人

(2) その他の対応状況【平成25年2月末現在の状況】

- ① 高額・困難事案の指定（本税額のほか延滞金等含む） 約1億4,100万円

徴収・差押など処理済額（本税のほか延滞金等含む） 約6,600万円

処理済額のうち徴収額（本税のほか延滞金等含む） 約6,600万円

- ② 国税徴収法に基づく捜索・タイヤロック等実施回数 25回（県税事務所と連携して実施）

- ③ 差押不動産・動産等のインターネット公売の状況

不動産、自動車、動産 15件中 11件落札 約573万円

（うち、11件売却 約573万円）

- ④ 「三重地方税管理回収機構」の徴収状況等

徴収金額：約6億9,500万円、差押処分件数：854件

平成25年度以降（取組予定等）

(1) 個人県民税対策について

引き続き「個人住民税特別滞納整理班」、「個人住民税特別徴収加入促進」の取組み等を実施し、個人県民税対策や市町支援策等について計画的な推進を図ります。

- ① 個人住民税特別滞納整理班の取組

平成24年度を踏まえて、さらに取組みを推進します。

- ② 個人住民税特別徴収加入促進の取組

平成26年度からの全市町による特別徴収義務者の一斉指定に向け、具体的準備を市町と連携して進めます。

- ③ 県税職員研修への市町職員の参加受入

(2) 「特別徴収機動班」と各県税事務所とが連携して、機動的な滞納整理を実施するとともに、差押、捜索やインターネット公売などの滞納処分を引き続き強化し、県税収入の確保に取り組みます。

(3) 「三重地方税管理回収機構」との連携を強化するなど実効性のある税収確保対策を進めるため、同機構へ職員を派遣するなどの支援に取り組みます。

監査の結果															
1 事業の執行に関する意見 (県有財産の有効活用)															
(7) 県有財産の有効活用、施設の適正な維持保全等を図るため、平成24年度から27年度までの4年間を取組期間とする「みえ県有財産利活用方針」を23年度に策定した。これに基づき実施計画、個別財産の利活用計画を年度ごとに策定し、取組を進めることとしている。 課題を有する施設のうち「第2次県有財産利活用計画」(21年度～23年度)において、期間内に課題解決に至らなかった施設を含め、引き続き、県有財産について関係部局等と連携しながら、未利用財産の売却や有効活用等を進められたい。 <p style="text-align: right;">(財政運営担当分野)</p>															
講じた措置															
平成24年度															
1 実施した取組内容															
平成23年度末に策定した「みえ県有財産利活用方針(平成24～27年度)」に基づき県有財産の有効活用を図るため、総務部副部長を座長とし各部局総務課長等を構成員とする「県有財産有効活用等推進会議」を設置し、平成24年度実施計画や個別財産の利活用計画の策定及び計画の進行管理を行いました。 一般競争入札等により未利用の県有財産の積極的な売却を進めるとともに、入札不落の続く財産については、会計規則の改正を行い新たにインターネットオークションによる売却の取組を始めました。															
2 取組の成果															
未利用の県有財産について、一般競争入札の他、新たな手法としてインターネットオークションを活用するなど、積極的な売却に努めた結果、平成24年度未利用財産売却額は、12件、1億682万9千円となり、平成24年度実施計画の売却目標である1億円を達成しました。															
県有財産売却内訳															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数</th> <th>面積</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24</td> <td>12件</td> <td>41,718.35 m²</td> <td>106,829千円</td> </tr> </tbody> </table>				年度	件数	面積	金額	24	12件	41,718.35 m ²	106,829千円				
年度	件数	面積	金額												
24	12件	41,718.35 m ²	106,829千円												
(参考) これまでの利活用計画における売却実績															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>利活用計画</th> <th>件数</th> <th>面積</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1次(H18～H20)</td> <td>33件</td> <td>45,244.66 m²</td> <td>1,101,561千円</td> </tr> <tr> <td>第2次(H21～H23)</td> <td>21件</td> <td>52,233.48 m²</td> <td>651,854千円</td> </tr> </tbody> </table>				利活用計画	件数	面積	金額	第1次(H18～H20)	33件	45,244.66 m ²	1,101,561千円	第2次(H21～H23)	21件	52,233.48 m ²	651,854千円
利活用計画	件数	面積	金額												
第1次(H18～H20)	33件	45,244.66 m ²	1,101,561千円												
第2次(H21～H23)	21件	52,233.48 m ²	651,854千円												
また、「みえ県有財産利活用方針」に基づき、各部局総務課長等を構成員とする「県有財産有効活用等推進会議」を設置し、全庁的な視点で課題を有する財産の選定を行いました。															
平成25年度以降(取組予定等)															
「みえ県有財産利活用方針」に基づき、県有財産有効活用等推進会議において選定された課題を有する財産について、平成25年度個別財産の利活用計画を策定し、未利用県有財産の積極的な売却と有効活用の取組を進めます。															

監査の結果

2 財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

ア 地域機関分

- (ア) 雑入の収入未済額が 39,569 円あるので、今後、その発生防止に努められたい。
(四日市県民センター)
- (イ) 収入事務について、不適切な事務処理が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。
- (1) 窓口収納の現金と納付書の額が一致していなかった。(桑名県税事務所)
- (2) 差押期間が長期にわたり、差押物件の価値が減少している可能性のある物件があった。
(四日市県税事務所)
- (3) 市町から県への個人住民税の払込について、法定期日を過ぎているものがあった。
(四日市県税事務所)
- (4) 納税証明書の交付に際して、本人(代理人)確認の方法が納税証明書交付申請書に記録されていないものがあった。
(四日市県税事務所)
- (5) 窓口収納の現金と納付書の額が一致していなかった。(鈴鹿県税事務所)
- (6) 不動産取得税の徴収猶予期間について、3年と設定すべきところ誤って2年で設定していた。
(津総合県税事務所)
- (7) 不動産取得税の課税について、登記内容の確認誤りにより二重課税となっていた。
(津総合県税事務所)
- (8) 滞納処分の執行停止後に時効が成立し不納欠損処分を行ったものについて、財産調査が不十分なものがあった。
(津総合県税事務所)
- (9) 不動産取得税納税通知書の送付について、同姓同名の納税者に誤って送付していた。
(松阪県税事務所)
- (10) 不動産登記申請書の転記誤りにより、不動産取得税を贈与者に課税した。
(松阪県税事務所)
- (11) 時効成立後の不納欠損処理が遅延していた。(松阪県税事務所)
- (12) 欠損処分整理簿への記載漏れがあった。(松阪県税事務所)
- (13) 県民税利子割の課税事務において、金融機関からの納入申告書の「年月分」、「提出日」欄が記入されていないものがあった。(紀州県税事務所)
- (14) 24年3月分の調定決議の決裁が24年4月分と併せて行われていた。(紀州県税事務所)
- (15) 収入日計表の出納簿登記欄に押印されていないものがあった。(紀州県税事務所)

講じた措置

平成24年度

1 実施した取組内容

ア 地域機関分

(ア) 今回の収入未済2件のうち、1件目は、債務者が4月25日に県外の金融機関で納入したものの、銀行間の決済に時間を要したため、出納閉鎖期日までにシステム上納入扱いとならなかったことから未収金となったものと、2件目は、債務者からは電話で納入済との回答を得ていたものの、実際には納入されておらず5月2日に納入されたものです。

同様の事例が発生しないよう、納入手続に必要な期間を極力確保し、債務者に納入期日までに納付するよう複数回の確認を行うこととしました。(四日市県民センター)

(イ)

(1) 原因究明のため調査を行いました。納税者からの指摘もなく、原因は不明であり、帰属が明らかにならなかったため、年度末に雑入金として収納しました。

再発防止のため、窓口収納における現金収納手順を一部見直し、預かり金額及びつり銭金額の確認回数を増やすとともに、複数職員によるダブルチェックを徹底するようにしました。

その手順、及び現金の取り扱い時の意識について、収納管理担当及び徴収担当の打ち合わせにおいて、あらためて周知徹底を図りました。(桑名県税事務所)

(2) 差押期間が長期にわたる物件については再調査を実施し、換価価値等の有無についての判断を実施しました。(四日市県税事務所)

(3) 各種会議等の場を活用するなどして、関係市町に対して、個人県民税の振込みの法定期日までの納付について申し入れを行いました。(四日市県税事務所)

(4) 納税証明書の交付に際して、本人(代理人)確認の記録を確実にを行うように徹底しました。(四日市県税事務所)

(5) 原因究明のための調査を行いました。納税者からの指摘もなく原因は不明であり、帰属が明らかにならなかったため、年度末に雑入金として収納しました。

再発防止のため、事務所独自で定める窓口収納に関するマニュアルを一部修正して、収納時の複数職員によるチェックをより明確にし、収納に関わる職員に対してマニュアルに基づく研修及びレジ研修を実施しました。(鈴鹿県税事務所)

(6) 土地を取得してから3年以内に、その土地の上に特例適用住宅が新築されることが確実な場合の徴収猶予については、担当者が入力後もう一人の担当者が期間チェックを行うようにしました。(津総合県税事務所)

(7) 過納分について速やかに還付するとともに、今回のような建物の未登記増築部分の面積更正登記を贈与登記と間違えることのないよう、課税実績の確認を徹底し、調査書に課税状況を記入することとしました。(津総合県税事務所)

(8) 執行停止中事案の財産調査(市役所調査、預貯金調査等)をルール化し、年一回組織的に調査を実施するようにしました。(津総合県税事務所)

(9) 納税通知書の封入時は、複数の担当者でチェックを行うこととしました。(松阪県税事務所)

(10) 不動産登記申請書の転記時に再チェックの徹底を行うようにするとともに、再発防止のため課内ミーティングを実施しました。(松阪県税事務所)

(11) 平成23年度以前の時効到来未処理の有無について、全てチェックを行いました。また、平成24年度の時効到来分については、各担当及び課長で複数チェックを行いました。(松阪県税事務所)

(12) 欠損処分整理簿への記載漏れについて記載を行い、欠損処分の書類と整理簿を全てチェックしました。(松阪県税事務所)

(13) 県民税利子割の納入申告書について、「年月分」及び「提出日」の未記入は、該当金融機関に今後記入するよう依頼しました。(紀州県税事務所)

(14) 県民税利子割の調定決議書について、24年3月分の決裁が漏れていたため次月分とまとめて決裁を受けたことが原因であることから、毎月の事務点検(自主的なもの)において確認するとともに、決裁漏れがある場合は速やかに決裁を受けるよう徹底しました。(紀州県税事務所)

(15) 出納員が押印漏れを含む最終チェックを行い、決裁後に担当者に戻った際にも印漏れがないか再度確認することを徹底しました。(紀州県税事務所)

2 取組の成果

ア 地域機関分

- (ア) 現在、同様の収入未済は発生していません。(四日市県民センター)
- (イ)
- (1) 窓口から収納担当者への引き継ぎは、見直された現金収納手順どおりに行われており、その後の収納誤りは発生していません。(桑名県税事務所)
- (2) 不動産差押は継続し、新たに車輛差押し分納させている案件が1件、調査中案件1件、他は差押継続としました。
差押財産の見直しを実施することにより、新たな財産が判明したものについては、差押換えを行うことが出来ました。(四日市県税事務所)
- (3) 特段の事情がない限り、法定期日内に納付されましたが、一部の市町において電算システムの処理上、月初めに休日が重なる月については対応が難しい場合があります。(四日市県税事務所)
- (4) 現在、記録漏れは発生していません。(四日市県税事務所)
- (5) 複数職員によるチェックの徹底により、収納誤りは発生していません。(鈴鹿県税事務所)
- (6)～(8) 現在、同様の事例は発生していません。(津総合県税事務所)
- (9) 複数職員によるチェックの徹底により、誤送付は発生していません。(松阪県税事務所)
- (10) 複数職員によるチェックの徹底により、課税誤りは発生していません。(松阪県税事務所)
- (11) 平成23年度以前の時効到来未処理チェックにおいて、同様な事例が発見されたため、不納欠損処理を行いました。また、複数チェックを行うことにより、不納欠損到来日を確実に把握できるようになり、時効後の速やかな処理ができるようになりました。(松阪県税事務所)
- (12) 現在、欠損処分整理簿への記載漏れは発生していません。(松阪県税事務所)
- (13) 申告内容の税システム入力時に、記入漏れの有無を確認し、適正に処理されています。(紀州県税事務所)
- (14) 毎月の事務点検により確認し、適正に処理されています。(紀州県税事務所)
- (15) 出納員及び収納担当者の確認により、適正に処理されています。(紀州県税事務所)

平成25年度以降（取組予定等）

ア 地域機関分

- (ア) 債務者には納入期日までに納付するよう複数回の確認を行います。(四日市県民センター)
- (イ)
- (1)(5) 引き続き、複数職員によるチェックを行い、収納誤りの防止を図ります。
(桑名県税事務所、鈴鹿県税事務所)
- (2) 引き続き、財産調査や分納状況把握を行うとともに、換価価値の有無について適切に判断を行い、差押換え及び差押解除を実施していきます。(四日市県税事務所)
- (3) 引き続き、法定期日までに納付するように申し入れを行うとともに、期日が過ぎた市町があれば、その都度市町から事情を聞き、遅れることがないようにしていきます。
(四日市県税事務所)
- (4) 記録漏れが発生しないよう、確実に記録するように徹底していきます。(四日市県税事務所)
- (6)(7) 引き続き、チェックを行い適正な事務処理に努めます。(津総合県税事務所)
- (8) 引き続き適正な事務処理に努めます。(津総合県税事務所)
- (9)(10) 今後もチェック態勢を整えることにより、誤送付や課税誤りの発生を防いでいきます。
(松阪県税事務所)
- (11)(12) 今後も適切な事務処理を行うよう徹底します。(松阪県税事務所)
- (13) 県民税利子割の申告書は、記入漏れがないよう確認し、適正な事務処理を行います。
(紀州県税事務所)
- (14) 県民税利子割の調定決議書は、事務点検を確実に実施し、決裁漏れがないよう適正な事務処理を行います。
(紀州県税事務所)
- (15) 収入日計表は、印漏れ等がないよう確認を徹底し、適正な事務処理を行います。
(紀州県税事務所)

部局名 総務部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1) 新任室長等マネジメント研修・課長補佐級昇任時研修等委託において、業務完了前に請求書を受理していた。(行政運営担当分野)</p> <p>(2) 電子計算事務処理業務委託(恩給年金)において、予定価格調書が作成されていなかった。(行政運営担当分野)</p> <p>(3) 東北地区太平洋沖地震職員派遣にかかる宿泊施設使用契約において、契約書に定められた業務実施責任者の書面での報告がされていなかった。(行政運営担当分野)</p> <p>(4) 家屋評価システム保守管理業務委託において、個人情報取扱特記事項が旧基準によるものであった。(財政運営担当分野)</p> <p>(5)(6) 三重県本庁舎合併処理槽余剰汚泥引抜業務委託、津庁舎合併浄化槽汚泥引抜業務委託において、執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。(財政運営担当分野、津県民センター)</p> <p>イ 補助金</p> <p>(1) 三重県職員互助会助成金において、年度末に提出された助成金事業状況報告書により変更交付決定がされており、変更交付申請がされていなかった。(行政運営担当分野)</p> <p>ウ 旅費</p> <p>(1)～(3)、(5)～(9) 東日本大震災現地調査、総務事務にかかる外部人材活用状況他県調査、第26回人権啓発研究集会、軽油引取税調査事務研修会、市場公募債地方債発行団体合同IR説明会、共同発行団体連絡会議、東京税務セミナー・公売コース(基礎)、東京税務セミナー(財産調査コース)、地方公共団体税務職員総務大臣表彰式において、復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。(行政運営担当分野、財政運営担当分野、四日市県税事務所、紀州県税事務所)</p> <p>(4) 全国理数科教育研究大会(教育委員会事務局)において、最も経済的な通常の経路及び方法による出張となっていなかった。(行政運営担当分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成24年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1) 請求書の受領時には、業務委託の進捗状況を確認し、業務委託契約の執行について、不適切な事案が生じることのないよう、適正な事務処理をするよう徹底しました。(行政運営担当分野)</p> <p>(2) 契約準備時には予定価格調書の作成を行い、業務委託事務の処理について、適正に事務処理を行うよう徹底しました。(行政運営担当分野)</p> <p>(3) 契約書に定められた報告事項等について、今後、適正に事務処理をするよう徹底しました。(行政運営担当分野)</p> <p>(4) 現行の出納事務に係る規定等により事務処理をするよう徹底しました。(財政運営担当分野)</p> <p>(5)(6) 今回の事案は、出納局事前検査の対象となる契約であることを失念していたために発生したものです。対象となる契約については、出納局事前検査を必ず受けるよう課内会議等で担当者に周知し、適正に事務を実施するよう徹底しました。(財政運営担当分野、津県民センター)</p> <p>イ 補助金</p> <p>(1) 助成金の交付申請について申請内容に変更があった場合は、適正に処理を行うよう徹底しました。(行政運営担当分野)</p> <p>ウ 旅費</p> <p>(1)～(3)、(5)～(9) 復命書の件名等が総合文書管理システムに登録されていないものについて、速やかに、登録を行うとともに、適正な事務処理について周知徹底しました。(行政運営担当分野、財政運営担当分野、四日市県税事務所、紀州県税事務所)</p> <p>(4) 過払い分について、会計規則に基づき速やかに返納の事務処理を行いました。</p>

(行政運営担当分野)

2 取組の成果

ア 業務委託

- (1) 業務委託契約の執行について、適正な処理に努めています。(行政運営担当分野)
- (2) 適正な事務処理に努めています。(行政運営担当分野)
- (3) 適正な契約事務の処理について、周知徹底しました。(行政運営担当分野)
- (4) システム保守管理業務委託における個人情報取扱特記事項について、適正な内容のものが添付されています。(財政運営担当分野)
- (5) (6) 出納局事前検査の適正な手続が行われるようになりました。
(財政運営担当分野、津県民センター)

イ 補助金

- (1) 三重県職員互助会助成金については、平成23年度で終了しましたが、今後も助成金の交付事務について、適正な事務処理に努めていきます。(行政運営担当分野)

ウ 旅費

- (1)～(3)、(5)～(9) 適正な文書管理が行われるようになりました。
(行政運営担当分野、財政運営担当分野、四日市県税事務所、紀州県税事務所)
- (4) 過払い分について、返納されたことを確認しました。(行政運営担当分野)

平成25年度以降（取組予定等）

ア 業務委託

- (1) 業務委託契約の執行について、不適切な事案が生じることのないよう留意のうえ、適正な事務処理に努めます。(行政運営担当分野)
- (2) (3) (4) 引き続き、適正な事務処理に努めます。(行政運営担当分野、財政運営担当分野)
- (5) (6) 出納局事前検査の対象となる契約について、会計規則等の規定に基づき適正に事務を実施します。
(財政運営担当分野、津県民センター)

イ 補助金

- (1) 助成金の交付事務について、適正な事務処理に努めていきます。(行政運営担当分野)

ウ 旅費

- (1)～(3)、(5)～(9) 復命書等の管理について、引き続き、公文書管理規程に基づき適正に行うよう努めていきます。
(行政運営担当分野、財政運営担当分野、四日市県税事務所、紀州県税事務所)
- (4) 旅費の支給について、引き続き、旅費条例等に基づき適正に執行するよう努めていきます。
(行政運営担当分野)

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 人件費</p> <p>人件費について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 扶養手当の認定に必要な書類が添付されていなかった(1件)。 (2) 住居手当の認定に必要な書類が添付されていなかった(1件)。 (3) 住居手当の事後確認に必要な書類が添付されていなかった(1件)。 (4) 通勤手当の認定に必要な書類が添付されていなかった(1件)。 (5) 通勤手当の通勤距離の認定に誤りがあった(11件)。 (6) 通勤手当の通勤経路の認定に誤りがあった(2件)。 (7) 通勤手当の有料道路利用料金相当額の認定に誤りがあった(1件)。 (8) 通勤経路の変更に伴う通勤手当額変更の事後確認に必要な書類が添付されていなかった(1件)。 (9) 通勤手当の事後確認に必要な書類が添付されていなかった(2件)。 (10) 通勤手当のうち駐車料金相当額として認定した額と支給額に差異があった(1件)。 (11) 通勤手当のバス定期代相当額の認定に誤りがあった(1件)。</p> <p style="text-align: right;">(行政運営担当分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>平成 24 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>監査の指摘を受けた職員の各種手当については、総務事務集中化時に引継ぎを受けた各所属での認定も含めて再審査を行い、認定の適・不適を確認し、不適なものについて以下のとおり修正を行いました。</p> <p>(1) (2) (3) (4) (8) (9)</p> <p>各種手当(扶養手当、住居手当及び通勤手当)の認定に必要な書類及び事後確認書類の不備については、該当職員に必要な証明書類等の提出を求め、手当の支給が適正であることを確認したうえで、書類を整備しました。</p> <p>(5) (6) (7)</p> <p>通勤手当の過払い分について、会計規則に基づき速やかに返納の事務処理を行いました。</p> <p>(10) 通勤手当の未払い分については、速やかに追給の事務処理を行いました。</p> <p>(11) 通勤手当の認定誤りについては、速やかに精算の事務処理を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>各種手当の支給要件の確認や添付する証明書等に留意のうえ、適正な事務処理に努めました。</p> <p>通勤手当の過払い分については、返納されたことを確認しました。</p> <p>通勤手当の未払い分については、追給されたことを確認しました。</p> <p>通勤手当の認定誤りについては、精算されたことを確認しました。</p>
<p><u>平成 25 年度以降(取組予定等)</u></p> <p>各種手当の認定、事後確認について、引き続き、給与条例等に基づき適正に執行するよう努めます。</p>

部局名 総務部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>なお、金品亡失の事案には、紀伊半島大水害により公用車が損傷したものもあった。自然災害発生時における県有物品の保管場所や取扱い等について検討されたい。</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 危険物を収納した容器を貯蔵するにあたって、地震等により容易に転落・転倒等しないよう措置を講じていなかった。(四日市県税事務所)</p> <p>(2) 行政財産の目的外使用許可にかかる管財室長への報告がされていなかった。(伊勢県民センター)</p> <p>イ 金品亡失</p> <p>(1) パソコンの損傷(修理代 145,635 円)(行政運営担当分野)</p> <p>(2)(3) 公用車の損傷(修理代 87,691 円)(修理代 58,065 円)(財政運営担当分野)</p> <p>(4)(5) 紀伊半島大水害による公用車の損傷(修理代 232,260 円)(修理代 179,182 円)(紀州県税事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 危険物を収納した容器を固定されていない木製机の上に置き、収納用のロッカーも転倒防止策が講じられていなかったため、木製机を廃棄してスチール製の書庫に入れ替え、収納用ロッカーとともに、直接、ロッカーと壁をコンクリートネジで固定し、転倒・転落防止等の措置をとりました。(四日市県税事務所)</p> <p>(2) 平成 24 年度当初に目的外使用許可した案件を管財課長に報告しました。(伊勢県民センター)</p> <p>イ 金品亡失</p> <p>(1) パソコンの取扱いについて、飲み物等を付近に置かないよう所属職員に周知しました。</p> <p>また、平成 24 年 5 月 7 日付け出納第 04-14 号の出納長通知並びに同月 28 日付け総務第 04-27 号及び出納第 04-21 号の総務部長及び会計管理者兼出納局長依命通知に併せ、課内打合せ、通知文書の回覧等で注意を喚起することで、財務事務の適正化に向けた法令遵守の意識を一層徹底しました。(行政運営担当分野)</p> <p>(2)(3) 今回の公用車の損傷は点検作業中にフロントガラスのひび割れ等が発見されたものであることから、平成 24 年 9 月 20 日付けで、「集中管理公用車の適正な管理及び使用について」を本庁内各所属等に通知し、交通安全及び事故等の際の速やかな報告を周知しました。(財政運営担当分野)</p> <p>(4)(5) 県熊野庁舎の取組として、浸水の危険があると予測される場合は、各事務所に公用車移動を要請することとしました。(紀州県税事務所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 転倒防止策を実施後、しっかりと固定が行われ、転倒・転落する可能性はなくなりました。(四日市県税事務所)</p> <p>(2) 許可案件を受理した場合には、許可と同時に管財課長への報告を行い適正に処理しています。(伊勢県民センター)</p> <p>イ 金品亡失</p> <p>(1) 現金及び備品等の金品の保管・管理の重要性について職員の自覚を促すことができました。(行政運営担当分野)</p> <p>(2)(3) 各所属への周知徹底を図ったことにより、公用車の安全運転意識や県有財産管理意識が向上しました。(財政運営担当分野)</p>

- (4)(5) 平成24年度において、台風の接近が予測された際には、公用車の東紀州（紀南）広域防災拠点施設への移動を行いました。 (紀州県税事務所)

平成25年度以降（取組予定等）

ア 財産管理状況

- (1) 転倒防止策が実施された結果、転倒・転落する可能性はなくなりました。(四日市県税事務所)
(2) 許可案件があれば、報告漏れがないよう適正に処理します。(伊勢県民センター)

イ 金品亡失

- (1) 職員に財務事務の適正化に向けた法令遵守の意識を徹底するためには、継続的な取り組みが必要であることから、引き続き、意識啓発や注意喚起に取り組んでいきます。
(行政運営担当分野)
(2)(3) 今後も、安全運転の徹底及び、万が一事故等が発生した時の速やかな報告を周知していきます。
(財政運営担当分野)
(4)(5) 県熊野庁舎の取組として、今後も継続していきます。(紀州県税事務所)

部局名 総務部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (5) 事務管理体制 事務管理体制について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 狩猟税証紙出納簿の「受領印」、「所属長等印」欄に押印がされていないものがあった。 (紀州県税事務所)
講じた措置
平成 24 年度 1 実施した取組内容 (1) 狩猟税証紙出納簿の印もれについて、押印を行うとともに、出納簿記帳後速やかに事務処理するよう徹底しました。 2 取組の成果 (1) 平成 24 年度は実績がありませんでしたが、同様な事例があった場合には、出納簿に押印を行うよう周知徹底しました。
平成 25 年度以降（取組予定等） (1) 引き続き、会計規則等を順守し適正な事務処理に努めます。

部局名 総務部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (6) 交通事故 公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。 (1) 物損事故（負担割合：県 20%・相手 80%） （物損額：県 210,170 円・相手 23,507 円） <p style="text-align: right;">(財政運営担当分野)</p>
講じた措置
平成 24 年度 1 実施した取組内容 (1) 物損事故 交通安全意識の向上と集中管理公用車を含む自動車の適切な運行管理について、毎月の課内会議などの機会をとらえて交通安全意識や県有財産管理意識の高揚を図りました。 2 取組の成果 (1) 物損事故 職員の交通安全意識の高揚が図られ、平成 24 年度は公用車の交通事故は発生しておらず、公用車の適切な運行管理が行われています。
平成 25 年度以降（取組予定等） (1) 物損事故 今後とも、課内会議など機会のあるごとに、交通安全意識と適切な自動車の運行管理意識の向上のため、職員への周知徹底を図っていきます。

部局名 総務部

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(7) その他</p> <p>(1) 公益法人制度改革に伴い所管法人に対し支援等を行っているが、平成24年9月30日現在で1法人が未移行となっている。移行期間の終了(25年11月30日)までに移行申請が行われるよう、制度の円滑な運用及び支援に努められたい。</p> <p>また、公益性の認定を行う三重県公益認定等審議会を所管していることから、今後、対象となる特例民法法人が円滑に新制度へ移行できるよう、移行申請に対する速やかな審査と各部局との連携に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(行政運営担当分野)</p>
講じた措置
<p>平成24年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>当部の所管法人である財団法人三重県職員互助会については、平成25年4月1日付けで一般財団法人へ移行を希望しており、移行事務について支援を行いました。(平成24年12月19日付けで三重県公益認定等審議会の答申済み。)</p> <p>また、三重県公益認定等審議会については、各部局からの諮問に応じ10月以降は月2回開催するとともに、事務局として担当者会議等を実施し各部局の移行事務の支援に努めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>財団法人三重県友の会については平成24年7月2日付け、財団法人三重県職員互助会については平成25年4月1日付けで一般財団法人へ移行しました。</p> <p>また、三重県公益認定等審議会の速やかな開催により、特例民法法人が希望する日付けで新制度へ移行できるよう支援しています。</p>
<p>平成25年度以降(取組予定等)</p> <p>移行申請の期限年度となることから、県所管の未移行法人が円滑に移行できるよう、各部局と連携して支援を行っていきます。</p>

部局名 総務部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(7) その他</p> <p>(1) 個人県民税徴収取扱費交付金について市町の請求誤りにより歳出戻入が発生しているため、市町に対して適正に処理されるよう徹底されたい。</p> <p style="text-align: right;">(財政運営担当分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 24 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 個人県民税徴収取扱費交付金の事務処理の精査は、県税事務所を通じて行われるため、県税事務所室長会議を開催して、市町から提出される計算書について県税事務所が精査する項目の確認を行うとともに、市町に対して適正な事務処理を行うことを周知徹底するよう指示しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 再発防止に向けて、税込確保課と県税事務所が連携し、チェック体制を強化していくこととしました。</p> <p>市町への周知については、不適正事案の発生を踏まえて防止策を講じる等、注意喚起を文書にて行うとともに、市町の担当課長が出席する地域税込確保対策会議で徹底することを確認しました。</p> <p>なお、現在まで市町の請求誤りによる歳出戻入事案は発生していません。</p>
<p><u>平成 25 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>(1) 年度当初に開催する地域税込確保対策会議にて周知を図り、継続して市町と県税事務所が連携を密にしていくことで、適正処理を行っていくよう努めます。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (感染症情報システムの構築)</p> <p>(1) 感染症情報システムは、地域の感染症発生状況を監視し、早期に効果的な感染予防策や拡大防止策を講じて、感染症の集団発生を未然に防止するために有用なシステムであり、県においては、感染症対策として、県内全ての保育所、学校等が参加する感染症情報システムの構築を進めているところである。</p> <p>しかし、平成23年度末の参加施設割合は86.7%にとどまっているので、全ての学校等が参加するよう、引き続き、市町教育委員会等と連携して取り組まれない。</p> <p>(健康・安全担当分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>平成24年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 県教育委員会、市町教育委員会等と連携し、学校関係者等に対して、感染症情報システムへの参加に向けた働きかけを行いました。</p> <p>(2) 新たに本システムに参加した施設等に対して、円滑に感染症情報システムが運用できるよう操作説明会を開催しました。(開催回数：6回)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) システムの操作説明会を行った結果、新たに参加した施設において、円滑に感染症情報システムの運用を図ることができました。</p> <p>(2) 本システムへの参加の働きかけを行った結果、県内全公立小中学校が参加し、国公立小中学校、及び県立高校は登録率が100%に達するなど、県内全ての保育所、学校等の参加施設割合は平成23年度末86.7%が平成24年度末95.4%となりました。</p>
<p><u>平成25年度以降(取組予定等)</u></p> <p>(1) システム未登録である61施設(保育所：45、私立幼稚園：7、公立幼稚園：5、私立中学・高校：4)に対し、施設毎に課題や対応方法等を検討し、引き続き、感染症情報システムへの参加に向けた働きかけを行っていきます。</p> <p>(2) 新たに本システムに参加する施設に対しては、引き続き、円滑に感染症情報システムが操作・運用できるよう操作説明会を開催します。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (障がい者の居住支援等)</p> <p>(2) 障がい者が地域で自立した生活を送ることができるようにするため、グループホームやケアホームなどの施設整備の支援に取り組んでいるが、取組の指標である「グループホーム、ケアホームの実利用者数」の平成23年度末の目標数が1,277人に対し、実績は1,026人となっている。</p> <p>障がい者の暮らしの場を確保し、地域への移行を促進するため、引き続きグループホーム等への施設整備の支援に取り組むとともに、重度障がい者のケアホームへの移行支援も含め、幅広い居住の場の提供や昼間における活動の場の充実について、市町や関係部局等と連携して取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(福祉政策担当分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成24年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) グループホーム、ケアホーム（以下「グループホーム等」という。）の整備については、平成24年3月に策定した「みえ障がい者共生社会づくりプラン（平成24～26年度）」において、新たな数値目標を設定して、整備を進めています。</p> <p>平成24年度は、同プランの数値目標である1,063人の障がい者の暮らしの場を確保するため、市町の障害福祉計画との整合を図りながら整備を進めました。</p> <p>(2) 知的障害児施設（4施設）に入所している18歳以上の知的障がい者（加齢児）の地域生活移行を支援するため、各施設に地域の関係機関等と連絡・調整を行うコーディネーターを配置し、移行支援に努めました。</p> <p>(3) 自立（単身）生活を希望する重度障がい者を支援するため、自立生活体験室（アパート）を県で確保し、そこでの体験を通して単身生活への不安を低減させる機会の提供を行うとともに、体験中に必要な介助員について、市町と連携して配置を行いました。</p> <p>(4) 障がい者の日中活動の場の充実を図るため、農林水産部と連携し、就労継続支援（A・B型）等の障害福祉サービスの利用拡充の取組を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) グループホーム等について、2圏域2市3施設（定員22人）の整備を支援しました。 [平成25年1月末現在の実利用者1,054人]</p> <p>(2) 12人の加齢児の地域生活移行を支援しました。</p> <p>(3) 73人／日の重度障がい者が自立生活体験室を利用しました。 [平成25年3月末現在の地域生活移行者累計3人]</p> <p>(4) 福祉事業に参入意向を持つ農業経営体（1団体）や農業分野に参入を考えている福祉事業所（3団体）に対して支援活動を行いました。</p>
<p>平成25年度以降（取組予定等）</p> <p>みえ障がい者共生社会づくりプランの数値目標を達成するため、市町の障害福祉計画との整合を図りながら、グループホーム等の住まいの整備や就労継続支援（A・B型）等の日中活動の場の整備を進めていきます。</p> <p>また、公営住宅のグループホーム等としての活用を促進するため、住宅部局と連携した取組を行っていきます。</p> <p>あわせて、障がい者の地域移行を図るため、知的障害児施設に入所している加齢児の地域移行や自立生活を希望する重度障がい者の支援を継続していきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (医療分野の人材確保)</p> <p>(3) 三重県では、医療分野を担う医師・看護職員等の人材不足や、地域間・診療科目間等の医師の偏在が深刻化してきている。県内の医師・看護職員数は、平成22年末現在の人口10万人当たりの全国順位が医師37位、看護師38位、助産師47位と全国平均を下回り、特に、若手医師の確保が喫緊の課題となっている。</p> <p>新たに設置した三重県地域医療支援センターによる若手医師のキャリア形成や医師不足病院の医師確保の支援を進めることにより医師不足や偏在の解消に努めるとともに、看護職員について、関係機関と連携し人材確保や定着促進のための取組、また、資質向上を図るための取組を充実させ、県民が安心して暮らせる良質な医療サービスの提供体制を確保されたい。</p> <p style="text-align: right;">(医療対策局)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成24年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 医師確保対策では、全国から医師を招へいする無料医師職業紹介事業や病院勤務医負担軽減対策、研修医研修資金貸与制度の運用、医師確保につながる寄附講座の設置支援等の「医師不足の影響を当面緩和する取組」や、医師修学資金貸与制度の運用や研修病院の魅力向上支援、地域医療研修センター等における地域医療教育・研修の充実等の「中長期的な視点に立った取組」を積極的に進めました。</p> <p>(2) 平成24年5月に三重県地域医療支援センターを設置し、修学資金貸与医師等若手医師へのキャリア形成支援と医師不足病院における医師確保支援を一体的に行う仕組みづくりに着手しました。</p> <p>(3) 看護職員の養成と確保を図るため、看護学生等に対して修学資金を貸与するとともに、看護師等養成所への教育体制の強化支援、運営支援を実施し、さらに潜在看護職員に対して、復職支援研修会やナースセンターによる就業相談、斡旋などの再就業支援を実施しました。</p> <p>また、県内の中高校生に対しては、看護職員をめざす動機付けとなるよう、看護の魅力を開発する出前事業や看護体験も行いました。</p> <p>(4) さらに、定着促進の取組として、医療機関に対し、院内保育所の設置運営支援を行うとともに、新人看護職員の研修体制構築に向けた研修経費補助や人材育成を担う責任者等の育成支援を行いました。また、就労環境について、看護職員からの相談に応じる総合相談窓口設置事業を行うほか、医療機関に就労環境改善アドバイザーを派遣し夜勤回数や時間に上限を設定するよう助言するなどして、改善の取組を進めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 「医師不足の影響を当面緩和する取組」では、無料医師職業紹介事業において、25件の問い合わせがあり、8件が成約(常勤4件、非常勤4件)、2件が成約見込(平成24年4月～平成25年3月末まで)となっています。また、病院勤務医負担軽減対策では、8病院(8事業)の取組を支援しています。研修医研修資金貸与制度では、臨床研修医13名、専門研修医4名に新規貸与を行い、貸与者の累計(平成25年3月末現在)がそれぞれ28名、6名となっています。寄附講座の設置支援では、新たに伊賀・名張両市と三重大学との間で寄附講座が開設され、総合診療科、内科等複数診療科の医師が地域の二次救急医療を担う3病院へ派遣されています。</p> <p>「中長期的な視点に立った取組」では、医師修学資金貸与制度において、67名に新規貸与を行い、貸与者の累計が348名(平成25年3月末現在、返還者を除く)に達し、今後段階的に県内で勤務を開始する若手医師の増加が見込まれています。また、臨床研修病院魅力向上支援では、11病院・団体(14事業)を支援し、研修医の受入環境整備を図りました。地域医療研修センター事業では、紀南病院に加えて、新たに町立南伊勢病院、鳥羽市立神島診療所、同桃取診療所の3つを地域医療研修の受入機関として拡充しました。</p> <p>(2) 地域医療支援センターの開設により、卒前教育から専門医の取得に至るまで、三重大学や医療機関等関係機関と連携して取り組む体制の整備がなされました。また、医師の地域や診療科の偏在解</p>

消に向けて、医師不足病院を含む県内複数医療機関をローテーションしながら専門医資格を取得できるようなキャリア支援を行う仕組みづくりを関係機関で共同して取り組むコンセンサスが醸成され、年度後半には、内科、外科、救急科、総合診療の4つの診療領域におけるプログラムの作成に取りかかりました。

- (3) 看護師等養成所への教育体制の強化支援を実施している中で、養成所から定員増の要望があり、東海北陸厚生局へ申請手続き支援を進めてきたところ、平成25年4月から30名の定員増が承認されました。
- (4) 新たに院内保育所を設置する医療機関1箇所の設置を支援し、定着促進に取り組みました。新人看護職員の研修体制構築に向けた研修経費補助や人材育成を担う責任者等の育成支援により、新人看護職員の入職者や研修終了者受講割合が増加し、離職率も低下しました。
また、ナースセンターによる就業相談、斡旋では、登録者860名のうち、427名(3月末現在)の就業者を得て、看護職員の復職につながりました。

平成25年度以降（取組予定等）

- (1) 引き続き、「医師不足の影響を当面緩和する取組」や「中長期的な視点に立った取組」を総合的に展開し、医師確保に向けた環境整備を進めます。
- (2) 三重県地域医療支援センターにおいて、医師需給予測等の基礎調査を行うとともに、より多くの基本診療領域における後期臨床研修プログラムの作成・運用を開始し、医師の地域や診療科の偏在解消に向けた取組を進めます。
- (3) (4) 平成25年度の取組としては、従前の取組に加え、多様な保育ニーズに対応できる院内保育所の充実に向けた支援を行っていきます。
また、働きやすい職場環境づくりをめざし、関係機関と連携し、就労環境改善相談や医療機関へのアドバイザー派遣、研修会の実施などの取組をさらに進めていきます。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (医療体制の整備)</p> <p>(4) 救急医療をはじめとした地域の医療体制の確保が重要な課題となっており、こうした課題の解決のため、国の地域医療再生臨時特例交付金を活用し、三重県地域医療再生計画に基づき、地域医療体制の整備に取り組んでいるところである。</p> <p>当該計画の計画期間が平成25年度に終了することから、各事業主体と連携して、着実に整備事業を推進するとともに、救急搬送や受入が円滑に運用できるよう体制の強化を進められたい。</p> <p>さらに、大規模災害の発生時に備え、東日本大震災を踏まえた「三重県災害医療対応マニュアル」の抜本的な見直しを行い、県内医療関係機関等と連携した災害時における医療体制の充実・強化を図られたい。(医療対策局)</p> <p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 地域医療再生計画（平成 21 年度策定）に基づいて、伊賀地域の病院の機能分担を進め、救急医療体制の強化を図るため、伊賀地域輪番 3 病院（上野総合市民病院、名張市立病院、岡波総合病院）の設備整備に支援を行うとともに、紀勢地域の救急医療体制の確保や高齢者福祉体制の充実を図るため、大台厚生病院と報徳病院の再編に向けた取組を促進しました。</p> <p>(2) 地域医療再生計画（平成 23 年度策定）に基づいて、旧桑名市民病院と旧山本総合病院の再編統合による桑名地域の二次救急医療体制の強化や紀南病院のヘリポート設置を含む病棟建替え、尾鷲総合病院の情報ネットワーク設備の整備などに支援を行いました。</p> <p>(3) 東日本大震災の発生を受け、国の防災基本計画の見直しや新たな被害想定、県地域防災計画の改定、県独自の被害想定策定結果を踏まえるとともに、東日本大震災の医療救護の経験なども参考にしながら、三重県医療審議会災害医療対策部会等の意見を踏まえて、三重県災害医療対応マニュアルについて必要な見直しを行いました。</p> <p>(4) 災害時に地域の医療を守るため、医師、看護師を中心に、災害派遣医療チーム（DMAT）の総合防災訓練参加や災害看護研修など、災害時の対応について訓練・研修を行いました。</p> <p>(5) 大規模災害時に地域の医療提供の拠点となる災害拠点病院及び二次救急医療機関の耐震化の整備を進めました。（2 病院の耐震化が完了）</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1)(2) 地域における病院の再編統合や施設設備の整備が促進され、救急医療体制の強化が進みました。</p> <p>(3) 災害時に職員が行う業務内容の手順を整理することができました。</p> <p>(4) 災害医療体制を支える人材育成に一定の成果を得ることができました。</p> <p>(5) 平成 25 年 4 月現在の耐震化率は、災害拠点病院 83.3%（12 病院のうち 10 病院）、二次救急医療機関（災害拠点病院を除く）60.9%（23 病院のうち 14 病院）となっています。</p> <p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1)(2) 各事業主体と連携して、着実に取組を進めることにより、県内各地域における救急医療体制を確保していきます。また、平成 24 年度の国補正予算で積み増しされた地域医療再生基金を活用するため、新たに地域医療再生計画を策定し、医師確保対策、災害医療対策、在宅医療の推進などに取り組めます。</p> <p>(3) 見直し後のマニュアルに基づく実践的な訓練を関係機関と連携して実施するなど、県内医療関係機関等との災害時における医療体制の充実・強化に努めます。</p> <p>(4) 引き続き、災害医療体制を支える人材育成を進めます。</p> <p>(5) 災害拠点病院等の耐震化については、国から交付された医療施設耐震化臨時特例交付金を活用し、計画的に整備を行っていきます。</p>
--

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (がん対策の推進)</p> <p>(5) がんの早期発見につながる「がん検診」の受診率向上のための取組により、三重県の平成22年度のがん検診受診率は乳がん、子宮頸がん、大腸がん、肺がんにおいて全国平均を上回った。しかし、がんは、昭和57年以降、県内における死因の第1位であり、増加傾向にあることから、引き続き、がん対策を推進し、がんの予防やがん検診の受診による早期発見・治療に対する県民の意識の向上を図りたい。 (医療対策局)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成24年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) がん検診受診率向上の取組として、国が平成21年度より5歳刻みの対象年齢に無料のクーポン券を送付する「がん検診推進事業」を実施していますが、無料にかかわらず受診率が伸び悩んでいることから、県では平成23年度、がん検診を促すリーフレット作成や家族や友人からの手紙作戦など、7市町のモデル的ながん検診受診率向上の取組を支援しました。 平成24年度は、同モデル事業を発展させ、未受診者への再受診勧奨(リコール)など、がん予防・早期発見のために県内全市町が実施する全国的な先進事例に基づく取組や市町独自の取組などを支援する取組を立ち上げ、9市町を対象に実施しました。</p> <p>(2) 肝がんについては、肝炎の段階において早期発見と早期治療を図るため、毎年肝臓週間等にあわせポスターや広報紙において、無料の肝炎検査の受診を勧奨しています。 また、治療促進を図るため高額となる肝炎治療の医療費に対し平成20年度から助成を行っています(平成24年度末 公費負担実績累積2,679人)。</p> <p>(3) 喫煙はがんとの因果関係が明らかであることから、たばこ対策として終日禁煙の店舗を、県が「たばこの煙の無いお店」と認定して、受動喫煙対策を進めています。また、毎年5月31日の世界禁煙デーおよび禁煙週間(5月31日から1週間)や市町のイベント等の機会を利用し、県内各地で街頭啓発やパネル展示、リーフレットの配付を行うなど啓発活動に取り組みました。 小学生に対しては、薬物乱用防止教育の一環として、たばこの健康被害について健康教育(出前授業)を行う指導者への支援を行いました。</p> <p>(4) がん予防と栄養に関するリーフレットを作成し、食生活をはじめとした生活習慣の改善について啓発するとともに、野菜不足の改善をめざし、あらゆる機会をとらえ「野菜フル350」を推進しました。また、外食においては「健康づくり応援の店」において、ヘルシーメニューや栄養情報を提供しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 平成23年度に実施したモデル事業では、対象7市町のがん検診無料クーポン利用率は乳がん30.7%(県平均29.9%)、子宮頸がん28.9%(同27.6%)、大腸がん17.8%(同16.1%)といずれも県平均を上回りました。</p> <p>(2) がんによる死亡者数が年々増加するなか、肝がんについては、全国の死亡者数が平成20年以降減少しており、県内の推計患者数も平成20年調査の約4,000人から平成23年度調査の約3,000人まで減少しています。なお、平成23年度の無料肝炎検査の受診者は1,390件でした。</p> <p>(3) 「たばこの煙の無いお店」として登録した店舗数は、平成25年3月末日現在で286店舗となりました。世界禁煙デーおよび禁煙週間に県内約30カ所で啓発活動を行い、多くの県民に禁煙とたばこ対策の重要性などを伝えることができました。また、薬物乱用防止の指導者により小学生約580名に対する健康教育が実施できました。</p> <p>(4) 平成25年2月7日までに、食育研修会8回、食育普及啓発108回を実施し、県民の食生活に対する意識の改善、向上が図られました。また、平成25年3月末日現在「健康づくり応援の店」登録数は、395店舗となっています。</p>
<p>平成25年度以降(取組予定等)</p> <p>(1) 平成24年度に立ち上げたがん予防・早期発見の取組の支援について、全ての市町が取り組んでもらえるよう平成27年度まで4年間の予定で、県内全市町で実施します。平成25年度は、松阪市、</p>

- 桑名市、鈴鹿市、亀山市、鳥羽市、菰野町、多気町、大紀町の8市町が取り組む予定です。
- (2) 肝臓がんの予防については、「肝炎対策コーディネーター事業」により、発症の主な原因であるウイルス性肝炎について、検診の受診促進を行うコーディネーターを養成します。
 - (3) 引き続き、「たばこの煙のないお店」の登録への取り組みや、世界禁煙デーを中心とした啓発活動や関係者への支援を行います。
 - (4) 脂肪やエネルギーの摂り過ぎは、乳がんや大腸がん等との発生と関連があることが知られており、食生活の面からのがん予防について普及啓発を進めます。

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (保育・放課後児童対策等の充実)</p> <p>(6) 平成23年10月1日現在、三重県における保育所待機児童数は324人となっており、そのうち低年齢児が322人と、待機児童のほとんどを占めているため、低年齢児の待機児童の解消に向けた取組の強化が必要である。</p> <p>また、子どもが安心して過ごせる居場所の確保や子育てと仕事の両立支援等の観点から、放課後児童対策はより重要となってきたが、放課後児童クラブまたは放課後児童教室の設置率は82.0%（平成22年度）と全国的にも低位となっている。</p> <p>23年度に実施した「特別保育実態調査」や「放課後児童クラブ保護者ニーズ調査」で明らかとなった地域のニーズや実情、課題について、実施主体である市町や保育関係者等と情報共有を行いながら、保育所や放課後児童クラブの整備等を促進されたい。（子ども・家庭局）</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成24年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 保育サービスの充実について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育を必要とする子どもが保育所に入所できるよう、安心こども基金を活用し、保育所の整備を進めました。 ・ 平成24年7月から9月にかけて29市町を訪問し、各市町の保育の現状、それぞれの地域における特別保育のニーズ等について情報収集し、保育を取り巻く課題について意見交換を行いました。 <p>(2) 放課後児童対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成24年7月から9月にかけて29市町を訪問し、各市町における放課後児童クラブや放課後子ども教室の課題等について意見交換を行いました。 ・ 三重県放課後子どもプラン支援会議を開催し、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置や運営について市町や関係者と連携した取組を進めました。 <p style="text-align: center;">三重県放課後子どもプラン支援会議 平成24年8月27日、平成25年2月22日</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 保育サービスの充実について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成24年度は、安心こども基金を活用し、保育所の創設・増改築（計8か所）により保育所の整備を進め、平成25年4月1日現在、保育所定員は530名増加しました。 ・ 市町と意見交換を行う中で、各市町の特別保育実施に向けての今後の方向性等を確認することができました。 <p>(2) 放課後児童対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全市町担当者と意見交換を行い、放課後児童クラブが未設置の小中学校区のうち約2/3が児童数100名未満の小中学校であり、設置にあたっては、児童数が限られ運営が困難であるなどの課題が再確認できました。 ・ 放課後児童クラブは平成24年度10増加し292クラブで、放課後子ども教室は2増加し60教室で実施されています。
<p>平成25年度以降（取組予定等）</p> <p>(1)(2) 平成27年度の子ども・子育て支援新制度の本格的な施行に向けて、国の策定する基本指針を受け、市町が、保育・教育の需給調査・把握を行い、子ども・子育て支援事業計画を策定するとともに、県は、市町の計画を重層的に支える子ども子育て支援事業支援計画を策定することになります。</p> <p>今後、県は、市町に対する必要な情報提供、市町との十分な情報共有等を図り、保育サービスの充実および地域の実情やニーズに応じた放課後児童クラブの設置の促進が図られるよう、円滑な新制度移行に向けて取り組んでいきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (児童虐待の防止と社会的養護の推進) (7) 児童虐待相談件数は平成 20 年度以降年々増加しており、相談内容も複雑で深刻なものとなってきている。 23 年度に実施した児童相談に係る県の市町支援のあり方に関する調査の結果を踏まえ、市町との定期的協議や市町の実情に応じた支援を行うなど、児童相談体制の強化に向けた取組をより一層推進されたい。 さらに、このような状況の下、児童虐待の早期発見や未然防止のため、一層、母子保健等の関係機関との連携を強化し、児童虐待対応の一体的な取組を推進するとともに、要保護児童の生活環境の向上や自立支援のための取組を推進されたい。 (子ども・家庭局)</p> <p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 児童虐待の防止 平成 23 年度に実施した児童相談に係る「県の市町支援のあり方検討」に関する調査において策定した「児童相談体制強化確認表 (※)」をツールとして、児童相談体制の強化、課題解決に向け、児童相談所と各市町との間での定期的協議を実施しました。(全市町を対象に年 2 回実施) また、各児童相談所管内で、児童相談所と警察署や県・市町教育委員会との連携を強化するための連絡会議を開催しました。(5 回開催) さらに、母子保健分野における虐待予防の人材育成として、県医師会等と連携し、保健師・助産師、関係 N P O 等を対象とする研修 (2 回) や、市町及び県の母子保健担当者及び児童福祉関係者を対象にスーパーバイザーを迎えて困難事例検討会 (2 ブロック各 4 回) を実施するとともに、母子保健等関係機関も構成員である市町要保護児童対策地域協議会 (以下、「市町要対協」という。) の活性化を図るため、市町要対協の運営やケースマネジメント等に関して専門的知識を有するアドバイザーを派遣しました。 (※) 児童相談体制強化確認表：市町ごとに児童相談体制の現状と課題を抽出した表。</p> <p>(2) 社会的養護の推進 県内児童福祉施設の関係者の参加を得て、家庭的養護の充実に向けた「三重県社会的養護のあり方検討会」を開催するとともに、要保護児童の生活環境の向上として、児童養護施設の小規模ケア整備への補助や、自立支援に向けた入所児童 (小学生) への学習支援等を実施しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 児童虐待の防止 各市町との定期的協議に基づき、児童相談体制の強化・改善に向けた具体的な取組目標を設定し、市町の取組を支援することにより、市町の体制強化を促しました。 また、市町要対協への専門的知識を有するアドバイザーの派遣により、効果的な運営や虐待事例への的確な対応につながりました。 さらに、母子保健分野における虐待予防の研修の実施により、関係者等の意識の向上や児童福祉関係機関との連携強化につながったほか、警察署や教育委員会との連絡会議において、立入調査等の実務訓練や意見交換を実施することにより、実践的な対応の理解や各機関間の緊密な連携につながりました。</p> <p>(2) 社会的養護の推進 「三重県社会的養護のあり方検討会」の開催により、各関係者が家庭的養護の推進への意識の向上を図り、取組方向について一定の理解を得ました。 また、児童養護施設入所児童 (小学生) に対する学習支援により、子どもの学習習慣や社会性、新しいことに取り組む力の習得等、意欲の向上につながりました。</p>

平成 25 年度以降（取組予定等）**(1) 児童虐待の対応**

本庁に「子ども虐待対策監」を設置し、平時の発生予防からリスク発生時の対応を通じた児童虐待における危機管理対応や市町支援を行います。

また、児童相談センターに新たに弁護士等法律の専門家や警察官等を配置し、法的対応や介入型支援等を強化し、児童相談所の相談体制の一層の充実を図るとともに、児童相談所の保健師を増員し、母子保健・精神保健分野の取組と連携し、児童虐待対応力を強化します。

また、児童虐待通告時における初期対応について、一時保護を始めとする援助方針の判断の客観性、的確性を高めるため、アセスメントツールの研究開発に取り組むとともに、本庁、児童相談センター、各児童相談所間でのケース情報の共有化を図るシステムを導入して的確な対応を行います。

さらに、市町の児童相談体制の強化・改善を支援するため、引き続き、「児童相談体制強化確認表」を活用した市町との定期的協議を行うとともに、市町要対協の運営強化やケースマネジメントの向上のため、専門的知識を有するアドバイザーの派遣や、母子保健関係職員も含めた市町職員の一層のスキル向上に向けた研修の充実を図ります。

なお、警察署や教育委員会との連絡会議については、平成 25 年度から市町児童福祉関係者をメンバーに加え、開催する予定です。

(2) 社会的養護の推進

平成 24 年度の「三重県社会的養護のあり方検討会」での議論を踏まえ、各児童福祉施設種別ごとに意見交換会を開催し、施設の小規模ケア化、里親委託の促進及び施設における生活環境の向上等家庭的養護体制の充実を進めるとともに、引き続き、児童養護施設入所児童に対する学習支援等に取り組めます。

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(ア) 母子及び寡婦福祉資金貸付金元利収入等の収入未済額が 503,989,354 円（対前年比 103.3%）あり、前年度と比べ 16,066,504 円増加しているため、「健康福祉部所掌未収金対策会議」等で発生防止等に向けた方策を検討するとともに、研修等で担当職員の納付折衝能力の向上等に取り組み、収入未済額の減少と発生防止に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（福祉政策担当分野、医療対策局、子ども・家庭局）</p>
講じた措置
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 未収債権の取組方針に基づき未収金対策などの会議を開催し、未収金徴収強化月間の設定や具体的な対応策の検討など、所属を挙げて収納促進に取り組みました。</p> <p>ア 適正な債権管理事務の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 部長を会長とする「健康福祉部所掌未収金対策会議」を開催（年2回）し、未収金の発生防止等の方策を検討し、取組を強化しました。 ・ 担当者を対象とした研修会を開催（年1回）し、「債権管理における法律の基礎」について学ぶとともに、関係所属との意見交換を行い、情報共有、適正な債権管理の徹底などを行いました。 <p>イ 未収債権管理事務嘱託員による収納の促進</p> <p>滞納者の自宅等への訪問や関係者からの情報把握を行いました。</p> <p>ウ 母子寡婦福祉資金貸付金の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 償還指導員等による収納の促進 <p style="margin-left: 2em;">未収金対策の強化のためには、早期の滞納者への催告が重要であるため、対象者のリストアップ作業を行ったうえで、電話や文書による督促及び個別訪問などを行い、対策を強化しました。</p> ・ 貸付申請時での厳正な審査と口座振替の推進 <p style="margin-left: 2em;">貸付申請時には、本人をはじめ、児童などの連帯借受人等の関係者の返済意思を確認するなど厳正な審査に努めるとともに、口座振替の推進を行いました。</p> ・ 民間債権回収会社への委託 <p style="margin-left: 2em;">収納促進を図るため、未収金の一部を民間債権回収会社に引き続き委託し、連帯保証人や連帯借受人への対象拡大も行いました。</p> <p>エ その他</p> <p style="margin-left: 2em;">関係所属の担当職員を出納員に任命し、現金収受を可能とすることで訪問徴収を推進するとともに、振込専用口座を設け、県外等在住者の収納を促進しました。</p> <p style="margin-left: 2em;">また、外国人に向け、督促状等の外国語版（英語、スペイン語、ポルトガル語）を活用しました。</p>
<p>2 取組の成果</p> <p>(1) 未収債権管理事務嘱託員は延べ 917 人に対し、自宅等への訪問を行った結果、訪問時に 1,848 千円を収納しました。（平成 25 年 3 月末現在）</p> <p>(2) 母子寡婦福祉資金貸付金の未収金管理の成果として、平成 23 年度末現在で現年度徴収率は 82.81%、過年度徴収率は 7.47%だったところ、平成 25 年 3 月末現在で現年度徴収率 79.88%、過年度徴収率 8.91%となりました。</p> <p style="margin-left: 2em;">また、口座振替率は、72.2%となりました。（平成 25 年 3 月末現在）</p> <p>(3) 母子寡婦福祉資金貸付金の民間債権回収会社への委託については、平成 23 年度徴収額に比べ、67%の増（平成 25 年 3 月末現在）となりました。</p> <p>(4) 過年度の未収金について、上記の取組等の結果 51,135 千円（平成 25 年 3 月末現在）を収納しました。</p>

平成 25 年度以降（取組予定等）

- (1) 「三重県債権管理適正化指針」をふまえ、引き続き未収金の解消に取り組みます。
- (2) 未収債権管理事務嘱託員を引き続き配置し、訪問徴収の強化に努めます。
- (3) 未収金担当者会議や意見交換会等を行い、債権管理の適正な執行を周知徹底します。
- (4) 貸付金において借主が支払い困難な事例について、連帯保証人への催告を継続して実施します。
- (5) 母子寡婦福祉資金貸付金は、引き続き早期滞納者のリストアップ作業を行い、電話や文書による督促、個別訪問を行い、未収金対策の強化を図ります。また、民間債権回収会社への委託を継続して行うとともに、専門的知識のある嘱託員の雇用による収納の促進を図ります。

さらに、母子寡婦福祉資金貸付金システムを平成 25 年度に構築し、本庁及び県福祉事務所での行政サービスの向上を図るとともに、システム化による効率化等によって、未収金対策の強化を促進します。

部局名 健康福祉部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(イ) 収入事務について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 証紙の消込方法が不十分なものがあつた。</p> <p>(2) 証紙の消込方法が不十分なものがあつた。</p> <p>(3) 証紙収入実績報告に誤りがあるものがあつた。</p> <p>(4) 児童扶養手当返還金等に係る督促状の発付がされていないものがあつた。</p> <p>(健康・安全担当分野、福祉政策担当分野、医療対策局、子ども・家庭局)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 24 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 証紙消込を行う者に対して、注意喚起を行うとともに、適正な消込方法を周知しました。</p> <p>(2) 複数職員での確認等、チェック体制の強化に取り組みました。</p> <p>(3) 実際の証紙消印金額を電算上の報告金額とするよう注意しました。</p> <p>(4) 児童扶養手当返還金等の状況を把握するとともに複数担当者によるチェック等を行い、滞納する案件となった場合は、適切に督促状の発付を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 適正な消込を行うことができました。</p> <p>(2) チェック体制の強化を行い、一層適切な会計事務が行われました。</p> <p>(3) これにより、証紙収入実績が適正に報告されるようになりました。</p> <p>(4) チェック体制等の強化により適切な会計事務が行われました。</p>
<p><u>平成 25 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>(1) 年度当初に証紙消込を行う者に対して適正な消込方法を周知します。</p> <p>(2) 引き続き、複数チェック体制を維持し、適切な会計事務を図ります。</p> <p>(3) 証紙収入実績報告が適正に報告できるよう、より一層適切な事務処理に努めます。</p> <p>(4) 複数担当者によるチェック等引き続き適切な事務処理に努めていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>(ア) 収入未済額が 150,399,478 円（対前年比 105.2%）あり、前年度と比べ 7,472,734 円増加しているため、今後も引き続き、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。（各保健福祉事務所、児童相談センター、国児学園、草の実リハビリテーションセンター、小児心療センターあすなろ学園）</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>未収債権の取組方針に基づき、未収金対策の会議などを開催し、未収金徴収強化月間の設定や具体的な対応策の検討など、所属を挙げて収納促進に取り組みました。</p> <p>(1) 適正な債権管理事務の徹底、滞納者の状況把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 部長を会長とする「健康福祉部所掌未収金対策会議」を開催し、未収金の発生防止等の方策を検討し、関係地域機関へ取組強化を求めました。 ・ 担当者を対象とした研修会を開催し、「債権管理における法律の基礎」について学ぶとともに意見交換を行い、取組情報の共有や適正な債権管理の徹底などを行いました。 <p>(2) 本庁に配置した未収債権管理事務嘱託員による収納の促進</p> <p>滞納者の自宅等への訪問や関係者からの情報把握を行いました。</p> <p>(3) 市町担当者等と連携し、滞納者の状況把握に努めました。</p> <p>(4) 所属内の未収金対策会議を開催し情報を共有するとともに、個々の滞納者の生活状況に基づいた徴収方法の検討、方針の策定を行いました。</p> <p>(5) 関係地域機関の担当職員を出納員に任命し、現金收受を可能とすることで訪問徴収を推進するとともに、県外等在住者の収納を促進するため、一部の機関に振込専用口座を設けています。</p> <p>また、外国人に向け、督促状等の外国語版（英語、スペイン語、ポルトガル語）を活用しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 未収債権管理事務嘱託員は延べ161人に対し、自宅等への訪問を行った結果、訪問時に178千円を収納しました。（平成25年3月31日現在）</p> <p>(2) 過年度の未収金について、上記の取組等の結果 6,789 千円を収納しました。</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 「三重県債権管理適正化指針」をふまえ、引き続き未収金の解消に取り組みます。</p> <p>(2) 本庁に配置された未収債権管理事務嘱託員と連携し、電話督促、訪問徴収の強化に努めます。</p> <p>(3) 未収金担当者会議や意見交換会等を行い、債権管理の適正な執行等を周知徹底します。</p> <p>(4) 市町担当者等と連携し、滞納者の状況把握、未収金の徴収に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>(イ) 収入事務について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 未熟児養育費自己負担金に係る督促状の発付がされていないものがあった。</p> <p>(2) 証紙の消込方法が不十分なものがあった。</p> <p>(3) 重症心身障がい児（者）通園事業において、通園児の食事回数を誤って徴収していたため歳入戻出が発生していた。</p> <p>(4) 日毎に行うべきつり銭残高の確認が不十分なことから、つり銭資金保管簿の整理が一部されていなかった。</p> <p>(松阪保健福祉事務所、伊勢保健福祉事務所、草の実リハビリテーションセンター)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 24 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 発付していなかった督促状を送付するとともに、必要な督促状を送付しました。</p> <p>(2) 三重県会計規則に定める「三重県証紙条例施行規則の取扱いについて」を再確認しました。</p> <p>(3) 事業担当課の回数の数え間違いであったため、担当課内で回数の確認を徹底するよう指示し、さらに調定事務担当課においても再度確認を行いました。</p> <p>(4) 毎日確実に確認を行い、つり銭資金保管簿に記載しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 健康福祉部の徴収管理事務取扱要綱に基づき、「納入の督促」の履行に努めました。</p> <p>(2) 平成 24 年度については、適正に処理しました。</p> <p>(3) 回数の確認を徹底することにより、誤りはなくなりました。</p> <p>(4) つり銭資金保管簿の整理が適切に行われるようになりました。</p>
<p><u>平成 25 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>(1) 未収金および滞納者の状況の把握に努め、文書や電話による催告や訪問を行っていきます。また、所内の会議において、収入未済額の推移や催告の状況など、収入事務の進捗について説明を行います。</p> <p>(2) 三重県会計規則に則り、適正な会計事務の執行に努めます。</p> <p>(3) 引き続き複数課による確認を行い、適正な事務処理を行うよう努めます。</p> <p>(4) 引き続き整理もれがないように、適正な事務処理を行うよう努めます。</p>

監査の結果

2 財務等に関する意見

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 委託業務 ◎は特命随意契約

◎(1) 【スキルアップ研修委託】

- ・ 特命随意契約理由が起案に記載されていなかった。 (副部長担当分野)

◎(2) 【三重県社会福祉会館施設管理運営業務委託】

- ・ 予定価格設定に係る積算根拠が明確になっていなかった。 (副部長担当分野)
- ・ 契約書特記事項に定めた個人情報保護責任者等の書面での報告がされていなかった。

◎(3) 【三重県社会福祉会館清掃及び環境衛生管理業務委託】

- ・ 予定価格設定に係る積算根拠が明確になっていなかった。 (副部長担当分野)

◎(4) 【予防接種センター機能推進事業委託】

- ・ 契約書特記事項に定めた個人情報保護責任者等の書面での報告がされていなかった。 (健康・安全担当分野)

◎(5) 【指定事業者等管理システム改修業務委託】

- ・ 執行伺い決裁後の出納局事前検査を行っていなかった。 (福祉政策担当分野)
- ・ 設計書の内訳が添付されていなかった。

◎(6) 【生活保護システムに係る三重県中小システム統合サーバーへの統合業務委託】

- ・ 予定価格設定に係る積算根拠が明確になっていなかった。 (福祉政策担当分野)

◎(7) 【福祉介護人材の確保と定着に関する実態調査事業委託】

- ・ 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。
- ・ 予定価格設定に係る積算根拠が明確になっていなかった。
- ・ 再委託業務の一部について承認手続きがされていなかった。 (福祉政策担当分野)

◎(8) 【シニア社会活動・健康づくり推進事業委託】

- ・ 予定価格設定に係る積算根拠が明確になっていなかった。 (福祉政策担当分野)

◎(9) 【介護認定主治医研修委託】

- ・ 予定価格設定に係る積算根拠が明確になっていなかった。 (福祉政策担当分野)

◎(10) 【広域災害・救急医療情報システム委託】

- ・ 契約書特記事項に定めた個人情報保護責任者等の書面での報告がされていなかった。 (医療対策局)

◎(11) 【平成23年度子ども電話相談業務委託】

- ・ 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (子ども・家庭局)

◎(12) 【乳児健診・相談対応力向上事業委託】

- ・ 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (子ども・家庭局)

◎(13) 【結核接触者健康診断委託】

- ・ 契約書に定めた「個人情報の取扱いに関する特記事項」が添付されていなかった。 (松阪保健福祉事務所)

◎(14) 【糖尿病予防戦略委託事業】

- ・ 契約書に収入印紙が貼付されていなかった。 (伊勢保健福祉事務所)

(15) 【X線撮影装置及びCRシステムの購入(現有機器の解体搬出業務)】

- ・ 業務完了報告書が請負人から提出されていなかった。 (伊勢保健福祉事務所)

(16) 【結核接触者等健康診断実施委託業務】

- ・ 個人情報の適正管理に係る条項が契約書に規定されていなかった。 (伊勢保健福祉事務所)

◎(17) 【平成23年度難病在宅ケア事業委託】

- ・ 個人情報の管理について、「三重県個人情報取扱事務委託基準」の一部改正前の基準(旧基準)に基づき契約していた。 (尾鷲保健福祉事務所)
- ・ 施行伺いがされていなかった。

◎(18) 【産業廃棄物収集・運搬及び処分委託(薬品等・保福事務所)】

- ・一般競争入札の可能性があったにもかかわらず、委託業務に係る事務手続きが遅延したことにより特命随意契約で処理していた。(尾鷲保健福祉事務所)
- ◎(19)【CAP 児童養護施設プログラム実施委託】
 - ・契約書特記事項に定めた個人情報保護責任者等の書面での報告がされていなかった。(児童相談センター)
- ◎(20)【バイオクリーン・バイオセーフティ設備及び排気燃焼装置保守点検業務委託】
 - ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。(保健環境研究所)
- ◎(21)【浄化槽汚泥引抜き業務委託】
 - ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。(女性相談所)
- (22)【平成 23 年度エレベータ保守点検等業務委託】
 - ・施行伺いに随意契約理由及び適用条項が記載されていなかった。
 - ・予定価格設定に係る積算根拠が明確になっていなかった。(草の実リハビリテーションセンター)
- (23)【三重県立草の実リハビリテーションセンター自動ドア保守点検業務委託】
 - ・施行伺いに随意契約理由及び適用条項が記載されていなかった。
 - ・予定価格設定に係る積算根拠が明確になっていなかった。
 - ・契約書の「再委託の制限」に係る条項に反して、保守点検の補助の再委託について認めていた。
 - ・契約書の「従事者の選任」に係る条項に基づく業務責任者の報告が提出されていなかった。
 - ・再委託を承認した業務範囲と実際に行われた業務範囲が異なっていた。(草の実リハビリテーションセンター)

講じた措置

平成 24 年度

1 実施した取組内容

- (1) 該当起案に「特命随意契約理由は別紙のとおり」と明記するとともに、過去の契約内容についても確認を行いました。
- (2)(3) 予定価格の設定にあたり、積算結果に端数処理を行ったため、算出根拠が不明確になったことから、平成 24 年度の委託契約については、端数処理をせず、算出根拠を明確にしました。
- (2) 個人情報保護責任者等については業務計画書に記載されている事項で確認していましたが、個人情報の責任体制等報告書での提出を求め、受領しました。
- (4) 平成 23 年度契約は、個人情報保護責任者等の報告が漏れていましたが、平成 24 年度契約においては、契約時に提出されており、書面報告がされているかどうかについて確認することを徹底しました。
- (5) 執行伺い決裁後、必要なものについては出納局の事前検査を受けるとともに設計書については内訳書の添付を行いました。また、「三重県出納局検査要領」の「事前検査後のチェックリスト」を活用し、事前に契約事務内容のチェックを行いました。
- (6) 過去の実績等の書類を適切に保存し、予定価格設定に係る積算根拠を明確にするよう、所属内で意識の共有を図りました。
- (7) 事前検査が適切に行われるよう、また、予定価格に係る積算根拠を明確にするよう所属内で意識の共有を図りました。再委託業務の承認手続きについては、適切に行われるよう委託業者への指導を行いました。
- (8)(9) 予定価格の積算根拠を明確にし、予定価格は税込み価格で記載しました。
- (10) 複数職員での確認等、チェック体制の強化に取り組みました。
- (11)(12) 特命随意契約については、複数職員で確認後、必要なものについては出納局の事前検査を受けました。
- (13) 今後契約する場合は、個人情報保護に関する事項を記載した契約書により契約することとしました。
- (14) 契約の相手方には税法上、収入印紙の貼付が必要であることを伝えました。
- (15) 履行確認の際、契約書に記載された方法を執っていなかったため、契約内容の確認をするともにその内容を遵守するように努めました。
- (16) 業務を委託等する場合は、個人情報を含む契約であるかどうか精査します。
- (17) 所内課長会議で委託契約等を行う場合の手順と流れについての情報伝達を行いました。その後、職員への周知も図り、契約手続きについての漏れや誤りが無いように啓発しました。

- (18) 所内課長会議で委託契約等を行う場合の手順と流れについての情報伝達を行い、特命随意契約が出来る場合の条件等についての指導も行った。その後、職員への周知も図り、契約手続きについての漏れや誤りが無いように啓発しました。
- (19) 契約書特記事項に定めた個人情報保護責任者等の書面での報告がされていなかったため、契約内容の確認と遵守を徹底するとともに、提出漏れの防止に努めました。
- (20) 複数職員での確認等、チェック体制の強化に取り組みました。
- (21) 執行伺い決裁後は、出納局の事前検査の要否を確認し、必要なものは事前検査を受けました。
- (22) (23) 随意契約理由及び適用条項の記載漏れ防止、ならびに予定価格の設定根拠を明確にするよう努めました。
- (23) 再委託について、入札公告の段階において仕様書、契約書（案）で明確にするるとともに落札業者へも説明を行いました。また、従事者の選任の届が必要な場合は、その報告の提出を確認するように努めました。

2 取組の成果

- (1) 過去の起案においても同様の記載漏れが1件確認されましたので、その契約理由を明確にしました。
- (2) (3) 予定価格の積算根拠を明確にすることができました。
- (2) 契約書に定めている徴取が必要な書類について、適正に処理することができました。
- (4) 契約時に個人情報保護責任者等の報告書が提出されました。
- (5) 上記取組により、適切な会計事務に努めました。
- (6) 過去の実績等の書類を適切に保存し、予定価格設定に係る積算根拠を明らかにしています。
- (7) 所属内で意識の共有を図ることにより、事前検査や予定価格の設定等について適切な事務処理が行われています。
- (8) (9) 予定価格の積算根拠を明確にすることができました。
- (10) チェック体制の強化を行い、一層適切な会計事務が行われています。
- (11) (12) (20) チェック体制の強化を行い、一層適切な会計事務を行うことができました。
- (13) 所内においても個人情報を取り扱う際の注意事項、契約書等の作成方法を周知しました。
- (14) 契約書に印紙税法に基づいた収入印紙を添付しました。
- (15) 契約内容の確認とその内容の遵守に努めました。
- (16) 必要な場合は個人情報保護に関する事項を契約書に記載しました。
- (17) その後は施行伺いはきちんと行われており、個人情報取扱事務委託基準の新基準により契約することができました。
- (18) 所内での情報伝達、指導後は適切に契約等を行うことができました。
- (19) 適正な契約事務を行うことができました。
- (21)～(23) 三重県会計規則に基づき適正に会計事務を執行しました。
- (23) 再委託の業務について、適正に行うことができました。

平成25年度以降（取組予定等）

- (1) 平成25年度において、同様の委託契約が必要な場合、予算担当者に合議を行うとともに、随意契約理由の記載漏れ等がないよう、決裁で確認を徹底します。
- (2) (3) 引き続き、予定価格の積算根拠を明確にするよう努めていきます。
- (2) (19) 引き続き、適正な契約事務の執行に努めていきます。
- (4) 契約時に関係書類の一つとして提出させます。
- (5) 引き続き、三重県会計規則を遵守し、適切な会計事務に努めます。
- (6) 引き続き、予定価格設定に係る積算根拠を明確にするよう努めます。
- (7) 引き続き、事前検査や予定価格の設定等について、適切な事務処理が行われるよう努めます。
- (8) (9) 引き続き、予定価格の積算根拠を明確にして適正な契約事務の執行に努めます。
- (10)～(12) (20) 引き続き、複数チェック体制を維持し、適切な会計事務を図ります。
- (13) 所内課長会議で個人情報を扱う際の委託契約について、個人情報の保護のために講ずべき措置の注意事項を周知するとともに、各課長、室長、所長も決裁時に、個人情報の適切な保護管理について確認していきます。
- (14) 印紙税法で定められた課税文書は、収入印紙の貼付を確認いたします。
- (15) 適正な契約事務の執行に努めます。
- (16) 個人情報を含む業務を委託等する場合は、三重県個人情報保護条例、三重県個人情報取扱事務

委託基準、個人情報取扱特記事項等を踏まえ、委託内容により契約書に個人情報保護のための必要な項目を記載します。

(17)(18) 年度当初に契約についての所内での周知、指導を十分に行い、不適切な契約等が発生しないようにチェック体制の強化を図ります。

(21) 事前検査について、適切な事務処理が行われるよう留意し適正な事務処理を行っていきます。

(22)(23) 引き続き、適正な事務処理を行うよう努めます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 補助金</p> <p>(1) 【地域力を活かしたUD活動支援事業補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概算払精算書が、補助対象事業者から提出されていなかった。(副部長担当分野) <p>(2) 【結核健康診断補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付要領等に事前着手を認める補助対象が明記されていなかった。 (健康・安全担当分野) <p>(3) 【三重県角膜・腎臓バンク協会補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付要綱等において、交付申請の取下げ期限が定められていなかった。 ・交付要綱等で特段の定めがないにもかかわらず、交付決定前に事業着手されていた。 (医療対策局)
<p>講じた措置</p> <p>平成24年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 概算払いを行った補助対象事業者から概算払精算書を徴収しました。</p> <p>(2) 交付決定後に事業着手できるよう結核健康診断補助金交付要領の申請時期等の検討を行いました。</p> <p>(3) 三重県角膜・腎臓バンク協会補助金交付要綱を改正し、申請の取下げ期限を明記しました。また、交付決定前の事業着手とならないようバンク協会と調整し、年度当初(4/1)に交付決定ができるよう準備を進めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 三重県会計規則に基づき適切に事務処理を行うことができました。</p> <p>(2) 交付決定後に事業着手できるよう結核健康診断補助金交付要領の改正を行いました。</p> <p>(3) 交付要綱の規定について改めて確認し、申請の取下げ規定と併せて、暴力団排除などの補助金等の交付の条件として必要な規定を整備しました。</p>
<p>平成25年度以降(取組予定等)</p> <p>(1) 引き続き、三重県会計規則を遵守し、適切な会計事務に努めます。</p> <p>(2) 改正後の結核健康診断補助金交付要領により、適正に補助金事業を実施します。</p> <p>(3) 年度当初(4/1)に交付申請及び交付決定を行い、適正な補助金事務の執行に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ウ 旅費</p> <p>(1) 【平成 23 年度都道府県指導監督職員研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復命書の件名等が、総合文書管理システムへ登録されていなかった。 (副部長担当分野) <p>(2) 【ベンチマーキング(パーキングパーミット制度)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復命書に用務時間が記載されていなかった。 (副部長担当分野) <p>(3) 【人権啓発研究集会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (副部長担当分野) <p>(4) 【全国健康福祉祭くまもと大会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復命書に用務の概要、時間等の必要事項が記載されていなかった。 (福祉政策担当分野) <p>(5) 【沖縄「三重の塔」慰霊式】 (福祉政策担当分野)</p> <p>(6) 【第 35 回日本自殺予防学会】 (医療対策局)</p> <p>(7) 【ハンセン病療養所入所者訪問】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (医療対策局) <p>(8) 【都道府県指導監督職員研修(児童福祉施設担当)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復命書に記載された出張期間が誤っていた。 (子ども・家庭局) <p>(9) 【第 44 回公的扶助研究全国セミナー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 ・旅行命令書等に補助事業名が記載されていなかった。 (松阪保健福祉事務所) <p>(10) 【全国保健所長会総会、第 70 回日本公衆衛生学会総会】 (松阪保健福祉事務所)</p> <p>(11) 【全国保健所長会議総会・日本公衆衛生学会】 (伊勢保健福祉事務所)</p> <p>(12) 【東北地方地震対策(被災地保健師派遣支援(健康調査))】 (伊勢保健福祉事務所)</p> <p>(13) 【国立保健医療科学院短期食品衛生監視指導研修】 (伊賀保健福祉事務所)</p> <p>(14) 【薬物乱用防止中堅指導員研修会】 (尾鷲保健福祉事務所)</p> <p>(15) 【全国保健所長会研修会】 (尾鷲保健福祉事務所)</p> <p>(16) 【児童相談所医師専門研修】 (児童相談センター)</p> <p>(17) 【東海・北陸ブロック里親研究大会】 (児童相談センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。
<p>講じた措置</p>
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 簡易決裁により処理され、文書管理システムに入力漏れがあったことから、すべての復命書について確認を行いました。</p> <p>(2) 復命書に用務時間を記載しました。</p> <p>(3)(5)(7) 所属内で、復命書の件名等を総合文書管理システムに登録するよう徹底しました。</p> <p>(4) 宿泊を伴う出張の復命書には、用務の概要及び時間等を記載するよう改めました。</p> <p>(6) 簡易処理用紙による決裁後、総合文書管理システムへの登録が漏れていたことが発生の原因であるため、課内職員間で再発防止策について協議しました。また、総合文書管理システムへの登録漏れを防止するため、簡易処理用紙の使用を廃止し、決裁は全て総合文書管理システム上で行うこととしました。</p> <p>(8) 前日宿泊による旅行命令により研修に出席しましたが、復命書の出張期間を研修の開催日程で記載していました。今後、旅行命令旅行期間と復命書の出張期間を一致させるよう徹底しました。</p>

- (9) (10) 復命書の件名等を総合文書管理システムに必ず登録するとともに、旅行命令書等においても業務内容を明確にするように努めました。
- (11) (12) 復命書を作成した時には、総合文書管理システムに登録しました。
- (13) 当該復命書については、総合文書管理システムに登録しました。また、総合文書管理システムへの登録について、職員に周知徹底を図りました。
- (14) (15) 速やかに総合文書管理システム上の登録を行いました。
- (16) (17) 復命書が、総合文書管理システムに登録されていなかったため、児童相談センター室長・所長会議で、総合文書管理システムへ登録するよう周知しました。また、所属職員に対して、メール及び対面研修により総合文書管理システムの利用について周知しました。

2 取組の成果

- (1) 他にも文書管理システムの入力漏れが発見されましたので、入力を行うとともに、総合文書管理システムの活用を徹底しました。
- (2) 適切に事務処理を行うことができました。
- (3) (5) (7) 所属職員の意識が高まり、適正な事務処理を行いました。
- (4) 用務の概要及び時間等が明確になりました。
- (6) 協議した結果を踏まえ、総合文書管理システムによる決裁を徹底しました。
- (8) チェック体制の強化を行い、一層適切な会計事務を行いました。
- (9) (10) 文書主任研修の伝達を実施し、文書管理の周知徹底を図りました。
- (11) (12) 総合文書管理システムに復命書の簿冊を作成し、登録し易いようにしました。
- (13) 適正な事務処理を行いました。
- (14) (15) 復命後の総合文書管理システムによる登録を行うことへの意識の高揚につながりました。
- (16) (17) 復命書を総合文書管理システムに登録しました。

平成 25 年度以降（取組予定等）

- (1) 文書管理システムによらない簡易処理文書は、原則廃止とし、総合文書管理システムによる起案・供覧等により文書管理をしていくこととします。
- (2) (3) (5) (7) (8) (13) (16) (17) 引き続き、適切な事務処理に努めます。
- (4) 今後も引き続き、宿泊を伴う出張の復命書には、用務の概要及び時間等を記載し適正な事務処理に努めます。
- (6) 引き続き、決裁は、総合文書管理システム上で行うことを課内で徹底し再発防止に努めます。
- (9) (10) 文書管理を周知徹底するため、所内職員に対する文書主任研修の伝達を引き続き実施します。
- (11) (12) 三重県公文書管理規程第 17 条第 4 項に基づき、適正に処理します。
- (14) (15) 年度当初の所内課長会議等で総合文書管理システムによる登録への徹底を伝達し、職員への周知も図り、登録漏れの無いように努めます。

部局名 健康福祉部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 エ 物品等購入 (1) 年度末に集中して物品の購入を行っていた。(国児学園)
講じた措置
平成 24 年度 1 実施した取組内容 (1) 予算執行について、年度末に集中して物品の購入をしていましたが、平成 24 年度については園内の会議において話し合い、前期に執行計画を立てて年度末に集中して物品を購入しないこととしました。 2 取組の成果 (1) 年度末に集中した物品購入のやり方を見直し、前期に物品購入についての執行計画を立て、計画的な物品購入を行いました。
平成 25 年度以降（取組予定等） (1) 引き続き、執行計画を立てたうえで、計画的に物品購入を行うこととし、適正な事務処理を行っていきます。

部局名 健康福祉部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (3) 人件費 人件費について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 保健福祉業務手当の支給額について、誤った額を支給していた。 (児童相談センター)
講じた措置
平成 24 年度 1 実施した取組内容 (1) 当該事例については、すみやかに調査・確認のうえ総務事務センターと調整し、平成 22 年度及び平成 23 年度分の追給額を算出・決定しました。また、該当職員及び所属長に説明し、今後誤った額を請求又は確認決裁しないことの徹底指導を行いました。 2 取組の成果 (1) 平成 24 年 7 月支給給与において、追給額 39,710 円が支給されたことを確認しました。また平成 24 年度は正当額を支給しました。
平成 25 年度以降（取組予定等） (1) 引き続き職員及び所属長である勤務確認者に注意を促し、誤支給のないようにしていきます。

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>なお、金品亡失の事案には、紀伊半島大水害により公用車等が損傷したものもあった。自然災害発生時における県有物品の保管場所や取扱い等について検討されたい。</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 物品表示票が添付されていない備品があった。(副部長担当分野)</p> <p>(2) 廃棄された物品の処分決議が行われていなかった。(健康・安全担当分野)</p> <p>(3) 廃棄された物品の処分決議が行われていなかった。(福祉政策担当分野)</p> <p>(4) 「三重の塔」の慰霊塔が公有財産として登録されていなかった。(福祉政策担当分野)</p> <p>(5) 鎮静・鎮痛注射剤等の薬品の台帳での使用量、残量の記録がされていなかった。 (伊賀保健福祉事務所)</p> <p>(6) 公有財産の異動報告が遅延していた。 (草の実リハビリテーションセンター)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>平成 24 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 新しく作成した公印の備品シールを添付しました。</p> <p>(2) 当該物品の処分決議を行いました。</p> <p>(3) DK パソコンのため、地域連携部に保管転換しました。</p> <p>(1)～(3)使用主任者ごとに一覧表を作成し、備品台帳と現品の照合を行いました。</p> <p>(4) すみやかに、「三重の塔」慰霊塔他の工作物について公有財産登録を行いました。</p> <p>(5) 台帳（動物用医薬品管理台帳）を作成し使用量、残量等を記録しました。</p> <p>(6) 異動報告を期限内に行うよう努めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1)～(3) 備品台帳の整理、備品表示票の添付を行いました。</p> <p>(4) 未登録の公有財産はなくなりました。</p> <p>(5) 動物用医薬品管理台帳により、適正な薬品管理を行いました。</p> <p>(6) 異動報告を期限内に報告しました。</p>
<p><u>平成 25 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>(1)～(3) 引き続き、備品の適正な管理に努めます。</p> <p>(4) 新たに公有財産の増減が発生した場合には、公有財産台帳の記入要領等に添って適正に事務処理を行います。</p> <p>(5) 引き続き、適正な薬品管理に努めます。</p> <p>(6) 引き続き、適正な事務処理に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>なお、金品亡失の事案には、紀伊半島大水害により公用車等が損傷したのもあった。自然災害発生時における県有物品の保管場所や取扱い等について検討されたい。</p> <p>イ 金品亡失</p> <p>(1) 公用車の損傷（修理代 0 円）（副部長担当分野）</p> <p>(2) 公用車の損傷（修理代 107,520 円）（副部長担当分野）</p> <p>(3) 公印の作り直し（公印作成代 10,920 円）（副部長担当分野）</p> <p>(4) パソコンの損傷（修理代 67,830 円）（健康・安全担当分野）</p> <p>(5) パソコンの損傷（廃棄：取得価格 106,162 円）（福祉政策担当分野）</p> <p>(6) パソコンの損傷（修理代 26,040 円）（医療対策局）</p> <p>(7) パソコンの損傷（修理代 26,040 円）（子ども・家庭局）</p> <p>(8) 公用車の損傷（修理代 0 円）（桑名保健福祉事務所）</p> <p>(9) パソコンの損傷（修理代 26,040 円）（鈴鹿保健福祉事務所）</p> <p>(10) 公用車の損傷（修理代 128,016 円）（津保健福祉事務所）</p> <p>(11) 公用車の損傷（修理代 131,113 円）（伊勢保健福祉事務所）</p> <p>(12) 公用車の損傷（修理代 48,720 円）（熊野保健福祉事務所）</p> <p>(13) 紀伊半島大水害による公用車の損傷（修理代 739,515 円）（熊野保健福祉事務所）</p> <p>(14) 紀伊半島大水害による公用車の損傷（修理代 373,799 円）（熊野保健福祉事務所）</p> <p>(15) 紀伊半島大水害による公用車の損傷（修理代 150,435 円）（熊野保健福祉事務所）</p> <p>(16) 紀伊半島大水害による公用車の損傷（廃車：取得価格 1,670,000 円） （熊野保健福祉事務所）</p> <p>(17) 紀伊半島大水害による公用車の損傷（廃車：取得価格 970,000 円） （熊野保健福祉事務所）</p> <p>(18) 紀伊半島大水害による公用車の損傷（廃車：取得価格 741,000 円） （熊野保健福祉事務所）</p> <p>(19) 紀伊半島大水害による公用車の損傷（修理代 374,115 円）（熊野保健福祉事務所）</p> <p>(20) 紀伊半島大水害によるエックス線高電圧発生装置の損傷（廃棄：取得価格 9,527,500 円） （熊野保健福祉事務所）</p> <p>(21) 公用車の損傷（修理代 104,998 円）（児童相談センター）</p> <p>(22) 公用車の損傷（修理代 36,750 円）（障害者相談支援センター）</p> <p>(23) 未利用食材等の盗難（損害額 1,994 円）（草の実リハビリテーションセンター）</p> <p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1)～(3) 所属内でのミーティング等で公有財産の取扱いについて注意喚起を行いました。</p> <p>(4)(5)(7) 職員の不注意によるパソコンの損傷事案が発生したため、所属内での打合せ、グループミーティング等あらゆる機会を通じ、公有財産の適切な管理、取り扱い等について話し合い、公有財産の管理意識の向上に努め、再発防止に取り組みました。</p> <p>(6) 一人一台パソコンについて、キーボードの操作は丁寧に行うこと、パソコン周辺を整理整頓すること等所属職員に注意喚起しました。</p> <p>(8) 全職員の庁内メール、課長会議等で公有財産の取扱いについて注意喚起を行いました。</p> <p>(9) 職員の不注意によるパソコンの損傷事案が発生したため、課長会議等を通じて全職員へ県有財産の適正な管理について注意喚起を行い、再発防止に努めました。</p> <p>(10) 平成 24 年 5 月 28 日付け依命通知（「金品の適正な管理について」）を機会に、改めて職員に対し、金品の適正な保管、管理及び公用車等の運行に伴う交通事故防止について徹底を図りま</p>
--

した。特に運転事故の防止に関しては、こまやかな安全確認やゆとりを持った運行の実施と運転中の注意喚起を推進するとともに、交通安全研修センターや県民センター、健康福祉部が開催する安全運転研修を受講させました。

- (11) グループでのミーティング等の機会を通じて、公用車を使用する職員が乗車の前後に車体に損傷等がないかをチェックし、少しでも異常があれば、管理所属へ報告するよう再確認しました。
- (12) 支柱にクッション材を取り付け、目立たせることで見やすくしました。安全運転講習を実施し、交通安全に関する意識向上に努めました。
- (13)～(19) 土嚢を造り車庫内に保管することで、浸水の恐れがある際にすぐに対応できるようにしました。
- (20) エックス線装置を台の上に設置し、浸水による故障を防ぐ手立てを講じました。
- (21) 公用車の損傷事案が発生しましたため、全職員に児童相談センター所長より、交通安全の注意喚起の指導を行いました。
 - H24. 6. 13 全職員に交通安全対策の徹底を指示
 - H24. 9. 13 各所属長に交通安全対策の指導依頼を指示
 - H24. 9. 20 全職員に交通安全対策の徹底を指示
 - H24. 10. 1 全職員に交通安全対策の徹底を指示
 室長・所長会において、年末年始等の節目に交通安全の注意喚起を行い、公用車の適正な管理取り扱いについて意識の高揚を図りました。
- (22) 駐車中の公用車への接触事故による損傷後、職員（免許を所持しない職員を除く）25名に安全運転意識向上を図るために交通安全研修会へ参加させました。その後、平成23年度末にガードレールへの接触による公用車の損傷事故があったため、平成24年10月に両損傷事故当事者である職員（2名）ほか1名に安全運転研修機会を活用し受講させるとともに、全職員に安全運転啓発資料を回覧して注意喚起を行い公用車の損傷の再発防止に努めました。また、「無事故・無違反チャレンジ123」の取組に1チーム3名が参加しました。
- (23) 調理員業務順守規程及び食材取扱要領を定め、職員間で共有するとともに、その運用に努めました。所内全職員を対象に倫理研修を実施しました。

2 取組の成果

- (1)～(3) 職員の公有財産に対する管理意識が高まり、当該分野の金品亡失件数は減少しました。
- (4) 職員の公有財産に対する管理意識が高まりましたが、平成24年度も当該分野職員によるパソコンの損傷事案が1件発生したことから、県有財産の適正な管理、取り扱いについて一層の徹底を図りました。
- (5)～(7) (9) 職員の公有財産に対する管理意識が高まり、平成24年度は職員の不注意によるパソコンの損傷事案はありません。
- (8) 職員の公有財産に対する管理意識が高まりました。
- (10) 備品等の使用や管理に係る職員の意識が高まりました。今年度は、金品亡失の発生はありません。
- (11) 職員の公有財産の管理意識が高まり、適正な財産管理が行われました。
- (12) 以降、事故は発生していません。
- (13)～(20) 浸水被害が起きていません。
- (21) 交通事故防止に対する職員への注意喚起を行い、公用車の適正な管理、取り扱いについて意識を高めることができました。
- (22) 交通安全研修会に参加することなどにより、県有財産の適正な管理、取り扱いについて意識を高めることができ、その後、公用車の損傷事案はありませんでした。
- (23) 食材の納品から廃棄まで適切に管理することができました。

平成25年度以降（取組予定等）

- (1)～(3) 引き続き、所属内のミーティング等で職員に対し注意喚起を行い、公有財産の適正な管理に努めます。
- (4)～(7) 引き続き、あらゆる機会に職員の公有財産に対する適正な管理について意識の向上を図り、再発防止に努めていきます。
- (8) (9) (11) 引き続き、職員に対し注意喚起を行い、適正な財産管理に努めます。

- (10) 公有財産管理や安全運転意識の意識高揚を図るため、引き続き機会あるごとに職員への注意喚起を行います。
- (12) 事故防止のため、安全運転に関する研修を受講していきます。
- (13)～(19) 土嚢の管理を徹底します。
- (20) エックス線装置に限らず、その他の装置についても浸水により故障の可能性があるものは移動などの措置をとります。
- (21) 引き続き安全運転をこころがけ、交通事故防止を周知徹底し、適正な公用車の管理、取り扱いに努めます。
- (22) 今後も職員に対し、注意喚起を行うとともに、交通安全研修の受講機会に参加を促し、適正な財産管理及び再発防止に努めます。
- (23) 引き続き、適切な食材管理に努めます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 事務管理体制</p> <p>事務管理体制について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1)前渡資金精算書に添付されている領収書の領収日より後に、通帳から出金されているものがあった。(副部長担当分野)</p> <p>(2)前渡資金精算書に添付すべき証拠書類として、領収書等の正本ではなく写しが添付されているものがあった。(副部長担当分野)</p> <p>(3)郵券証紙類について、23 年度年間見込み使用量を誤ったこと等により、23 年度末の在庫枚数が年度使用量と比べ多いものがあった。(桑名保健福祉事務所)</p> <p>(4)一部の許認可関係の決裁文書の件名等が、総合文書管理システムへ登録されていなかった。(伊勢保健福祉事務所)</p> <p>(5)郵券証紙類について、23 年度年間見込み使用量を誤ったこと等により、23 年度末の在庫枚数が年度使用量と比べ多いものがあった。(尾鷲保健福祉事務所)</p> <p>(6)生活保護費の誤払いにより歳出入入を行っていた。(熊野保健福祉事務所)</p> <p>(7)金庫内に使用されていないタクシーチケットが保管されていた。(女性相談所)</p> <p>(8)自己検査が期限内に行われていなかった。(草の実リハビリテーションセンター)</p> <p>(9)常時資金で支出している経費の中で、事前に通常の資金前渡の手続きが可能なものが含まれていた。(草の実リハビリテーションセンター)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 前渡資金が通帳に振り込まれたらすぐに出金するようにしました。</p> <p>(2) 前渡資金精算書に添付すべき証拠書類として、領収書等の正本ではなく写しが添付されていたものについては、領収書等の正本を添付しました。</p> <p>(3) 郵券証紙類については、使用量に応じて計画的に購入するように努めました。</p> <p>(4) 薬事関係起案文書を作成した時には、総合文書管理システムに簡易処理登録しました。</p> <p>(5) 定期監査で指摘後は、年間の使用枚数が極端に少ない 50 円、100 円、200 円、270 円、500 円切手については、手持ちの郵券証紙類の管理のみとし、新たな購入をしないことを事務所方針としました。職員へも上記方針を周知して徹底を図りました。</p> <p>(6) 課内全員がチェックを行うことにより、チェック機能を強化しました。</p> <p>(7) タクシーチケットについては、今後も使用見込がないことから、解約し適正に処分しました。</p> <p>(8) 定められた期限内に自己検査を実施しました。</p> <p>(9) 事前に通常の資金前渡の手続きが可能なうちに出金処理を済ませるように努め、通常の資金前渡が間に合わない緊急かつ予測しがたい支払の件数を減らしました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 前渡資金精算書に添付されている領収書の領収日より後に、通帳から出金することはなくなりました。</p> <p>(2) 前渡資金精算書に添付すべき証拠書類には、領収書等の正本を添付するようになりました。</p> <p>(3) 使用量に応じた在庫枚数となるよう計画的に購入しました。</p> <p>(4) 簡易処理登録の徹底を行い、総合文書管理システムに簿冊を作成し、登録し易いようにしました。</p> <p>(5) 切手の種類が減ることで適切に管理することができました。</p> <p>(6) 誤払いは発生しませんでした。</p> <p>(7) 使用見込のないタクシーチケットは処分し、不必要なものを保管しないようにしました。</p> <p>(8) 定められた期限内に自己検査を実施しました。</p> <p>(9) 常時資金からの支出手続の件数が減少しました。</p>

平成 25 年度以降（取組予定等）

- (1)～(3)(5) 引き続き、適正な管理を行います。
- (4) 三重県公文書管理規程第 17 条第 4 項に基づき、適正に処理します。
- (6) 引き続き、厳しくチェックを行います。
- (7) 今後も、不必要なものについては適正に処分します。
- (8) 今後も引き続き、定められた期限内に自己検査を実施します。
- (9) 今後も引き続き、事前に通常の資金前渡の手続が可能のうちに出金処理を済ませるように努め、通常の資金前渡が間に合わない緊急かつ予測しがたい支払の件数を減らします。

部局名 健康福祉部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (6) 交通事故 公用車の交通事故、特に人身事故も発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。 (健康・安全担当分野、松阪保健福祉事務所、児童相談センター、障害者相談支援センター)
講じた措置
平成 24 年度 1 実施した取組内容 【健康福祉部全体】 <ul style="list-style-type: none">・ 部内幹部職員で構成する課長会議、地域機関長会議などを通じて、機会ある度に交通安全についての注意喚起を行いました。・ 部内の交通事故の状況を取りまとめた「健康福祉部交通事故レポート」を作成し、部内各所属に通知することにより、交通事故の傾向を職員に通知することで、一層の安全運転への意識啓発を図りました。・ 健康福祉部関係職員を対象とした安全運転講習会（延べ2回）を実施し、安全運転意識の向上に努めました。 <p>(健康・安全担当分野) 職員に対して、事故の発生状況を周知するとともに、各グループのミーティングで、交通安全、交通事故防止の注意喚起を行うとともに、交通安全講習会への参加を呼びかけました。</p> <p>(松阪保健福祉事務所) 所内の会議などにおいて、機会ある度に交通安全についての注意喚起を行いました。 交通安全研修を受講して安全意識を高めました。また、公用車で出張する職員には、他の職員が声をかけて相互に事故防止を認識するようにしています。</p> <p>(児童相談センター) 全職員に児童相談センター所長より、交通安全の注意喚起の指導を行いました。 H24. 6. 13 全職員に交通安全対策の徹底を指示 H24. 9. 13 各所属長に交通安全対策の指導依頼を指示 H24. 9. 20 全職員に交通安全対策の徹底を指示 H24. 10. 1 全職員に交通安全対策の徹底を指示 室長・所長会において、年末年始等の節目に交通安全の注意喚起を行いました。</p> <p>(障害者相談支援センター) 駐車中の公用車への接触事故による損傷後、職員（免許を所持しない職員を除く）25名に安全運転意識向上を図るために交通安全研修会へ参加させました。 その後、平成 23 年度末にガードレールへの接触による公用車の損傷事故があったため、平成 24 年 10 月に両損傷事故当事者である職員（2名）ほか1名に安全運転研修機会を活用し受講させるとともに、全職員に安全運転啓発資料を回覧して注意喚起を行い公用車の損傷の再発防止に努めました。 また、「無事故・無違反チャレンジ 123」の取組に1チーム3名が参加しました。</p> 2 取組の成果 【健康福祉部全体】 <ul style="list-style-type: none">・ 研修会の開催を始め様々な取組を通じ、職員の安全意識及び県有財産管理意識を高めました。・ 公用車での事故件数（保健福祉事務所、地域機関含む） 平成 23 年 4 月～平成 24 年 3 月 7 件（負担割合有、自損） 平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月 8 件（ ” ” ）・ 平成 24 年度の公用車による事故（負担割合有、自損）の発生状況は、薬務感染症対策課（1件）、地域福祉国保課（1件）、子どもの育ち推進課（1件）、桑名保健福祉事務所（3件）、松阪保健福祉

事務所（1件）、児童相談センター（各児童相談所含む、1件）の計8件と、平成23年度の7件を上回っています。

【各所属の状況】

- 平成23年度に公用車による事故（負担有、自損）が発生した所属のうち、薬務感染症対策課、松阪保健福祉事務所、児童相談センターについては平成24年度も事故が発生したことから、職員への安全運転意識の高揚について、所属長より所内会議など機会のあるたびに、交通安全についての注意喚起を実施し、また職員が交通安全研修会へ参加するなど、一層の徹底を図りました。

平成25年度以降（取組予定等）

【健康福祉部全体】

- 課長会議、地域機関長会議等を通じて交通安全についての注意喚起を徹底して行うとともに、「交通安全レポート」による全職員への周知や安全運転講習会の実施により安全運転についての意識高揚を図るなど、引き続き交通事故防止等に取り組んでいきます。

【各所属の状況】

- 各所属で、課内会議やミーティング等を通じて、職員の交通安全意識等の高揚を図るとともに、日常的な安全運転の啓発、交通安全講習会への参加等により、交通事故防止等に取り組みます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(7) 特別会計の処理状況</p> <p>三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計</p> <p>(1) 新規外来患者、外来患者総数及び入院患者総数については経営健全化目標数値に至っていないことから、初診待ち患者の円滑な受診に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(小児心療センターあすなろ学園)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 経営健全化目標達成のために、各所属責任者が出席する学園運営会議において、経営健全化数値目標進捗管理表の報告を行い、前月の新規外来患者数や外来患者総数及び入院患者総数や初診予約状況について確認をすることによって、一層の経営健全化への取組理解を求めました。</p> <p>(2) 初診待ち患者の大きな要因としては医師不足の問題があります。平成 23 年度末には、4 名にまで医師数が減少していましたが、平成 24 年度中に 4 名の医師を採用することができました。(平成 24 年 6 月に 1 名、平成 25 年 3 月に 1 名退職により、平成 25 年 4 月 1 日以降は 6 名体制で対応します。)また非常勤医師の確保にも努めています。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 新任医師は、あすなろ学園の治療方針や児童精神科医師としての経験が浅いことにより、着任と同時に新患外来治療にあたるものではないため、チーム医療として入院治療を中心に取り組んでいます。</p> <p>このように取組を進めていますが、2 月末現在で、新規外来患者数は、目標値の 511 人に対し、319 人となっており達成がかなり厳しい状況となっています。また、入院延べ患者数は、目標値の 25,510 人に対し、22,842 人となっており、若干目標値を下回る見込みとなっています。一方、外来延べ患者数は、目標値の 19,457 人に対し、16,059 人となっており、目標の達成は厳しいものの、徐々に改善傾向にあります。</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 医師の採用や非常勤医師の回数を増やすなど、医師確保に努め、引き続き初診待ち患者の解消に向け取り組んでいきます。</p> <p>また、経営健全化目標数値の達成に向けて、引き続き運営会議の場などを活用して取組努力に努めていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(8) その他</p> <p>(1) 公益法人制度改革に伴い所管法人に対し支援等を行っているが、平成24年9月30日現在で42法人が未移行となっている。25年11月30日の移行期間までの移行が円滑に進むよう、制度の円滑な運用及び支援に努められたい。(副部長担当分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成24年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>公益法人制度改革による新制度への移行を支援するため、所管法人を対象に、公益法人会計研修会や移行申請事務説明会を開催しました。なお、会計研修会は、部内関係各課職員も対象に含め、新制度に対する職員の理解を深めました。</p> <p>(1) 研修会 講師 公認会計士</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年5月1日「公益法人会計基準について」 法人参加者 27名 関係各課職員 12名 <p>(2) 移行申請事務説明会 講師 福祉監査課担当者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年5月2日「移行認定申請書の記載方法について（事業）」 対象者 特例民法法人で、公益法人への移行を希望している法人の申請担当者 法人参加者 16名 ・平成24年5月8日「移行認定申請書の記載方法について（会計）」 対象者 特例民法法人で、公益法人への移行を希望している法人の申請担当者 法人参加者 13名 ・平成24年5月10日「移行認可申請書の記載方法について（事業・会計）」 対象者 特例民法法人で、一般法人への移行を希望している法人の申請担当者 法人参加者 42名 <p>また、所管法人が多数であるため、法人が円滑に新制度へ移行できるよう、法人が希望する移行形態及び申請時期等を文書で照会し、移行手続きの進捗段階を明確にした一覧表を作成して、進捗管理を行いました。</p> <p>さらに、来庁相談に対応して助言指導をするだけでなく、電話・メールによる相談も受け、法人の利便を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>相談のあった法人に対し、新公益法人制度への移行について相談支援を行った結果、7法人が公益法人へ、28法人が一般法人へ、それぞれ移行が完了しました。</p>
<p><u>平成25年度以降（取組予定等）</u></p> <p>新公益法人制度への移行については、新会計基準による法人運営が必須であることから、平成25年度においても、全法人を対象にした公益法人会計の研修会を開催します。</p> <p>また、平成25年度に移行手続きを希望した8法人に対して、25年11月までに移行申請手続きが完了するよう、支援を行っていきます。</p> <p>なお、平成24年11月の内閣府からの通知により、平成25年11月までに申請が行われた場合、新公益法人制度への移行は、その年度途中ではなく、新年度（平成26年4月1日）の移行とすることが可能となったところです。</p>

部局名 環境生活部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (私立学校施設の耐震化の推進)</p> <p>(1) 県ではこれまでも私立学校施設の耐震化に取り組んできたが、平成23年度末において耐震化済建物は81棟、耐震診断済建物は87棟であり、耐震化率については87.8%と依然として公立学校よりも9.6ポイント低いものとなっている。</p> <p>南海トラフ巨大地震の発生が危惧されるなか、県では23年度に耐震化に向けた取組計画の調査を未実施学校に対して行うとともに、24年度から私立学校校舎等耐震化整備費補助金を創設している。</p> <p>今後は、毎年度耐震化に向けた取組計画の調査を実施し、同調査結果に基づき学校と連絡を密にして適宜助言等を行い、「みえ県民力ビジョン」に示した耐震化率が着実に達成されるよう取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(副部長担当分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成24年度</p> <p>1 実施した取組内容 未耐震の校舎等が残存している学校法人に対しては取組を促すとともに、耐震化に取り組む学校法人に対しては私立学校校舎等耐震化整備費補助金により助成を行いました。</p> <p>2 取組の成果 平成24年度末の私立学校の耐震化率は89.8%になる見込みであり、選択・集中プログラムにおける平成24年度の耐震化率の計画数値である88.4%を達成する見込みです。</p>
<p>平成25年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き、未耐震の校舎等が残存している学校法人に対しては取組を促すとともに、耐震化に取り組む学校法人に対しては私立学校校舎等耐震化整備費補助金により助成を行い、選択・集中プログラムにおける平成25年度の耐震化率の計画数値である91.6%が達成できるよう取り組みます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (新博物館の整備と歴史的価値のある公文書の利用・引継ぎ)</p> <p>(2) 新博物館の整備については、平成22年3月に県議会において附帯決議がなされ、23年1月に建設工事に着手した。</p> <p>26年春の開館に向けて「県議会における3項目の附帯決議」及び「整備の前提となる7項目」について着実に具体的な対応策を講じられたい。</p> <p>また、新博物館は公文書館機能を兼ね備える予定であるが、開館時に公文書館機能が発揮されるよう、関係部局と連携して、地域機関からの歴史的公文書の引継ぎを進めるとともに、県民等への閲覧方法等を早期に決定し、公文書管理規程に反映されたい。</p> <p style="text-align: right;">(副部長担当分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成24年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 附帯決議について</p> <p>① 認知度の向上 県内各地において、県や市町のもつ広報媒体（県政だより、テレビ、ラジオ等）などを活用した広報、公共施設・交通機関等への看板設置、新聞・雑誌への寄稿、観光施設やイベント会場でのPRなど、自分からアクションを起こさないと情報が入手できない手法だけでなく、受動的に「目や耳に入る」方法を工夫しながら、認知度向上に向けた取組を実施しています。</p> <p>② 県産材の活用 来館者が県産材に触れ、親しみを持てるよう、受付カウンターや学習交流スペースの家具などに県産材を用いることとしているほか、基本展示室に入ってしまうほどの三重の地形模型にも県産の木材を利用することとしています。</p> <p>③ 文化交流ゾーンの形成 図書館と公文書館機能を含めた資料や情報を活用しやすくするための取組や、魅力的で多彩な文化交流ゾーン全体での催しを企画するなど、関係機関等で連携方策を検討しています。</p> <p>(2) 「7項目」について</p> <p>① 県費負担の削減 支出の削減に向けた支出項目及び金額の精査を進めるとともに、新県立博物館の活動と運営にあたっての重要なパートナーである民間企業との連携促進に向け、寄附・協賛といった資金的な協力、展示や各種イベントでの協働、広報や誘客での連携等、さまざまな観点からの連携実現に向け、具体的なメニューをとりまとめました。</p> <p>② 広報体制強化 県民の皆さんに、新県立博物館の概要や取組について知っていただくとともに、個人、団体、企業などさまざまな主体による「みんなで作る博物館」づくりを推進するため、昨年度策定した広報戦略に基づき、広聴広報活動を実施しました。</p> <p>③ 外部有識者による委員会 新県立博物館での活動や運営に関する方針やしくみの構築に向けて、総合的・俯瞰的な助言をいただくために設置した「新三重県立博物館（仮称）経営向上懇話会」を開催し、運営形態に関する考え方等について意見をいただきました。</p> <p>④ 民間の参画による経営基盤確立 支出の削減に向けた支出項目及び金額の精査を進めるとともに、新県立博物館の活動と運営にあたっての重要なパートナーである民間企業との連携促進に向け、寄附・協賛といった資金的な協力、展示や各種イベントでの協働、広報や誘客での連携等、さまざまな観点からの連携実現に向け、具体的なメニューをとりまとめました。（再掲）</p> <p>⑤ 現博物館の解決策 地元自治体である津市の考え方を聞きながら解決策を検討しています。</p> <p>⑥ 自然エネルギーの活用拡大 建築等の整備状況を踏まえ、展開可能な自然エネルギーとして「太陽光発電」及び「風力と</p>

太陽光発電による外構照明」をリストアップし、導入拡大の検討を行いました。

⑦ 金銭価値で示せない影響・効果

学識経験者を交えた勉強会を行っているほか、地域社会への影響・効果を数値等で表すための項目の洗い出しを行うなど、評価と改善の仕組みづくりを進めています。

(3) 公文書館機能について

地域機関からの引継ぎについては、関係課との調整を行い、公文書管理規程を受けた歴史的公文書の選別事務処理要領の改正を検討しました。公文書の公開については、新博物館整備推進プロジェクトチームと文化振興課において県民等への閲覧方法等について検討を進めてきました。

2 取組の成果

(1) 附帯決議について

① 認知度の向上

昨年度作成した「広報戦略」に基づいて、認知度向上に向けた取組を引き続き実施していくこととしています。

② 県産材の活用

来館者が県産材に触れ、親しみを持てるよう、受付カウンターや学習交流スペースの家具などに県産材を用いることとしているほか、基本展示室に入っすぐの三重の地形模型にも県産の木材を利用することとしています。

③ 文化交流ゾーンの形成

上記取組内容のほか、県民の方や県議会からも意見をいただいている、総合文化センターと新県立博物館との間の移動を安全かつスムーズに行うための連絡ブリッジ、道路移設、敷地改良など、周辺環境の整備を行うための整備を進めています。

(2) 「7項目」について

① 県費負担の削減

随時、企業訪問や各種イベントでの周知・依頼を行い、寄附・協賛といった資金的な協力とともにさまざまな形での連携について、民間の参加促進を図ります。

これらの取組成果を元に、平成23年12月に示した収支計画案の精緻化を図り、平成25年度に収支計画を作成し、県費負担2割削減を実現できるよう取り組みます。

② 広報体制強化

新県立博物館の開館時期や取組概要を知っていただくための広報や、館長出張講演会等を通じた博物館に興味を持っていただくための広報を実施するとともに、開館に向けた期待感を醸成するためのイベントや大規模な広報についても実施していきます。

③ 外部有識者による委員会

「新県立博物館の運営形態に関する考え方」「みえ マイ ミュージアム(MMM)プロジェクトの進捗状況」等をテーマに意見の聞き取りを行いました。いただいた意見を踏まえながら、新県立博物館の効果的、効率的な運営に向けた方針や体制の構築を進めていくこととしています。

④ 民間の参画による経営基盤確立

随時、企業訪問や各種イベントでの周知・依頼を行い、寄附・協賛といった資金的な協力とともにさまざまな形での連携について、民間の参加促進を図ります。

これらの取組成果を元に、平成23年12月に示した収支計画案の精緻化を図り、平成25年度に収支計画を作成し、県費負担2割削減を実現できるよう取り組みます。(再掲)

⑤ 現博物館の解決策

地元自治体である津市の考え方を聞きながら解決策を検討しています。

⑥ 自然エネルギーの活用拡大

交流創造エリア屋根上部への太陽光パネル(20kw)及び展示室屋根上部への太陽光パネル(100kw)を設置しました。

⑦ 金銭価値で示せない影響・効果

地域社会への影響・効果を数値等で表すための項目の洗い出しを行う等、評価と改善の仕組みづくりを進めます。

(3) 公文書館機能について

地域機関からの引継ぎを進めるため、歴史的公文書の選別事務処理要領の改正を行いました。公文書の公開については、他県の先行事例を参考に、新博物館整備推進プロジェクトチームと文

化振興課において県民等への閲覧方法等について検討を進めました。

平成 25 年度以降（取組予定等）

「整備を進める前提となる 7 つの項目」と「博物館づくりの 3 つの方向性」については、新県立博物館の活動と運営の仕組みづくりや、展示内容のつくり込みを進める中で反映させていきます。

なお、これらについては、毎年度作成する「新県立博物館の活動と運営」の中で、取組状況を報告することとしています。

公文書館機能については、平成 25 年度前半に地域機関に選別事務処理要領の改正内容の周知を図り、本庁各課の引継ぎ・選別の目処がつく平成 25 年度後半に地域機関からの引継ぎを開始します。

公文書の県民等への閲覧方法等については、関係課と調整しながら検討を進め、考え方を整理したうえで、県民や各部局等への周知を行います。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (人権啓発等の推進)</p> <p>(3) 人権尊重社会の実現に向けて、人権啓発や人権相談等、様々な取組を行っているところであるが、平成23年度においても、依然として人権侵害が発生しており、県の人権相談件数も増加し、また、その手段についてもインターネットを介すなど、より多様化、複雑化してきている。 今後も引き続き、「三重県人権施策基本方針」及び「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」等に基づき、関係機関が専門性を発揮しつつ相互に連携することによって、人権が尊重される社会づくりを推進されたい。</p> <p style="text-align: right;">(人権・社会参画・生活安全担当分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成24年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 2011(平成23)年3月に策定した「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づき、人権尊重社会を実現するための取組を総合的に推進しました。また、人権を取り巻く社会環境が変化していることから、県民の人権意識を把握するため、人権に関する三重県民意識調査を実施しました。</p> <p>(2) 県民一人ひとりが人権課題を自らの問題として考え、行動に移していくことができることを目標として、学校と連携した人権メッセージやポスターの募集、スポーツ組織と連携した啓発イベント、企業と連携した商業施設の展示スペースや各種イベント会場における移動啓発事業を積極的に行うなど、誰もが人権を身近に感じてもらうための取組を実施しました。また、「差別をなくす強調月間」(11月11日～12月10日)を中心に、津地方法務局や三重県人権擁護委員連合会と連携した街頭啓発を実施するとともに、県内各地域において、その地域の特性やニーズに応じた人権啓発を実施していけるよう、市町が行う啓発活動に対して支援を行いました。</p> <p>(3) 人権に関わる相談員の資質向上を図るとともに、相談員相互のネットワーク形成を進めるため、各種相談事業に従事する相談員を対象としたスキルアップ講座や相談員交流会を開催し、情報交換等の場を提供しました。</p> <p>(4) インターネット上の差別的書き込み等に対応するため、モニタリングを実施するとともに、人材育成支援として、モニタリング活動のリーダーを養成する講座を開催しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づき人権施策の推進を図るとともに、前年度の取組をまとめた「年次報告」を作成し、ホームページでの公表や関係機関との情報共有を図ることができました。</p> <p>(2) 「差別をなくす強調月間」を中心に、市町や国等と連携して各種の啓発活動に取り組み、多くの県民に参加をいただきました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権ポスターの募集(参加者数 211校 延べ28,577人) ・人権メッセージの募集(参加者数 延べ1,866人) ・スポーツ組織との連携事業(参加者数 啓発試合3回 延べ1,525人 サッカー教室等 延べ1,049人) ・移動啓発事業(県内12箇所実施) ・街頭啓発等(県内34箇所実施) <p>(3) 「人権に係わる相談員のスキルアップ講座」を開催し、相談員の資質向上を図りました。(参加者数 16講座 延べ990人) また、相談員交流会を開催し、相談員相互のネットワーク形成を進めました。(参加者数 2回 延べ25人)</p> <p>(4) インターネット上の差別的書き込み等に対するモニタリングを実施し、拡散防止のためプロバイダに削除要請を行いました。また、地域が主体となって、インターネット上の人権侵害に適切に対応できる人材を育成しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットモニターリーダー養成講座の開催(参加者数 3回 合計49人)

平成 25 年度以降（取組予定等）

- (1) 人権が尊重される社会を実現していくため、「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づき施策の進捗管理を行うとともに、国や市町等と連携した取組の実施や、庁内各部の横断的な取組を推進します。また、「人権に関する三重県民意識調査」の調査結果の詳細分析を実施し、今後の人権行政推進のために活用するとともに、「三重県人権施策基本方針」の見直しのための基礎データとしても活用します。
- (2) 人権啓発の拠点としての三重県人権センターの利用促進を図るとともに、人権メッセージ・ポスターの募集などの県民参加型の人権啓発事業、スポーツ組織と連携した人権啓発イベント、商業施設の展示スペース等での移動啓発事業などの各種啓発事業を引き続き実施します。また、津地方法務局、三重県人権擁護委員連合会と連携し街頭啓発を実施するとともに、各市町が行う人権啓発活動に支援を行います。
- (3) NPO・民間団体等を含めた各種相談機関の相談員を対象としたスキルアップ講座と相談員交流会を実施します。
- (4) インターネット上にある差別的書き込みに対応するため、ネットモニターリーダー養成講座を開催します。

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (高齢者の交通事故防止対策の強化)</p> <p>(4) 交通事故については、様々な取組により、平成 23 年の人身事故件数は 10,420 件で前年より 855 件減少、負傷者数は 13,813 人で前年より 1,065 人減少、死者数については 95 人で前年より 40 人減と大幅な減少に至っている。</p> <p>しかし、高齢者死者数の割合は漸増し、運転中、同乗中に死亡に至る割合も増加傾向にある。高齢者が関係する交通事故対策に重点を置いた取組について、関係機関等との連携を強め、より一層推進されたい。</p> <p style="text-align: right;">(人権・社会参画・生活安全担当分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 24 年度</p>
<p>1 実施した取組内容</p> <p>第 9 次三重県交通安全計画（計画期間：平成 23～27 年度）に基づき、「子ども」とともに「高齢者の安全確保」を交通安全対策を考える視点の一つとして、交通安全教育や啓発活動等の推進を図りました。主な内容は、次のとおりです。</p> <p>(1) 四季の交通安全運動をはじめ年間を通じた広報啓発活動において「高齢者の交通事故防止」を運動の重点目標の一つと位置づけ、関係機関等と連携して、運動を展開しました。</p> <p>(2) 各地区の指定自動車教習所において、老人クラブで交通安全活動を推進する「交通安全活動指導員（シルバーリーダー）」を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を実施し、シルバーリーダーが地域や老人クラブにおいてより活発に活動できるよう支援を行いました。（18 回実施、311 人受講）</p> <p>(3) 各地域の老人クラブ連合会等との連携のもと、シルバーリーダー連絡会議を開催し、必要な情報の提供、活動に対する助言、指導、提案等を行い、シルバーリーダーが地域において効果的に啓発活動を実施できるよう支援を行いました。（15 回実施）</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 老人クラブを中心に各地域において、交通安全講習会の実施、通学路における交通安全指導の実施、街頭啓発活動の実施など、さまざまな交通安全活動が展開されました。</p> <p>(2) 平成 24 年における交通事故死者数は 95 人で前年と同数でしたが、高齢者の交通事故死者数は 48 人（構成率で 50.5%）となり、前年と比較して 5 人（構成率で 5.3%）減らすことができました。</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p>
<p>(1) 今後、高齢者等の交通事故抑止対策の推進がますます重要となることから、引き続き、関係機関等と連携して、高齢者を中心とした交通弱者の交通事故防止を重点とした交通安全教育及び広報啓発活動を推進します。</p> <p>(2) 老人クラブ会員以外にも高齢者に対する働きかけや、多様な場所での交通安全教育を実施するため、社会福祉協議会などを通じたシルバーリーダーの募集を実施いたします。</p> <p>(3) 参加・体験・実践型の交通安全教育を実施して新しいシルバーリーダーを育成するとともに、現在活動しているシルバーリーダーの資質向上を図るため、連絡会議を開催し、必要な指導方法や情報の提供を行うなど、地域で行う交通安全活動の広がりを支援します。</p> <p style="text-align: center;">(育成人数の目標 300 人以上 18 回実施、連絡会議開催回数：18 回予定)</p>

部局名 環境生活部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (P C B未処理長期保管廃棄物等の処理に関する国等への働きかけの継続) (5) ポリ塩化ビフェニル (P C B) 未処理長期保管廃棄物については、法により平成 28 年 7 月までの処理が義務づけられているが、処理の受皿となる国指定の拠点的处理施設での処理がはかどっていない。 これは同施設での受入体制が整っていないことがその要因であることから、国等に対して円滑な処理について継続的に働きかけを行われない。 (廃棄物対策局)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容 環境省出席のもと開催された平成 24 年度第 1 回 P C B 廃棄物処理に係る東海地区広域協議会において、国指定の拠点的处理施設のうち、安定器等・汚染物の処理施設が整備されている北海道及び北九州の処理施設において、当該地域の理解を得ながら処理施設が未整備である豊田事業エリアの分についても、受入を要請するよう環境省に三重県から要望を行いました。</p> <p>2 取組の成果 P C B 廃棄物の処理に関し、現行の処分の期間 (平成 28 年 7 月まで) 内の処理完了が困難である現状を踏まえ、P C B 特別措置法の処分の期間が平成 39 年 3 月 31 日に延長されました。(平成 24 年 12 月 12 日公布、同日施行) また、国において平成 23 年 10 月に P C B 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会が設置され、P C B 廃棄物の処理に関する課題等の検討がなされ、今後の対応方針が平成 24 年 8 月に報告書として示されたことから、当該報告書や自治体の意見等をもとに、環境省において国指定の拠点的处理施設の在り方を含めた P C B 廃棄物の処理に関する方向性について、検討がなされているところです。</p>
<p>平成 25 年度以降 (取組予定等)</p> <p>P C B 廃棄物の円滑な処理体制が確保されるよう、今後も機会を捉えて環境省に働きかけを継続します。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(ア) 大気汚染常時監視機器購入に係る弁償金の収入未済額が 29,784,153 円（対前年度比皆増）あるので、今後もその収入未済額の減少に努められたい。（環境担当分野）</p> <p>(イ) 専修学校または各種学校入校者補助金返還金等の収入未済額が 261,000 円（対前年度比 93.8%）あり、前年度と比べて 17,000 円減少しているものの、今後もその収入未済額の減少に努められたい。（人権・社会参画・生活安全担当分野）</p> <p>(ウ) 産業廃棄物不適正処理代執行費用等の収入未済額が 2,075,908,836 円（対前年度比 108.9%）あり、前年度と比べて 169,658,157 円増加しているので、今後も引き続き、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。（廃棄物対策局）</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(ア) 平成 24 年 3 月 29 日に損害賠償を求めて訴訟を提起し、現在も継続中です。</p> <p>(イ) 収入未済金の回収に向けて、月 1 回程度債権者宅を訪問するなどにより面談を行い、納付を促しました。</p> <p>(ウ) ① 産業廃棄物不適正処理にかかる行政代執行費用の徴収については、行政代執行法の規定に基づき、国税滞納処分の例により徴収することとなっています。 平成 24 年度においては、国税徴収法に基づき、滞納者（原因者）の財産調査を実施するとともに、預金等の差押を実施しました。 また、滞納者（原因者）との面談などを通じ、分割納付など自主的な納付を求めました。</p> <p>② 平成 22 年度より発生している PCB 事務管理費用 558,627 円については、三重県が民法第 697 条「管理者の管理義務」に定める事務管理を行った際に要した費用です。 当該管理義務者に対しては平成 23 年 3 月 9 日付けで管理義務を通知するとともに、事務管理費用の請求を実施しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(ア) これまで、4 回の期日において、主張、反論等行いました。</p> <p>(イ) 専修学校または各種学校入校者補助金返還金等において 23,000 円納付されました。（残額計 238,000 円 平成 25 年 3 月末現在）</p> <p>(ウ) ① 平成 25 年 3 月末現在で、663,720 円（各事案計）を預金等の差押や自主的な納付により収納しました。</p> <p>② 平成 25 年 3 月末現在において、150,000 円の回収が実現されました。</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>(ア) 引き続き、県の主張が認められるよう、代理人と協力し訴訟を進めます。</p> <p>(イ) 今後も定期的に債権者宅を訪問するなどにより納付を促し、収入未済額の減少に努めます。</p> <p>(ウ) ① 代執行費用の費用求償について、引き続き滞納者（原因者）の財産状況の把握を行い、換価可能資産の差押に努めるとともに、滞納者（原因者）と面談を行い、自主的な納付を行うよう強く指導していきます。</p> <p>② 今後も、当該管理義務者に対して粘り強く事務管理費用の請求を実施していきます。</p>

部局名 環境生活部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (1) 収入に関する事務 イ 地域機関分 (ア) 収入事務について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 現金納付された情報公開文書複写料の収納処理が遅延していた。 (津農林水産商工環境事務所)
講じた措置
平成 24 年度 1 実施した取組内容 平成 23 年 8 月 9 日に情報公開文書手数料を現金で受け入れたが、就業時間終了間近であったため、翌日に収納すべく事務所内の金庫へ保管しました。しかしながら、金庫内に保管する際、通常的位置と違う位置へ保管したため、翌日以降収納を失念し、9 月 30 日に発見し収納するまで金庫内に保管したままとなりました。 再発を防ぐため、現金を受け入れた際は、他職員にも声掛けし情報を共有するとともに金庫内保管位置の徹底を図りました。 また、定期的に財務会計システムにより現金日計表のチェックを行いました。 2 取組の成果 これらの取り組みにより、平成 24 年度においては収納処理の遅延は発生していません。
平成 25 年度以降（取組予定等） 引き続き、他職員への声掛けと金庫内保管位置の徹底を図るとともに、定期的な現金日計表のチェックを行い、適切な事務処理に努めます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1) 【みえ県民交流センター清掃管理等業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格調書が作成されていなかった。 ・ 再委託の実施にあたって、あらかじめ承認手続きがされていなかった。 <p style="text-align: right;">(副部長担当分野)</p> <p>(2) 【三重県環境総合監視システム平成 23 年度機能拡張業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格調書が作成されていなかった。 ・ 契約書に定めた「個人情報の取扱いに関する特記事項」が添付されていなかった。 <p style="text-align: right;">(環境担当分野)</p> <p>(3) 【平成 23 年度産業廃棄物不適正処理事案検証資料作成業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入札指名者内申書の「委託名」及び「委託の施行箇所」欄の記載に誤りがあった。 ・ 個人情報の適正管理に係る条項が契約書に規定されていなかった。 <p style="text-align: right;">(廃棄物対策局)</p> <p>(4) 【不法投棄によるVOC汚染サイトの環境修復技術・評価に関する研究(浄化法開発研究)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 <p style="text-align: right;">(保健環境研究所)</p> <p>(5) 【不法投棄によるVOC汚染サイトの環境修復技術・評価に関する研究(調査法研究)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 <p style="text-align: right;">(保健環境研究所)</p> <p>(6) 【東北関連企画第2回トークライブ(8月21日)業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 執行伺いに契約相手方、随意契約の根拠及び理由が記載されていなかった。 <p style="text-align: right;">(図書館)</p> <p>(7) 【三重県立図書館配送・配本サービス等補助業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報取扱特記事項が旧基準によるものであった。 <p style="text-align: right;">(図書館)</p> <p>(8) 【平成 23 年度図書館所蔵地域新聞デジタル化委託事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報の適正管理に係る条項が契約書に規定されていなかった。 ・ 契約締結における公印使用について、起案文書の「公印・校合」欄に公印取扱主任者、校合者の認印が押印されていなかった。 <p style="text-align: right;">(図書館)</p> <p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) みえ県民交流センター清掃管理業務につきましては、複数年での契約を行っており、平成 20 年度～23 年度にかかる委託契約について予定価格調書が作成されておらず、再委託の実施にあたっての承認手続きがされていなかったものです。なお、平成 24 年度以降分にかかる委託契約については、予定価格調書を作成するとともに、再委託の実施にあたりまして承認手続きを実施しております。</p> <p>(2) 出納局のチェックリストを活用し、契約時に必要な事項を確認することとしました。</p> <p>(3) 「委託名」及び「委託の施行箇所」欄の誤表記については、同様の事例を招かないように、作成時における確認を徹底し、一連の事務処理を適切に行うよう努めました。また、個人情報の適正管理に係る条項が契約書に規定されていなかったことについては、実施業務の内容に応じ、条項を適切に規定し、運用するよう努めました。</p> <p>(4)(5) 複数職員での確認等、チェック体制の強化に取り組みました。</p> <p>(6) 会計事務の適正な執行について、職員に周知徹底しました。</p> <p>また、契約相手方、随意契約の根拠及び理由が記載されていなかった契約については、契約相手方、随意契約の根拠及び理由を明確に記載して、適正な事務処理を行いました。</p> <p>(7) 書類作成時に十分確認して「個人情報取扱特記事項」を添付するよう職員に周知徹底しました。</p> <p>(8) ・ 契約書作成時に「個人情報の適正管理に係る条項」を規定するよう職員に周知徹底しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 三重県事務決裁及び委任規則や三重県公印規則、同取扱規程等の関係法令について平素からの周知に努めるとともに公文書取扱主任者等の役割の徹底を図りました。
--

2 取組の成果

- (1)(2) 以後は適切な委託契約手続きを実施しています。
- (3) 平成24年度において同様の事例は発生しておらず、事務処理の遺漏防止が図られました。
- (4)(5) チェック体制の強化を行い、適切な会計事務の執行に努めています。
- (6) 会計規則に従い適正に処理しています。
- (7) 個人情報取扱事務委託基準、会計規則に従い適正に書類を作成しています。
- (8) ・会計規則に従い適正に書類を作成しています。
・以降は、「公印・校合」もれは発生していません。

平成25年度以降（取組予定等）

- (1) 今後も契約行為を行うに際して予定価格調書の作成を徹底するとともに、再委託の実施が必要な場合には適切な手続きを行います。
- (2) 本年度と同様にチェックリストを活用し、適切な事務を行っていきます。
- (3) 引き続き適正な事務処理の遂行に努めていきます。
- (4)(5) 引き続き、複数チェック体制を維持し、適切な会計事務を図ります。
- (6) 引き続き、会計規則を遵守し適正な処理に努めます。
- (7) 個人情報取扱事務委託基準、会計規則を遵守し、適正な契約事務に努めています。
- (8) ・会計規則を遵守し、適正な契約事務に努めています。
・今後も、再度の発生を防止するため、公文書に関して更なる意識向上に努めます。

部局名 環境生活部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 イ 補助金 (1) 【人権啓発活動推進事業費補助金】 ・ 補助事業等実施状況報告書が提出されていなかった。 (人権センター)
講じた措置
平成 24 年度 1 実施した取組内容 平成 24 年 9 月、三重県補助金等交付規則に従い補助対象市町に対し、補助事業等実施状況報告書の提出を行わせました。 2 取組の成果 全補助対象市町より補助事業等実施状況報告書の提出がありました。また、報告により補助対象事業が適正に執行されていることも確認しました。
平成 25 年度以降（取組予定等） 引き続き、適正な事務処理を行うように努めます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ウ 旅費</p> <p>(1) 【第 66 回全国私立学校審議会連合会総会愛媛大会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (副部長担当分野) <p>(2) 【第 26 回人権啓発研究集会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (副部長担当分野) <p>(3) 【東海・北陸ブロック環境影響評価審査担当者会議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復命書が 1 名分しか作成されていなかった。 ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (環境担当分野) <p>(4) 【東日本大震災状況調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (廃棄物対策局) <p>(5) 【部落解放研究第 45 回全国集会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (津県民センター) <p>(6) 【都道府県旅券事務担当新任者研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (伊勢県民センター) <p>(7) 【部落解放研究第 45 回全国集会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (伊勢県民センター) <p>(8) 【第 26 回人権啓発集会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (伊勢県民センター) <p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1)(2) 復命書の総合文書管理システムへの登録を周知徹底しました。</p> <p>(3) ・ 復命書は、公用文の手引きに記載された「作成上の注意」等に基づき作成し、旅行命令権者等は回議の際にその内容のチェックを行うことを徹底しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合文書管理システムの活用・登録を実施するよう周知徹底しました。 <p>(4) 復命書は、紙決裁で処理したものに決裁後文書登録をしていないものがあつたため、総合文書管理システムでの入力徹底を職員に周知しました。</p> <p>(5) 簡易決裁用紙による復命書の決裁方法を総合文書管理システムによる決裁方法に改め、各課単位で復命書の簿冊に綴ることにしました。</p> <p>(6)～(8) 全職員に対し復命書の件名等の総合文書管理システムへの登録を行うよう周知指導しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1)(2) 復命書の総合文書管理システムへの登録が徹底され、適正な事務処理が図られました。</p> <p>(3) 適正な文書処理が行われ、総合文書管理システムへの登録もれもなくなりました。</p> <p>(4) 総合文書管理システムでの起案作成、登録を行うほか、簡易処理後の文書についても同システムでの登録を徹底しました。</p> <p>(5) 総合文書管理システムによる復命書決裁にしたため、文書の登録漏れがなくなり適正な文書管理を行うことができました。</p> <p>(6)～(8) 復命書の件名等について、総合文書管理システムへの登録が徹底されました。</p> <p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 復命書の総合文書管理システムへの登録を徹底し、適正な事務処理に努めます。</p> <p>(2) 平成 25 年度も、引き続き、総合文書管理システムを使用した、復命書の作成を徹底します。</p> <p>(3) 平成 24 年度に実施した取組内容を継続して実施します。</p>

- (4) 平成 25 年度以降も総合文書管理システムへの登録を行います。
- (5) 平成 24 年度と同様、総合文書管理システムによる復命書決裁を実施し、適正な文書管理に努めます。
- (6)～(8) 新年度に改めて全職員に対し、総合文書管理システムへの登録について周知徹底します。

部局名 環境生活部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 エ 物品等購入 (1) 請求書及び納品書に日付の記載がないものがあった。 (環境担当分野)
講じた措置
平成 24 年度 1 実施した取組内容 納品の際、日付の記載についても確認し、記載がない場合は事業者に記載を求めることとしました。 2 取組の成果 適切に支払い事務を遂行することができました。
平成 25 年度以降（取組予定等） 引き続き、本年度と同様にチェックを行っていきます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 普通財産の貸付契約に係る管財室長への報告がされていなかった。 (副部長担当分野)</p> <p>(2) 公有財産定期報告が期限内に提出されていなかった。 (環境担当分野)</p> <p>(3) 公有財産の異動報告漏れがあった。 (環境担当分野)</p> <p>(4) 「教育財産使用許可（貸付）台帳」が整理されていなかった。 (図書館)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 三重県公有財産規則に定める報告義務について課内で周知を図るとともに、平成 25 年 1 月 28 日付け事務連絡において、総務部管財課長あてに、貸付の報告を行いました。</p> <p>(2) (3) 報告漏れとなっていた財産の異動報告を行いました。</p> <p>(4) 公有財産使用許可（貸付）台帳の記帳、整理が必要なことを担当者及び企画総務課で再確認し、過去にさかのぼり確認整理を実施しました。今後担当者が異動した場合も的確に引き継ぎを実施することを確認しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 当該報告義務について、課内で十分に認識されるとともに、三重県公有財産規則で定める「貸付報告」の未了の状態を解消しました。</p> <p>(2) (3) 公有財産台帳が適正な状況となりました。</p> <p>(4) 整理されていなかった台帳を適切に整理できました。</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 平成 26 年 3 月期の、次期 5 ヶ年の契約更新に向けて、契約締結の伺いとともに、管財課長への貸付報告手続きについても遺漏なく行うよう、課内での注意喚起に努めてまいります。</p> <p>(2) (3) 当該事例があったことを引継書に記載し、担当者で共有し、同様の事例を防止します。</p> <p>(4) 引き続き事務を適切に実施していきます。担当者異動に伴う引き継ぎを確実に実施します。</p>

<p>監査の結果</p>								
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 金品亡失</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">(1) 公用車の損傷（修理代 78,192 円）</td> <td style="text-align: right;">（廃棄物対策局）</td> </tr> <tr> <td>(2) パソコンの損傷（廃棄：取得価格 78,000 円）</td> <td style="text-align: right;">（津県民センター）</td> </tr> <tr> <td>(3) 公用車の損傷（修理代 14,259 円）</td> <td style="text-align: right;">（桑名農政環境事務所）</td> </tr> <tr> <td>(4) 所在不明図書（39 冊、取得価格 63,679 円）</td> <td style="text-align: right;">（図書館）</td> </tr> </table>	(1) 公用車の損傷（修理代 78,192 円）	（廃棄物対策局）	(2) パソコンの損傷（廃棄：取得価格 78,000 円）	（津県民センター）	(3) 公用車の損傷（修理代 14,259 円）	（桑名農政環境事務所）	(4) 所在不明図書（39 冊、取得価格 63,679 円）	（図書館）
(1) 公用車の損傷（修理代 78,192 円）	（廃棄物対策局）							
(2) パソコンの損傷（廃棄：取得価格 78,000 円）	（津県民センター）							
(3) 公用車の損傷（修理代 14,259 円）	（桑名農政環境事務所）							
(4) 所在不明図書（39 冊、取得価格 63,679 円）	（図書館）							
<p>講じた措置</p>								
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 運転前の始業点検や使用後の状況確認の実施について、所属内で周知を図り、公用車の適切な管理を行うよう努めました。 (2) 職員の不注意によるパソコンの損傷事案が発生したため、所属職員に精密機器周辺への注意徹底と県有財産の適正な管理について周知を図りました。 (3) 始業点検の際に、公用車のオイル漏れに気付きました。原因は不明ですが、走行中に、路上の石や落下物等が車体下部に激突、あるいは悪路で車体を底打ち等したことによるものと推察されます。所属職員には、安全運転に努めることは勿論のこと、常に損傷に繋がるようなリスクにも留意し、適切な運行管理に努めるよう周知徹底しました。 (4) 磁気式図書貸出確認装置を出口に設置し、この装置に反応するタトルテープを本に装着することによって、不明図書の防止と抑止に努め適正な管理運営を行っています。 また、利用者の特に多い夏季期間中に館内巡回や館内各所に「貸出未手続きの図書はカバンに入れない」などの周知を行っています。 <p>2 取組の成果</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成 24 年度においては、同様の事例は発生しておりません。 (2) 職員のパソコン等の県有財産に対する注意意識が高まり、平成 24 年度は損傷事案はありませんでした。 (3) 職員の安全意識及び県有財産管理意識が向上しました。 (4) 磁気式図書貸出確認装置導入により導入以前に比較して減少しており、着実に成果を上げています。また、職員に対しても正規の貸出手続きへの意識について喚起しているところです。 								
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成 25 年度以降においても、引き続き公用車の適正な管理に努めていきます。 (2) 今後も職員に対し注意喚起を行い、適正な財産管理に努めます。 (3) 交通事故や不注意による公用車の損傷が生じることがないように、引き続き交通安全及び県有財産の適切な管理について注意喚起を行っていきます。 (4) 磁気式図書貸出確認装置の適正な運用を図るとともに今後とも来館者に対して注意を喚起し不明図書の縮減に努めていきます。 								

部局名 環境生活部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 事務管理体制</p> <p>事務管理体制について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 報償費の事務処理誤りにより歳出戻入を行っていた。 (副部長担当分野)</p> <p>(2) 金庫内に個人所有の郵券証紙が保管されていた。 (人権・社会参画・生活安全担当分野)</p> <p>(3) 郵券証紙類の整理を物品出納簿で行っているが、所属長の押印がされていないものがあった。 (博物館)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 博物館の調査・研究にかかる委員会など、報償費支払対象の方には、公務員の方もいることから、報償費支払の際には、支払可能な方か否かの確認を徹底しました。</p> <p>(2) 金庫内の整理を行い、財産が適正に管理されているか確認を行うよう徹底しました。</p> <p>(3) 月の初日に前月の郵券証紙類出納簿の内容を、1か月分まとめて財務会計システムに反映させることから、その際再度郵券証紙類出納簿に押印漏れ等がないかの確認を徹底しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 事業担当者、経理担当者が確認を行うことにより、適切に事務処理を行いました。</p> <p>(2) 金庫内を整理し、適正な財産管理を図っています。</p> <p>(3) 複数の職員が押印漏れ等の確認を行うことで、適切に事務処理を行いました。</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 引き続き、報償費支払についての要否確認を徹底し、適切に処理するよう努めます。</p> <p>(2) 引き続き、適正な財産管理に努めます。</p> <p>(3) 引き続き、切手等を使用した際は所属長が押印した郵券証紙類出納簿を作成し、適切な管理を行うよう努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 交通事故</p> <p>公用車の交通事故、特に人身事故も発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(1) 自損事故（廃車：取得価格 1,634,900 円）（副部長担当分野）</p> <p>(2) 自損事故（物損額：県 167,317 円）（廃棄物対策局）</p> <p>(3) 自損事故（物損額：県 31,500 円）（尾鷲県民センター）</p> <p>(4) 人身事故（負担割合：県 100%・相手 0%）（物 損 額：県 0 円・相手 0 円）</p> <p>（治療費等：県 0 円・相手 498,260 円）（尾鷲農林水産商工環境事務所）</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 災害支援派遣業務において現場を走行中、左前方のタイヤの破裂により突然ハンドルが左に取られ、電柱へ衝突したものです。当該職員には重大な過失はなかったものと考えられますが、当該職員に対して、公用車の安全運転、県有財産の適正管理について注意喚起を行いました。また、職員が交通安全研修を受講し、安全運転管理及び交通事故防止について、職場内で情報共有を行いました。</p> <p>(2) 公用車の運行管理及び職員の安全意識について、所属内で周知を図り、公用車の適切な管理を行うよう努めました。</p> <p>(3) 安全運転及び交通事故防止について、所内会議等で職員に注意喚起しました。</p> <p>(4) 今回の事故の原因は、公用車で右折する際、右前方の確認が不十分であったため、当該付近を通行していた自転車と接触したものです。</p> <p>当該職員には、安全運転及び交通事故防止について徹底するよう指導するとともに、室長会議等機会のある毎、注意喚起を行いました。</p> <p>また、県民センターの実施する交通安全講習会へ職員が積極的な参加を行うとともに、「無事故・無違反チャレンジ 123」事業へ職員全員が参加をし、職員の安全運転意識の高揚を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 交通安全研修の受講及び職場内での情報共有により、交通安全意識及び県有財産の適正な管理意識について再認識し、改めて意識の高揚が図れました。</p> <p>(2) 平成 24 年度においては、同様の事例は発生しておりません。</p> <p>(3) 引き続き、安全運転及び交通事故防止の注意喚起を行っていきます。</p> <p>(4) 機会ある毎の注意喚起及び「無事故・無違反チャレンジ 123」事業への参加により、交通安全意識の高揚が図られました。</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 引き続き、安全運転及び交通事故防止について、職員の意識向上を図っていきます。</p> <p>(2) 平成 25 年度以降においても、引き続き公用車の適正な管理に努めていきます。</p> <p>(3) 引き続き、安全運転及び交通事故防止について、職員の意識向上を図っていきます。</p> <p>(4) 今後も、継続して機会ある毎の注意喚起を行うとともに、交通安全研修会、無事故・無違反チャレンジ 123 への積極的な参加を働きかけ、交通安全意識の高揚を図っていきます。</p>

部局名 環境生活部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(6) その他</p> <p>(1) 公益法人制度改革に伴い所管法人に対し支援等を行っているが、平成24年9月30日現在で17法人が未移行となっている。移行期間の終了(25年11月30日)までに移行申請が行われるよう、制度の円滑な運用及び支援に努められたい。(副部長担当分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成24年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① 平成20年12月の公益法人制度改革三法の施行後、円滑な新制度への移行を促すため、所管特例民法法人に対し説明等を随時実施してきました。</p> <p>平成24年度におきましては、平成25年4月1日付け移行をめざし多くの法人が移行認定・認可申請を行う年度であったことから、法人の意向調査の機会、今後の移行申請時期の確認等の機会を通じまして、法人の移行申請手続きの進捗状況を確認するとともに、必要な情報提供及び助言を行いました。</p> <p>② 随時、法人からの相談等に応じて、新制度への移行手続きに関する助言等を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成24年9月30日時点で未移行であった環境生活部所管の17法人のうち、7法人が公益法人への移行認定、7法人が一般法人への移行認可にかかる答申を既に受けています。(平成25年3月31日現在)</p> <p>また、残りの3法人につきましては、2法人が解散を予定しており、1法人については移行申請書の作成作業等新制度への移行に向けた準備が進められています。</p>
<p>平成25年度以降(取組予定等)</p> <p>今後も引き続き、所管法人の移行手続き等の進捗状況を適宜把握しながら、必要な助言を行うことにより、移行期間内に適切な手続きを実施することができるよう努めていきます。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (地籍調査の促進)</p> <p>(1) 三重県の地籍調査進捗率は平成23年度末8.40%で、全国平均50%よりも著しく低く、実施中の市町数は、前年度から2市町増加したものの23市町となっている。 地籍調査については、調査の進展により民間の土地取引や登記手続き等の円滑化、公共事業の効率化・コスト縮減等が期待できるほか、万一の災害の場合にも境界を正確に復元することができることから、大規模災害への備えとして必要なものである。 地籍調査の促進のため、引き続き、休止市町の解消に向けた市町への働きかけ等の取組を進められたい。</p> <p style="text-align: right;">(副部長担当分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>平成24年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 休止市町の町長や地籍主管部長、用地、財産管理関連担当者等と面談を行い、地籍調査の必要性及び効果の説明をし、早期に事業を実施いただくよう働きかけました。</p> <p>(2) 市町が地籍調査をより効率的に実施できるよう、地籍調査着手前に行う計画・調査業務「地籍調査スタートアップ事業」を実施しました。</p> <p>(3) 民間開発等既存の測量・調査成果を国土調査の進捗に反映する「地籍整備推進調査」を実施しました。</p> <p>(4) 地籍調査の効率化・コスト削減を図るため、地籍調査の先行調査となる国土交通省直轄事業の境界基本調査を活用し、市町の負担軽減に努めました。</p> <p>(5) 県庁内の地域連携部・県土整備部・農林水産部で構成する「三重県地籍調査推進会議」による横断的な取組を進めるとともに、公共事業関係部局の室長会議や担当者会議において、地籍調査の必要性や地籍調査を実施することによる公共事業の用地調査等負担軽減のメリットを説明し、地籍調査成果の活用を促しました。また、国土調査法第19条第5項に基づき、公共事業での用地調査や土地区画整理事業及び土地改良事業による測量・調査の成果を指定申請するよう働きかけました。</p> <p>(6) 県と市町等で構成する三重県国土調査推進協議会及び東海四県で構成する東海ブロック国土調査推進連絡協議会の主催により、市町等・県地域機関等担当者を対象に、地籍調査の必要性や各工程の実施にあたっての留意点等をテーマにした講習会を開催し、普及・啓発活動に取り組みました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 1町(朝日町)が事業実施に向け、具体的に調整しており、平成25年度から、実施団体(市町)は24となる見込みです。</p> <p>(2) 地籍調査スタートアップ事業については、4市町(亀山市、明和町、伊勢市、度会町)が活用しました。</p> <p>(3) 地籍整備推進調査については、1市(名張市)が活用しました。</p> <p>(4) 国土交通省直轄事業の境界基本調査については、9市町(桑名市、鈴鹿市、津市、伊勢市、鳥羽市、名張市、明和町、玉城町、紀北町)が活用しました。</p> <p>(5) 公共事業関係部局担当者の地籍調査に対する認識が高まりました。</p> <p>(6) 市町職員や県地域機関担当者が、多くの研修会に参加しスキルアップが図れました。</p>

平成 25 年度以降（取組予定等）

- (1) 地籍調査の休止市町（5 市町：四日市市、菰野町、松阪市、大紀町、南伊勢町）に対して、引き続き積極的な地籍調査実施への働きかけを行うとともに、技術的支援や講習会・説明会等多くの機会をとらえて、事業の普及・啓発に取り組みます。
- (2) 地籍調査を推進するため、引き続き、市町へ支援を行っていきます。
- (3) 地籍調査の進捗を向上させるため、都市部・山村部における国直轄事業の境界基本調査の活用や民間開発・公共事業等の既存測量・調査の成果を反映できるように、国・県関係部局及び市町等と連携していきます。

部局名 地域連携部

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (大仏山周辺用地の土地利用策の推進)</p> <p>(2) 大仏山地域の旧工業団地予定地は、長期間に渡り未利用の状況が続いていたが、平成 21 年以降「大仏山地域土地利用検討協議会」等により、新たな土地利用や具体的な利用策について検討が進められてきている。また、23 年度には、地域住民等に対しヒアリングやアンケート調査を実施し、ニーズの把握等を行っている。</p> <p>今後さらに、地元市町、地域住民等と十分連携することにより、持続可能な管理運営の手法等の調査、検討を行い、早期に具体的な実施計画を策定できるよう取組を進められたい。</p> <p style="text-align: right;">(副部長担当分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>第 4 回「大仏山地域土地利用検討協議会」(平成 24 年 7 月 23 日開催)において、平成 23 年度に実施した周辺集落・活動団体・関係団体へのヒアリング、周辺住民アンケート等をもとに、多様な主体の参画の可能性、土地利用者等の需要予測について報告を行いました。</p> <p>地域の多様な主体の連携による里山として保全・活用を図るうえで、散策路等最小限の基盤整備が必要であるため、それについて「協議会」の下部組織の調整会議を通じて議論を重ねました。</p> <p>また、大仏山地域周辺で活動を行っている市民団体に対しても、散策路の利用や今後の関わり方の観点からヒアリング調査を実施しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>里山として保全・活用を図るうえで必要な散策路などの基盤整備や持続可能な整備・管理手法の検討を行いました。</p>
<p>平成 25 年度以降(取組予定等)</p> <p>平成 24 年度の取組の成果を踏まえて、里山の保全・活用にかかる、持続可能な利活用方法について早期に具体的計画が策定できるよう「大仏山地域土地利用検討協議会」において検討を行っていきます。</p>

部局名 地域連携部

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (JR名松線の輸送体制)</p> <p>(3) 平成21年10月の台風によりJR名松線が被災し、家城・伊勢奥津間は代行バスによる輸送が続いているなか、JR東海、津市及び県は、23年5月に鉄道による全線復旧に向けた協定を締結した。対策工事の早期完了による運行再開に取り組むとともに、被災前の旅客乗車人数が減少の一途であったことも踏まえ、運行再開後の旅客乗車人数確保に向けた取組について、地元市や関係機関等も交えて速やかに検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">(副部長担当分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成24年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 県は、JR名松線の鉄道による復旧に向けた三者協定に基づき、治山事業を実施しています。また、JR東海と津市とともに、復旧対策事業全体について打合せを定期的に行っています。</p> <p>(2) 運行再開後の旅客乗車人数確保に向けた今後の対応について、津市と協議しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 治山事業については、概ね順調に進んでおり、施工が必要な20箇所のうち、5箇所で工事が完了し、8箇所の測量設計も終わっています。</p> <p>(2) 運行再開後の利用促進について、津市の関係部署で構成される会議等に参画し、検討しています。</p>
<p>平成25年度以降(取組予定等)</p> <p>(1) JR名松線の日でも早い運行再開に向け、引き続き、JR東海や津市と連携し、復旧対策事業を進めていきます。</p> <p>(2) 運行再開後の旅客乗車人数確保に向け、引き続き、津市等と連携し、利用促進について検討していきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (「美し国おこし・三重」の推進)</p> <p>(4) 「美し国おこし・三重」の取組について、平成 24 年 3 月に基本計画の改定を行い、より県民の参加を積極的に促進する姿勢へと方向転換したところである。 しかし、地域での活動の主体となる「パートナーグループ」について、23 年度末の登録数は 342 団体と目標どおり進んでいないことから、より一層登録や活動支援の取組を強化して県民の参加を推進するとともに、取組終了後を見据えたパートナーグループ間等のネットワーク化を支援することにより、自立的、継続的な活動が行われるよう取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(地域支援担当分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) パートナーグループ (以下、PG という。) の登録については、平成 23 年度は登録数が減少している傾向にあったので、少しでも PG 登録をしていただくために、登録手続きを下記のとおり簡素化を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロデューサーの支援を直ちには必要とせず、広報や情報提供のみの提供でいいグループの場合プロデューサー面談を省略して、登録できるようにしました。 ・活動内容等を記入しやすくするため、活動趣旨・内容について項目を定めることなく自由に記載できる様式に変更しました。 <p>また、プロデュース業務を、地域の皆さんにとって、より身近な地域の間支援組織に委託するなど、地域で活動する皆さんに登録していただきやすい体制、環境の整備を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 平成 25 年 3 月末までの登録数を昨年度と比べると、登録数は約 2.2 倍と大幅な増加となりました。(平成 23 年度 4 月から 3 月の PG 登録数は 79 団体、平成 24 年度 4 月から 3 月の PG 登録数は 175 団体)</p> <p>また、平成 24 年度から四日市、津、松阪、伊勢志摩の 4 地域の間支援組織にプロデュース業務の移管を行い、県民の皆さんが参加しやすい環境づくりを行うなど、地域づくり活動への支援の強化に努めました。</p>
<p>平成 25 年度以降 (取組予定等)</p> <p>引き続き、皆さんの地域づくり活動を総合的に支援するとともに、既存の PG の自立・持続に向けた取組への支援についても、積極的に行っていきます。</p> <p>また、平成 26 年に実施する県民力拡大プロジェクトに向けて、広く情報を発信し、県民の皆さんに共感を得て、さらなる参加・参画を促進する事業の展開を行っていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (南部地域活性化の推進)</p> <p>(5) 県南部地域では、第一次産業の衰退や工場誘致による雇用の場の確保が難しいことなどから、若者世代の人口流出と高齢化が進行しており、「みえ県民力ビジョン」において、「南部地域活性化プログラム」として取り組むこととしている。</p> <p>働く場の確保や定住促進のため地元市町等と連携しつつ、新たに設置した南部地域活性化基金事業等の活用を図り、地域資源を生かした集客交流や産業振興等の推進に取り組まれない。</p> <p>特に、東紀州地域への観光入り込み客数、熊野古道への来訪者については、紀伊半島大水害による影響もあり、前年度に比べ減少している。</p> <p>引き続き、地元市町や東紀州観光まちづくり公社等と連携のうえ、熊野古道センター等の集客交流拠点も活用し、集客交流の推進に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(南部地域活性化局)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>県南部地域では、基幹産業である第一次産業の衰退や若者の流出などによる生産年齢人口の減少、過疎化、高齢化が進行し、地域の活力が低下しています。また、東紀州地域では、紀伊半島大水害からの早期の復興が求められています。</p> <p>このため、「若者の雇用の場の確保と定住の促進」を目標とする「南部地域活性化プログラム」を「みえ県民力ビジョン行動計画」に位置づけ、市町等と連携した課題の解決や活性化に向けた取組を進めています。また、東紀州地域においては、地域や関係機関等と連携して、集客交流や産業振興などの取組を総合的に進めています。</p> <p>(1) 南部地域の活性化に向けた取組</p> <p>南部地域活性化基金（以下「基金」という。）を活用した事業化や集落支援モデルの構築事業の協議等を行うため、5月に「南部地域活性化推進協議会（以下「協議会」という。）」を13市町、有識者の参画を得て設置し、市町との連携体制を構築しました。協議会では、基金を活用した具体的な取組等の検討を進める場として、4つの部会（①集落支援・空き家活用、②移住・交流、③観光・交流、④起業支援）を設置し、共通課題の解決に向けた取組について市町と協議を重ねました。</p> <p>また、南部地域では、働く場の確保が大きな課題であることから、地域資源を活用した取組を進める事業者と連携して、雇用の創出を図りました。</p> <p>さらに、南部地域への移住を促進するため、市町と連携し、三大都市圏で「移住フェア」等を開催しました。</p> <p>一方、南部地域では、集落機能が弱くなっている地域が増えていることから、モデル地域を選定し、集落機能を維持するための取組を市町・大学と連携して進めました。平成24年度は尾鷲市早田および近隣集落と志摩市渡鹿野島において取組を進めるとともに、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町において、平成25年度からの取組に向けた準備を進めました。</p> <p>(2) 東紀州地域の活性化に向けた取組</p> <p>東紀州地域の活性化を図るため、東紀州観光まちづくり公社において観光振興や産業振興などに取り組みました。</p> <p>また、熊野古道センターにおいて熊野古道を中心とする企画展を開催するとともに、紀南中核的交流施設において、熊野里人市を4月から毎月開催するほか、3周年記念等の宿泊プランを販売するなど、集客交流の取組を進めました。</p> <p>紀伊半島大水害からの復興を進めるため、9月には紀南中核的交流施設において「紀伊半島大水害復興イベント～行ってみよら♪東紀州元気祭～」を開催しました。</p> <p>さらに、平成25年度までの高速道路の概成、平成26年の熊野古道世界遺産登録10周年は地域活性化にとって大きなチャンスであることから、東紀州地域5市町とともに「世界遺産登録10周年事業企画委員会」を7月に立ち上げ、集客交流の促進に向けた事業実施について検討・準備を行いま</p>

した。

2 取組の成果

(1) 南部地域の活性化に向けた取組について

基金の活用については、8月に協議会において基金を活用した事業計画案2件（①「紀南農業・農村担い手対策事業（熊野市、御浜町、紀宝町）」、②「漁業の担い手育成事業（志摩市、尾鷲市）」）を認定するとともに、11月には、平成25年度における事業計画案（幹線道路を活用した誘客促進事業、企業立地セミナー開催事業、地域資源を活用した雇用創出事業等）の協議・認定を行いました。

その他、地域資源を活用した取組を進める8事業者と連携して、10名の雇用を創出しました。

さらに、「移住フェア」については、9月に大阪においてNPO法人ふるさと回帰支援センター主催の「ふるさと回帰フェア」に三重県ブースを出展し、同会場において、奈良県、和歌山県と「紀伊半島」移住セミナーを開催するとともに、11月には東京において、県として初の試みである「三重県移住フェア」を開催しました。3月には名古屋において、岐阜県、滋賀県、福井県と共催で、「ふるさと暮らし相談会」を開催しました。

集落支援モデルの構築事業については、9月に、慶應義塾大学等の学生が尾鷲市早田および近隣集落において、また、四日市大学の学生が志摩市渡鹿野島においてフィールドワークを実施し、学生の目から見た集落が抱える課題への対応策や地域資源を活用した活性化への取組等について意見交換を行いました。その後、月1回のペースで地域住民と学生との話し合いの場を設け、地域課題の解決に向けた取組について議論を重ねました。

(2) 東紀州地域の活性化に向けた取組について

東紀州観光まちづくり公社を中心に、地域と一体となって観光振興、産業振興およびまちづくりを推進するとともに、集客交流拠点施設である熊野古道センターや紀南中核的交流施設を活用して、さまざまな情報発信、企画展の開催や体験プログラムの取組等を行いました。

熊野古道センターにおいては、「世界遺産図展」をはじめとする企画展や地域と連携した新しい古道の歩き方「天空の里育生町を歩く」などの交流イベント、「ひのきアート」などの体験教室を展開しました。屋外イベントが天候の影響を受けたことなどから、平成24年度の来館者数は対前年度比7.7%減となりましたが、平成25年2月から3月は23.0%増となるなど、復調の兆しが見られます。

紀南中核的交流施設においては、「オープン3周年記念プラン」など割安感や季節感のある宿泊プランの設定や「熊野古道体験ツアー」などの体験プログラムが実施されるとともに、本年4月から新たに毎月1回、小物や木工などの地域の手づくり作品を出展する「熊野里人市」が開催されました。さらに、県では、9月8日に、「紀伊半島大水害復興イベント～行ってみよら♪東紀州元気祭～」を開催し、約9,500人の参加がありました。このような取組により、平成24年度の宿泊客数は、対前年度比9.2%の増となりました。

平成25年度以降（取組予定等）

南部地域の活性化については、引き続き市町や大学と連携し、集落支援モデルの構築事業（新たに4地域を加えた6地域で実施）や、地域資源を活用して新たな事業展開を行う民間事業者等への雇用の創出面での支援など、基金を活用した事業（11事業）に取り組むとともに、地域外からの移住・定住に向けた情報発信などを行い、若者の働く場の確保や定住促進につなげていきます。

また、南部地域の市町が抱える課題等について関係部局と常に情報を共有するとともに、関係部局の施策等を有効に活用しながら南部地域の活性化に向けて取り組んでいきます。

東紀州地域の活性化については、引き続き東紀州地域振興公社（平成25年4月1日より、東紀州観光まちづくり公社から名称変更）、熊野古道センター、紀南中核的交流施設において、観光・産業振興等の取組を進めていきます。

さらに、平成25年度は、式年遷宮や高速道路の概成に加え、世界遺産登録10周年の前年度にあたることから、地域や関係機関と連携して、熊野古道世界遺産登録10周年のプレイベントやキャンペーンの実施など次年度の誘客に向けた情報発信に取り組むとともに、10周年事業の準備を着実に進め、集客交流の促進を図っていきます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1) 【ウェブアクセシビリティ対応ホームページ作成システム (MACS+) 機能修正業務委託】 契約書特記事項に定めた個人情報保護責任者等の書面での報告がされていなかった。</p> <p>(2) 【地域間バス路線起点終点調査委託業務】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (副部長担当分野)</p> <p>(3) 【グリーンツーリズムインストラクター育成スクール開催業務委託】 完了報告書受領後の完成検査が遅延していた。 契約書特記事項に定めた個人情報保護責任者等の書面での報告がされていなかった。 (地域支援担当分野)</p> <p>(4) 【みえスポーツフェスティバル 2011 開催事業委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 契約書特記事項に定めた個人情報保護責任者等の書面での報告がされていなかった。 (スポーツ推進局)</p> <p>(5) 【木曾岬干拓地区排水機等の運転及び維持管理に関する業務委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。</p> <p>(6) 【木曾岬干拓地上水道管施設工事委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 執行伺いに特命随意契約理由が記載されていなかった。 変更契約書の契約日が記入されていなかった。 (桑名県民センター)</p> <p>イ 補助金</p> <p>(1) 【離島航路整備事業補助金】 交付要領に基づく離島補助航路の指定及び事業者への通知が行われていなかった。 交付要領に基づき提出する航路損益計算書にかかる必要書類が未添付のものがあつた。 (南部地域活性化局)</p> <p>ウ 旅費</p> <p>(1)～(11) 復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (副部長担当分野) (地域支援担当分野) (スポーツ推進局) (南部地域活性化局) (桑名県民センター)</p> <p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1) (3) (4) 指摘があつた個人情報保護責任者等の書面での報告について、報告漏れがないように、事業担当者に周知しました。</p> <p>(2) (4) 指摘があつた出納局事前検査について、事業担当者に周知するとともに、事業担当者と経理担当者の連携を密にしていこうとしました。</p> <p>(3) 完成検査の遅延について、事業担当者に周知するとともに、事業担当者と経理担当者の連携を密にしていこうとしました。</p> <p>(5) (6) 事業担当者と経理担当者で業務委託のチェック体制に向けての検討を行いました。</p> <p>イ 補助金</p>

- (1) 「離島航路整備事業補助金交付手続きの流れ及び申請事務等における添付書類チェックリスト」を作成し、航路事業者に対し、交付申請事務手続き上必要な書類等を改めて明示するとともに、今後の的確な事務処理を指導しました。
また、県においてもチェックリストを活用し、交付要領に基づく正しい事務処理の再確認と徹底を行いました。

ウ 旅費

復命書の総合文書管理システムへの登録について、課内会議等で職員への徹底を行いました。

2 取組の成果

ア 業務委託

- (1) (3) (4) 個人情報の取扱いに関する特記事項に基づき適正な事務処理を行いました。
(2) (4) (5) (6) 事業担当者と経理担当者の連携を密にし、適正な事務処理に努めました。
(3) 引き続き、事業担当者と経理担当者の連携を密にしていくこととしました。

イ 補助金

- (1) 航路事業者と県が共通の「チェックリスト」を使用することで、適正な事務処理の執行に向けた仕組みの構築を図りました。

ウ 旅費

復命書の総合文書管理システムへの登録について、登録漏れは解消されました。

平成 25 年度以降（取組予定等）

ア 業務委託

- (1) (2) (3) (4) (5) (6) 引き続き、適正な事務処理に努めていきます。

イ 補助金

- (1) 今後とも適正な事務処理に努め、離島航路の確保維持事業の推進を図ります。また、毎年 6 月に開催される地域公共交通会議等の場において、航路事業者との意見交換、情報共有を通して補助金交付申請事務にかかる処理内容・スケジュール等の再確認を行います。

ウ 旅費

復命書等の総合文書管理システムの登録について引き続き職員に徹底を図っていきます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>なお、金品亡失の事案には、紀伊半島大水害により公用車が損傷したものもあった。自然災害発生時における県有物品の保管場所や取扱い等について検討されたい。</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 「公有財産使用許可(貸付)台帳」が整理されていなかった。</p> <p>(2) 「行政財産の目的外使用許可にかかる管財室長への報告がされていなかった。」 (南部地域活性化局)</p> <p>イ 金品亡失</p> <p>(1) パソコンの損傷(廃棄:取得価格121,779円)</p> <p>(2) ハードディスクの損傷(修理代69,877円) (副部長担当分野)</p> <p>(3) 公用車の損傷(損害額77,805円)</p> <p>(4) 公用車の損傷(修理代79,118円)</p> <p>(5) 公用車の損傷(修理代14,700円) (地域支援担当分野)</p> <p>(6) 公用車の損傷(修理代0円) (南部地域活性化局)</p> <p>(7) プロジェクターの損傷(修理代28,805円) (四日市県民センター)</p> <p>(8) 公用車の損傷(修理代48,804円)</p> <p>(9) パソコンの損傷(廃棄:取得価格120,363円) (松阪県民センター)</p> <p>(10) 公用車の損傷(修理代18,900円)</p> <p>(11) 紀伊半島大水害による公用車の損傷(修理代485,982円)</p> <p>(12) 紀伊半島大水害による公用車の損傷(廃棄:取得価格1,666,518円) (熊野県民センター)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成24年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>三重県公有財産管理規則に基づき、速やかに「公有財産使用許可台帳」の整理を行うとともに、管財課長への報告を行いました。</p> <p>また、チェックリストを作成し、公有財産管理規則に基づく適切な処理の確認と徹底を行いました。</p> <p>イ 金品亡失</p> <p>(1) (2) (9) パソコン及び周辺機器類の取扱いには細心の注意を払うとともに、具体的な金品亡失事例を紹介し注意を促すメールを各所属に送付するなど県有財産の適正管理について、注意喚起を行いました。</p> <p>(3) (4) (5) (6) (8) (10) 安全運転及び交通事故防止について、所属内会議等で職員に注意喚起しました。</p> <p>(7) 図上訓練の実施中にプロジェクターとパソコンの接続コードに誤って足をかけてしまい、プロジェクターが床に落下し、レンズ部分を損傷しました。</p> <p>このため、職員が足を引っかけると危険性が高い場合には、配線コード類を床面に貼付する等の対策を講じるよう職員に周知しました。また、職員の危機管理意識を向上させるための職場内研修を実施しました。</p> <p>(11) (12) 紀伊半島大水害では、川の氾濫により熊野庁舎敷地が浸水するというこれまで経験したことのない状況になりました。水位の上昇が急激であったため、職員の安全確保の観点から公用車を退避させることが困難であったことにより損傷(修理及び廃棄)することになりました。</p> <p>なお、立地条件から現状敷地を嵩上げすることや新たな退避場所の確保等が物理的、また予算的に難しい状況であるため、今後大雨が予想される場合は、災害対策本部熊野地方部長が早い段階で災害対策上必要最小限の公用車を残し、東紀州(紀南)防災拠点施設への退避指示を行うこととしました。</p>

2 取組の成果

ア 財産管理状況

三重県公有財産管理規則に基づき「公有財産使用許可台帳」の整理等を行うとともに、事務処理チェックリストを作成し、再発防止に向けた対策を講じました。

イ 金品亡失

(1) (2) (9) 県有財産の適正管理について、注意喚起を行いました。

(3) (4) (5) (6) (8) (10) 安全運転及び交通事故防止の注意喚起を行いました。

(7) 適正な取扱いが行われました。

(11) (12) 平成24年6月の台風4号、平成24年9月の台風17号による大雨の予想に対して、東紀州（紀南）防災拠点施設へ一部の公用車を退避しました。

平成25年度以降（取組予定等）

ア 財産管理状況

事務処理チェックリスト等を活用し、引き続き適正な財産管理事務を行うよう努めます。

イ 金品亡失

(1) (2) (9) 引き続き、県有財産の適正管理について、職員の意識向上を図っていきます。

(3) (4) (5) (6) (8) (10) 引き続き、安全運転及び交通事故防止について、職員の意識向上を図っていきます。

(7) 今後も、職員の危機管理意識を向上させるための職場内研修を実施するなど再発防止に努めます。

(11) (12) 台風など事前に大雨の予想が可能なものはもとより、局地集中豪雨などの突発的なものに対しても災害対策本部熊野地方部長が的確・適切な判断を行い、最小限の公用車の損傷防止に努めていきます。

部局名 地域連携部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (3) 事務管理体制 事務管理体制について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1)金庫内に使用されていない公印が保管されていた。(桑名県民センター)
講じた措置
平成 24 年度 1 実施した取組内容 (3) 事務管理体制 該当の「三重県北勢県民局企画調整部会計員印」を適切に廃棄しました。 2 取組の成果 適切な事務処理に努めました。
平成 25 年度以降（取組予定等） 引き続き適正な事務処理に努めます。

部局名 地域連携部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 交通事故</p> <p>公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(1) 自損事故 (物損額：県 73,366 円)</p> <p>(2) 物損事故 (負担割合：県 100%・相手 0%) (物損額：県 771,546 円・相手 0 円) (地域支援担当分野)</p> <p>(3) 物損事故 (負担割合：県 50%・相手 50%) (物損額：県 133,195 円・相手 85,000 円) (伊賀県民センター)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 24 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(4) 交通事故</p> <p>(1) (2)安全運転及び交通事故防止について、所属内会議等で職員に注意喚起しました。</p> <p>(3)安全運転及び事故防止について、室内会議等で職員へ注意喚起を行うとともに、毎年度実施している職員交通安全研修 (平成 24 年 12 月実施済) について、内容の充実を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) (2) (3)安全運転及び交通事故防止の注意喚起を行いました。</p>
<p><u>平成 25 年度以降 (取組予定等)</u></p> <p>(1) (2) (3)引き続き、安全運転及び交通事故防止について、職員の意識向上を図っていきます。</p>

部局名 地域連携部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) その他</p> <p>公益法人制度改革に伴い所管法人に対し支援等を行っているが、平成24年9月30日現在で16法人が未移行となっている。25年11月30日の移行期間までの移行または解散が円滑に進むよう、制度の円滑な運用及び支援に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(副部長担当分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成24年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>地域連携部が所管する特例民法法人16法人のうち、公益法人又は一般法人へ移行する13法人について、円滑に移行申請が行われるよう事前相談や申請内容の協議等の支援を行うとともに、公益認定等審議会への諮問や認可事務等を実施しました。</p> <p>また、解散する3法人について、清算手続等が適切に行われるよう協議等を行うとともに、解散に必要な認可等を実施しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 移行する13法人のうち1法人について、平成24年10月1日に公益法人へ移行しました。また、7法人について、平成25年4月1日に一般法人に移行するよう認可事務等を行いました。</p> <p>(2) 移行する13法人のうち未移行の5法人について、移行申請手続の準備が進みました。</p> <p>(3) 解散する3法人について、平成24年11月21日に1法人、平成25年3月31日に2法人が解散しました。</p>
<p>平成25年度以降（取組予定等）</p> <p>移行期間である平成25年11月30日までに、未移行となっている5法人が円滑に移行申請するよう事前相談や申請内容等の協議に取り組むとともに、公益認定等審議会への諮問や認可事務等を実施します。</p>

部局名 農林水産部

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (地域活性化プランの推進)</p> <p>(1) 「地域活性化プラン」については、市町や農業協同組合等と支援チームを結成し、集落や産地等の支援に取り組んだ結果、平成 23 年度中に県内で 52 の地域においてプランが策定され、さまざまな取組が開始されている。</p> <p>今後は、策定されたプランの実践を継続的に支援していくとともに、その実践成果の情報発信と実践に取り組むにあたって課題を持った地域・産地への支援を積極的に進め、取組地域の拡大を継続的かつ円滑に図られたい。</p> <p style="text-align: right;">(農産振興担当分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>平成 24 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>地域活性化プランの策定・実践に向けて、各事務所に「地域活性化プラン支援チーム」(以下、支援チームという。)を推進対象ごとに編成し、平成 23 年度に策定された 52 プランの実践取組を支援するとともに、新たな地域においてプラン実践事例の紹介や課題設定のための座談会等を行ない、集落・産地等の今後の取組の方向性を整理することで、61 か所においてプラン策定・実践を支援しました。</p> <p>また、販路開拓や商品開発等の新たな価値の創出につながる初度的取組が明確となった 37 か所(H23 策定 14 プラン含む)においては、その取組のスタートアップを促す試作・試行等のハンズオン支援を行うとともに、その実践成果、課題解決手法や成功要因の共有を図るため、成果発表会や HP 等による情報発信を行っています。</p> <p>(1) 地域活性化プラン策定支援推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 研修会、セミナーの開催 ② プラン策定に向けた情報収集の支援 ③ プラン策定のための市場・企業調査 など <p>(2) 地域活性化プランスタートアップ促進 (委託先：三重大学)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 専門家等派遣：37 か所、延べ 140 人・日 ② ハンズオン支援：37 か所 (6,969 千円) ③ 情報発信等：実践成果発表会 (3月22日、約 200 名) など <p>2 取組の成果</p> <p>新たに 61 プランが策定され累計 113 プランになりました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 策定プラン数 (累計 113 プラン：H23 策定 52、H24 策定 61)
<p><u>平成 25 年度以降 (取組予定等)</u></p> <p>地域の課題や目指すべき方向に応じて、市町や J A など関係機関と連携した支援体制を引き続き整備し、必要な専門人材の配置や初度的取組への重点的サポートを外機関 (委託) と連携して進めるとともに、策定されたプランの実践を継続的に支援し、その実践成果の情報発信や課題を抱えた地域・産地への働きかけなどを積極的に進め、取組地域を着実に増やしていきます。</p> <p>具体的には、プラン策定支援 (50 か所) と販路開拓や商品開発等の新たな価値の創出につながる取組へのスタートアップ支援 (33 か所) のほか、販路開拓等の人材養成や 6 次産業化関係事業の活用を積極的に誘導するとともに、ビジネス指向の比較的弱い農村地域団体のリーダー等を対象にビジネス展開へ向けた意欲醸成を図るブラッシュアップ支援を行います。</p>

部局名 農林水産部

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (多様な農業経営体の確保・育成)</p> <p>(2) 認定農業者等への農用地利用集積率については、平成 22 年度末実績は 32.6%と前年度より 0.7 ポイント増加し、経営規模の拡大は進んでいるものの、認定農業者等の経営体数については、23 年度末実績は 2,306 経営体であり、前年度と比較し、53 経営体減少している。</p> <p>このため、今後一層、認定農業者等中核的経営体の経営基盤の強化、収益力の向上に係る支援を推進するとともに、新規就農者が円滑に就農できる環境づくり、雇用力のある農業経営体の育成、企業等の新規参入等、多様な農業経営体の確保・育成に係る取組を進められたい。</p> <p style="text-align: right;">(農産振興担当分野)</p>
講じた措置
平成 24 年度
<p>1 実施した取組内容</p> <p>経営者の高齢化と後継者不足、農産物価格の低迷等、認定農業者等の経営環境は非常に厳しい状況にありますが、次の取組により、認定農業者等の経営基盤の強化を図るとともに、新規就農者や農業参入企業等多様な農業経営体の確保・育成を図りました。</p> <p>(1) 認定農業者等への支援</p> <p>普及指導員のスペシャリスト機能を生かし、意欲ある農業者や生産組織に対し高度な生産・経営管理技術の普及など経営指導に取り組むとともに、市町や関係団体と連携して融資制度の利用促進等の支援を進めました。また、農業者の研修機関である三重県農業大学の研修カリキュラムの充実を図り、県農業の担い手となる人材の育成に努めました。</p> <p>(2) 持続的な営農の仕組みづくり、集落営農組織の新規設立、法人化等の推進</p> <p>集落等を単位に農業者の話し合いにより担い手農家や集落営農組織に農地を集積する取組、及び集落営農組織を安定的に継続させるための取組(規模拡大、法人化、6次産業化等)を、各農林水産商工環境事務所の関係室で構成する推進チーム、並びに地域活性化プランの推進と連携して進めました。</p> <p>(3) 雇用力のある農業経営体の育成</p> <p>農業版地域人材育成緊急雇用創出事業を実施し、農業経営体の新規雇用の支援により、農業への就業・定着に結びつけるとともに、雇用力のある農業経営体の育成を図りました。</p> <p>(4) 新規就農者の受入体制の構築、企業等の新規参入支援</p> <p>平成 24 年 6 月に「みえの就農サポートリーダー制度」を創設するとともに、国の新たな対策である「青年就農給付金制度」を活用し、就農希望者等の受入体制の構築と就農前の研修、就農後の経営安定への支援を行いました。また、企業が農業参入する際の農地の確保、技術の習得、地域住民との調整について、関係機関と連携して支援しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 認定農業者等の経営改善に向け、経営改善計画の指導、マーケティングや法人化に関する研修等を通じて経営体質の強化に取り組むとともに、199 の農業経営体で融資制度(農業近代化資金:認定農業者特例)が活用されました。</p> <p>(2) 新たに土地利用調整等の合意形成を 23 集落、集落営農組織を 9 集落で確立するとともに、3 集落営農組織が法人化を行い、組織体制の強化を図りました。</p> <p>(3) 35 の農業経営体で新たに 41 人が雇用され、農業を担う人材の育成・確保とともに、雇用型農業経営への発展につなげました。</p> <p>(4) 119 人の農業者に就農サポートリーダーに登録いただき、就農希望者 13 人に対するサポート活動が実施されました。さらに、82 人に青年就農給付金を支給し、新規就農者の確保と就農後の定着につなげました。平成 24 年度は、新たに 117 人が新規就農、7 社が農業参入しています。</p>

平成 25 年度以降（取組予定等）

将来の認定農業者の確保につなげるため、国の新規就農・経営継承総合支援事業の活用、みえの就農サポートリーダー制度を充実し、新規就農者の育成・確保を図るとともに、引き続き、意欲ある農業経営体や農業参入企業等に対する高度な生産・経営管理技術の普及など経営指導、マーケティング研修等の活用、新規雇用者の就業・定着支援による雇用力のある農業経営体の育成、市町や関係団体と連携して地域の実情に即した融資制度の利用促進等の支援を進めます。

また、市町が策定する「人・農地プラン」の策定支援、集落が主体的に土地利用調整を行い認定農業者等へ農地を集積する取組を進め、持続的な営農の仕組みづくりとともに集落営農組織の新規設立、法人化等を推進します。

部局名 農林水産部

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (高病原性鳥インフルエンザへの対応)</p> <p>(3) 平成23年2月に県内で発生した高病原性鳥インフルエンザへの対応を踏まえ、家畜保健衛生所が中心となり、各地域機関が協力して、養鶏農家ごとに発生時における消毒ポイント、埋却候補地、防疫作業のための動線等を取りまとめた農場カルテを作成して、各関係機関で役割分担をはじめとした情報の共有を図り、今後の発生に備えた連携体制の強化を進めている。</p> <p>しかし、当該農場カルテについては、各地域間において内容の精度に差異がみられることから、各地域で収集した情報を集積、分析するなどして、その精度の向上に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(農産振興担当分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>平成24年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>家畜伝染病予防法第12条の4に基づき、各養鶏農場から提出された農場場所・飼養羽数・畜舎見取り図等の定期報告の内容を農場カルテに反映させました。また、飼育羽数100羽未満の愛玩鶏飼養者についても、緊急雇用創出事業を利用した調査により、飼育場所を確認し地図上に位置情報を入力、高病原性鳥インフルエンザ発生時の告示案を作成整備しました。</p> <p>また、家畜保健衛生所、地域農環事務所の各担当者を参集して推進会議を開催し、地域における課題等を検討し情報の共有を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>農家からの定期報告を受け、地域間で農場カルテの内容に差が生じないように、特に飼養頭羽数等基礎情報に関して更新を実施しました。愛玩鶏飼養者の基礎調査は概ね終了しデータベースを作成することができました。また、既存の農場カルテにおいても地図情報として反映させることができました。さらに、推進会議の開催により家畜保健衛生所と地域農環事務所の連携が強化されました。</p>
<p><u>平成25年度以降（取組予定等）</u></p> <p>発生時に必要となる作業の中で民間業者に委託することで対応可能な作業について、民間業者との事前調整を図るとともに、処分方法の多角化についても検討のうえ関係機関と調整を行っていきます。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (獣害対策)</p> <p>(4) 獣害対策については、農林水産被害等の軽減と野生獣の適正な生息管理を組み合わせた総合的な獣害対策を実施するとともに、「獣害につよい地域づくり」を進めているところである。</p> <p>しかし、野生鳥獣による農林水産被害は増加を続け、平成22年度においては、約7億5千万円となっており、「みえ県民カビジョン」においても「緊急課題解決プロジェクト」の一つとして位置づけられていることから、今後も関係機関、市町と連携を図りながら、被害対策、生息管理、利活用の3つの柱を効果的に組み合わせた獣害対策を進められたい。</p> <p style="text-align: right;">(農業基盤整備・獣害担当分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成24年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>本年度から被害対策と生息管理等を一括して所管する獣害対策課を設置し、選択・集中プログラム「緊急課題解決9 暮らしと産業を守る獣害対策プロジェクト」により、「被害対策」「生息管理」「利活用」を重点的に取り組みました。</p> <p>また、地域事務所等に設置している「地域獣害対策チーム」や「獣害対策支援チーム」により、市町や集落での獣害対策の取組を支援しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 被害対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町が策定した「被害防止計画」の着実な実施に向け、「獣害につよい集落」づくりを積極的に進めるとともに、広域による取組や地域間の連携強化を進めました。また、集落づくりの取組と連携させつつ、野生鳥獣侵入防止柵や緩衝帯の整備に対する支援を行うとともに、集落リーダーや幅広い知識を持った人材を育成することができました。 ・鳥獣捕獲実施隊や捕獲隊の設置についての支援や有害鳥獣駆除の経費にかかる補助を行い、有害鳥獣駆除の促進化を図りました。 ・ニホンジカ専用の大量捕獲わなであるドロップネットについて、企業や町等と連携し実証試験を行い、遠隔操作で捕獲できるシステムを開発・商品化しました。また、ドロップネットの導入が進み、現在、県内で8基設置されています。 ・9月の「農林水産物の被害について考える月間」期間中に開催したフォーラム(300人参加)では、講演会において被害対策、保護・共生、獣肉の利活用等についての取組を紹介するとともに、獣害資材展示を行い被害者への情報提供等の支援、被害者以外の方への啓発を行うことができました。 <p>(2) 生息管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニホンジカやイノシシにおける禁止猟法の一部地域での解禁、ニホンジカの1日あたりの捕獲頭数の制限撤廃(ただし、銃猟においては、オスは、1頭)、狩猟期間の延長(11月1日から3月15日)などにより、捕獲圧を高め農林被害の軽減を図ることができました。 <p>(3) 利活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・獣肉の消費拡大や認知度向上を図るため獣肉解体処理者と飲食店や食品会社などのマッチングによりシカ肉を利用したコロッケカレー、クッキー、調味料、ペットフードなどの商品を開発・販売しました。また、より安全・安心な獣肉を供給するため、「みえジビエ」品質・衛生マニュアルに基づく解体処理施設の整備を支援しました。さらに、シカ肉やイノシシ肉を利用した料理教室の開催や出展によるPRを行い獣肉の普及・拡大を行うことができました。
<p>平成25年度以降(取組予定等)</p> <p>獣害対策課を中心に選択・集中プログラム「緊急課題解決9 暮らしと産業を守る獣害対策プロジェクト」により、関係部所がより一層連携して「被害対策」「生息管理」「利活用」を重点的に取り組みます。</p> <p>具体的には、獣害につよい地域づくりを進めるとともに、大量捕獲技術の確立や捕獲技術の向上、解体処理施設への支援等に取り組みます。また、本年度から実施したニホンジカやイノシシにおける禁止猟法の一部地域での解禁等、狩猟における規制緩和を継続します。</p>

部局名 農林水産部

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (森林環境創造事業の計画見直し)</p> <p>(5) 森林環境創造事業については、平成 16 年度以降、整備計画策定の最終目標面積に対する策定の着手率が目標とする着手率から年々乖離し、23 年度は目標 50.6%のところ実際の着手率は 25.7%にとどまっているとともに、目標の整備計画策定面積（累計）に対する策定面積の率である達成率も 50.9%と低下している。</p> <p>かねてから事業計画の見直しについて早急に取り組むよう意見を示してきたところであるが、依然として見直しが行われていないので、事業目的が達成できるよう、現状を踏まえた事業計画の見直しに速やかに取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(森林・林業担当分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>平成 24 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>事業計画の見直しについては、これまで、森林所有者へのアンケート調査や森林の現況調査などに日数を要し、見直しが遅れていましたが、平成 24 年 12 月末に、アンケート調査の分析や森林現況調査の結果などを踏まえて、事業対象面積 45,000ha のうち、実際に整備計画を策定する面積を 15,400ha へと見直しました。</p> <p>また、今後、新規に策定される整備計画の終期を平成 43 年度末までとし、整備完了の目標年度を 10 年間縮減することとしました。この他、着手率の向上を図るため、団地面積の要件をこれまでの 30ha から 5ha へと緩和することとしました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>これらの見直し内容について、平成 25 年 1 月 10 日及び 1 月 17 日に市町の担当者や林業事業者の担当者に対し説明し、理解を得たところです。</p> <p>なお、整備計画策定目標面積の見直しにより、平成 23 年度末の着手率が 75.2%となりました。</p>
<p><u>平成 25 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>見直し作業が完了するまでの間、新規箇所の採択を見合わせていましたが、見直し作業が完了したことから、新規箇所を採択することとし、今後も市町への働きかけにより着手率の向上を図ることとします。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (水産業・漁村のマネジメント体制の確立)</p> <p>(6) 県では、平成24年3月に策定した「三重県水産業・漁村振興指針」に基づき、地域自らが考え実行していく水産業・漁村の活性化を促進するため、「地域水産業・漁村振興計画」の策定を支援している。</p> <p>現在、計画策定中の取組や今後策定を予定している取組の中には、付加価値の向上やブランド化等、「もうかる水産業」へ向けた取組も多数みられ、これらの計画が着実に実践されていくよう、関係団体や市町等と連携して地域を支援されたい。</p> <p>さらに、水産業・漁村を総合的にコーディネートできる組織として、漁業協同組合の経営基盤の強化が重要となっていることから、今後も、引き続き漁協系統団体等との連携を図りながら、合併の支援等に一層取り組み、水産業・漁村のマネジメント体制の確立に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(水産振興担当分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成24年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>「三重県水産業・漁村振興指針」に基づき、地域自らが取り組む「地域水産業・漁村振興計画」については、昨年度に策定した3地区での計画の実践を支援するとともに、地域の漁業者を中心とした話し合いが進んでいる新たな10地区で計画の策定を支援しています。</p> <p>また、県漁連等系統団体とともに漁協組織改革推進本部会議及び同会議専門委員会に参加し、県1漁協合併に向けた協議を進めています。</p> <p>県1漁協に先行して合併した三重外湾漁業協同組合の経営改善の取組に対し、県漁連等系統団体や関係市町と連携して財政的支援や助言を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>「地域水産業・漁村振興計画」については、昨年度に計画を策定した錦地区等3地区での計画の実践を支援するとともに、赤須賀地区、浦村地区、海野地区など10地区について新たに地域計画を策定しました。</p> <p>県1漁協合併に向けては、平成24年5月には、全ての沿海漁協(21漁協)と県漁連、県信漁連が参加して「第1回三重県漁協合併推進協議会」を開催し、合併参加予定組織による具体的な合併協議が開始されました。組合員の合併への理解促進の取組や、県漁連、県信漁連の包括承継に係る十分な議論が必要であること等が課題となっています。</p> <p>三重外湾漁業協同組合の経営改善については、当該漁協役員に加え、県、全漁連、農林中央金庫、県漁連、県信漁連も参加して実績検討会を毎月開催し、計画と実績の対比をする等の進捗管理と対策検討を行いました。当該漁協は設立以降、計画を上回る改善実績をあげており、平成24年度についても当期利益を確保し、計画の達成が可能と見込まれています。</p>
<p>平成25年度以降(取組予定等)</p> <p>市町・水産団体等との連携を強化し、地域の漁業者等の思いや考えをくみ上げ、関係者の話し合いの中から「地域水産業・漁村振興計画」の策定地区の拡大を図ります。また、地区の状況に応じて漁村の活性化につながるスキルアップを促していきます。</p> <p>また、水産業・漁村のマネジメント体制の確立に向けて、引き続き、漁協系統団体等と連携を図りながら、合併の支援等に取り組むとともに、三重外湾漁業協同組合の早期自立に向けた取組についても支援を継続します。</p>

部局名 農林水産部

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(ア) 貸付金</p> <p>林業改善資金等の貸付金の収入未済額が 99,213,703 円（対前年度比 102.3%）あり、前年度と比べて 2,276,463 円増加している。</p> <p>農業改良資金、沿岸漁業改善資金貸付金については、債権管理を強化し、新たな未収金の発生防止と過年度未収金の回収に努めた結果、昨年度末と比較し 3,210,661 円減少しているものの、林業改善資金については、現年度分、過年度分とも増加しているため、今後も債権者の経営状況等の把握に努め、積極的な債権回収を図ることにより、その収入未済額の減少と発生防止に一層努められたい。</p> <p style="text-align: center;">（農産振興担当分野、森林・林業担当分野、水産振興担当分野）</p>
講じた措置
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>（農産振興担当分野）</p> <p>未収金については、書面・電話・面談による督促を行い、償還が止まっている者に対しては、償還の再開を求め、少額の償還に留まっている者に対しては償還額の増額を求めました。</p> <p>督促回数 53 回（うち 訪問・面談：16 回、電話：14 回、書面：23 回）</p> <p>（森林・林業担当分野）</p> <p>今回、収入未済額が増加した理由は、借受者の自己破産手続きによるものであり、県は、これまで債権者集会へ 4 回（平成 24 年 3 月 28 日・6 月 27 日・10 月 3 日・平成 25 年 1 月 16 日）出席しています。借受人の税金の未払いが大きいため、県等の債権者への配当見込みは低い状況ですが、連帯保証人の資産処分で若干の配当がある見込みのため、今後も債権者集会に出席し、回収に努めます。</p> <p>また、償還が困難な事業者とは、書面、電話、訪問等による督促の強化を図りました。</p> <p>平成 24 年度訪問回数 30 回（対象 4 名中 4 名）</p> <p>（水産振興担当分野）</p> <p>沿岸漁業改善資金貸付金では、水揚の不振や魚価の低迷等による漁業経営の悪化から、平成 23 年度末で 3,048 万円（6 件）の未収金が発生しており、その延滞期間は長期化しています。</p> <p>延滞先に対しては、書面・訪問・電話等により督促を実施し、未収金の回収を図りました。</p> <p>過年度に延滞が発生し、長期に渡り償還が滞っている貸付先に対しては、必要に応じて連帯保証人への督促を行いました。</p> <p>督促回数 28 回（うち訪問・面談：15 回、電話 8 回、書面 5 回）</p> <p>2 取組の成果</p> <p>（農産振興担当分野）</p> <p>平成 23 年度末の未収金約 4,780 万円（55 件）のうち、約 249 万円（1 件）の回収を行いました。また、返済に伴い新規に発生した違約金 1 件については、早期に支払いを受けました。</p> <p>（森林・林業担当分野）</p> <p>償還が困難な事業者に対し返済方法について相談に応じ、延滞の固定化の回避に有効であると認められる場合には、分割納入での対応を行い、37 万円（3 名）を回収しました。</p> <p>（水産振興担当分野）</p> <p>平成 23 年度末の未収金 3,048 万円（6 件）のうち平成 25 年 3 月末現在、約 90 万円を回収しました。</p>

平成 25 年度以降（取組予定等）**（農産振興担当分野）**

引き続き債務者の経営状況等を訪問・面談等により的確に把握し、早期に完済となるよう指導していきます。特に農業経営を継続している債務者については、経営改善への取組みを支援するとともに、その進捗を的確に管理していきます。

（森林・林業担当分野）

延滞発生の未然防止のため、今後も貸付審査時には適切な審査を継続するとともに、債権者に対する経営指導等を行っていきます。また、新たに発生した債権に対しては、債権者集会を通して、早期回収に努めます。

未収金の回収については、書面・電話・訪問により3ヶ月に1回以上、督促を行います。また、少額の返済に留まっているものに対しては、償還額の増額を求め早期回収に努めてまいります。

（水産振興担当分野）

引き続き長期の延滞先に対しては、債務者の経営状況等の適切な把握に努め、訪問・電話等による督促を行います。

また、新たに延滞が発生した貸付先に対しては、長期延滞債権化を防止するため、債務者と面談のうえ回収計画を策定し、早期の延滞解消を図ります。

今後新たな延滞が発生しないよう、貸付審査にあたっては、債務者及び連帯保証人の償還能力及び保証能力を慎重に判断するとともに、貸付先に対して水産業普及指導員による積極的な指導援助を実施するよう努めてまいります。

部局名 農林水産部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(イ) その他の収入未済</p> <p>施設使用料等(地方卸売市場)の収入未済額が 5,897,060 円(対前年度比 98.0%)あり、前年度と比べて 117,454 円減少しているものの、今後も引き続き、その収納促進に努められたい。</p> <p>(農産振興担当分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>旧三重県中央卸売市場のときの平成 14～17 年度に発生した施設使用料等に係る未収金が、平成 23 年度末に 3 事業者で 5,897,060 円あります。</p> <p>3 事業者とも既に市場からは退場しており、現在は病気等の理由から、十分に仕事ができないことからまとまった返済は期待できません。そのため、少額返納による債権回収をすすめるため 5,000 円単位等での納付書を数枚発行し、返納するよう働きかけました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>上記の取り組みをすすめた結果、平成 25 年 3 月までに 67,352 円の回収ができました。</p> <p>(平成 25 年 3 月残高 5,829,708 円)</p>
<p>平成 25 年度以降(取組予定等)</p> <p>債務者の 3 事業者については、十分な収入が得られる状況でないことから、今後も引き続き、毎月返納を基本とした少額返納をすすめ、返納状況を確認しながら電話や自宅訪問での督促を中心に回収に取り組むこととしています。</p> <p>なお、同市場における同未収金については平成 21 年度より利用料金制による指定管理者制度による市場管理を実施していることから、制度上の新たな未収金は発生しません。</p>

部局名 農林水産部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(ウ) 収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) みつばち転飼許可申請手続きにおいて、三重県収入証紙消込日が申請日より前になっていた。</p> <p>(2) 家畜保健衛生所で取り扱う手数料金額の改定について連絡が遅滞したため、手数料の還付・追徴が発生していた。</p> <p style="text-align: right;">(農産振興担当分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 担当者が消印の日付の確認を怠って押印したため、申請日より前の日付となっていました。今後、担当者が受付日を記入し消印を押印後、副担当と証紙収入実績報告者が確認を行うこととしました。</p> <p>(2) 家畜保健衛生所が手数料額の根拠としている「家畜共済診療点数表」は今まで定期的に改訂されています。しかし、「家畜共済診療点数表」管轄課に対し改訂確認を怠っていたため、家畜保健衛生所が改訂前の誤った手数料で徴収し還付・追徴が発生しました。今後は関連部署間の連携、連絡を密にするとともに、「家畜共済診療点数表」の改訂時期に管轄課との二重チェックを以下のとおり行うこととしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農畜産課は家畜共済診療点数表の次年度改正の有無を団体検査課に必ず確認。 ・ 団体検査課は、点数表の改正が国から通知された際には、農畜産課にも合議を行うと共に、次年度の改正の有無を農畜産課に必ず連絡する。 ・ 各家畜保健衛生所においても、共済獣医師や近辺の開業獣医師等との情報交換の中で、点数表改正の動向に留意し、情報を把握すれば農畜産課あて連絡する。 <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 職員の意識も向上し、チェック体制の強化を徹底することができました。</p> <p>(2) 職員の意識も向上し、改訂予定の有無について「家畜共済診療点数表」を所管する団体検査課あて確認するなど、関係各(課)所との連携及びチェック体制の強化について図ることができました。</p> <p>平成 25 年度以降(取組予定等)</p> <p>引き続き、再発防止に向け、上記取組みにより、チェック体制の強化を図るなど、適正な事務処理に努めていきます。</p>

部局名 農林水産部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>(ア) 前払金返還利息等の収入未済額が 1,406,292 円 (対前年度比 94.4%) あり、前年度と比べて 83,098 円減少しているものの、減少要因は不納欠損処理によるものであるため、今後も引き続き、その収入未済額の減少と発生防止に努められたい。</p> <p>(四日市農林商工環境事務所、伊勢農林水産商工環境事務所、尾鷲農林水産商工環境事務所、熊野農林商工環境事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(四日市農林商工環境事務所)</p> <p>平成 22 年度治山工事の履行不能による契約解除に伴う、過払い前払い金遅延利息が生じ、平成 22 年 3 月に桑名建設事務所の同業者に対する支払債権と遅延利息の一部と相殺し一部を収納したものの、その残額が未収となっています。商業登記簿謄本で会社が存在することを確認するとともに、平成 24 年 8 月 10 日と平成 25 年 1 月 25 日に会社住所地のマンションの一室を訪問しています。しかし、不在のため、督促状と納付書を投函する方法で請求をしていますが、納付はなく、連絡が取れない状況が続いています。</p> <p>(伊勢農林水産商工環境事務所)</p> <p>催告状を 3 回発行 (H24. 6. 11 付・H24. 10. 19 付・H24. 11. 20 付) し、債務者に送付しました。また、平成 24 年 10 月 19 日に催告のため会社所在地を訪問しました。(不在のため、催告状をドアに貼り付け帰庁しました。)</p> <p>(尾鷲農林水産商工環境事務所)</p> <p>土地使用料について、債務者を誤って調定したことを、次年度の調定に向けて確認作業中に気づき、正しい債務者で再調定を行ったことにより収入未済が発生しましたが、5 月 7 日に納付され、収納済みとなっています。原因は、担当者が前年度と現年度の債務者をチェックしなかったことによる調定誤りであったため、複数職員で債務者のチェックを行うことにより、適正な事務処理に努めました。</p> <p>(熊野農林商工環境事務所)</p> <p>所在不明の建設業者 (平成 17 年度契約業者) については、戸籍謄本等の公的書類等による情報収集とともに、公図等をもとにした事務所の現地調査を行いました。また、休眠状態の建設業者 (平成 19 年度契約業者) については、建設事務所と共同して商業登記簿謄本など財産の状況についての情報収集を行い、取締役の住居を昨年度に引き続き訪問し、支払い催促及び事情聴取を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(四日市農林商工環境事務所)</p> <p>平成 24 年 8 月と平成 25 年 1 月に会社住所地のマンションの一室を訪問し督促状と納付書を投函していますが、現在も進展がないまま未納となっています。</p> <p>(伊勢農林水産商工環境事務所)</p> <p>債務者との連絡がとれないため、進展はありませんでした。</p> <p>(尾鷲農林水産商工環境事務所)</p> <p>調定に誤りがないよう、複数職員でチェックした結果、適正な事務処理を行うことができました。</p> <p>(熊野農林商工環境事務所)</p>

所在不明の建設業者については、以前として所在不明のままの状況です。また、休眠状態の建設業者については、支払い催促及び事情聴取等を行うものの、収納の段階には至っていません。

平成 25 年度以降（取組予定等）

（四日市農林商工環境事務所）

引き続き、会社の確認及び適時財産調査をして、未収金の請求を行い、徴収に努めます。

（伊勢農林水産商工環境事務所）

引き続き催告状の送付、所在地への訪問を行い、催告を継続していきます。

（尾鷲農林水産商工環境事務所）

引き続き、複数職員でチェックを行い、適正な事務処理に努めます。

（熊野農林商工環境事務所）

引き続き、収納に向けての対応を継続するとともに、工事発注に際し、請負業者との連絡を密にすることや建設事務所等他の発注機関との情報共有を行いながら、再発防止に努めていきます。

部局名 農林水産部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (1) 収入に関する事務 イ 地域機関分 (イ) 収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 海岸使用料に係る督促状の送付が行われていないものがあった。 (伊勢農林水産商工環境事務所)
講じた措置
平成 24 年度 1 実施した取組内容 未収金確認は財務端末で行っており、連絡の遅れも生じていました。 任意ではありますが、文書による納付依頼及び電話による督促を行いました。 2 取組の成果 平成 25 年 1 月 21 日に納入されました。
平成 25 年度以降（取組予定等） 海岸使用料に係る未収金対策マニュアル等の作成に取り組んでいきます。

部局名 農林水産部

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1) 【「平成のおかげまいり in 東京ミッドタウン」発信事業委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約書特記事項に定めた個人情報保護責任者等の書面での報告がされていなかった。 (副部長担当分野) <p>(2) 【三重県地方卸売市場場内側溝修繕業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施行伺い時点から施行内容が変更されたにもかかわらず、変更の経緯が書面で整理されていなかった。 <p>(3) 【県産牛肉安心確保対策事業に係る業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約書特記事項に定めた個人情報保護責任者等の書面での報告がされていなかった。 (農産振興担当分野) <p>(4) 【イノシシ肉等利活用情報収集緊急雇用創出事業業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約書特記事項に定めた個人情報保護責任者等の書面での報告がされていなかった。 <p>(5) 【平成 23 年度特定鳥獣モニタリング事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約書特記事項に定めた個人情報保護責任者等の書面での報告がされていなかった。 (農業基盤整備・獣害担当分野) <p>(6) 【平成 23 年度鳥羽ビジターセンター維持業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約書に個人情報保護に関する条項等がなかった。 (森林・林業担当分野) <p>(7) 【平成 23 年度希望ある漁業・漁村再生支援業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約書特記事項に定めた個人情報保護責任者等の書面での報告がされていなかった。 <p>(8) 【三重の水産業復興応援フェア開催事業業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再委託の実施にあたって、あらかじめ承認手続きがされていなかった。(水産振興担当分野) <p>(9) 【平成 23 年度農林水産省所管国有財産除草業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (四日市農林商工環境事務所) <p>(10) 【野田地区農業農村整備事業実施計画策定業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再委託の実施にあたって、あらかじめ承認手続きがされていなかった。 (津農林水産商工環境事務所) <p>(11) 【主要農作物種子審査補助業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定価格が設定されていなかった。 ・契約書に定めた「個人情報の取扱いに関する特記事項」が添付されていなかった。 (伊賀農林商工環境事務所) <p>(12) 【自家用電気工作物保守管理業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定価格設定に係る積算根拠が明確になっていなかった。 (林業研究所) <p>(13) 【水産研究所浄化槽保守点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検収確認の記録が一部行われていなかった。 <p>(14) 【海水用急速濾過装置濾材取替業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定価格設定に係る積算根拠が明確になっていなかった。 (水産研究所)
<p>講じた措置</p>
<p><u>平成 24 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 提出物のチェック漏れにより、個人情報の責任体制等報告書が提出されていなかったことに気づかなかったものであり、契約必要書類の再確認、正副担当及びライン職員によるチェックの徹底により、提出物の漏れがないよう職員の意識向上を図る取り組みを実施しました。</p> <p>(2) 当事業は、三重県地方卸売市場の維持修繕業務を行うにあたって、指定管理者との協議により県負担として実施し、指定管理者に委託料を支出したのですが、施行伺い時から委託契約までの間に施工箇所の変更があったものの、変更の経緯を書面により記録することを失念していたもので</p>

す。監査の結果を受け、今後は軽微な変更であったとしてもその理由や経緯を必ず書面により記録を行うことともに、決裁時には複数人でチェックを行うこととしました。

- (3) 契約内容の確認不足により、個人情報保護責任者等の報告確認を行っていませんでした。

個人情報の適正な管理に関して、職員に周知するとともに、契約内容及び報告書等の確認について複数の職員で行うよう徹底しました。

- (4)～(5) 契約書に「個人情報の保護」に関する条項の記載等したものの、個人情報を取り扱わない案件であったため、個人情報保護責任者等の書面での報告を求めなかったもので、契約制度を十分に承知していなかったことが原因です。

職員に対し、契約を行う際には、個人情報を取り扱う契約内容であるかも含め、仕様内容をよく確認し、契約書を作成するよう、課内会議において周知徹底しました。

- (6) 平成23年度鳥羽ビジターセンター維持業務委託において、委託業務内容がトイレ、センター施設の清掃の実施とセンター施設の維持であり、個人情報を取り扱うものでないと考え、委託契約書に個人情報保護に関する条項の記載等していませんでしたが、施設の維持業務上、個人情報を取り扱う場合もあるため、本来は個人情報保護に関する条項の記載等が必要なものでした。

職員に対し、契約書を作成する際には、仕様書の内容を確認し、個人情報を取り扱う契約については、契約書に個人情報保護に関する条項の記載等、契約に必要な条項の記載漏れ等がないか注意するよう周知徹底しました。

- (7) 職員の失念により、個人情報保護責任者等の書面での報告を受けていませんでした。

業務執行に必要な会計上の事務について注意するとともに、チェック体制を強化して再発の防止に努めました。

- (8) 本事案は、担当職員が委託契約書内容の認識不足から、業務委託先に対し承認手続きを行うよう周知指導することを怠ったことにより、発生したものです。

監査結果を受け、業務委託先による再委託の実施にあたっては、委託契約書の規定に基づく承認手続きが必要であることを職員に対し周知徹底を行いました。

また、委託業務契約書の締結に係る伺い決裁時において、起案者に対し、委託契約書の規定に基づく承認手続きが必要であることを周知するとともに、委託業務契約先に対し予め周知することを指示し、再発防止に努めました。

- (9) 担当職員が事前検査について失念していたこと及び副務者による確認が不十分であったことが原因と考えられます。そのため、再発防止策として、起案文に「出納局事前検査必要」との表示をするなどして、チェック体制を強化しました。

- (10) 委託契約において、業務の一部を再委託する場合は、事前に県の承認を得ることと規定されています。しかし、野田地区の契約において、市に委託契約したことから、県と市の双方で詳細な確認を行わないまま、市から業務の一部（アンケート調査）が再委託されており、県から事前の承諾を行っていませんでした。

これは、公共機関の間での契約として双方で委託契約内容を十分確認しないまま実施してしまっただことが原因であると考えています。公共機関の間での契約は事例が少ないものの、一般の契約においても、再委託については、事前に十分検討しなければならない内容であることから、委託契約に際しては、再委託について両方で契約時に確認することとしました。

- (11) 執行伺い時に確認を怠ったこと並びに会計規則が職員全体に周知されていなかったことが原因であると考えられます。毎週開催している室長会議や課長会議の場で、会計規則等で見落としやすいことや間違いやすい事例等を紹介し、職員全体に周知し再発防止に努めました。

- (12) 予定価格の積算根拠を明確にしたうえで、適正な予定価格を設定するよう周知徹底しました。

- (13) 浄化層保守点検業務については、浄化槽法等に基づき委託契約を行い保守管理を行っており、保守点検の実施周期を2週間に1回として契約していますが、履行の確認日を毎月月末で確認処理していました。平成24年度から、点検業務実施後は、検収確認を行うとともに、その旨記録するようにしました。

- (14) 職員に対し、予定価格を設定する際には、積算根拠を明確にするよう周知徹底しました。

2 取組の成果

- (1)～(7) チェック体制の強化により、職員の意識向上が図られ、適正な事務処理を行うことができました。

- (8) 再委託の実施にあたり承認手続きが必要であることを職員に再認識させ、起案者に意識付けを行ったことにより、再発防止につながっています。

- (9) その後の事前検査が必要な案件について、経理担当者が再認識し、事業課起案者とともに意識付けを行い、チェックを行うことで、適切に事前検査を受けることができました。
- (10) 上記取組により、職員の意識向上が図られ、適正な事務処理を行うことができました。
- (11) チェック体制が強化され、適正な事務処理を行うことができました。
- (12) 職員の意識向上が図られ、適正な事務処理を行うことができました。
- (13)～(14) 点検業務の検査確認、予定価格設定の積算根拠を明確にするなど会計規則に基づいた適切な事務処理が行えるようになりました。

平成 25 年度以降（取組予定等）

- (1)～(14) 引き続き、チェック機能が十分働くよう、職員間で対話を通じて周知徹底を図るとともに、職員の会計事務に関する知識向上を図るなど、再発防止及び適正な事務処理に努めていきます。

部局名 農林水産部

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 国補工事</p> <p>(1) 【源緑輪中地区 県営湛水防除事業（小）除塵機製作据付工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約書に「総合評価方式技術提案履行確認協議書等の様式」が添付されていなかった。 (桑名農政環境事務所) <p>(2) 【中勢三期地区 広域農道事業白山工区法面保護工事（その2）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル認定製品の「認定製品一覧表(総括表)」が設計書に添付されていなかった。 (津農林水産商工環境事務所) <p>(3) 【小俣地区 高度水利機能確保基盤整備事業農道その1工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「工事カルテ」の変更登録が遅れており、監督員の確認が不十分であった。 (伊勢農林水産商工環境事務所) <p>(4) 【青蓮寺用水地区 基幹農業水利施設ストックマネジメント事業松橋サイホン補修工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル認定製品の「認定製品一覧表(総括表)」及び「使用検討チェックリスト(個別表)」が設計書に添付されていなかった。 (伊賀農林商工環境事務所)
<p>講じた措置</p>
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 担当者に「総合評価方式に伴う技術提案書等の取扱」を熟知させるとともに、添付書類チェックリストを作成し、必要書類の添付もれのないようにしました。</p> <p>(2) 使用が可能なリサイクル認定製品が無かったため、「認定製品一覧表(総括表)」は監督員が別途保管していました。使用の可否に関わらず設計書への添付が必須であることを室内に再周知し、決裁時において添付の確認を徹底することとしました。</p> <p>(3) 業者の手続きの遅れと、監督員の添付書類のチェック漏れが原因であります。発注者である県側において、チェックシートの作成及び複数の職員によるチェック体制の強化を図り、再発防止に努めました。</p> <p>(4) 設計書の作成にあたっては、「農村基盤室設計書作成チェックリスト」を用いて、担当者及び決裁者が設計書の内容をチェックしていますが、リサイクル認定製品の使用・検討にかかる設計書への添付資料の取り扱いについての通知（平成 23 年 6 月 14 日付け「認定リサイクル製品選定支援システムについて」）を反映した内容に改定されていなかったことから、事案が発生したものと考えられます。このことから、チェックリストを通知に対応した内容に改定し、添付資料の有無等のチェックを行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 要綱・要領等に則った適正な事務処理が図られるようになりました。</p> <p>(2) 取扱いの再周知と決裁時確認の徹底により、本年度の設計書は全て添付しました。</p> <p>(3) チェックシートの作成及び、チェック体制の強化を図ったことにより、適正な事務処理が行えるようになり、以後「工事カルテ」の変更登録の遅れはありません。</p> <p>(4) 今回を契機として、室内会議等で検討し各担当者が自らチェックリストを、より使いやすく、わかりやすい内容へと充実させるよう随時改定を行っていくとともに、変更、改定通知等の見落としがないようチェック体制の強化を図りました。</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1)～(2) 引き続き上記の周知徹底を行い、再発防止に努めていきます。</p> <p>(3) 「工事カルテ」にかかわらず、他の書類においても、チェックシート及び主務・副務体制によるチェック体制により確認を行なっていくなど、適正な事務処理に努めていきます。</p> <p>(4) 今後も室内会議等で情報共有を図り、各種通知等に的確に対応するとともに、より充実した内容のチェックリストとするよう取り組みを継続します。</p>

部局名 農林水産部

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ウ 県単工事</p> <p>(1) 【大井田東部地区 県営ふるさと農道緊急整備事業 道路（その1）工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「工事カルテ」の登録が遅れており、監督員の確認が不十分であった。 ・配置技術者の変更について審査会に諮っていないかった。 <p>(2) 【大井田東部地区 県営ふるさと農道緊急整備事業道路（その2）工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約書に「総合評価方式技術提案履行確認協議書等の様式」が添付されていないかった。 ・「総合評価方式技術提案履行確認協議書」が期限内に提出されていないかった。 <p style="text-align: right;">（桑名農政環境事務所）</p> <p>(3) 【中央家畜保健衛生所家畜衛生防疫事業防疫資材格納庫場内舗装工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「工事カルテ」の変更登録が遅れており、監督員の確認が不十分であった。 ・「工事カルテ」の竣工登録が完成報告日より前になされており監督員の確認が不十分であった。 <p style="text-align: right;">（津農林水産商工環境事務所）</p> <p>(4) 【自然災害防止事業（県単）第上-2号工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「工事カルテ」の受注登録が行われておらず、監督員の確認が不十分であった。 <p>(5) 【中瀬川南地区 県単土地改良施設整備事業用水管工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル認定製品の「認定製品一覧表（総括表）」及び「使用検討チェックリスト（個別表）」が設計書に添付されていないかった。 ・設計変更積算時の、県共通単価が設定されていない単価の算出根拠について、整理が不十分であった。 <p style="text-align: right;">（伊賀農林商工環境事務所）</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成24年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 「三重県公共工事共通仕様書」の条項の認識不足により、受注者の「工事カルテ」の登録が遅れていました。又、「配置予定技術者の取扱について」の認識不足により、配置技術者の変更について審査会に諮っていませんでした。今後は、このようなことのないよう、担当課長と監督員だけでなく、課内の複数の者により、確認を行うとともに受注者の指導を徹底し、再発防止に努めました。</p> <p>(2) 担当者に「総合評価方式に伴う技術提案書等の取扱」を熟知させるとともに、添付書類チェックリストを作成し、必要書類の添付もれのないようにしました。</p> <p>「総合評価方式に伴う技術提案書等の取扱」の認識不足により、「総合評価方式技術提案履行確認協議書」の提出が遅れました。今後は、このようなことのないよう、監督員だけでなく、課内の複数の者により確認を行うとともに、受注者の指導を徹底し、再発防止に努めました。</p> <p>(3) 建設工事共通仕様書では、工事請負業者は請負金額500万円以上の工事について、受注時・変更時・完成時に工事实績情報サービスに基づき「工事カルテ」を監督員の確認を得たうえで、土日・祝日を除く10日以内に登録することとなっています。</p> <p>（変更時と完成時が土日・祝日を除く10日以内の場合に限り変更時の登録が省略できることとなっています。）</p> <p>本件工事については、工事変更契約を平成24年1月30日に行いましたが、請負業者による「工事カルテ」の変更登録は2月29日となっていました。また、請負業者の工事完成報告日は3月14日となっていました。前日の3月13日に「工事カルテ」の竣工登録を行っていました。</p> <p>原因としては、「工事カルテ」に関しての請負業者の認識不足と、監督員の確認が不十分であったためと考えられます。</p> <p>今年度の対応としましては、建設工事共通仕様書に基づく、請負業者の速やかな作成及び監督員への提出の徹底、監督員につきましては、建設工事における提出書類チェックリストに基づく「工事カルテ」の内容確認を徹底しました。</p>

(4) 当事案については、「三重県建設工事共通仕様書」の内容把握不十分によるチェックミスが原因となったことから、室内会議等で仕様書の内容再確認を行うとともに、再発防止のために複数職員によるチェック体制を再確認し、チェック体制の一層強化を行いました。

(5) 設計書の作成にあたっては、「農村基盤室設計書作成チェックリスト」を用いて、担当者及び決裁者が設計図書の内容をチェックしていますが、リサイクル認定製品の使用・検討にかかる設計書への添付資料の取り扱いについての通知（平成23年6月14日付け「認定リサイクル製品選定支援システムについて」）を反映した内容に改定されていなかったこと。また、単価の算出根拠の整理項目が無かったことから、事案が発生したものと考えられます。

このことから、チェックリストを通知に対応した内容に改定するとともに整理項目を追加し、添付資料の有無等のチェックを行いました。

2 取組の成果

(1) 所内職員に適正な事務処理についての周知が図られました。

(2) 要綱・要領等に則った適正な事務処理が図られるようになりました。

所内職員に適正な事務処理についての周知が図られるとともに、チェック体制強化の意識高揚につながりました。又、受注者への指導も周知が図られました。

(3) 本年度の工事に係る「工事カルテ」は、受注時・変更時・完成時のいずれにおいても適正に処理を行いました。

(4) 「三重県建設工事共通仕様書」の的確な内容把握による事務処理を行うとともに、決裁ルートにある複数職員によるチェック体制の強化での事務処理によりその遺漏防止が図られました。

(5) 今回を契機として、室内会議等で検討し各担当者が自らチェックリストを、より使いやすく、わかりやすい内容へと充実させるよう随時改定を行っていくとともに、変更、改定通知等の見落としがないようチェック体制の強化を図りました。

平成25年度以降（取組予定等）

(1)～(2) 平成25年度も所内職員に適正な事務処理についての周知を図るとともに、受注者への指導も徹底します。

(3) 建設工事共通仕様書に基づき、平成24年度と同様に、請負業者への指導とチェックリストに基づく監督員の適正な対応を行っていきます。

(4) 平成25年度以降も、引き続き、工事担当者及び決裁ルートに在籍する職員等への建設工事实施に係る各種法令・規則及び通知等の周知、チェックが的確に行われるよう室内会議等での情報共有や関連業務の研修会への参加奨励等、あらゆる機会を通じて職員への的確な事務処理について働きかけを行っていきます。

(5) 今後も室内会議等で情報共有を図り、各種通知等に的確に対応するとともに、より充実した内容のチェックリストとするよう取り組みを継続します。

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>エ 調査・設計業務委託</p> <p>(1) 【木曾岬地区 県営湛水防除事業（小）工損調査（事後調査）業務委託】 ・工期の算出根拠が整理されていなかった。 ・「業務カルテ」の登録が遅れており、監督員の確認が不十分であった。</p> <p>(2) 【長島中部地区 湛水防除事業 測量業務委託】 ・「業務カルテ」の登録が遅れており、監督員の確認が不十分であった。</p> <p>(3) 【長島中部地区 湛水防除事業 地質調査業務委託】 ・「業務カルテ」の竣工登録が業務完成日よりも前になされており監督員の確認が不十分であった。 (桑名農政環境事務所)</p> <p>(4) 【予防治山事業(地域自主戦略交付金) 第2号測量設計業務委託】 ・「業務カルテ」の登録が遅れており、監督員の確認が不十分であった。 (四日市農林商工環境事務所)</p> <p>(5) 【英虞湾工区(波切立神地区) 水域環境保全創造事業工事積算業務委託】 ・変更業務計画書が提出されていなかった。 (伊勢農林水産商工環境事務所)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 「調査・測量・設計業務等における標準工期の算定方法」及び「三重県工損調査共通仕様書」の条項の認識不足により、工期の算出根拠を整理していないとともに、受注者の「業務カルテ」の登録が遅れていました。今後は、このようなことのないよう、監督員だけでなく、課内の複数の者により、確認を行うとともに受注者の指導を徹底し、再発防止に努めました。</p> <p>(2) 「三重県測量業務共通仕様書」の条項の認識不足により、受注者の「業務カルテ」の登録が遅れていました。今後は、このようなことのないよう、監督員だけでなく、課内の複数の者により、確認を行うとともに受注者の指導を徹底し、再発防止に努めました。</p> <p>(3) 「三重県地質・土質調査業務共通仕様書」の条項の認識不足により、業務完成日よりも前になされた「業務カルテ」の竣工登録を受理しました。今後は、このようなことのないよう、監督員だけでなく、課内の複数の者により、確認を行うとともに受注者の指導を徹底し、再発防止に努めました。</p> <p>(4) 施工業者による登録及び監督員への提出が遅れていましたが、確認が十分に出来ていませんでした。このため、現在は、契約時等に登録・提出を徹底するよう打合簿により指示しました。</p> <p>(5) 共通仕様書第 1111 条に契約締結後、14 日以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならないとありますが、変更業務計画書が提出されていませんでした。発生原因は、受注者の仕様書の理解不足及び発注者の指導不足が考えられます。受注者に対して仕様書の内容の指導を行うと共に、複数の職員により提出書類等のチェックを行うなど、チェック体制の強化を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1)～(3) 所内職員に適正な事務処理についての周知が図られるとともに、受注者への指導も周知が図られました。</p> <p>(4) 職員及び施工業者に対し、適正な事務処理について周知徹底したことにより、現在、登録の遅れはありません。</p> <p>(5) チェック体制の強化を図ったことにより、適正な事務処理が行えるようになり、以後、未提出資料はありません。</p>

平成 25 年度以降（取組予定等）

- (1)～(3) 平成 25 年度も所内職員に適正な事務処理についての周知を図るとともに、受注者への指導も徹底します。
- (4) 引き続き、職員に対し、適正な事務処理について周知徹底するとともに、施工業者への指導も徹底していきます。
- (5) 受注者に対して仕様書の内容の指導を行うと共に、提出書類等のチェック体制の強化を図るなど、適正な事務処理に努めていきます。

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>オ 旅費</p> <p>(1) 【捕獲野生獣（シカ）の利活用にかかる視察調査】 ・復命書に用務時間が記載されていなかった。 (農業基盤整備・獣害担当分野)</p> <p>(2) 【漁港漁村研究所説明会及び豆酛漁港視察】 ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (水産振興担当分野)</p> <p>(3) 【アサリ増殖事業等先進地事例調査】 ・復命書に用務時間が記載されていなかった。 (水産振興担当分野)</p> <p>(4) 【地域産業振興方策実践支援事業に係る視察研修】 ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (四日市農林商工環境事務所)</p> <p>(5) 【第34回全国土地改良大会】 ・自家用車使用の承認を受けていなかった。 (津農林水産商工環境事務所)</p> <p>(6) 【普及指導員等研修】 ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。</p> <p>(7) 【第571回建設技術講習会】 ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。</p> <p>(8) 【海岸シンポジウム及び宮城県視察】 ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (伊勢農林水産商工環境事務所)</p> <p>(9) 【農業農村工学会大会講演会】 ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。</p> <p>(10) 【第541回建設技術講習会（災害に強い国土づくり）】 ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。</p> <p>(11) 【第34回全国土地改良大会】 ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (伊賀農林商工環境事務所)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成24年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 記入漏れがないように、課内会議において注意喚起するとともに、チェックの強化を図りました。</p> <p>(2) 復命書の決裁について、従来の様式での決裁を行うと、その後の電子決裁登録を失念して、総合文書管理システムに登録されない事態が発生するおそれがあるために、電子紙併用決裁を行うこととしました。</p> <p>(3) 本事案は、出張終了後、担当職員が復命書を作成した際に、用務先での用務時間の記載を怠ったことにより発生したものです。 監査結果を受け、復命書を作成する際は、用務先での用務時間の記載が必要であることを職員に対し周知徹底を行いました。また、復命書回覧の際に、複数の職員により用務時間が記載されているか確認するよう指示し、再発防止に努めました。</p> <p>(4) 未登録件名の総合文書管理システムへの登録については迅速に行いました。 所属全職員に対して実施した、情報公開・個人情報保護及び公文書管理に関する研修（平成24年11月に計4回実施）において、原則として、総合文書管理システムの起案または供覧（紙文書）で紙出力した起案文書を用いることとし、総合文書管理システムを用いず起案または供覧を行った場合は、決裁後必ず、総合文書管理システムに件名等の必要事項を登録するよう周知しました。</p> <p>(5) 当該出張に係る集合時間が早朝だったため、交通機関が利用できず自家用車を使用しましたが、総務事務システムによる自家用車登録は行ったものの、旅行命令の自家用車使用有へのチェックを</p>

失念し、「職員の自家用車による出張の承認等に関する基準」に規定する事前の所属長承認を受けていませんでした。

各職員に対して自家用車を使用して出張する際に必要な事務処理について周知しました。

- (6)～(8) 所内会議や庁内メール等にて復命書の件名等を総合文書管理システムに登録するように周知し登録しました。また、当分の間、旅費担当が対象となる職員に登録するように呼びかけを実施します。
- (9)～(11) 三重県公文書管理規程が職員全体に周知されていなかったことが原因であると考えられます。毎週開催している室長会議や課長会議の場で、簡易処理で行った文書については、必ず総合文書管理システムへ入力することを徹底し、職員全体に周知し再発防止に努めました。

2 取組の成果

- (1) 上記取組により、適切な事務処理を行えるようになりました。
- (2) 電子紙併用決裁を行うことにより、復命書は全て総合文書管理システムに登録されることとなりました。
- (3) 復命書に用務時間の記載が必要であることを職員に再認識させたことにより、再発防止につながっています。
- (4) 総合文書管理システムへの件名登録については、定期的に確認を実施しており、総合文書管理システムへの入力は適切に行われています。
- (5) 職員の認識が高まり、適切な事務処理を行うようになりました。
- (6)～(8) 職員の復命書の件名等を総合文書管理システムに登録する意識が向上して適正に処理できるようになりました。
- (9)～(11) 所内職員に公文書管理規程に基づく適正な事務処理についての周知が図られました。

平成 25 年度以降（取組予定等）

- (1) 引き続き、課内会議等において、同様の事例が発生しないように周知・徹底を図ります。
- (2) 登録漏れを無くすために、平成 24 年度に引き続き、総合文書管理システムの積極的な利用を図っていきます。
- (3) 引き続き、適切に復命書の作成に努めます。
- (4) 平成 25 年度以降も引き続き、総合文書管理システムへの件名登録について、定期的な確認を実施し再発防止に努めるようにします。
また、職員に対しても引き続き、原則として、総合文書管理システムによる起案または供覧（紙文書）を行うよう周知していきます。
- (5) 引き続き、適切な事務処理に努めていきます。
- (6)～(8) 引き続き、職員への周知を実施します。
- (9)～(11) 平成 25 年度以降も引き続き、所属内職員に適正な事務処理を行うようあらゆる機会を通じ周知徹底を図っていきます。

部局名 農林水産部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 人件費</p> <p>人件費について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 航海手当について、誤って深夜適用の額で認定していた。</p> <p style="text-align: right;">(水産振興担当分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>取締船乗組員 1 名が、航海手当の支給対象要件を誤って認識したまま、航海手当申請を行っていました。</p> <p>航海手当の支給対象要件について、取締船乗組員（17 名）へ周知し、航海手当申請時の内容確認を徹底するよう注意喚起しました。</p> <p>航海手当の決裁時に、航海手当の支給対象要件を手元に用意し、チェックを実施するようにしました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>各乗組員による航海手当申請時の内容確認と決裁時における航海手当の支給対象要件のチェックを実施しており、航海手当支給額誤りは発生していません。</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>船長機関長会議等を通じて、航海手当等の申請内容について、各乗組員が内容確認を徹底して提出するよう、注意喚起を続けます。</p> <p>決裁時における航海手当の支給対象要件のチェックを徹底します。</p>

部局名 農林水産部

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>なお、金品亡失の事案には、紀伊半島大水害により公用車等が損傷したものもあった。自然災害発生時における県有物品の保管場所や取扱い等について検討されたい。</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 毒物、劇物の一部について、残量や名称等が管理されていなかった。 (農業大学校)</p> <p>(2) 公有財産台帳と登記簿上の地目が不整合となっていた。 (林業研究所)</p> <p>(3) 立木竹の公有財産台帳への登録に係る精査が不十分であった。 (林業研究所)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 毒劇物を含む薬品の管理は、鍵のかかる薬品庫の棚に保管し、年度末に残存量の確認を行っていました。しかし、薬品の使用頻度が少ないことから平成 19 年 3 月の確認を最後に、薬品管理表に購入や使用の都度メモを付け加える程度となり、残存量の確認もしていない状況でした。</p> <p>このため、</p> <p>① 薬品容器に番号を付け薬品の在庫一覧表を作成しました。</p> <p>② 使用見込のない薬品については廃棄処分するために区分保管しました。</p> <p>③ 使用する薬品については、容器ごとに薬品管理台帳を整備し風袋を含む重量を計量し記録しました。</p> <p>④ 使用するたびに使用後の重量を計量しその差を使用量として記入するよう薬品庫に薬品管理台帳を常備しました。</p> <p>(2) 財産台帳と公簿地目の相違について所轄法務局等と協議した結果、次のような事実が判明しました。</p> <p>① 当研究所構内敷地は昭和 37 年、旧布引中学校跡地を寄付又は購入取得したものであり、本来研究所施設が整備された時点で「宅地」変更すべきであったがそのまま「学校用地」として置かれていました。</p> <p>② 二本木地内の育種園については、大半が登記簿地目「原野」となっているが、本来「山林」として登記すべきものと考えられます。</p> <p>③ 川口地内の採種園・実習林については、「保安林」指定を所管する部署にて確認した結果、「隣接土地」が「保安林」指定されているため、一部の「保安林」指定されていない土地についても周囲一帯の土地同様に「保安林」指定されたものと錯誤していました。</p> <p>上述のような錯誤原因等を踏まえて以下の取組を行いました。</p> <p>① 研究所構内の公簿地目「学校用地」(2 筆) は不適切のため「宅地」に変更しました。(平成 24 年 12 月 20 日変更登記済)</p> <p>② 二本木地内の育種園の公簿地目訂正については、法務局との協議を進めて適正な地目への変更処理を行い、公有財産台帳との整合を図りました。(平成 25 年 2 月 20 日変更登記済、平成 25 年 3 月 5 日台帳地目訂正済)</p> <p>③ 川口採種園・実習林の公簿地目と台帳地目との相違については、台帳地目に錯誤があったので②と併せてこれを訂正しました。(平成 25 年 3 月 5 日台帳地目訂正済)</p> <p>(3) 立木竹について精査した結果は次のとおりでした。</p> <p>監査において指摘を受けた昭和天皇・皇后両陛下によるお手まきの記念樹(神宮すぎ 2 本、ケヤキ 2 本)は、木材的な価値はほとんどないものの、公有財産規則上、記念樹として財産台帳に登載すべき財産に該当するため、平成 24 年 10 月 11 日公有財産台帳に登載しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 不要薬品の整理が出来、薬品の容器形態、在庫数量・重量、保管場所を特定することが出来、薬</p>

品の適切な管理が出来るようになりました。

- (2) 公有財産台帳と登記簿上の地目が不整合（相違）となっている状態が解消されました。
- (3) 立木竹についても適正な台帳管理ができました。

平成 25 年度以降（取組予定等）

- (1) 整備した管理台帳への記帳を徹底するとともに、残存量確認を3ヶ月に1回実施し適切な薬品管理に努めます。

なお、使用期限切れ等で不要となった薬品についてはできる限り早く廃棄処分する予定です。

- (2)～(3) 今後、管理する土地の用途廃止等に伴い地目変更が必要と判断される場合は、法務局等との協議を行い適切に対応していくなど、適正な財産管理に努めていきます。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(4) 財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

なお、金品亡失の事案には、紀伊半島大水害により公用車等が損傷したのもあった。自然災害発生時における県有物品の保管場所や取扱い等について検討されたい。

イ 金品亡失

- | | |
|--|-----------------|
| (1) パソコンの損傷 (修理代 68,145 円) | (水産振興担当分野) |
| (2) 公用車の損傷 (修理代 0 円) | (桑名農政環境事務所) |
| (3) 公用車の損傷 (修理代 125,222 円) | (四日市農林商工環境事務所) |
| (4) 公用車の損傷 (修理代 50,064 円) | (四日市農林商工環境事務所) |
| (5) 公用車の損傷 (修理代 12,222 円) | (四日市農林商工環境事務所) |
| (6) 公用車の損傷 (修理代 0 円) | (津農林水産商工環境事務所) |
| (7) 公用車の損傷 (修理代 0 円) | (津農林水産商工環境事務所) |
| (8) 公用車の損傷 (修理代 91,686 円) | (津農林水産商工環境事務所) |
| (9) 公用車の損傷 (修理代 72,660 円) | (松阪農林商工環境事務所) |
| (10) パソコンの損傷 (修理代 120,363 円) | (松阪農林商工環境事務所) |
| (11) パソコンの損傷 (修理代 34,860 円) | (伊勢農林水産商工環境事務所) |
| (12) 公用車の損傷 (修理代 57,023 円) | (尾鷲農林水産商工環境事務所) |
| (13) 公用車の損傷 (修理代 18,900 円) | (熊野農林商工環境事務所) |
| (14) 公用車の損傷 (修理代 0 円) | (熊野農林商工環境事務所) |
| (15) 公用車の損傷 (修理代 40,950 円) | (熊野農林商工環境事務所) |
| (16) 紀伊半島大水害による公用車の損傷 (廃車：取得価格 1,580,000 円) | |
| (17) 紀伊半島大水害による公用車の損傷 (廃車：取得価格 862,040 円) | |
| (18) 紀伊半島大水害による公用車の損傷 (廃車：取得価格 778,000 円) | |
| (19) 紀伊半島大水害による公用車の損傷 (修理代 328,650 円) | |
| (20) 紀伊半島大水害による公用車の損傷 (修理代 63,945 円) | |
| (21) 紀伊半島大水害による公用車の損傷 (廃車：取得価格 838,000 円) | |
| (22) 紀伊半島大水害による公用車の損傷 (廃車：取得価格 838,000 円) | |
| (23) 紀伊半島大水害による公用車の損傷 (廃車：取得価格 761,980 円) | |
| (24) 紀伊半島大水害による公用車の損傷 (修理代 149,100 円) | |
| (25) 紀伊半島大水害による公用車の損傷 (修理代 58,800 円) | |
| (26) 紀伊半島大水害による公用車の損傷 (修理代 202,104 円) | |
| (27) 紀伊半島大水害による公用車の損傷 (廃車：取得価格 1,430,000 円) | (熊野農林商工環境事務所) |
| (28) 紀伊半島大水害によるフリーザーの損傷 (廃棄：取得価格 437,325 円) | |
| (29) 紀伊半島大水害による顕微鏡の損傷 (廃棄：取得価格 277,000 円) | |
| (30) 紀伊半島大水害による動物用超音波画像診断装置体表用探触子の損傷 (修理代 228,900 円) | |
| (31) 紀伊半島大水害による動力噴霧器の損傷 (廃棄：取得価格 不明) | |
| (32) 紀伊半島大水害による公用車の損傷 (廃車：取得価格 997,500 円) | |
| (33) 紀伊半島大水害による公用車の損傷 (廃車：取得価格 796,000 円) | |
| (34) 紀伊半島大水害による公用車の損傷 (修理代 325,479 円) | (紀州家畜保健衛生所) |

講じた措置

平成 24 年度

1 実施した取組内容

- (1) パソコンの作業中に、誤って手元に置いていた飲料水をキーボードにこぼしたために、パソコンが故障しました。

飲料水によるパソコンの損傷については、平成 23 年度にも発生したため、職員に対する注意喚起及び座席周辺書類整理の徹底を指導していましたが、平成 24 年度になって再発したことから、再発を防止するため、蓋付きの飲料容器を使用する場合は蓋をしっかりと閉めることや飲み物を飲みながらの作業をしないこと、蓋のない容器の場合、飲み残しの容器をデスク上に置かないことなどについて、課員全員で取り組むよう徹底しました。

- (2) 用務先への移動途中、信号待ちのため停車していた当所の公用車に、後続の相手方車両が追突し、車両後部に損傷が生じました。当方に過失はないものの、所属職員には、自動車の安全運転と併せ、公用車の適切な運行管理について注意喚起を行うことで、安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図りました。

- (3)～(4) いずれも、職員の過失・不注意による事故であり、当該職員へは、安全運転の徹底・県有財産の適正な管理に努めるよう厳重に注意・指導しました。また、全職員に対しては、所内会議等において、再発防止に向け交通安全及び県有財産の適正な管理について再度注意を喚起しました。

事故経験者を中心に、交通安全研修センター（津）が実施する実技指導を含む研修を受講させ、同研修を受講していない職員については、四日市県民センター主催の安全運転講習会を受講させました。

- (5) 出張中に駐車していたところを車上荒らしに会い、公用車のウィンドウガラスが割られ、車内に置いてあったリュックサックを紛失したものです。

当該職員へは、所持品を車内の外から見える場所に放置しないよう、厳重に注意・指導しました。また、全職員に対しては、所内会議等において、駐車時の施錠及び貴重品・情報等の管理を徹底するよう注意を喚起しました。

- (6)～(8) 職員を研修会等へ参加させ、機会あるごとに注意喚起を行い交通安全意識と県有財産の管理意識の高揚を図りました。特に、公用車使用時の事故や損傷を防ぐ具体策を話し合い、時間に余裕をもって出発することや駐車場における同乗者の誘導実施について申し合わせしました。

- (9) 庁舎駐車場から公用車をバックで出庫する際、右後方にあった鉄柱に気づかずハンドル操作したため車体右前方をぶつけたもので、職員の不注意が原因でした。当該職員に厳重に口頭注意するとともに、室内会議で、公用車の適正管理についての注意喚起と再発防止策について話し合いを行い、職員の意識高揚を図りました。

- (10) 机の上に置いていたコップを誤って倒してしまい、中の飲み物をパソコンのキーボードにこぼしてしまいました。職員が細心の注意を払っていたなら防げる事態でしたので当該職員に口頭で厳重注意をしました。また、この事例を職員全員に伝え、その防止策として、机上の整理整頓と蓋のないコップの使用禁止及び飲食時においては細心の注意を払うよう注意喚起し再発防止に努めました。

- (11) 事故後直ちにパソコン機器の損傷を防ぐために職場内で話し合いを行い、事務所内全職員に対して当該事例をメールで周知し、再発防止を喚起しました。また、室長会議において「取組み内容の確認及び周知徹底」を各職員に行うよう指示を行いました。

- (12) 今回の事故は、台風 12 号による工事現場の現況確認及び災害調査のため、道幅の狭い当該現場を走行していたところ、車体底部に転石が潜り込んでオイルパンを破損したものです。今回の事故を厳粛に受け止め、当該職員へは、安全運転の徹底・県有財産の適正な管理に努めるよう指導するとともに、所内会議等において全職員に対し安全運転並びに適正な県有財産の管理意識の徹底を図りました。

- (13) 紀宝町、御浜町との災害復旧事業の打合せ業務の帰路で、熊野市内の国道を走行中、大型ダンプとのすれ違い直後に小石が飛んできて、フロントガラスを損傷したものです。

当事故についてはやむを得ないものですが、公用車運転の際は引き続き交通事故を起こさないよう、十分気をつけるように注意喚起を行ないました。

- (14) 紀宝町内の農業者と営農相談業務中、駐車しておいた公用車に、運送業者の大型トラックが当該駐車場で旋回しようとして接触し、公用車の左後部を損傷させたものです。

公用車使用の際は、十分気をつけるように注意喚起を行ないました。

- (15) 車庫棟の改修工事のため一般駐車場に駐めていた公用車について、仕業点検の際に前部分の損傷箇所を発見し、公用車の運転報告簿により使用職員への事情聴取を行なうなど原因を調査したが、駐車中に発生した可能性も否定できない状況も含めて、特定することができませんでした。所内職員に対し、公用車の使用管理に最大限の注意を払うよう、改めて周知徹底を行ないました。
- (16)～(27) 平成23年9月の台風12号（紀伊半島大水害）による急激な河川の増水、氾濫により、庁舎内公用車駐車場からの退避対応ができず、浸水の被害を受けたものです。
- 平成24年度においては、大雨洪水警報等発令の気象状況の際に、安全が確保できる早い段階において、必要台数を残して、高所（防災拠点）への退避措置を行いました。
- (28)～(34) 付近を走る井戸川の氾濫により生じたものです。予期せぬ自然災害によりこのような事態に陥りましたが、今後は下記のように対応するよう職員に徹底しました。
- ① 河川の氾濫が予想される場合は、全職員により入口に土嚢を積み水の浸入を阻む。
 - ② 備品類については二階に運ぶ等、適切に保全する。
 - ③ 公用車については事前に高台に移動させる等の措置を講じる。

2 取組の成果

- (1) 上記の取組を徹底した結果、現在まで、不適切な事案は再発しておりません。
 - (2) 職員の安全意識及び県有財産管理意識が向上しました。
 - (3)～(5) 上記のとおり職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚に努めましたが、平成24年度において、公用車事故が1件発生しました。（平成23年度は4件であるため、3件減少）今後も引き続き交通安全、交通事故防止の取組を一層強化していく必要があります。
 - (6)～(8) 県有財産である公用車の使用管理について、細心の注意を払うよう機会あるごとに喚起を行った結果、県有財産の適正な管理について、職員の意識高揚が図られました。
- しかしながら、平成24年度において、公用車の損傷が3件発生していることから、なお一層の取り組みを行っていきます。
- (9)～(10) 平成24年度においては、職員の責任に起因する事例は発生していません。
 - (11) 所内職員においては、公費で購入した大切な物品であることを再認識するとともに、取扱いについては十分注意しながら業務を遂行するよう意識の向上が図られました。
 - (12) 上記取組により、各職員の安全運転並びに県有財産の管理に対する意識の高揚が図られました。
 - (13)～(27) 上記の取組みにより、県有財産に対する管理意識の高揚が図られ、大雨洪水警報等発令の際においても、早い段階で退避措置を行なうなどの、危機管理対応の向上が図られました。
 - (28)～(34) 平成24年度は水害は発生しませんでした。職員に対し危機意識を啓発することができました。

平成25年度以降（取組予定等）

- (1) 平成25年度以降も、引き続き、再発防止に向けた取組を継続することにより、不適切事案の発生を防ぎたい。
 - (2) 交通事故による公用車の損傷が生じることがないように、引き続き交通安全及び県有財産の適正な管理について注意喚起を行っていきます。
 - (3)～(5) いずれの事案につきましても注意不足が原因であり、金品の損傷や交通事故の未然防止を図るためには、物品管理や安全運転に対する日頃からの意識の醸成が重要であることから、自動車の安全運転及び物品等の適正な使用について、引き続き注意喚起を行い再発防止に努めます。
 - (6)～(8) 今後も機会あるごとに注意喚起を行い、交通安全意識と県有財産の管理意識の高揚を図っていきます。
 - (9)～(10) 機会あるごとに注意喚起することで県有財産の適正管理に努めていきます。
 - (11) パソコン機器等の損傷を防ぐために職場内で以下の取り組みを行います。
 - ・パソコンの機器周辺を含め机上の整理整頓を行い、パソコン等の損傷を防ぐこと。
- 【周知方法】
- ・月2回開催している室長会議で各室に周知徹底。
 - ・各室においてグループミーティング等で室内職員に周知徹底。
- 【内容】
- ・各室に金品亡失（損傷）防止のポスターの掲示。
 - ・机の上の飲み物はこぼれないよう蓋付きの入れ物に入れる。

- ・机の上を整理整頓し、パソコンの周りに空間を空ける。
 - ・パソコンの上や周辺に重い物を置かない。
- (12) 引き続き、職員に対して安全運転並びに県有財産の管理について、指導監督を徹底し、注意喚起を行っていきます。
- (13)～(27) 引き続き、大雨洪水警報等発令時の対応も含め、県有財産の適正な管理に努めてまいります。
- (28)～(34) 今後も上記の対策を継続いたします。

部局名 農林水産部

監査の結果			
2 財務等に関する意見			
(4) 財産管理等の状況			
財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
なお、金品亡失の事案には、紀伊半島大水害により公用車等が損傷したものもあった。自然災害発生時における県有物品の保管場所や取扱い等について検討されたい。			
ウ 公共用地の未登記			
(1) 過年度に取得した公共用地の未登記が未だ 906 筆、139,231.06 m ² ある。			
(別表 1)			
	箇所名	平成 23 年度末未登記	平成 23 年度中処理分
	桑名農政環境事務所	6 筆 1,659.33 m ²	
	四日市農林商工環境事務所	30 筆 15,125.80 m ²	過年度 2 筆
	津農林水産商工環境事務所	19 筆 3,146.01 m ²	
	松阪農林商工環境事務所	82 筆 16,564.68 m ²	
	伊勢農林水産商工環境事務所	407 筆 96,522.03 m ²	過年度 10 筆
	伊賀農林商工環境事務所	350 筆 5,026.00 m ²	過年度 23 筆
	熊野農林商工環境事務所	12 筆 1,187.21 m ²	
	合計	906 筆 139,231.06 m ²	計 35 筆
(農業基盤整備・獣害担当分野)			
講じた措置			
平成 24 年度			
1 実施した取組内容			
(1) 用地担当者・課長会議を平成 24 年 4 月 25 日に開催し、「未登記解消第 8 次 5 ヶ年計画」の進捗状況について協議しました。			
(2) 平成 24 年 6 月、平成 24 年 11 月に地域機関において、未登記カルテをもとに、未登記案件の解消方向および進捗状況について協議しました。			
2 取組の成果			
平成 24 年度は、31 件の未登記を処理しました。			
平成 25 年度以降（取組予定等）			
未登記原因として処理困難なものや測量に相当費用がかかるものがありますが、計画的に解消に努めていきます。			

部局名 農林水産部

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 事務管理体制</p> <p>(ア) 事務管理体制について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 狩猟免許試験において出題ミスが発生していた。 (農業基盤整備・獣害担当分野)</p> <p>(2) 消耗品費の事務処理誤りにより歳出戻入が発生していた。 (桑名農政環境事務所)</p> <p>(3) 郵券証紙類について、23年度年間見込み使用量を誤ったこと等により、23年度末の在庫枚数が年度使用量と比べ多いものがあった。 (四日市農林商工環境事務所)</p> <p>(4) 郵券証紙類出納簿に記載誤りがあった。 (津農林水産商工環境事務所)</p> <p>(5) 郵券証紙類について、23年度年間見込み使用量を誤ったこと等により、23年度末の在庫枚数が年度使用量と比べ多いものがあった。 (伊勢農林水産商工環境事務所)</p> <p>(6) 処分決議された2個の公印を廃棄せず保管していた。 (伊勢農林水産商工環境事務所)</p> <p>(7) 通信運搬費の支出命令額と納付書合計額の突合不足により歳出戻入が発生していた。</p> <p>(8) 前渡資金の払い出しの遅れたものが発生していた。 (中央農業改良普及センター)</p> <p>(9) 生産物の在庫品について、管理簿と実際の在庫数に差異が生じていた。 (農業大学校)</p> <p>(10) 医薬材料費の支払先誤りにより歳出戻入が発生していた。 (紀州家畜保健衛生所)</p> <p>(11) 平成10年度に購入した切手が残っていた。 (農業研究所)</p> <p>(12) 処分決議された2個の公印を廃棄せず保管していた。 (林業研究所)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成24年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 出題ミスの原因は、試験問題を作成する際に参考とする図書からの転記を誤ったこと、及びチェックが十分でなかったことです。</p> <p>複数の職員によるダブルチェックを行うなど、次のとおりチェック体制を強化し、出題ミスの防止を図りました。</p> <p>① 試験問題作成時のチェックについては、問題作成者と副務者など複数で行うこと。</p> <p>② その後、課員の協力を得て、それ以外の4名でダブルチェックを行うこと。</p> <p>③ 問題作成者等は、問題作成スケジュールに基づき課員の日程調整を行い、チェック日程等を決定するとともに、チェック場所を確保すること。</p> <p>④ チェック中に集中力の欠如等が発生しないように、問題を読む、誤字・脱字のチェックなどの役割を交互に行うなど工夫を講じること。</p> <p>(2) 債権者名を見誤り、正当債権者でない者に支出した事案が1件と、一部返品にとまなう請求書の差し替えがあったにも関わらず、誤って差し替え前の請求書により支出したため、過払いが生じた事案が1件発生しました。再発防止のため、支出の際には、ダブルチェックをトリプルチェックに、より多数の職員による確認体制に改めるとともに、支出負担行為差引表により事後確認を行うこととしました。また、請求書受理時には、必ず請求内訳と納品内訳(現物)とが一致しているか、確認するよう周知徹底しました。</p> <p>(3) 不定期に行われる農政・普及用務や森林・林業用務などの大量発送する通知のため、大量の在庫を抱えていた経緯があります。郵券証紙類については、大量発送の場合には、事前に連絡を受けるようにして、使用量に応じて計画的に購入し、在庫が過剰にならないよう管理を徹底する等の対策をとりました。</p> <p>(4) 郵券証紙類出納簿上の200円切手について、残数と在庫数が一致しない記載誤りを行いました。これは、平成24年4月末時点の在庫数が204枚あり、5月1日の受欄には4月分繰越として204枚と記載し、5月中の2枚払い出し時の残は202枚と正しく記載していましたが、5月末時点で郵券証紙類出納簿へ5月分計及び累計を記載する際、郵券証紙類出納簿が2枚に亘っていたことなどもあり、受欄202枚、残欄200枚と誤った記載をし、6月1日の受欄にも5月分繰越として200枚と誤った枚数を記載してしまいました。</p> <p>6月以降は使用実績がなく、6月7日の残数確認により郵券証紙類出納簿に記載の残数と在庫数が一致しないことが判明しました。郵券証紙類出納簿記入の際は、在庫数の確認と記入に細心の注</p>

意を払い、転記ミスが発生しないよう事務処理を行ってきました。

- (5) 使用見込みを誤り、使用量の少ない切手（100円、160円）をシート単位で購入したことが原因です。切手を購入する際は、使用枚数に応じて計画的に購入するなど、在庫管理を徹底しました。
- (6) 台帳上廃棄処分を行ったにもかかわらず、公印を金庫内に保管したまま、廃棄するのを失念していたことによるもので、職員に対し、適正な物品管理について周知徹底し、公印については直ちに廃棄処分を行いました。
- (7) 納付書を紛失したため支払ができず、歳出戻入が発生したため、支出命令額と納付書合計額の確認を徹底するようにしました。
- (8) 払い出し予定日に出金することを失念したため、払い出しの遅れが生じたため、払い出し予定日を複数人がカレンダーに記載するなどして支払の管理を徹底するようにしました。
- (9) 在庫が発生する生産物は米のみであり、在庫管理は玄米ベースで行っています。しかし、販売は玄米を精米した白米で行っているため、販売した重量を玄米換算して記録していたため、実際の玄米処分量と誤差が生まれてしまったものです。

このため、玄米の受入量（生産量）と処分量を基に在庫管理していくこととしました。

- (10) 支払先を誤認して別業者に代金の支払いを行っていたものです。決裁を行う際のチェック体制について、再度確認を行い、誤りのないよう審査の徹底を図りました。
- (11) 研究室が使用する切手のうち、比較的使用頻度の低い郵便切手については、年間の使用枚数が少ないため、平成10年度以降繰越しながら残数を在庫管理してきましたが、今回の監査意見を受け、郵便切手使用時に郵便料金の切手の組み合わせを考慮する（郵便料金が80円の場合、80円切手は使用せず、50円と10円切手3枚を使用）など、できるだけ古い購入年度の切手を優先的に使用するよう研究室に指導しました。

なお、平成24年度内において残数となる見込みの枚数については、本所に保管転換処理を行い、本所で切手を使用するなどの対応を行いました。

- (12) 台帳上廃棄処分を行ったにもかかわらず、公印を金庫内に保管したまま、廃棄するのを失念していたことによるもので、職員に対し、適正な物品管理について周知徹底し、公印については直ちに廃棄処分を行いました。

2 取組の成果

- (1) チェック体制について、周知徹底することにより、再発防止に向けた職員の意識の向上が図られました。
- (2) 以後、支出誤りによる戻入は発生していません。
- (3) 使用頻度の少ない郵券証紙類の在庫枚数が減少しています。使用量に応じた在庫枚数となるように計画的に購入したため、過剰な在庫がなくなりました。
- (4) 郵券証紙類の在庫管理の徹底と郵券証紙類出納簿への正確な記入と確認により、適切な事務処理を行うようになりました。
- (5) 計画的な購入を行うなど、在庫管理を徹底したことにより、年度末の在庫数量は減少し、適正な在庫管理が行えるようになりました。
- (6) 適正な物品の管理について周知徹底することにより、職員の意識が向上し、適正な管理ができるようになりました。
- (7) 支出命令額と納付書合計額の確認を十分に行うことにより適正な事務処理を図りました。
- (8) 払い出し予定日の管理を徹底することにより適正な事務処理を図りました。
- (9) 玄米の生産、処分を基に数量管理することにより適切な在庫管理が可能となりました。
- (10) チェック体制について再確認し、審査の徹底を図ることにより、以後、支払先誤りによる歳出戻入は発生しておりません。
- (11) 平成25年2月末現在で、平成10年度購入分の切手残数は0枚となりました。
- (12) 物品の適正な管理について周知徹底したことにより、職員の意識が向上し、適正な管理ができるようになりました。

平成25年度以降（取組予定等）

- (1) 試験問題作成マニュアルを活用して、引き続きチェック体制の強化を図ります。
- (2) 24年度を取組を継続し、適正な事務処理に努めていきます。
- (3) 引き続き適正な予算執行に努めるとともに、郵券証紙類の在庫管理を徹底します。

- (4) 引き続き、郵券証紙類の在庫管理の徹底と郵券証紙類出納簿への正確な記入と確認を行い、適切な事務処理に努めていきます。
- (5) 郵券証紙類の計画的な購入について、周知徹底するなど、引き続き、適正な在庫管理に努めていきます。
- (6) 処分決議を行った物品の廃棄処分忘れ等ないように周知徹底し、引き続き、適正な物品管理に努めていきます。
- (7) 支出命令額と納付書合計額の確認を徹底し、再発防止に努めます。
- (8) 払い出し予定日の管理を徹底し、再発防止に努めます。
- (9) 引き続き玄米の生産・処分を基に適切な在庫管理に努めます。
- (10) 今後も上記のと通りの取り組みを実施いたします。
- (11) 平成25年度以降も使用量に見合った切手の適正な在庫管理に努めます。
- (12) 処分決議を行った物品の廃棄処分忘れ等ないように周知徹底し、引き続き、適正な物品管理に努めていきます。

部局名 農林水産部

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 事務管理体制</p> <p>(イ) 地域機関において積算誤り等により入札を中止した事案が7件見受けられたので、今後、工事の円滑な実施に向け、チェック体制を強化し適正な事務処理に努められたい</p> <p>加えて、農業基盤整備・獣害担当分野においては、このような誤りを未然に防止するために、チェックリストや事例集を作成し、注意喚起を行っているところであるが、今後も一層、円滑かつ適正な発注業務ができるよう指導されたい。</p> <p>(1) 積算誤りにより入札を中止したものが2件（内、開札後に中止したものの1件）あった。 （四日市農林商工環境事務所）</p> <p>(2) 積算誤りにより入札を中止したものが3件、入札手続きの誤りにより中止したものが2件あった。 （農業基盤整備・獣害担当分野、四日市農林商工環境事務所、伊勢農林水産商工環境事務所）</p>
講じた措置
<p>平成24年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 四日市農林商工環境事務所</p> <p>【森林・林業室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○入札を中止したもの 複数の設計積算を同時に行っていたため、他の設計と混同してしまいました。 ○開札後に中止したもの 諸経費の計算は、積算設計システムにより自動計算されるため、設定単価が対象外経費として控除されていたことに気づきませんでした。 <p>(取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計審査者を複数にして内容を審査しました。 ・工事費積算参考資料により、設計審査時、審査会時において確認しました。 ・開札において疑問があれば解消されるまで落札決定を行いません。 ・審査会メンバーを増員し、審査機能の強化を図りました。 <p>(2) 伊勢農林水産商工環境事務所</p> <p>【森林・林業室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小規模治山事業第伊ー2号工事 <ul style="list-style-type: none"> ・擁壁の基礎材では「小型割増」を計上していましたが、舗装では「小型割増を計上なし」という設計書内での矛盾がありました。 ・施工単価表に胴込コンクリートが含まれているものと思い込んでいました。 ・設計者が舗装時のアスファルト乳剤の必要性を理解していませんでした。 ○鶴ガ坂線当津側（第2期）橋梁工事 <ul style="list-style-type: none"> ・林道開設工事の発注の際に違算が生じ、入札を中止しました。 <p>(取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積算内容及び施工単価表の内容のチェックを重点的に行いました。 ・7月からチェックシートにより、遺漏の発生を防ぎました。 ・次年度には、チェック体制強化のため課の分割を要望していきます。 ・工種別に設計金額の集計表を作成するとともに、修正前後の設計書を十分に見比べて、再検算を行うこととしました。 <p>【農村基盤室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○松下地区県営ふるさと農道照明工事 <ul style="list-style-type: none"> ・諸経費計算において違算が発見されたことから入札を中止しました。 ○宮川4工区その2地区県営かんがい排水事業（一般）北浜線舗装復旧及び附帯工事 <ul style="list-style-type: none"> ・入札参加要件が明確に記載されていなかったことから入札を中止しました。

○宮川4工区その2地区県営かんがい排水事業（一般）（繰）東豊浜線用水路その2工事
・総合評価において技術力を問う特記課題と設計積算内容とに差異があったことから入札を中止しました。

（取組）

- ・積算チェックシートを利用し主務、副務体制など複数人によるチェック体制を構築しました。
- ・入札審査会においては、工事の内容や入札参加要件等の審査とともに、工期設定、工事執行の確実性、入札可能業者数の確認など、多角的な視点からチェックできる項目を加えました。

農業基盤整備・獣害担当分野

工事の積算にあたっては、複数職員や課長代理によるチェック体制の充実を図ると共に、チェックリストや事例集を作成し、地域機関担当職員を対象とした会議で周知するなど注意喚起に努めました。

2 取組の成果

(1) 四日市農林商工環境事務所

【森林・林業室】

取組後、違算等の問題は発生していません。

(2) 伊勢農林水産商工環境事務所

【森林・林業室】

設計書起案(工事)から公告までのチェックシートの活用により担当者等の意識が向上し、ミスが抑制されました。入札中止等の事例は発生しませんでした

【農村基盤室】

チェック体制を強化し、多角的な視点からチェックできる項目を加えた結果、入札中止した案件はありませんでした。

農業基盤整備・獣害担当分野

公共工事における職員の意識向上および適正な事務処理が図られるようになりました。

平成25年度以降（取組予定等）

(1) 四日市農林商工環境事務所

【森林・林業室】

引き続き、同様の取組みを行っていきます。

(2) 伊勢農林水産商工環境事務所

【森林・林業室】

- ・引き続き、チェックシートの活用により職員の意識の向上に努めていきます。
- ・複数の工種が適用される工事では、工種ごとに設計金額の集計表を作成し、複数の職員での検算を徹底していきます。

【農村基盤室】

・十分な設計書審査が行えるように、発注計画を見直し、設計書作成時期を早めると共に、厳格な審査の徹底を図る。

・室内でのチェック体制を強化するとともに、適性な工事施工を確保するために、入札段階からより多角的な視点により確認を行うよう、入札審査会において、工事内容や発注業種、入札参加要件等を審査するほか、対象案件の内容に応じて審査する項目を増やすなど厳格な審査の徹底を図る。

農業基盤整備・獣害担当分野

平成25年度以降においても、入札・契約制度の競争性、公平性、透明性を確保するために、設計書作成におけるチェック体制の強化に努め、適正な執行に努めてまいります。

部局名 農林水産部

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(6) 交通事故</p> <p>公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているため、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(1) 物損事故（負担割合：県 100%・相手 0%）（物損額：県 35,878 円・相手 21,840 円） （桑名農政環境事務所）</p> <p>(2) 物損事故（負担割合：県 100%・相手 0%）（物損額：県 120,666 円・相手 0 円）</p> <p>(3) 物損事故（負担割合：県 100%・相手 0%）（物損額：県 82,435 円・相手 241,080 円） （四日市農林商工環境事務所）</p> <p>(4) 自損事故（物損額：県 49,035 円）</p> <p>(5) 自損事故（物損額：県 127,050 円） （津農林水産商工環境事務所）</p> <p>(6) 自損事故（物損額：県 48,982 円）</p> <p>(7) 自損事故（物損額：県 49,917 円）</p> <p>(8) 物損事故（負担割合：県 100%・相手 0%）（物損額：県 47,250 円・相手 0 円） （松阪農林商工環境事務所）</p> <p>(9) 物損事故（負担割合：県 100%・相手 0%） （物損額：県 293,769 円・相手 383,760 円）（伊勢農林水産商工環境事務所）</p> <p>(10) 物損事故（負担割合：県 100%・相手 0%）（物損額：県 0 円・相手 73,568 円） （伊賀農林商工環境事務所）</p> <p>(11) 自損事故（物損額：県 57,445 円） （熊野農林商工環境事務所）</p> <p>(12) 自損事故（物損額：県 92,001 円） （水産研究所）</p> <p>(13) 人身事故（示談中） （中央農業改良普及センター）</p>
講じた措置
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 用務先の駐車場において、車両移動のため公用車を後退させた際、駐車中の大型車両に気を取られるあまり、別の駐車車両に接触してしまい、双方の車両に損傷が生じました。当該職員には、安全運転及び駐車場等での前後左右の確認を確実にを行うよう注意指導するとともに、全職員に対しても、交通事故防止と公用車の適切な運行管理に努めるよう周知徹底しました。</p> <p>(2)～(3) (2)については、出張から帰所途上で停止中の他車両に接触したもので、職員（運転者及び同乗者）の注意不足が原因となっています。また、(3)については、出張途上の交差点内で信号を見落とした結果、他車両と衝突したもので、職員（運転者）の注意不足が原因となっています。いずれも、職員の過失・不注意による事故であり、当該職員へは、安全運転の徹底・県有財産の適正な管理に努めるよう厳重に注意・指導しました。また、全職員に対しては、所内会議等において、再発防止に向け、交通安全及び県有財産の適正な管理について再度注意を喚起しました。</p> <p>事故経験者を中心に、交通安全研修センター（津）が実施する実技指導を含む研修を受講させ、同研修を受講していない職員については、四日市県民センター主催の安全運転講習会を受講させました。</p> <p>(4)～(5) 職員に対し、所内会議において再三にわたり交通事故防止、公用車の適正な運行管理を行うよう周知しました。また、津県民センター主催の職員交通安全研修会に全職員を積極的に参加させるとともに三重県交通安全研修センターでの研修に 5 回延べ 13 名を参加させ、交通安全教育を徹底し交通事故の根絶に努めました。</p> <p>職員相互が交通安全を呼びかけながら取り組む「無事故・無違反チャレンジ 123」へ 10 チーム延べ 30 名が参加しました。</p> <p>(6)～(8) (6)(7)は、幅員の狭い場所でハンドル操作を誤り道路横の斜面に接触したもので、(8)は、方向転換しようとして後進した際、後方不注意により案内標識柱に接触したものであり、いずれも十分に注意して運転していたなら防げた事故でした。運営会議（所内課長会議）、室内会議において交</p>

通事故防止及び公用車の適正管理について注意喚起を行うとともに、全職員の交通安全研修会の受講や「無事故・無違反チャレンジ 123」運動に積極的に参加するよう働きかけるなど職員の交通安全意識の高揚を図りました。

- (9) 前方の一時停止している車両に後ろから追突しました。事故後直ちに本人及び上司である室長、課長に厳重に注意するとともに、伊勢県民センター主催の交通安全講習会に事故を起こした職員を含め参加させ、職員の県有財産の管理や責任の明確化について意識づけを行いました。

- (10) 公用車で出張した時に、公用車から降りる際に、隣に駐車している車の運転席側ドアに、公用車のドアが接触し傷をつけてしまったものです。

交通安全意識並びに県有財産の管理意識を高めるため、公用車等での出張の際には、職員間での「気をつけて」等の声かけ、複数で行く場合は、狭い道等遭遇した時には、運転手以外の者が誘導するなど、職員の意識向上を図るよう室長会議、課長会議など機会あるごとに注意喚起をいたしました。

また、庁舎内において開催される交通安全研修会への全職員を積極的に参加させるとともに、「無事故・無違反チャレンジ 123」事業への全職員参加の働きかけを行いました。

- (11) 道路上での危険回避のため、不注意（寄り過ぎ）により側壁に接触したものです。該当職員に対して所属長から厳重注意を行うとともに、所内室長会議において全職員に対して注意喚起を行うことを確認しました。

また、すべての公用車のダッシュボード付近に安全運転、エコドライブを呼びかける内容の表示をしたり、所属庁舎で開催される安全運転講習会には、原則全員参加としました。

また、所内においても安全運転に関するビデオ教材を用いた講習を行いました。

さらに、所長の経営方針実践方策の一環として、ほとんどの職員が「無事故・無違反チャレンジ 123」事業に参加するよう働きかけを行い（15 チーム参加）、職員の交通安全意識及び県有財産としての管理意識の高揚を図りました。

- (12) この事故を受けて、各課長を招集し、公用車の運転について、よりいっそう安全運転を心がけるよう注意喚起を行い、課職員に周知するよう指示するとともに研究室の室長にも電話にて注意喚起を行い、所属職員への周知を指示しました。

また、所属の独自研修を地元鳥羽署に依頼を行い、具体的な事例に基づく研修を実施するとともに県の交通安全センターへ出向いての研修を受講し、交通安全意識の高揚を図りました。

- (13) 所属全職員に対し、交通事故防止について、全員会議等機会あるごとに注意喚起を行いました。交通安全研修会、「無事故・無違反チャレンジ 123」への積極的な参加により、交通安全意識の高揚を図りました。

2 取組の成果

- (1) 交通安全研修会への全員参加、及び「無事故・無違反チャレンジ 123」への積極的な参加もあり、職員の安全意識及び県有財産管理意識が向上しました。

- (2)～(3) 上記のとおり職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚に努めましたが、平成 24 年度において、公用車事故が 3 件発生しました。（平成 23 年度は 4 件であるため、1 件減少）

今後も引き続き交通安全、交通事故防止の取組を一層強化していく必要があります。

- (4)～(5) 研修会等への参加や機会あるごとに注意喚起することにより、交通安全意識及び県有財産の適正な管理について再認識し、職員の意識の高揚が図られました。

しかしながら、平成 24 年度において、当事務所職員の責任に起因する公用車の事故が 1 件発生しており、引き続き交通安全、交通事故防止に関して、今後なお一層取組を強化していく必要があります。

- (6)～(8) 交通安全研修会への全員参加、「無事故・無違反チャレンジ 123」運動への積極的な参加により、交通安全意識の高揚が図られ、これ以降は職員の責任に起因する事故は発生していません。

- (9) 職員の交通安全に対する認識が高まるとともに、県有財産管理意識の高揚も図ることができました。

- (10) 機会あるごとに注意喚起をするとともに、研修会等へ参加し、交通安全意識の高揚を図ることができました。

- (11) このように各種取組を行った結果、職員の交通安全意識及び公用車の県有財産としての管理意識の高揚が図られました。しかしながら、平成 24 年度において現時点で 2 件の事故が発生しておりますので、さらに交通安全に関する取組を行っていきます。

- (12) 職員の交通安全意識及び危機意識が高まるとともに、県有財産の適正な管理についても、再認識することができました。

平成24年度において、公用車における事故はなく、今後も引き続き交通安全防止の注意喚起を行ってまいります。

- (13) 職員の交通安全意識及び県有財産の適正な管理について、再認識し、意識の高揚が図られました。取組を行っているものの、24年度に公用車における事故が発生しましたので、所内全員会議等を通じて、今後なお一層注意喚起するとともに、研修会へ参加を促し、交通安全意識の高揚を図ってまいります。

平成25年度以降（取組予定等）

- (1) 引き続き機会あるごとに注意喚起を行うとともに、交通安全研修及び「無事故・無違反チャレンジ123」への積極的な参加を働きかけ、職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図ってまいります。
- (2)～(3) 継続して取り組んでいくことが重要なので、引き続き飲酒運転防止、交通事故防止、法令順守の徹底を機会あるごとに呼びかけるとともに、交通安全研修、チャレンジ123への積極的な参加を働きかけ、職員の交通安全意識と県有財産管理意識の高揚を図ってまいります。
- (4)～(5) 今後も交通安全研修への積極的な参加や注意喚起を行い、職員の安全意識と県有財産の管理意識の高揚に取り組みます。
- (6)～(8) 今後も機会あるごとに注意喚起を行うとともに、交通安全研修会などに積極的に参加するよう働きかけ交通安全意識の高揚を図ってまいります。
- (9) 公用車の損傷防止のため次の取組をいたします。
- ① 今後も交通安全意識の高揚を図るため、交通事故、公用車の損傷等ないように室長会議（月2回）を通じて周知徹底を図ります。
 - ② 実技形式・講義形式の交通安全研修に職員を積極的に参加させ、公用車利用頻度の高い職員の意識高揚を図ります。
 - ③ 各室各課においては、毎週行うグループミーティングの場で交通安全について話し合いを行うなど、日常の声かけを徹底することにより、交通安全意識を高める努力を続けてまいります。
- (10) 継続して取り組むことが必要であるため、引き続き、飲酒運転防止、交通事故防止、法令遵守の徹底を機会あるごとに呼びかけるとともに、交通安全研修、チャレンジ123等への積極的な参加を働きかけ、職員の交通安全意識と県有財産管理意識の高揚を図ってまいります。
- (11) 公用車等による交通事故を起こさないよう、室内ミーティングなど機会あるごとに職員に対して呼びかけるとともに、公用車内に安全運転を促す表示を行い、注意喚起を行います。安全運転講習等についても原則全員参加を基に積極的な参加を働きかけ、さらに交通安全意識の高揚を図ってまいります。
- (12) 引き続き機会あるごとに注意喚起を行うとともに、より一層職員の交通安全、事故防止への危機意識を高め、県有財産の管理意識の高揚を図ってまいります。
- (13) 引き続き、交通事故防止について、機会あるごとに呼びかけるとともに、交通安全研修会、「無事故・無違反チャレンジ123」に積極的に参加し、職員の交通安全及び県有財産管理の意識高揚を図ってまいります。

部局名 農林水産部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(7) その他</p> <p>(1) 公益法人制度改革に伴い所管法人に対し支援等を行っているが、平成24年9月30日現在で17法人が未移行となっている。移行期間の終了（平成25年11月30日）までに移行申請が行われるよう、制度の円滑な運用及び支援に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（副部長担当分野）</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成24年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>各法人の進捗状況を確認するとともに、面談、電話及びメール等により随時相談に応じ、各法人移行申請が円滑に行われるよう支援しています。</p> <p>また、検査等で法人を訪問した際において、移行についての必要な事務手続き等の説明を行い、移行期間の終了（平成25年11月30日）までに移行申請が円滑に行われるよう促しています。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>農林水産部では、25法人中17法人が未移行（平成24年9月30日現在）となっておりますが、現在の移行状況は下記のとおりです。</p> <p>（移行状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成25年4月1日移行予定（13法人） 答申済…13法人（公益2 一般11） ・ 平成25年4月1日以降移行予定（4法人） 公益法人への移行予定…1法人 一般法人への移行予定…2法人 解散予定…1法人
<p><u>平成25年度以降（取組予定等）</u></p> <p>引き続き、各法人が移行期間の終了（平成25年11月30日）までに移行申請が円滑に行われるよう、随時相談に応じる体制を維持するとともに、各法人の進捗状況の把握に努め、農林水産部が所管する法人全てが移行完了するまで、積極的に支援していきます。</p>

部局名 農林水産部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(7) その他</p> <p>(2) 松阪農林商工環境事務所が平成24年6月22日に委託契約を締結した工事測量設計業務について、当該事業箇所が平成23年度同業務完了箇所であったことが判明したため契約を解除した。</p> <p>発注前に現地確認等を怠ったことによるものであり、分野全体の共通課題として、チェック体制を整備・徹底し再発防止に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(森林・林業担当分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成24年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>今回の工事測量設計業務の二重発注は、所属内での情報共有の欠如、十分な成果品の引継、発注前の現地確認を怠ったこと等により発生したため、再発防止のため本年度、「三重県治山事業計画資料作成要領」を一部改正し、次年度測量設計の要否についてのチェックマニュアルを整備するとともに、課内の定期的な情報共有や、発注前の現地確認等を徹底するよう担当者会議等で事務所を指導しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>「チェックマニュアル」等の徹底により、契約を解除するような案件は発生していません。</p>
<p>平成25年度以降（取組予定等）</p> <p>今後とも、各事務所に「チェックマニュアル」等を徹底させるとともに、定期的な課内ミーティングによる現場の情報共有、発注前の現地確認、異動に伴う事務引継の適正化を指導していきます。</p>

部局名 農林水産部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (7) その他 (3) 平成24年6月22日に委託契約を締結した工事測量設計業務について、当該事業箇所が平成23年度同業務完了箇所であったことが判明したため契約を解除した。今後、工事の円滑な実施に向け、チェック体制を強化し適正な事務処理に努められたい。 <p style="text-align: right;">(松阪農林商工環境事務所)</p>
講じた措置
平成24年度 1 実施した取組内容 今回の測量設計業務の二重発注は、所属内での情報共有の欠如、十分な成果品の引継、発注前の現地確認を怠ったこと等により発生したものです。 本年度「三重県治山事業計画資料作成要領」の一部様式に工事測量設計業務委託実施の必要性の有無を確認する箇所が設けられたので、これに基づきチェックを徹底するとともに、課内の定期的な情報共有、発注前の現地確認等を徹底することで再発防止に努めました。 2 取組の成果 以降は、契約を解除するような事態は発生していません。
平成25年度以降（取組予定等） 今後も、定期的な課内ミーティングによる現場の情報共有や、発注前の現地確認、異動に伴う事務引継の適正化等を実施します。

部局名 農林水産部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (7) その他 (4) 車検切れの公用車を運行していた事例があったため、公用車の適正な管理運行に努められたい。 (農業大学校)
講じた措置
平成 24 年度 1 実施した取組内容 自動車検査の手続きと有効期限の確認を失念して公用車を運行していました。 このため、公用車の車検実施状況と車検の有効期限を確認するとともに、再発を防止するため、以下のとおり取組みました。 (1) 県有自動車使用伺運転報告簿と公用車のダッシュボードに車検の有効期限を表示しました。 (2) 毎月、月初めに車検整備計画を複数人で確認するようにしました。 (3) 職員全員に車検有効期限の確認を徹底するよう周知しました。 2 取組の成果 上記の取組みを講じたことにより、適正な管理運行が図られています。
平成 25 年度以降（取組予定等） 上記の取組みを実施して適正な管理運行を図りながら、再発防止に努めます。

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (鈴鹿山麓研究学園都市センターの活用)</p> <p>(1) 鈴鹿山麓研究学園都市センターでは、現在、民間企業や行政機関等の入居もないため、施設の多くのスペースが空室となっており、貸館についても、平成 23 年度は前年度と比較して、利用件数・稼働率等は減少している。</p> <p>施設の利用促進に向けて、科学技術振興等の幅広い観点からも全庁的に協議・検討を行い、当該施設の有効活用に積極的に取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(副部長担当分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>平成 24 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成 20 年 4 月に農水商工部に移管され、平成 24 年 4 月からは県の機構改革に伴い雇用経済部で当該施設の管理を行っていますが、これまでリーフレットを活用し、四日市市及び、各種説明会において配布したりするなど積極的な PR 活動を行っており、平成 24 年度もリーフレットの配布などにより利用促進に努めてまいりました。</p> <p>また、民間の施設管理会社の意見を聞くなど、当該施設の利活用の可能性を探るための取り組みも行いました。</p> <p>しかし、開発許可時の要件や、当該施設の用地の所有者が四日市市であることなど、様々な制約があることから、鈴鹿山麓リサーチパーク連絡調整会議にて、リサーチパーク全体の利活用の検討を進める中で、既存機能を生かした利活用方針も含めて検討していくこととされています。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成 21 年度の施設利用件数は 98 件（稼働率 10%）、平成 22 年度は 166 件（稼働率 13%）、平成 23 年度は 156 件（稼働率 10%）、平成 24 年度は 143 件（稼働率 5.5%）とやや減少傾向となっています。</p> <p>平成 24 年度初めに、当該施設の利活用の可能性を探るため、民間の施設管理会社の意見を聞きましたが、妙案は得られませんでした。</p> <p>また、リサーチパーク全体の利活用の検討については、開発許可時の要件の変更等、解決すべき課題が多岐にわたるため、鈴鹿山麓リサーチパーク連絡調整会議で引き続き議論することとされています。</p>
<p><u>平成 25 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>鈴鹿山麓研究学園都市センターの PR 活動に積極的に取り組むとともに、鈴鹿山麓リサーチパーク連絡調整会議にて、関係機関と引き続き協議し、広く産業振興の観点から施設の有効活用について検討していきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (障がい者雇用の促進)</p> <p>(2) 平成23年6月1日現在の県内企業による障がい者実雇用率は、1.51%にとどまっており、全国ワースト2位となっている。 企業への働きかけや職業訓練の提供等のほか、障がい者の職場定着を支援する取組について国、関係機関等とさらに連携して実施し、障がい者雇用の促進に一層努められたい。 (副部長担当分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成24年度</p> <p>1 実施した取組内容 障がい者雇用の促進を図るため、三重労働局や県内ハローワーク等の関係機関と連携して下記の取組を実施しました。</p> <p>(1) 啓発・広報等による障がい者雇用にかかる理解の醸成</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 障がい者雇用促進企業等からの物品等調達優遇制度の運用 ② 障がい者雇用優良事業所等表彰 ③ 障害者雇用支援月間における駅頭啓発 ④ 障がい者雇用アドバイザーによる企業への個別啓発及び求人情報の収集 <p>(2) 実習・訓練等による職業能力開発</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 障がい者の態様に応じた多様な委託訓練の実施 ② 津高等技術学校でOA事務訓練(期間1年間)の実施 ③ 障がい生徒職域開発促進事業の実施 ④ 第10回三重県障がい者技能競技大会の開催 ⑤ 障がい者就労アプローチ支援事業 <p>(3) その他</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 特例子会社設立補助金の創設(1社上限300万円) ② 障がい者就職面接会の開催 ③ 農業分野における障がい者地域人材育成事業の実施 ④ 就業のための障がい者地域人材育成事業の実施 ⑤ 障がい者地域人材育成事業の実施 ⑥ 障がい者就業支援緊急雇用創出事業の実施 ⑦ 公正採用選考研修会の開催 <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 職業相談、啓発・広報</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 障がい者雇用促進企業等からの物品等調達優遇制度による登録状況 登録件数：雇用促進事業所：8事業所、就労支援事業所等：34事業所(平成25年3月末現在) ② 障がい者雇用優良事業所等表彰 1社 ③ 障害者雇用支援月間における駅頭啓発実施回数 駅頭啓発：1回(障害者雇用支援月間：9月) ④ 障がい者雇用アドバイザーによる個別啓発実施事業所数等 訪問事業所数：379事業所(平成25年3月末現在) <p>(2) 実習・訓練等による職業能力開発(平成25年3月末現在)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 障がい者の態様に応じた多様な委託訓練受講者数68人(うち44人修了、37人就職) ② 津高等技術学校でOA事務訓練(身体障がい者対象、期間1年間) 入校者数10人(うち就職予定者数6人) ③ 障がい生徒職域開発促進事業による職場実習受講生徒数428人(平成25年3月末現在) ④ 第10回三重県障がい者技能競技大会の競技種目及び参加者数 競技種目(参加者数)：機械CAD(2人)、喫茶サービス(6人)、電子機器組立(5人) パソコン文書作成(8人)、パソコン表計算(10人)

パソコン文書作成視覚障がい者の部（4人）

- ⑤ 障がい者就労アプローチ支援事業受講者数 55 人（うち訓練に移行 12 人、就職 19 人）
（平成 25 年 3 月末現在）

(3) その他

- ① 特例子会社設立補助金
2 社への交付決定（うち 1 社は設立登記及び障害者雇用促進法に基づく認定済）
- ② 障がい者就職面接会の開催回数、参加企業数及び参加者数
開催回数：7 回、参加企業数：157 社、参加者数：775 人（いずれものべ数）
- ③ 農業分野における障がい者地域人材育成事業
実施団体：3 団体、雇用障がい者数：13 人（平成 25 年 3 月末現在）
- ④ 就業のための障がい者地域人材育成事業
雇用障がい者数：56 人（平成 25 年 3 月末現在）
- ⑤ 障がい者地域人材育成事業
実施団体：1 団体、雇用障がい者数：7 人（平成 25 年 3 月末現在）
- ⑥ 障がい者就業支援緊急雇用創出事業
実施団地：2 団体
- ⑦ 公正採用選考研修会の開催回数及び参加者数
開催回数：5 回、参加者数：269 事業所

平成 25 年度以降（取組予定等）

平成 24 年度の民間企業における障がい者実雇用率は、前年より 0.06 ポイント改善し、1.57% でした。実雇用率は、都道府県別では全国第 45 位で、依然として低迷を続けています。

今後も、国等関係機関との連携による障がい者雇用促進のための啓発活動や職業能力開発、緊急雇用創出事業を活用した雇用促進事業等の従来取組に加え、地域の多くの企業や県民が、障がい者の方々の雇用促進についての理解をより深めていただくために、産業界や労働界などと連携し、県内で障がい者が生き生きと働き、多くの方に障がい者雇用の重要性を認識してもらえる「場」（例えば、障がい者の方々が商品を生産・販売するショップなど）の創設などの新たな仕組みづくりや企業等における障がい者雇用事例の情報を発信し、県民総参加での障がい者雇用を推進します。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (観光客満足度の向上と国内外誘客の推進)</p> <p>(3) 平成23年度観光客実態調査における「観光客満足度」は67.4%であり、22年度目標の75.0%を下回っている。「観光客満足度」の向上は誘客にとって非常に重要であることから、より具体的な調査・分析を行い対応策を検討するとともに、観光事業者、市町、県各部局等とさらに連携を進め、より魅力ある観光地づくりに取り組み「観光客満足度」の向上に努められたい。</p> <p>さらに、国内からの観光客は23年中に、ほぼ22年並みに回復したものの、東日本大震災の影響等により、海外からの観光客数は、前年に比べ減少しているため、観光事業者、国、他府県、市町等と連携のうえ、24年3月に策定された「三重県観光振興基本計画」に基づき、国内外からの誘客の取組をより一層推進されたい。</p> <p style="text-align: right;">(観光・国際局)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成24年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>「観光客満足度」の個別項目の満足度を見ると、「自然の景観・雰囲気」、「宿泊施設等の食事」、「まちなみの景観・雰囲気」、「観光施設・体験の内容」等の項目が、高い評価となっている一方、「費用負担」、「情報・案内」、「地域住民のおもてなし」が低位に留まっています。</p> <p>このことから、県としては、低評価項目である「地域住民のおもてなし」項目の改善として、おもてなし向上セミナーの開催や、三重県を代表する観光地である伊勢志摩地域において、「(公社)伊勢志摩観光コンベンション機構」の「おもてなし向上委員会」に参画し、観光事業者や地元市町とともに、研修会や課題解決に向けた情報交換会を行うなど、地域の「おもてなし向上」や「観光に取り組む人材の育成」に取り組みました。</p> <p>また、三重県への内外からの誘客の取組として、平成25年4月から「三重県観光キャンペーン～実はそれ、ぜんぶ三重なんです！～」を展開するため、平成24年度においてはキックオフイベント・いよいよスタートイベントの開催やキャンペーンの愛称募集を行うとともに、平成25年度の「日台観光サミット」の誘致などに取り組みました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>観光客実態調査結果速報による三重県全体の「観光客総合満足度」は前年に比べて低下していますが、主に「おもてなし向上」に取り組んだ伊勢志摩地域においては、平成24年度Ⅱ期(7月22日)には「観光客総合満足度」が76.7%となり、平成23年度Ⅱ期(71.5%)と比べて5.2ポイント、平成24年度Ⅰ期(66.0%)と比べて10.7ポイント増加しました。</p> <p>また、「第62回神宮式年遷宮」を契機とする誘客の拡大に向けて、平成25年4月からの「三重県観光キャンペーン～実はそれ、ぜんぶ三重なんです！～」の準備が進んだほか、知事のトップセールスにより平成25年5月の「日台観光サミット」の開催が決定しました。</p>
<p>平成25年度以降(取組予定等)</p> <p>「観光旅行者の満足度」と「再来訪意向」及び「クチコミ意向」は、正の相関関係にあることが、これまでの調査により明らかになっており、「観光旅行者の満足度」の向上を誘客につなげ、その相乗効果を持続的な観光地づくりに生かすことが大切です。</p> <p>このことから、高評価を伸ばし低評価を改善することで、満足度を向上させるよう、平成24年度から平成27年度にかけて実施する「三重県観光キャンペーン」と連動し、パスポートの発行・押印や地域で旬の情報を提供する「みえ旅案内所」やパスポートを見せることで割引やサービスを提供する「みえ旅おもてなし施設」など、受入体制を充実し「おもてなしの向上」に努めます。</p> <p>また、海外からの誘客について、平成25年度は台湾とタイに注力し、集中的に取り組むことで観光客の増加を図るとともに、産業と連携してビジネス客にも三重の魅力をもっとPRしていきます。</p> <p>このほか、中部運輸局を中心とする「昇龍道プロジェクト」に参加し、広域での観光PRに積極的に取り組みます。</p>

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(ア) 貸付金</p> <p>高度化資金等の中小企業者等支援資金貸付金の未収金は、3,281,674,581円となっており、前年度末と比較し54,080,850円増加している。</p> <p>このため、今後も引き続き債務者及び連帯保証人への請求、法的措置及び民間債権回収業者への委託等、効果的な徴収に取り組まれない。</p> <p>特に、未収額の大きい高度化資金については、県に原資の一部を貸し付けている独立行政法人中小企業基盤整備機構の指針に基づき債権の分類を行い、債権管理を進めているが、引き続きこの方針に沿って不良債権の処理を進められたい。</p> <p>また、小規模企業者等設備貸与事業等に係る公益財団法人三重県産業支援センターへの原資貸付に関して、当該公益財団法人における未収金は、327,651,344円と、前年度末と比較し29,107,064円減少しているものの、県が実施した損失補償額は26,077,442円と、前年度と比較して12,792,442円増加している。</p> <p>回収見込みのない未収金を償却処理した場合、県は損失補償契約に基づき補償費を支出することになっているため、償却処理が発生しないよう未収金回収についての指導、支援に引き続き取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(商工担当分野)</p>
講じた措置
<p>平成24年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>高度化資金等の中小企業者等支援資金貸付金の貸付先及び公益財団法人三重県産業支援センター(以下「産業支援センター」という。)が貸付を行っている小規模企業者等設備貸与事業等の貸付先においては、過去の長引く景気低迷や円高の影響等により、財政基盤の脆弱な中小企業等が経営不振に陥り、返済が困難になっているケースが増えてきています。</p> <p>そのため、高度化資金等の中小企業者等支援資金貸付金については、平成23年度に新たな延滞先の発生及び延滞先の未収金回収金額が減少したことにより、前年度に比べて約5,400万円未収金額が増加しました。また、小規模企業者等設備貸与事業等については、未収金は前年度末と比較し減少しているものの、県が実施した損失補償額は前年度と比較して約1,300万円増加しました。</p> <p>① 高度化資金の債権管理・回収については、独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」という。)と協議しながら、中小機構の債権管理方針に従い、不良債権を再生支援先と回収処理先に分類を行い、債権管理を実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延滞先に対しては、訪問、電話、書面等により未収金の入金督促を実施しています。 ・延滞の未然防止対策として、組合等に対し事業などの改善指導及び条件変更にかかる手続き指導をしています。 <p>※訪問・来庁相談回数 高度化：186回(H25.3月末)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高度な法的判断等の必要な案件については、弁護士に法的措置及び回収業務の委託を7件(H25.3月末実績)行いました。 <p>② 設備近代化資金の債権管理・回収については、平成18年度から引き続き民間の債権管理回収専門業者に委託しています。</p> <p>また、今年度からは、回収金額に応じて委託料を支出する成功報酬に基づく契約に変更しています。</p> <p>※訪問・来庁相談回数 設近：109回(債権管理回収専門業者分を含む)(H25.3月末)</p> <p>③ 小規模企業者等設備貸与事業等については、貸付を行っている産業支援センターにおいて、内規に基づき債権分類を行い、下記のとおり債権管理・回収に取り組んでいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正常債権先に対しては、訪問により事業者への支援の一環としての業況調査を実施し、延滞発生の未然防止を行っています。 ・延滞先に対しては、電話、文書及び訪問による催告を実施しています。 ・延滞先で債務者としての誠意が見られない貸出し先に対しては、法的措置による回収を行って

います。

また、県としては、毎月、産業支援センターとの打合せを実施し、未収金の発生状況・回収状況、未納者への対応状況、償却処理済案件の回収状況等の聞き取りを行い、今後の対応を協議しています。(商工担当分野)

2 取組の成果

①、②、③ 平成24年度の過年度未収金回収額については、下記のとおりでした。(平成25年3月29日現在)

- ・高度化資金：26件、4,368万円
- ・設備近代化資金：18件、366万円
- ・小規模企業者等設備資金貸付事業：12件、1,971万円
- 小規模企業者等設備資金貸付事業（償却処理済案件）：3件、97万円
- ・小規模企業者等設備貸与事業：13件、475万円
- 小規模企業者等設備貸与事業（償却処理済案件）：10件、2,118万円 (商工担当分野)

平成25年度以降（取組予定等）

- ① 高度化資金の債権管理・回収については、中小機構の「債権管理アドバイザー相談」や「調査・アドバイザリー業務」といった制度を活用し、中小機構と連携しながら、不良債権分類に従った適切な債権管理を行うと伴に、引き続き組合・組合員企業等を積極的に訪問し、事後指導等を行っていきます。
- ・延滞の未然防止の観点から、単年度、複数年度の条件変更により、企業の体力回復を図るための対策を講じます。
 - ・最終償還期限が到来しても一括返済できない場合には、一定の要件は必要ですが10年以内の償還期限の延長を検討します。
 - ・すでに延滞になっているものの返済意思を示す貸付先には、分納を継続させるとともに、経営改善の指導を行い分納額の増額を図っていきます。
 - ・必要に応じて弁護士等の外部の専門家を活用して、法的措置を含めた債権回収を行います。
- ② 設備近代化資金の債権管理・回収については、引き続き債権管理回収専門業者に委託します。
- ③ 小規模企業者等設備貸与事業等については、引き続き産業支援センターにおいて内規に基づき債権分類を行い、債権管理・回収に取り組みせるとともに、毎月、県と産業支援センターとで打合せを実施し、未収金の状況等の聞き取りを行い、今後の対応を協議していきます。(商工担当分野)

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(イ) その他の収入未済</p> <p>家屋貸下料等の収入未済が 47,807,758 円（対前年度比 98.6%）あり、前年度と比べて 665,000 円減少しているものの、今後もその収入未済額の減少に一層努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（副部長担当分野、観光・国際局）</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 中小企業従業員住宅家屋貸下料（和解案件 1、その他 1）</p> <p>和解案件については、延滞分も含めて、返済計画に基づき返済を求めました。</p> <p>他の 1 件についても、納付誓約書に基づき返済を求めました。</p> <p>ともに、定期的に電話での督促も実施しました。 （副部長担当分野）</p> <p>(2) 県営サンアリーナ使用料</p> <p>平成 7 年に発生した使用料の未収分については、平成 14 年に債務履行を求める民事訴訟の勝訴判決を受け、これまでに 5 回に渡る預貯金の差し押さえを裁判所へ申し立てた結果、計 195,434 円を収納しました。しかし、全ての未収分を解消するには至っていないことから、債務者の財産を明らかにして効果的な差し押さえを行うため、平成 20 年 4 月 23 日、静岡地方裁判所沼津支部へ民事執行法第 4 章に基づく「財産開示手続の申立て」を行いました。</p> <p>上記申し立てに対し、平成 20 年 5 月 15 日に静岡地方裁判所沼津支部から実施決定がなされ、同年 7 月 8 日に同支部において財産開示が実施されたものの、債務者の換価性のある財産は認められませんでした。</p> <p>債務者財産の開示は前の実施から 3 年間は実施できませんが、平成 23 年度は再開示を視野に訪問調査を実施しました。</p> <p>平成 24 年度は、平成 23 年度の訪問調査の結果から、債務者の状況に変化が認められず、財産を把握できる可能性は低いと判断して、再開示の実施を見送り、住所地の市への照会による状況確認を行いました。 （観光・国際局）</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 中小企業従業員住宅家屋貸下料（和解案件 1、その他 1）</p> <p>和解案件については、平成 25 年 3 月末現在までで 70 万円の納入がありました。</p> <p>他の 1 件は、経営環境が改善されず悪化しているため納入が滞りがちですが、平成 25 年 3 月末現在までに 4 万 5 千円の納入がありました。 （副部長担当分野）</p> <p>(2) 県営サンアリーナ使用料</p> <p>「債務者財産開示制度」等を活用し債権を回収するため、住所地市町村への照会を行い、債務者の現在の所在、状況を確認しました。 （観光・国際局）</p> <p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 中小企業従業員住宅家屋貸下料（和解案件 1、その他 1）</p> <p>和解案件については、延滞分も含めた返済計画書に基づき、納入が滞らないよう管理していきます。他の 1 件についても、納付誓約書に基づき、未収金の回収を図っていきます。ともに定期的に電話による督促を行っていきます。 （副部長担当分野）</p>

(2) 県営サンアリーナ使用料

引き続き「債務者財産開示制度」の活用も視野に入れながら、債務者との交渉にあたり、換価性のある財産の特定等が可能となった場合は、強制執行等の措置を講じていきます。

また、平成24年度から総務部税務・債権管理課債権管理グループが設置され、税外の収入未済対策の検討が始まっており、7月には債権の管理状況についてヒアリングが行われました。今後も、全庁の未収金対策の検討状況を踏まえつつ、解消に向けて債権を管理していく所存です。 (観光・国際局)

部局名 雇用経済部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (1) 収入に関する事務 ア 地域機関分 収入事務について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1)現金受入された工業関係分析その他手数料の受入日を誤って登録していた。(工業研究所)
講じた措置
平成 24 年度 1 実施した取組内容 本来電算入力を7月25日とすべきところを、7月2日と誤って登録を行いました。また、本来現金日計表で誤りに気付くべきでありましたが、月計及び累計の確認のみで誤りに気付く機会を逸してしまいました。 現在は、受け入れの調定事務を複数で確認、及び現金日計表の日々の突合を行うように改善を行いました。(工業研究所) 2 取組の成果 これらの取り組みにより、平成24年度において誤登録は発生しておりません。(工業研究所)
平成 25 年度以降（取組予定等） 平成25年度以降においても再発防止のため、同様の対策を継続して行っていきます。(工業研究所)

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1) 【平成23年度中高年齢者雇用支援事業】 契約書に定めた「個人情報の取扱いに関する特記事項」が添付されていなかった。 (副部長担当分野)</p> <p>(2) 【インターンシップ受入企業開拓等業務委託】 完成認定書交付に係る決裁文書の総合文書管理システムへの公文書登録がされていなかった。 (副部長担当分野)</p> <p>(3) 【「若者自立支援体制確立事業」業務委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 契約準備行為を行っているが、執行伺いに「年度開始前の契約の準備行為である」旨の記載がされていなかった。 (副部長担当分野)</p> <p>(4) 【「在宅等アウトリーチ事業」業務委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 予定価格調書が封入された封筒に封印がなかった。 契約準備行為を行っているが、執行伺いに「年度開始前の契約の準備行為である」旨の記載がされていなかった。 (副部長担当分野)</p> <p>(5) 【フォークリフト運転技能講習（ポルトガル語コース）業務委託】 契約締結の決裁に契約保証金を免除する旨の記載がなかった。 (副部長担当分野)</p> <p>(6) 【三重県鈴鹿山麓研究学園都市センター総合管理業務】 再委託の承認書に文書番号が記載されていなかった。 (副部長担当分野)</p> <p>(7) 【所内電話交換機設定変更業務委託】 予定価格設定に係る積算根拠が明確になっていなかった。 (工業研究所)</p> <p>(8) 【工業研究所一般廃棄物処理業務委託】 予定価格設定に係る積算根拠が明確になっていなかった。 (工業研究所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成24年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1)～(5) 起案・決裁時のチェック漏れが原因と思われるため、担当者はもとより、決裁ラインの者についても決裁時のチェックについて注意喚起をしました。 (副部長担当分野)</p> <p>(6) 事務処理上の単純なミスですので、単純ミスを無くすよう努めます。 (副部長担当分野)</p> <p>(7)～(8) 予定価格の設定に係る積算価格調書の作成をしていなかったため、積算根拠が不明確であった。現在は、積算価格調書の作成をして、積算根拠の明確化に努めています。 (工業研究所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1)～(5) 職員のチェック意識の向上につながりました。 (副部長担当分野)</p> <p>(6) 確実な事務引継ぎや、事務担当者以外のチェック機能について意識づけが行われました。 (副部長担当分野)</p> <p>(7)～(8) 当該事案以降は、積算価格調書の作成を行い積算根拠が明確になりました。 (工業研究所)</p> <p>平成25年度以降（取組予定等）</p> <p>(1)～(5) 機会をとらえてチェック意識の向上に取り組んでいきます。 (副部長担当分野)</p> <p>(6) 事務担当者が変わる場合には、必要な事務手続きについてきちんと引継ぎを行い、単純ミスを無くすよう努めてまいります。 (副部長担当分野)</p> <p>(7)～(8) 平成25年度以降も、同様の対策を取り積算根拠の明確化に努めていきます。 (工業研究所)</p>

部局名 雇用経済部

監査の結果	
2 財務等に関する意見	
(2) 支出に関する事務	
	業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。
イ 補助金等	
(1) 【平成23年度シルバー人材センター連合会事業補助金】	
	履行確認書に履行を確認した日及び検査員の氏名の記載がなかった。(副部長担当分野)
講じた措置	
<u>平成24年度</u>	
1 実施した取組内容	
	当該補助金は、全額概算払により支出している。
	履行確認を実施のうえ、額の確定をしていたが、履行確認書に履行を確認した日及び検査員の氏名の記載を失念しました。補助金の清算時における起案・決裁時のチェック漏れが原因と思われるため、担当者はもとより、決裁ラインの者についても決裁時のチェックについて注意喚起をしました。(副部長担当分野)
2 取組の成果	
	担当者及び決裁ラインの者の意識の向上につながりました。(副部長担当分野)
<u>平成25年度以降(取組予定等)</u>	
	引き続き、機会をとらえて意識の向上を図っていきます。(副部長担当分野)

部局名 雇用経済部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ウ 旅費</p> <p>(1) 【事業所・大学等訪問】 (2) 【大学・就職・職業相談】 復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。</p> <p style="text-align: right;">(副部長担当分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1)～(2) 嘱託職員が出張した場合、復命書は嘱託職員が作成し、総合文書管理システムへの件名登録は正規職員が行っています。システムへの未登録については、職員間の連携ミスが原因と思われるため、担当者はもとより、関係者についても職員間の連携について注意喚起を行いました。</p> <p style="text-align: right;">(副部長担当分野)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1)～(2) 職員の意識向上につながりました。</p> <p style="text-align: right;">(副部長担当分野)</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1)～(2) 引き続き、機会をとらえて意識の向上を図っていきます。</p> <p style="text-align: right;">(副部長担当分野)</p>

部局名 雇用経済部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>エ 物品等購入</p> <p>(1) 消耗品費の執行に関して、財務会計システムの決議番号の順序と支出負担行為起案日の不整合があった。 (大阪事務所)</p> <p>(2) 決裁権者の決議を受けないまま、物品購入伝票が交付されていた。 (津高等技術学校)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 24 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 簡易決裁伺い等を活用し、不整合が発生しないようつとめました。 (大阪事務所)</p> <p>(2) 物品購入前に、決裁権者の決議を受けるよう徹底を図りました。 (津高等技術学校)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 指摘事項について、改善を図りました。 (大阪事務所)</p> <p>(2) 会計規則に基づき適正に執行されています。 (津高等技術学校)</p>
<p><u>平成 25 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>(1) 今後も簡易決裁伺いの活用による事務処理の軽減化に努めながら、適切な事務処理を行います。 (大阪事務所)</p> <p>(2) 会計規則を遵守し、適正な事務執行を行うよう努めていきます。 (津高等技術学校)</p>

監査の結果	
2 財務等に関する意見	
(3) 財産管理等の状況	
財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
ア 財産管理状況	
(1) 公有財産台帳に登録がある三重県営サンアリーナ敷地内の樹木の状況について把握していなかった。	(観光・国際局)
(2) 公有財産の異動報告が事由の発生した都度行われていなかった。	(工業研究所)
(3) 消防用設備等の不良箇所の一部について、適切な改善措置が講じられていなかった。	(津高等技術学校)
(4) 危険物保安監督者の選任前に、屋内貯蔵所を使用していた。	(津高等技術学校)
講じた措置	
平成 24 年度	
1 実施した取組内容	
(1) 公有財産台帳に登録がある三重県営サンアリーナ敷地内の樹木の状況について、枯死した樹木1本の台帳への記載が漏れていました。平成 24 年度以降は、適正な事務処理を行っています。	(観光・国際局)
(2) 公有財産は登記及び登録の異動を要する場合は、速やかにその手続きを行わなければなりません。が、公有財産の異動が年度末にあったため登録を失念してしまいました。現在は、個々の取得及び異動があった場合はその都度の登録を行うようしています。	(工業研究所)
(3) すべての不良箇所について、修繕措置を行いました。	(津高等技術学校)
(4) 危険物保安監督者を選任し、同じ誤りがないよう徹底し、再発防止に努めました。	(津高等技術学校)
2 取組の成果	
(1) 公有財産管理の諸規定に基づき、適正な事務処理を行いました。	(観光・国際局)
(2) 当該事案以降、登録の遅延は起こっていません。	(工業研究所)
(3) 消防法に基づき、適法な状態を維持しています。	(津高等技術学校)
(4) 消防法に基づき、適法な状態を維持しています。	(津高等技術学校)
平成 25 年度以降（取組予定等）	
(1) 引き続き、適正な事務処理を行うとともに、事務引継等を徹底します。	(観光・国際局)
(2) 平成 25 年度以降も登録事務を発生の都度行うように継続していきます。	(工業研究所)
(3) 引き続き、適切に処理するよう努めます。	(津高等技術学校)
(4) 引き続き、適切に処理するよう努めます。	(津高等技術学校)

監査の結果	
2 財務等に関する意見	
(3) 財産管理等の状況	
財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
イ 金品亡失	
(1) パソコンの損傷（修理代 0 円）	（副部長担当分野）
(2) 公用車の損傷（修理代 0 円）	（副部長担当分野）
(3) パソコンの損傷（修理代 92,085 円）	（商工担当分野）
(4) 公用車の損傷（修理代 0 円）	（津高等技術学校）
講じた措置	
平成 24 年度	
1 実施した取組内容	
(1) 職員が購入したペットボトルを不安定な場所に置き、倒れた先にあった湯のみから飲料物（お茶）がパソコンのキーボードにこぼれたものです。	
修理を依頼したところ、メーカーでは不具合が確認できないということで修理代は不要でしたが、再発防止のため職員に書類整理や飲料の取り扱い等について注意喚起を図りました。	
	（副部長担当分野）
(2) 前車両が左折時に横断歩道の歩行者を待って停止したため、続いて停止した際に、後続車両から追突されたものであり、運転者に過失はないものの、自動車運転時には細心の注意を払うようあらためて指導しました。	（副部長担当分野）
(3) 当該案件は職員がパソコン左側に置いてあった PHS を取ろうとしたところ、手元に置いていたふた付き飲料缶を倒してしまい、缶のふたの閉め方が緩かったため、液体が職員の使用しているパソコンのキーボードにこぼれたものです。	
その後、今後の発生防止のため、所属の全職員に対して、パソコン等事務機器周辺での飲食について注意するとともに、座席周辺の書類整理や飲食時の注意、こぼす恐れのある飲み物をパソコン周辺に置かないようにすること等の注意喚起を図りました。	
	（商工担当分野）
(4) 通常通り運行中に、相手方から接触されたものであり、本校運転者の過失はないものの、職員に公用車運転の際の一層の注意を呼びかけました。	（津高等技術学校）
2 取組の成果	
(1) 県有備品の使用について、細心の注意を払うよう、所属での会議等で周知を行った結果、県有財産であることの意識高揚が図られました。	（副部長担当分野）
(2) 当該職員が関係した交通事故は、当該事例のみとなっています。	（副部長担当分野）
(3) 県有備品の使用について、細心の注意を払うよう、所属での会議等で周知を行った結果、県有財産であることの意識高揚が図られました。	（商工担当分野）
(4) 平成 24 年度においては、公用車運転上の事故は発生していません。	（津高等技術学校）
平成 25 年度以降（取組予定等）	
(1) 今後も継続して注意喚起を図り、職員の意識向上を図ります。	（副部長担当分野）
(2) 機会を捉えて、職員の自動車運転に関する注意喚起を行います。	（副部長担当分野）
(3) 今後も、所属での会議等において継続して指導及び注意喚起を行うことにより、職員の県有財産管理意識及び交通安全意識の高揚を図っていきます。	（商工担当分野）
(4) 今後も、公用車運転における注意を職員に徹底していきます。	（津高等技術学校）

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 事務管理体制 事務管理体制について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 報償費の指定口座誤りにより歳出戻入を行っていた。 (商工担当分野)</p> <p>(2) 貸金業申請許可に係る関係機関への照会文書の件名等が、総合文書管理システムへ登録されていなかった。 (商工担当分野)</p> <p>(3) 郵便切手購入後において、在庫物品受入に係る財務会計システムの物品履行確認確定がされていなかった。 (計量検定所)</p> <p>(4) 予算残額が不足しているにも関わらず執行されているものがあった。 (大阪事務所)</p>
講じた措置
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 支出事務を行う際に、事業担当者への確認が十分に取れていなかったために起きた事案であったので、支出事務の際には、些細なことでも必ず確認を行うように努めました。 (商工担当分野)</p> <p>(2) 平成 16 年 1 月から「ヤミ金融対策法」が施行され、暴力団関係者は貸金業の登録を受けることができなくなりました。その当時、三重県知事登録業者数は二百件を越えており、その業者の役員、重要な使用人、貸金業務取扱主任者を含めると膨大な照会、回答の事務になることが予測されました。そのため、エクセルの一覧表で事前に調査を行い暴力団員等に該当する可能性の高い者のみ公文書で照会する方法で処理していました。これまで、事前調査の決裁は簡易決裁を用いて、新規、更新、変更の登録の決裁のみ総合文書管理システムで行っていました。</p> <p>今回、監査の指摘を受け、警察本部への意見聴取(事前調査)の決裁を総合文書管理システムで行い、システムに登録することに見直しました。 (商工担当分野)</p> <p>(3) 在庫物品受入に係る財務会計システムの物品履行確認確定を失念したものです。複数職員によるチェック機能の強化および財務システム上の在庫数との照合を徹底しました。 (計量検定所)</p> <p>(4) 計画的な予算執行に心がけるとともに、予算不足が発生すると予想される場合は、適切に雇用経済総務課等との事前協議を実施することとし、予算不足が発生しないように努めました。 (大阪事務所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 報償費の指定口座誤り等の事務処理上不適切な事案は見受けられませんでした。また、事業担当者への確認を行うことにより添付書類等の精度が向上し、支出の相手方から振込口座の確認印又はサインをいただくことにより、適正な事務処理に努めることができました。 (商工担当分野)</p> <p>(2) 貸金業申請許可に係るすべての関係機関への照会文書の件名等を総合文書管理システムへ登録するように見直しました。 (商工担当分野)</p> <p>(3) 複数職員によるチェック機能の強化により、以後、財務システム上の在庫数との不整合は生じていません。 (計量検定所)</p> <p>(4) 予算残額が不足した状況での執行は起きませんでした。 (大阪事務所)</p>
<p>平成 25 年度以降 (取組予定等)</p> <p>(1) 今後も事業担当者との連携と密にし、適正な事務処理に努めてまいります。 (商工担当分野)</p> <p>(2) 警察本部と協議して、従来の警察本部への意見聴取(事前調査)を廃止して、最初から 1 業者ごとに公文書(知事名)で照会する方法に見直します。 (商工担当分野)</p> <p>(3) 引き続き、複数職員によるチェック機能の強化および財務システム上のデータとの照合による精査に努めます。 (計量検定所)</p> <p>(4) 今後とも計画的な予算執行を心がけるとともに、雇用経済総務課及び令達主管課等と連絡を密に取りながら、適切な予算執行に努めます。 (大阪事務所)</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 交通事故</p> <p>公用車の交通事故、特に人身事故も発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(1) 人身事故（負担割合：県 10%・相手 90%） （物損額：県 53,130 円・相手 20,063 円） （治療費等：県 0 円・相手 0 円） (商工担当分野)</p> <p>(2) 自損事故（物損額：県 134,925 円） (商工担当分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 職員が出張（企業訪問）の帰り、国道 23 号線の四日市市内の交差点を直進中、対向車線の車が公用車（直進）に気づかず右折を行い、職員が急ブレーキをかけたが間に合わず、相手車両の側面に衝突し、公用車前面を損傷したものです。 今回の交通事故の発生は、相手方の過失割合が大きいものでしたが、今後の発生防止のため、所属会議等において、公用車等の運転に伴う交通事故防止について、全ての職員に対し注意喚起を図りました。 (商工担当分野)</p> <p>(2) 公務により鳥羽市方面へ公用車にて出張した帰路において、津市大倉 8-30 付近の市道と県道 776 号線との交差点に、東から西に向かい走行中、県道手前の停止線で停止していたところ、県道を南方向から同市道に大型トラックが右折してきたためすれ違うために、公用車を左路肩に寄せすぎたことにより、路肩に設置されていたガードレールに接触したものです。 今後の発生防止のため、所属の会議等において、公用車等の運転に伴う交通事故防止について、全ての職員に対し注意喚起を図りました。 (商工担当分野)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 所属職員の交通安全に対する意識が高揚し、慎重な運転を心がけるようになりました。また、県有財産の適正な管理についても再認識することができました。 (商工担当分野)</p> <p>(2) 所属職員の交通安全に対する意識が高揚し、県有財産の適正な管理についても再認識することができました。 (商工担当分野)</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 今後も、所属での会議等において継続して指導及び注意喚起を行うことにより、職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図っていきます。 (商工担当分野)</p> <p>(2) 出張の際には、注意喚起を行うとともに、課内会議においても継続して職員の交通安全に対する意識向上を図るよう配慮をしていきます。 (商工担当分野)</p>

部局名 雇用経済部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(6) その他</p> <p>(1) 公益法人制度改革に伴い所管法人に対し支援等を行っているが、平成24年9月30日現在で22法人が未移行となっている。移行期間の終了(25年11月30日)までに移行申請が行われるよう、制度の円滑な運用及び支援に努められたい。(副部長担当分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成24年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 9月末の段階で未移行であった23法人(1法人増加)に対して、新法人への移行にかかる支援指導を行いました。なお、1法人増加していることにつきましては、平成24年度途中で国所管から県所管に変更になったことによるものです。(副部長担当分野)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 9月末の段階で未移行であった法人のうち、平成25年3月末までに、14法人が公益認定等審議会から移行を認める答申を受けており、そのすべての団体が4月1日までに新法人へ移行する予定です。(副部長担当分野)</p>
<p><u>平成25年度以降(取組予定等)</u></p> <p>(1) 解散をする2法人を除く7法人が、移行期間の満了までに公益認定等審議会へ新法人への移行の諮問ができるよう、引き続き支援・指導を行っていきます。(副部長担当分野)</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (公共工事の執行、情報公開及び公文書管理の適正化)</p> <p>(1) 港湾改修工事について、外部有識者を交えた県の調査により、不適正な工事手続きや公文書の書換え等が明らかとなった。</p> <p>今回の事案は、単なる不適正な事務処理にとどまらず、これまで積み重ねてきた三重県の公共工事に対する信頼性を大きく揺るがす重大な事案であり、再発防止策を早急に講じる必要がある。</p> <p>職員のコンプライアンス意識のさらなる向上はもとより、危機事例に対する組織内での迅速かつ的確な情報共有・意思決定、工事の各段階におけるチェック体制の構築、関係部局と連携した制度面や体制面での見直し等、組織を挙げて県民の県政に対する信頼回復に万全を期されたい。</p> <p>(経営企画総務担当分野、公共事業総合政策担当分野、流域整備担当分野、工事検査担当分野)</p> <p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容 (港湾改修工事再発防止対策チームの取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾改修工事に関する不適正事案を踏まえ、同様の不適正事案の有無を全庁的に再点検するとともに、再発防止策について検討し、今後、同様の不適正事案を二度と起こさないことを目的として、平成24年9月、両副知事、関係部長と外部有識者で構成される「港湾改修工事再発防止対策チーム(以下「対策チーム」)」が設置されました。 ・ 対策チームは、国の補助(交付)金を受けて実施した公共工事に関する情報公開及び事故繰越について、平成24年12月までにすべての再点検を実施しました。 ・ また、対策チームは、平成24年12月に「港湾改修工事に関する不適正事務を踏まえた再点検・再発防止策をとりまとめました。 <p>(県土整備部の取組)</p> <p>① 職員のコンプライアンス意識・危機意識の向上に向けた取組 公務員倫理・法令遵守の徹底と再発防止に向けた意識の共有を行うコンプライアンス・危機意識向上研修に、すべての管理職員が参加するとともに、本庁各課、事務所各室において全職員を対象とした対話型の伝達研修を実施しました。また、組織内での迅速、的確な情報共有に資するよう、部長と事務所職員の意見交換を行いました。</p> <p>② 工事の各段階におけるチェック体制の構築に向けた取組 事業化、予算確保、設計・積算、入札・契約、施工管理、完成検査等、工事の各段階について、部内協議や意思決定の明確化を図るとともに、審査の徹底・手続きの厳格化、部外・外部視点によるチェックの実施などに取り組むこととしました。</p> <p>③ 情報公開制度や公文書管理の適切な制度運用に向けた取組 情報公開・個人情報保護制度及び公文書管理に関する知識と意識の向上を図るため、文書主任及び情報公開・個人情報保護制度推進員研修を関係職員すべてが受講し、本庁各課、各事務所(一部は事務所各室)において伝達研修を実施しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の事案が、県民の県行政に対する信頼を損なう重大な問題であるとの認識に立ち、管理職員だけではなく、職員一人ひとりのコンプライアンス意識・危機意識の向上に努めています。 ・ 事業箇所選定の部内協議の徹底、入札審査会における厳格な審査や進行管理の徹底などの取組を進めるとともに、工事に携わる職員の技術力向上、専門工事のサポート体制の確立に向けた取組をスタートさせています。 <p>平成 25 年度以降(取組予定等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成25年度においては、工事の設計、積算、監督に関するチェック機能の向上を図るため、建設事務所に「工事統括課」を設置します ・ 同様の事案を二度と起こさないよう、組織を挙げて再発防止に着手に取り組むとともに、工事の適正な執行等に努めます。
--

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (道路整備方針の着実な推進)</p> <p>(2) 平成 15 年度から 15 年間の県管理道路の整備計画として、「新道路整備戦略」を策定し整備を進めてきたところであるが、社会経済情勢の変化等により、中長期にわたる道路整備への年間投資額の設定は困難な状況であることから、新たに「道路整備方針」を 23 年 6 月に策定し、道路整備を進めているところである。</p> <p>今後、当該方針に基づき、地域のさらなる発展や県民の安全・安心の向上を図るため、直轄国道等の整備の促進、計画的な県管理道路の維持修繕に加え、柔軟な整備手法も含めた県管理道路の整備を推進されたい。 (道路整備担当分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>厳しい財政状況で投資効果が一層重視されるなか、通学路の事故やトンネルの天井落下事故などが発生し、道路や通学路の安全性に対する期待が全国的に高まっています。</p> <p>県内では、大規模地震や異常気象による集中豪雨等の自然災害の脅威に対して地域の安全・安心を支えるとともに、北・中部地域の産業、南部地域の観光など地域の今ある力を生かした新しい三重づくりを進めるため、社会基盤である幹線道路等の整備が必要です。</p> <p>平成 24 年度においては、道路整備方針に加え、県民ビジョンにおける選択集中プログラムとして「命と地域を支える道づくり」を位置づけるとともに、建設事務所との意見交換（各事務所年 2 回）や道路担当課長会議において、今後の道路整備の進め方などについて議論し、全国的な道路整備の概況、県内の取組方針、柔軟対応の取組方法など、幅広い情報の共有と意思疎通を図り、柔軟な整備手法も含めた県管理道路の整備を推進しました。</p> <p>また、通学路の安全点検や道路施設の老朽化、破損状況の点検に基づき、道路施設の維持修繕を実施しました。</p> <p>さらに、平成 24 年 12 月には、地域の実情に応じた柔軟な整備を行うことを明記した「三重県が管理する県道の整備に関する条例」を制定しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成 24 年度末までに、直轄国道等については、紀勢自動車紀勢大内山 IC～紀伊長島 IC (10.3km) と中勢バイパスの納所交差点の立体化が、県管理道路については、伊勢南北幹線道路（伊勢松阪線）などで約 10.7km が供用し、利便性などが向上しました。</p> <p>また、通学路については点検で抽出された危険個所の約 4 割で対策を実施、橋梁については点検結果において緊急性が高いとされた箇所の対策を完了し、その他橋梁については長寿命化対策を実施するなど、安全・安心の向上を図りました。</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>平成 25 年度においては、式年遷宮を迎えることから、今後県内外の観光客などが伊勢神宮をはじめ各地へ訪れることが期待されています。引き続き、幹線道路やアクセス道路などの早期供用をめざします。</p> <p>また、緊急輸送道路など大規模災害に対する道路整備を進めるとともに、より安全で安心できる道路をめざして、橋梁修繕や施設の補修などを実施し管理していきます。</p> <p>さらに、渋滞対策や事故対策、歩行者の安全確保などを重点的に進め、抜本的な整備及び柔軟な整備手法を含めたより効果の高い道路整備を推進します。</p>

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (河川整備の推進と河川堆積土砂対策)</p> <p>(3) 平成 18 年度に「河川整備戦略」を定め、治水対策に着目した優先度により、堤防整備等のハード対策や浸水想定区域図の提供等のソフト対策を進めてきた。厳しい財政状況の中、河川整備率は低い状況にあることから、ソフト対策の重要性は増しているところであり、県民へ河川の情報をきめ細かく提供できるよう、水位計、ライブカメラの設置等について市町等と連携し取り組まれない。</p> <p>また、河川の堆積土砂対策についても、河川維持等の県事業や、「河川堆積土砂撤去方針」に基づく民間事業者の砂利採取で取り組んでいるが、防災上の観点から、危険箇所把握、土砂処分地の確保等の対応について、市町等とも連携を図りながら、より一層取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(流域整備担当分野)</p>
講じた措置
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容 (ソフト対策の推進)</p> <p>ソフト対策は減災を目的として、住民の迅速で安全な避難に資する情報提供等を行うものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 水位計については、関係市町と設置箇所の調整を行ったうえ、木津川、矢谷川で設置しました。また、平成 23 年に出水があった熊野川、大又川、市木川、産田川についても同様に、関係市町と調整し、水位計設置のための施設設計を行いました。 ライブカメラについては、河口閉塞が著しい志原川で設置に向けた施設設計を行っています。 <p>(河川の堆積土砂対策)</p> <p>平成 16 年の大災害を契機に、県では河川の堆積土砂対策について積極的に取り組んできました。県内の河川堆積土砂の総量は、平成 22 年度末には約 180 万³まで減少しましたが、紀伊半島大水害など度重なる豪雨により、平成 23 年度には例年をはるかに超える約 90 万³の異常堆積土砂が発生しました。このため、河川の堆積土砂対策の取組をさらに強化し、約 60 万³の河川堆積土砂を撤去したものの、平成 23 年度末の河川堆積土砂の総量は約 210 万³となりました。</p> <p>河川の堆積土砂については、県民の皆さんの関心もますます高くなっており、平成 24 年度におきましても、①砂利採取を活用して撤去する方法、②災害復旧、③河川改修、④河川の維持管理として行う方法を適切に組み合わせ河川の堆積土砂対策を実施しました。</p> <p>土砂撤去にあたっては土砂の処分地の確保が課題となっており、県と関係市町等により「河川堆積土砂撤去推進調整会議」を開催し、情報の共有など連携強化を図りました。</p> <p>2 取組の成果 (水位計設置の推進)</p> <p>木津川、矢谷川の水位計については、平成 25 年 3 月に設置が完了し、平成 25 年度より「川の防災情報」にて水位情報の提供を行います。</p> <p>(河川の堆積土砂対策)</p> <p>河川の堆積土砂対策として、平成 24 年度は①砂利採取を活用して撤去する方法により約 10 万³、②災害復旧により約 32 万³、③河川改修により約 9 万³や河川の維持管理として行う方法により約 9 万³の土砂撤去を行いました。</p>
<p>平成 25 年度以降 (取組予定等)</p> <p>(ソフト対策の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> 熊野川、大又川、市木川、産田川の水位計については、設計業務に引き続き、平成 25 年度に設置工事を行います。 ライブカメラについては、平成 25 年度に設置し、その有効性や運用の課題等について検証していきます。 <p>(河川の堆積土砂対策)</p> <p>河川堆積土砂撤去については、箇所選定段階での地元市町との情報共有や計画的な土砂撤去に取り組むこととしており、撤去箇所の優先度や実施方法の考え方を基に選定した今後数年間の実施候補箇所や当該年度の実施箇所等を市町と共有する仕組みを作ります。</p> <p>平成 25 年度は、3 建設事務所においてこの取組を試行し、平成 26 年度から全建設事務所において本格実施する予定です。</p>

部局名 県土整備部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (海岸保全施設整備の計画的な実施)</p> <p>(4) 平成14年度に策定された「三重県海岸整備アクションプログラム」に基づき、計画的な海岸整備を行っているところである。 しかし、19年度に当該プログラムの見直しを行った後5年が経過していること、また、東日本大震災による津波被害が甚大であったことから、今後の国の動向を踏まえた計画的な海岸整備について検討を行われない。 あわせて、津波対策として緊急的に取り組んでいる堤防の補修工事についても、円滑に進められたい。 (流域整備担当分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成24年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① 耐震対策事業や侵食対策事業等により、長島地区海岸、南張地区海岸、宇治山田港海岸等の整備を行いました。</p> <p>② 津波対策を含めた計画的な海岸整備について、各海岸管理者と連携し検討を行いました。</p> <p>③ 津波対策の一環として、空洞があるなど脆弱化した堤防の200箇所のうち40箇所の補強対策に取り組みました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>① 耐震対策事業、侵食対策事業等により計画的な海岸整備を行いました。</p> <p>② 各海岸管理者と情報共有を図りながら、海岸保全施設の設計の対象とする津波高の設定等の検討に着手しました。</p> <p>③ 脆弱化した堤防の補強対策40箇所の目標に対し、55箇所の補強対策に取り組みました。</p>
<p>平成25年度以降（取組予定等）</p> <p>① 引き続き海岸整備の計画的な実施に努めます。</p> <p>② 津波対策を含めた海岸整備について、引き続き各海岸管理者と連携した検討を行っていきます。</p> <p>③ 堤防の補強対策について、引き続き取組の促進を図っていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (土砂災害防止法に基づく特別警戒区域等の指定)</p> <p>(5) 土砂災害警戒区域等の指定について、平成 23 年度は松阪市で 131 箇所、24 年 4 月に伊賀市の 100 箇所の区域指定を行った。これで県内の土砂災害危険箇所 16,208 箇所のうち土砂災害警戒区域の指定は 757 箇所となり、そのうち、土砂災害特別警戒区域の指定は 604 箇所となった。</p> <p>しかし、三重県の区域指定状況は全国に比べ遅れている状況にあり、区域指定の前提となる基礎調査の予算を 22 年度から大幅に増額し、区域指定に向け取り組んでいるところである。</p> <p>今後も引き続き、基礎調査を進め、土砂災害が発生するおそれがある区域等を明らかにし、その基礎調査結果について広く地区住民等の理解を得て、速やかに区域指定を実施されたい。</p> <p style="text-align: right;">(流域整備担当分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容 (土砂災害防止法に基づく特別警戒区域等の指定)</p> <p>(1) 四日市市、鈴鹿市、亀山市、松阪市、多気町、鳥羽市、志摩市、熊野市の 8 市町の約 550 箇所において基礎調査を実施しました。</p> <p>(2) 大台町、伊勢市、伊賀市、名張市において土砂災害警戒区域 436 箇所と土砂災害特別警戒区域 442 箇所を新たに指定しました。</p> <p>(3) 地元説明会等が円滑に進むように、各建設事務所担当者が区域指定に関して統一した見解が示せる「Q&A」を策定しました。</p> <p>(4) 市町の理解・協力を一層得られるよう、市町担当者に対し建設事務所もしくは市町単位で勉強会を開催しました。</p> <p>2 取組の成果 (土砂災害防止法に基づく特別警戒区域等の指定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年度の指定により、県内の土砂災害警戒区域指定箇所数は 1,193 箇所に、土砂災害特別警戒区域指定箇所数は 1,046 箇所になりました。 ・「Q&A」を策定したことにより、各担当者において統一した見解を示すことができたため、地元説明会等が円滑に進みました。 ・勉強会の結果、一部の市町においては、基礎調査及び区域指定に前向きに取り組まれるようになりました。
<p>平成 25 年度以降（取組予定等） (土砂災害防止法に基づく特別警戒区域等の指定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年度においても引き続き基礎調査を実施するとともに、すでに基礎調査を完了している箇所については、早期に基礎調査結果を市町に通知し、区域指定に向けた地元説明会等を開催します。 ・今後も、市町の理解・協力を一層得られるよう、市町担当者に対し建設事務所もしくは市町単位で勉強会を開催します。

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(ア) 債務不履行に基づく損害賠償等の収入未済額が 6,149,068 円(対前年度比 100.0%)あり、前年度と比べて減少していないので、その収入未済額の減少と今後の発生防止に、より一層努められたい。(経営企画担当分野)</p>
講じた措置
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>【案件 1】 収入未済額 1,581,568 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 19 年度に債務不履行に基づく損害賠償請求訴訟を提起して勝訴し、平成 20 年 3 月に債権差押命令を得て取立を行い、平成 20 年度には債権の一部を回収しましたが、債務者である法人は、法的には存在するものの、法人の財産は残存せず、税務署等に対して営業廃止の届出を行うなど法人の実体がなくなっており、代表者には営業再開の意思もないため、平成 23 年度末時点で、債権の大半の 1,581,568 円が未回収となっていました。 ・ 債務者である法人の代表者に対して、未収金の支払いを促すとともに、改めて営業再開の意思の有無を確認しました。 <p>【案件 2】 収入未済額 4,567,500 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般国道 23 号(中勢バイパス)工事に支障となる建物を義務者が撤去しないため、土地収用法に基づき、起業者(国土交通省)から三重県知事に対して代執行を実施するよう請求がなされました。 ・ この請求に基づき、県は平成 22 年度に代執行を実施しました。代執行実施後、義務者に対し、代執行に要した費用(4,567,500 円)の納付命令を行いました。納付されず、未収となりました。さらに、期限を定めて督促状を配布しましたが、納付されませんでした。 ・ これを受け、義務者の財産調査を行いました。未収金に充当できるだけの預貯金は確認できませんでした。 ・ このため、公売により換価できるよう、義務者の所有する土地及び建物(県の債権に優先する抵当権付き)を差し押さえました。 ・ 本年度は、公売実施計画を策定し、土地及び建物について不動産鑑定評価を行いました。 <p>2 取組の成果</p> <p>【案件 1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 債務者から未収金を回収することができませんでした。 <p>【案件 2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不動産鑑定評価額を参考に算定した公売見積額が、差押財産に設定されていた抵当権の債権額より安価になったため、公売を実施しても、県は配当を受け取る見込みが無いことが判明しました。 ・ 配当を受け取ることができない財産を公売することは、無剰余公売として国税徴収法により禁止されています。 ・ このため、国税徴収法の規定に基づき、滞納処分(差押及び公売)の執行を一時停止しました。
<p>平成 25 年度以降(取組予定等)</p> <p>【案件 1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、債務者である法人の代表者に対して、未収金の支払いを促し、営業再開の意思の確認を行い、未収金の回収に努めます。 ・ 用地担当職員を対象とした各種の会議において、再発防止のため、注意喚起を行います。 <p>【案件 2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 滞納処分(差押及び公売)の執行停止が 3 年間継続したときは、義務者の納付義務が消滅するため、以降 3 年間、定期的に義務者の財産調査を行って、処分停止を継続することについて、適否を判断します。

部局名 県土整備部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(イ) 公営住宅使用料等の収入未済額が 25,581,096 円（対前年度比 86.0%）あり、前年度と比べて 4,176,191 円減少しているものの、その収入未済額の減少と今後の発生防止に、より一層努められたい。（住まいまちづくり担当分野）</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間督促（訪問、電話）、面談を実施して、滞納整理と発生防止を強力に進めました。 ・長期滞納者に対しては、住宅明け渡しと家賃支払訴訟を提起するとともに、支払い督促制度も活用して未収金の回収に努めました。 ・県外に居住している退去滞納者に対する計画的な訪問を行いました。 ・年間を通じ、嘱託員 2 名による督促訪問を実施しました。 <p>2 取組の成果</p> <p>過年度未収金が平成 23 年度末現在で 14,544,181 円ありましたが、平成 25 年 3 月末現在で 9,023,177 円に縮減することができました。</p> <hr/> <p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>平成 24 年度と同様に、滞納整理と発生防止を強力に進めていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期滞納者への最終催告を行い早期解消に努めます。 ・県外に居住している退去滞納者に対する計画的な訪問を行います。 ・年間を通じ、嘱託員 2 名による督促訪問を実施します。

部局名 県土整備部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (1) 収入に関する事務 ア 本庁分 (ウ) 契約解除違約金等の債権管理に係るマニュアルが作成されているが、地域機関において滞納整理票の記録や督促状の送付がなされていないものがあつたので、適正な事務処理を行うよう継続して指導されたい。 (経営企画担当分野)
講じた措置
平成 24 年度 1 実施した取組内容 平成 25 年 3 月の経理担当者会議において、マニュアルの内容を説明するとともに、統一した事務処理により債権管理を行うよう周知徹底を図りました。 2 取組の成果 各建設事務所にマニュアル等を周知することにより、事務処理を統一しました。
平成 25 年度以降（取組予定等） 平成 25 年度においても、会議等を通じてマニュアルの周知を図り、統一した事務処理により債権管理を行えるよう努めます。

部局名 県土整備部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(エ)「三重県県土整備部関係負担金等滞納処分規則」等に基づき債権管理を行っており、平成22年度から統一的な事務処理となるよう指導してきた結果、不適切な事務は減少してきているが、一部地域機関において、督促状の送付等の事務処理がなされていないものがあったので、適切な事務処理を行うよう継続して指導されたい。</p> <p>(道路整備担当分野、流域整備担当分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 24 年 5 月 11 日、各建設事務所の担当課長・担当者を対象とした未収金対策会議を実施し、平成 23 年に制定した「預貯金債権滞納処分要領」及び「同要領の手引き」に添った滞納整理票の整理を行うとともに、更新許可分については平成 24 年 6 月 19 日付けで督促状を発行するよう指示しました。 各建設事務所から定期的に滞納状況の確認を行いました。 平成 25 年 1 月 28 日、管理課長会議において、統一した事務処理を徹底するよう再度指示しました。 <p>2 取組の成果</p> <p>各建設事務所に要領等を周知することにより、事務処理の統一をさらに徹底しました。</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>平成 25 年度においても、年度当初（5月上旬頃）に各建設事務所の担当課長・担当者を対象とした未収金対策会議を開催し、統一した事務処理が行えるよう努めます。</p>

部局名 県土整備部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (1) 収入に関する事務 ア 本庁分 (オ) 収入事務について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 談合損害賠償金の納付書への納付額の記載誤りによる歳入戻出を行っていた。 (公共事業総合政策担当分野)
講じた措置
平成 24 年度 1 実施した取組内容 納付書への記載誤りが生じないように、納付書を作成する建設業課担当と県土整備財務課担当で相互チェックを行い、点検を強化しました。 2 取組の成果 同様の事案は発生していません。
平成 25 年度以降（取組予定等） 同様の事案が発生しないよう、引き続き点検の強化に努めます。

部局名 県土整備部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>(ア) 道路、河川、海岸等の使用料の収入未済額が 11,205,835 円（対前年度比 69.4%）あり、前年度と比べて 4,929,455 円減少しているものの、今後、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。</p> <p>（桑名建設事務所、四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、津建設事務所、松阪建設事務所、伊勢建設事務所、志摩建設事務所、伊賀建設事務所、尾鷲建設事務所、熊野建設事務所）</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 24 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 24 年度当初時点での滞納者に対して督促状の送付、電話や訪問による催告を繰り返し行うなど、粘り強く未収金の徴収に努めました。 また、許可時には許可条件や占用料の納入などについて詳しく説明し、期限内納付を呼びかけて新たな未収金の発生防止を図りました。 平成 24 年 5 月 11 日の各建設事務所の担当課長・担当者会議において、未収金解消に向けてなお一層取り組むことを徹底するとともに、平成 24 年 5 月～6 月を未収金解消対策期間として、県内一斉に電話催告、臨戸訪問などを集中的に実施し、未収金の解消に努めました。 <p>2 取組の成果</p> <p>平成 24 年 3 月末に 11,205,835 円あった未収金額が、平成 25 年 3 月末現在で、9,014,215 円に縮減しました。</p>
<p><u>平成 25 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>平成24年度の取組が一定の成果を上げていることから、現在の取組方法を今後も継続していきます。</p>

部局名 県土整備部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>(イ) 収入事務について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 現金納付された情報公開に係る複写料の収納処理が遅延していた。(桑名建設事務所)</p> <p>(2) 年度途中で調定を行った道路敷使用料等の未納者に係る督促状の送付が行われていなかった。(四日市建設事務所)</p> <p>(3) 道路敷使用料等に係る督促を行った未納者に対し、預貯金調査等を行っていなかった。(四日市建設事務所)</p> <p>(4) 河川使用料に係る不納欠損の処理が遅延していた。(四日市建設事務所)</p> <p>(5) 現金日計表の残額と手元保管現金の不一致が生じていた。(四日市建設事務所)</p> <p>(6) 現金納付された河川使用料の収納処理が遅延していた。(四日市建設事務所)</p> <p>(7) 道路敷占用料について、誤って過大に徴収し歳入戻出を行っていた。(津建設事務所)</p> <p>(8) 河川占用料について、誤って過大に徴収し歳入戻出を行っていた。(松阪建設事務所)</p> <p>(9) 道路敷使用料について、占用申請内容のチェックが不十分であったことにより歳入戻出を行っていた。(伊勢建設事務所)</p> <p>(10) 岸壁荷揚場その他使用料について、占用申請内容のチェックが不十分であったことにより歳入戻出を行っていた。(伊勢建設事務所)</p> <p>(11) 岸壁荷揚場その他使用料等に係る督促状の送付がされていないものがあつた。(志摩建設事務所)</p> <p>(12) 契約不履行に伴う違約金及び延納利息について、滞納整理票への記載がされていないものがあつた。(志摩建設事務所)</p> <p>(13) 自販機設置に係る行政財産貸付料の収入科目誤りがあつたため、収入更正されていた。(志摩建設事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 指摘のあつた事案は、担当者間の引継ぎミスにより発生したものであるため、収納現金は金庫の所定の場所に保管し、銀行の集金時には必ず収納金の有無を確認するよう徹底しました。(桑名建設事務所)</p> <p>(2) 指摘のあつた事案について、督促状や催告状の送付及び電話催告等を実施するとともに、同様の事案が生じないよう点検を強化しました。(四日市建設事務所)</p> <p>(3) 預貯金調査等の実施に向けて、関係機関との協議を行いました。(四日市建設事務所)</p> <p>(4) 迅速な事務処理の周知・徹底を図りました。(四日市建設事務所)</p> <p>(5)～(6)</p> <p>指摘のあつた事案は、財務会計システムでの現金収納票を作成する処理を誤り生じたものであるため、財務会計システムの処理について点検を強化し、処理誤りが生じないように努めました。(四日市建設事務所)</p> <p>(7) 指摘のあつた事案は、申請内容のチェック漏れにより発生したものであるため、同様の事案が生じないよう点検を強化しました。(津建設事務所)</p> <p>(8) 過去に同種のミスがないかを確認のうえ、今後このような事案が発生しないよう、占用料徴収事務担当者において情報共有を徹底しました。(松阪建設事務所)</p> <p>(9) 指摘のあつた事案は、業務の繁忙期に担当者のチェックが行き届かず発生したものであることから、前年度分との対比表を作成し、金額のチェック誤りを防止できるように改善しました。(伊勢建設事務所)</p> <p>(10) 指摘のあつた事案は、民地における占用料は徴収できないところ、土地所有者の確認を怠つたため発生したものであることから、占用申請者に対して公図及び登記が確認できる書類を添付させ、土地所有者の確認を強化しました。(伊勢建設事務所)</p> <p>(11) 指摘のあつた事案について督促状を送付するとともに、同様の事案が生じないよう、複数の職員</p>

で収納状況を確認するなど点検を強化しました。

(志摩建設事務所)

(12) 指摘のあった事案について滞納整理票に記載するとともに、同様の事案が生じないよう、点検を強化しました。

(志摩建設事務所)

(13) 収入科目誤りが生じないよう、点検を強化しました。

(志摩建設事務所)

2 取組の成果

(1) 同様の事案は発生していません。

(桑名建設事務所)

(2) 同様の事案は発生していません。

(四日市建設事務所)

(3) 預貯金調査等の実施に向けた検討を進めました。

(四日市建設事務所)

(4)～(6) 同様の事案は発生していません。

(四日市建設事務所)

(7) 同様の事案は発生していません。

(津建設事務所)

(8) 同様の事案は発生していません。

(松阪建設事務所)

(9)～(10) 同様の事案は発生していません。

(伊勢建設事務所)

(11)～(13) 同様の事案は発生していません。

(志摩建設事務所)

平成 25 年度以降（取組予定等）

(1)～(13) 同様の事案が再度発生しないよう、引き続き点検の強化や判断基準の確認徹底に努めます。
また、預貯金調査等の実施に向けた検討を進めます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 委託業務</p> <p>(1) 【港湾統計調査委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 ・調査報告書及び支出内訳書が期限までに提出されていないものがあつた。(流域整備担当分野) <p>(2) 【公営住宅管理システムに係る電子計算機器等の移設業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定価格設定に係る積算根拠が明確になっていなかった。 ・契約書に定めた「個人情報の取扱いに関する特記事項」が添付されていなかった。(住まいまちづくり担当分野) <p>(3) 【宅地建物取引業免許事務等電算処理業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約書に定めた担当職員の通知等が行われていなかった。 ・契約書特記事項に定めた個人情報保護責任者等の報告がされていなかった。(住まいまちづくり担当分野) <p>(4) 【君ヶ野ダム気象情報オンライン提供業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定価格調書が作成されていなかった。(津建設事務所) <p>(5) 【三重県松阪建設事務所管内現場技術業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施行伺い、事業費内訳変更伺い及び復命書に決裁年月日が記載されていなかった。(松阪建設事務所) <p>(6) 【一般県道阿児磯部鳥羽線県単渡船運航業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・執行伺い決裁後の出納局事前検査が行われていなかった。(志摩建設事務所) <p>(7) 【北勢沿岸流域下水道（北部処理区）桑名幹線管渠点検業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施行伺いに決裁年月日が記載されていなかった。(北勢流域下水道事務所) <p>(8) 【北勢沿岸流域下水道（南部処理区）鈴鹿川幹線管渠点検業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施行伺いに決裁年月日が記載されていなかった。 ・工事打合せ簿の発議の日付、及び同打合せ簿に添付されていた部分下請負通知書の日付が記載されていなかった。(北勢流域下水道事務所)
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 執行伺いの決裁時において、執行伺いを作成する事業課と県土整備財務課において、事前検査の対象となる要件などの相互チェックを確実に行うようにしました。また、物件関係の事務処理フロー図を作成し、周知を行いました。</p> <p>調査報告書及び支出内訳書の提出については、委託先市町へ提出書締切りを遵守するよう指導を行いました。(流域整備担当分野)</p> <p>(2) 所属職員にすべての委託業務の予定価格の積算根拠及び契約書について確認するとともに、今後は添付漏れ等がないようにチェックを確実に行うようにしました。(住まいまちづくり担当分野)</p> <p>(3) 契約書で定めた事項の報告義務等を失念していたことが原因であったため、所属職員に改めて全ての業務委託契約書の事項を確認するとともに、チェックリストを作成しチェックを確実に行うよう徹底しました。(住まいまちづくり担当分野)</p> <p>(4) 入札前に予定価格の記載漏れが確認できなかったことから、所内でのチェックを充実させるとともに、同様のミスが発生しないよう情報共有を図り、適正な事務処理に努めました。(津建設事務所)</p> <p>(5) 各起案文書の決裁後は決裁年月日等を速やかに記入するとともに、複数人で確認するようにしました。(松阪建設事務所)</p> <p>(6) 事前検査の対象となる要件について、職員に改めて周知しました。(志摩建設事務所)</p> <p>(7) 施工伺いの決裁年月日の記載漏れが生じないように、点検を強化しました。(北勢流域下水道事務所)</p>

- (8) 施工伺いの決裁年月日及び工事打合せ簿の発議の日付の記載漏れが生じないように、点検を強化しました。また、受注者から提出される部分下請負通知書の点検を強化しました。
(北勢流域下水道事務所)

2 取組の成果

(1)～(8)

同様の事案は発生していません。

平成 25 年度以降（取組予定等）

(1)～(8)

同様の事案が再度発生しないよう、引き続き点検の強化や職員への周知の徹底に努めます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 国補工事</p> <p>(1) 【二級河川三滝川 河川改修工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「工事カルテ」の登録が遅れており、監督員の確認が不十分であった。 (四日市建設事務所) <p>(2) 【磯津地区海岸 海岸高潮対策工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「工事カルテ」の登録が遅れており、監督員の確認が不十分であった。 (四日市建設事務所) <p>(3) 【一級水系淀川水系柳谷川 砂防工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽微な設計変更の手続を行わずに、工期末にまとめて変更契約を行っていた。 ・「工事カルテ」の変更登録が遅れており、監督員の確認が不十分であった。 (津建設事務所) <p>(4) 【北勢沿岸流域下水道（南部処理区）南部浄化センターA系場内整備・水処理凝集剤注入設備工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「工事カルテ」の登録が遅れており、監督員の確認が不十分であった。(北勢流域下水道事務所) <p>(5) 【北勢沿岸流域下水道（南部処理区）南部浄化センターA系水処理凝集剤注入電気設備工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工体制点検チェックリストについて、完成検査時に検査員がチェックリストの記載を確認した旨の記録がなかった。 ・段階確認書の一部において、総括監督員及び主任監督員の決裁がされていなかった。(北勢流域下水道事務所) <p>(6) 【北勢沿岸流域下水道（南部処理区）南部浄化センターA系水処理凝集剤注入機械設備工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工体制点検チェックリストについて、完成検査時に検査員がチェックリストの記載を確認した旨の記録がなかった。 ・250万円以上の契約額の変更を行った場合に必要な競争審査会への報告が行われていなかった。(北勢流域下水道事務所) <p>(7) 【北勢沿岸流域下水道（北部処理区）北部浄化センター場内道路ほか舗装工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工体制点検チェックリストで定めている「提出書類の点検」が一部実施されていなかった。 ・「工事カルテ」の登録が遅れており、監督員の確認が不十分であった。(北勢流域下水道事務所) <p>(8) 【中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）志登茂川浄化センター北系急速ろ過施設（土木）建設工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽微な設計変更が生じた場合に必要な変更伺いによる決裁及び請負者との協議書の取り交わしが行われていなかった。(中勢流域下水道事務所) <p>(9) 【中勢沿岸流域下水道（松阪処理区）松阪浄化センター連絡管廊・消毒放流ポンプ施設耐震補強工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「工事カルテ」の登録が遅れており、監督員の確認が不十分であった。(中勢流域下水道事務所) <p>講じた措置</p> <p>平成24年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1)～(2)</p> <p>工事カルテの登録が遅延なく実施されるよう、工事カルテの確認を監督員に周知・徹底するとともに、所内での点検を強化しました。(四日市建設事務所)</p> <p>(3) ・軽微な変更の手続きについて所内で再度周知し、設計変更時の諸手続について確認するよう努めました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「工事カルテ」の登録が適切に実施されるよう、「工事カルテ」の確認を監督員に徹底するとともに、所内の点検を強化しました。(津建設事務所) <p>(4) 工事カルテの登録内容の確認について、監督員によるチェックを強化し、かつ迅速に対応するよう、所内で確認しました。(北勢流域下水道事務所)</p> <p>(5) 施工体制点検チェックリストについて、完成検査時に検査員がチェックリストの記載を確認した旨の記録漏れが生じないように、点検を強化しています。また、段階確認書の総括監督員及び主任監督員の決裁漏れが生じないように、点検を強化しました。(北勢流域下水道事務所)</p> <p>(6) 施工体制点検チェックリストについて、完成検査時に検査員がチェックリストの記載を確認した</p>
--

旨の記録漏れが生じないよう、点検を強化しました。また、250万円以上の契約額の変更を行った場合、競争審査会への報告を徹底するよう、所内で確認しました。(北勢流域下水道事務所)

(7) 施工体制点検チェックリストで定めている「提出書類の点検」について、その内容と適切な実施について、所内で確認しました。また、工事カルテの登録内容の確認について、監督員によるチェックを強化し、かつ迅速に対応するよう、所内で確認しました。(北勢流域下水道事務所)

(8) 所内での確認を強化するとともに、同様のミスが発生しないよう情報共有を図り、適正な事務処理に努めました。(中勢流域下水道事務所)

(9) 登録が適切に実施されるよう監督員に確認を徹底させるとともに、決裁時の主任・総括監督員のチェック強化を図りました。(中勢流域下水道事務所)

2 取組の成果

(1)～(9)

周知・徹底や点検の強化を行った結果、三重県公共工事共通仕様書等に関する職員の意識の向上を図ることができました。

平成 25 年度以降（取組予定等）

(1)～(9)

同様の事案が再度発生しないよう、引き続き点検の強化や職員への周知の徹底に努めます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ウ 県単工事</p> <p>(1) 【伊勢庁舎 テレメータ機器移設工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「工事カルテ」の受注及び変更登録が遅れており、監督員の確認が不十分であった。 (流域整備担当分野) <p>(2) 【四日市高等学校教室棟ほか 外壁改修工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「工事カルテ」の変更登録が行われておらず、監督員の確認が不十分であった。 ・「工事カルテ」の竣工登録が遅れており、監督員の確認が不十分であった。 (住まいまちづくり担当分野) <p>(3) 【一般県道穴倉南神山津線 道路改良工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「工事カルテ」の変更及び竣工登録が遅れており、監督員の確認が不十分であった。 (津建設事務所) <p>(4) 【一般国道 368 号 公共土木施設維持管理（災害応急）工事（分1）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「工事カルテ」の竣工登録が遅れており、監督員の確認が不十分であった。 (津建設事務所) <p>(5) 【主要地方道久居美杉線 他 県単道路交通安全対策（二種）工事（区画線）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル認定製品の「認定製品一覧表（総括表）」及び「使用検討チェックリスト（個別表）」が設計書に添付されていなかった。 ・軽微な設計変更の手続を行わずに、工期末にまとめて変更契約を行っていた。 (津建設事務所) <p>(6) 【一般国道 166 号 公共土木施設維持管理（舗装整備）工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「総合評価方式技術提案履行確認協議書」が、契約締結後 14 日以内に作成されておらず、監督員の確認が不十分であった。 (松阪建設事務所) <p>(7) 【一級河川大内山川 災害復旧応急仮工事（その2）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「工事カルテ」の登録が遅れており、監督員の確認が不十分であった。 (伊勢建設事務所) <p>(8) 【二級河川外城田川 他 1 川 県単河川局部改良工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共工事履行保証証券の保証期間が変更工期を含むよう延長変更されていなかった。 ・「工事カルテ」の登録が遅れており、監督員の確認が不十分であった。 (伊勢建設事務所) <p>(9) 【国崎地区海岸国崎北地先海岸 海岸局部改良工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「施工体制点検チェックリスト」が設計書に添付されていなかった。 (志摩建設事務所) <p>(10) 【主要地方道浜島阿児線 他 1 線 公共土木施設維持管理（舗装整備）工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル認定製品の「認定製品一覧表（総括表）（該当製品なしと記載）」が設計書に添付されていなかった。 (志摩建設事務所) <p>(11) 【中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸処理区）雲出川左岸浄化センター内配管緊急修繕工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配置技術者の変更時に必要な審査会に諮る手続きが行われていなかった。 (中勢流域下水道事務所) <p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 「工事カルテ」の確認を徹底し、登録を適切に実施するよう監督員に指導しました。 (流域整備担当分野)</p> <p>(2) 変更登録及び竣工登録とも、「工事カルテ」の登録が適切に実施されるよう、「工事カルテ」の確認を監督員に徹底するとともに、課内の点検を強化しました。 (住まいまちづくり担当分野)</p> <p>(3)～(4)</p> <p>「工事カルテ」の登録が適切に実施されるよう、「工事カルテ」の確認を監督員に徹底するとともに、所内の点検を強化しました。 (津建設事務所)</p> <p>(5) ・リサイクル認定製品にかかるチェックリストを設計書に添付する必要があることを所内で再度周知し、設計書作成時に添付されていることを確認するよう努めました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽微な変更の手続きについて所内で再度周知し、設計変更時の諸手続について確認するよう努め

ました。 (津建設事務所)

(6) 「総合評価方式技術提案履行確認協議書」の提出期限については、適切に処理が行われるよう、課内会議等で周知するとともに、工事着手前の受注者との協議を徹底しました。(松阪建設事務所)

(7) 「工事カルテ」の登録が適切に実施されるよう、「工事カルテ」の確認を監督員に徹底するとともに、所内の点検を強化しました。(伊勢建設事務所)

(8) ・契約保証の内容を十分確認して契約事務を行うよう徹底しました。また、事務所内の設計・監督担当課にも、契約保証の内容によっては工期変更に伴い契約保証期間延長が必要となることを周知しました。

・「工事カルテ」の登録が適切に実施されるよう、「工事カルテ」の確認を監督員に徹底するとともに、所内の点検を強化しました。(伊勢建設事務所)

(9) 完成検査時の添付書類について、複数の職員で確認するよう再発防止に努めました。

(志摩建設事務所)

(10) リサイクル認定製品の「認定製品一覧表(総括表)(該当製品なしと記載)」を設計書に添付する必要があることを監督員と検算者に徹底し、複数の職員でチェックするようにしました。

(志摩建設事務所)

(11) 指摘内容を審査会へ報告するとともに、通知文書の再確認を行い、同様のミスが発生しないよう所内で情報共有を図りました。(中勢流域下水道事務所)

2 取組の成果

(1)～(11)

周知・徹底や点検の強化を行った結果、三重県公共工事共通仕様書等に関する職員の意識の向上を図ることができました。

平成 25 年度以降 (取組予定等)

(1)～(11)

同様の事案が再度発生しないよう、引き続き点検の強化や職員への周知の徹底に努めます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>エ 調査、設計業務委託</p> <p>(1) 【一般国道 477 号 四日市湯の山道路 吉沢 I C (仮称) ランプ橋上部工積算補助業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務打合せの記録簿について決裁漏れのものがあった。(四日市建設事務所) <p>(2) 【一般国道 306 号 (四日市菰野 B P) 地下水調査業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「業務カルテ」の登録が遅れており、監督員の確認が不十分であった。(四日市建設事務所) <p>(3) 【津松阪港 (海岸) 海岸調査 (用地測量) 業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「業務カルテ」の登録が一部行われておらず、監督員の確認が不十分であった。(津建設事務所) <p>(4) 【一級水系雲出川水系所谷川 砂防 (測量) 業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「業務カルテ」の登録が遅れており、監督員の確認が不十分であった。(津建設事務所) <p>(5) 【一般国道 422 号 (宮本) 災害復旧 (用地測量) 業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「業務カルテ」の登録が遅れており、監督員の確認が不十分であった。(松阪建設事務所) <p>(6) 【一般県道阿曾浦港線 法面詳細設計業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「業務カルテ」の変更登録が遅れており、監督員の確認が不十分であった。(伊勢建設事務所) <p>(7) 【二級河川磯部川水系 河川調査 (浸水想定区域図作成) 業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工期の算出根拠が整理されていなかった。(志摩建設事務所) <p>(8) 【浜島港港湾調査 (耐震強化岸壁の耐震性照査検討) 業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工期の算出根拠が整理されていなかった。(志摩建設事務所) <p>(9) 【一般地方道鳥羽阿児線他 道路防災点検業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工期の算出根拠が整理されていなかった。(志摩建設事務所) <p>(10) 【北勢流域下水道事務所管内現場技術業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施行伺いに決裁年月日が記載されていなかった。 ・経費内訳変更伺いに決裁年月日が記載されていなかった。(北勢流域下水道事務所) <p>(11) 【北勢沿岸流域下水道 (北部処理区) 北部浄化センター場内整備詳細設計業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施行伺いに決裁年月日が記載されていなかった。(北勢流域下水道事務所) <p>(12) 【北勢沿岸流域下水道 (北部処理区) 北部浄化センター測量業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施行伺いに決裁年月日が記載されていなかった。(北勢流域下水道事務所)
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 業務打合せ記録簿の決裁が確実に実施されるよう、所内において周知・徹底を図りました。(四日市建設事務所)</p> <p>(2) 「業務カルテ」の登録が遅延なく実施されるよう、「業務カルテ」の確認を監督員に周知・徹底するとともに、所内での点検を強化しました。(四日市建設事務所)</p> <p>(3)～(4)</p> <p>「業務カルテ」の登録が適切に実施されるよう、「業務カルテ」の確認を監督員に徹底するとともに、所内の点検を強化しました。(津建設事務所)</p> <p>(5) 「業務カルテ」の登録が適切に実施されるよう、「業務カルテ」の確認を監督員に徹底するとともに、所内の点検を強化しました。(松阪建設事務所)</p> <p>(6) 「業務カルテ」の変更登録については、仕様書に基づき、変更時毎に監督員から受注者に登録指示を 10 日以内に行うよう徹底しました。(伊勢建設事務所)</p> <p>(7)～(9)</p> <p>積算基準に基づき、他機関との調整協議等の期間を別途考慮した工期を算出し、再発防止に努めました。(志摩建設事務所)</p> <p>(10) 施工伺い及び経費内訳変更伺いの決裁年月日の記載漏れが生じないように、点検を強化しました。(北勢流域下水道事務所)</p> <p>(11) 施工伺いの決裁年月日の記載漏れが生じないように、点検を強化しました。</p>

(北勢流域下水道事務所)

(12) 施工何いの決裁年月日の記載漏れが生じないように、点検を強化しました。

(北勢流域下水道事務所)

2 取組の成果

(1)～(12)

周知・徹底や点検の強化を行った結果、三重県公共工事共通仕様書等に関する職員の意識の向上を図ることができました。

平成 25 年度以降（取組予定等）

(1)～(2)

同様の事案が再度発生しないよう、引き続き点検の強化や職員への周知の徹底に努めます。

部局名 県土整備部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 オ 補助金 (1) 【川上ダム関連支援事業補助金】 ・ 補助事業等実施状況報告書が提出されていなかった。 (流域整備担当分野)
講じた措置
平成 24 年度 1 実施した取組内容 (1) 9 月末時点での補助事業等実施状況報告書の提出を伊賀市に求めました。 2 取組の成果 (1) 補助事業等実施状況報告書が 10 月に提出されました。
平成 25 年度以降（取組予定等） (1) 補助事業実施状況報告書の提出時期を交付決定通知書に記載し提出を求めることとします。

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>カ 旅費</p> <p>(1) 【第 576 回建設技術講習会】 ・復命書の用務先に記載もれがあった。 (公共事業総合政策担当分野)</p> <p>(2) 【これからのN値の活用技法技術講習会】 ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (松阪建設事務所)</p> <p>(3) 【第 571 回建設技術講習会】 ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (志摩建設事務所)</p> <p>(4) 【第 576 回建設技術講習会】 ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (志摩建設事務所)</p> <p>(5) 【第 579 回建設技術講習会】 ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (志摩建設事務所)</p> <p>(6) 【菰野幹線 5-6 工区事業説明】 ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (北勢流域下水道事務所)</p> <p>(7) 【紫外線消毒装置検査】 ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (北勢流域下水道事務所)</p> <p>(8) 【電気設備工事段階確認】 ・復命書に現地での用務時間が記載されていなかった。 ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (北勢流域下水道事務所)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 復命書の用務先に記載漏れが無いように職員に周知を行いました。(公共事業総合政策担当分野)</p> <p>(2) 総合文書管理システムへの登録もれがないよう、職員に周知を行いました。(松阪建設事務所)</p> <p>(3)～(5) 指摘のあった事案について総合文書管理システムに登録するとともに、同様の事例が発生しないよう職員に周知しました。(志摩建設事務所)</p> <p>(6)～(7) 復命書について、総合文書管理システムへの登録漏れが生じないよう、簡易決裁による復命書の起案を原則禁止し、総合文書管理システムにより起案することとしました。(北勢流域下水道事務所)</p> <p>(8) 復命書について、記載すべき内容とその徹底について、所内で確認しました。また、総合文書管理システムへの登録漏れが生じないよう、簡易決裁による復命書の起案を原則禁止し、総合文書管理システムにより起案することとしました。(北勢流域下水道事務所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1)～(8) 上記の取組を行った結果、同様の事案は発生していません。</p>
<p>平成 25 年度以降 (取組予定等)</p>
<p>(1)～(8) 同様の事案が再度発生しないよう、引き続き点検の強化や職員への周知の徹底に努めます。</p>

部局名 県土整備部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>キ 物品等購入</p> <p>(1) 予定価格の基礎となる設計価格の積算根拠が記載されていなかった。 (北勢流域下水道事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 予定価格の基礎となる設計価格の適正な積算方法について、再度確認しました。また、積算根拠の記載漏れが生じないように、点検を強化しました。 (北勢流域下水道事務所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 同様の事案は発生していません。</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 同様の事案が再度発生しないよう、引き続き点検を強化するとともに、確認した内容の徹底を図ります。</p>

部局名 県土整備部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (3) 人件費 人件費について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 23年4月の危険作業手当において、総務事務システムに登録した勤務日付が誤っていた。 (伊勢建設事務所)
講じた措置
平成24年度 1 実施した取組内容 (1) パソコンの操作ミスにより日付を誤って入力していたことから、入力完了後、再度入力内容を確認し提出するよう徹底しました。 (伊勢建設事務所) 2 取組の成果 上記の取組の結果、同様の事例は発生していません。
平成25年度以降（取組予定等） 引き続き取組を継続していきます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>なお、金品亡失の事案には、紀伊半島大水害や台風 15 号により公用車等が損傷したのもあった。自然災害発生時における県有物品の保管場所や取扱い等について検討されたい。</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 県土整備部所管の廃道敷、廃川敷等の普通財産が、33,109.01 m²ある。 (経営企画担当分野、流域整備担当分野、四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、伊賀建設事務所)</p> <p>(2) 普通財産貸付申請書の貸付理由の記載内容が不十分であった。 (流域整備担当分野)</p> <p>(3) 普通財産の貸付に係る管財室長への貸付報告が行われていなかった。 (流域整備担当分野)</p> <p>(4) 道路管理瑕疵による事故が 2 件発生していた。 (鈴鹿建設事務所)</p> <p>(5) 道路管理瑕疵による事故が 1 件発生していた。 (松阪建設事務所)</p> <p>(6) 行政財産の目的外使用許可に係る管財室長への報告がされていなかった。 (松阪建設事務所)</p> <p>(7) 公舎使用に異動があった際の管財室長への公舎貸付簿(写し)の送付が行われていなかった。 (松阪建設事務所)</p> <p>(8) 道路管理瑕疵による事故が 1 件発生していた。 (伊勢建設事務所)</p> <p>(9) 道路管理瑕疵による事故が 6 件発生していた。 (伊賀建設事務所)</p> <p>(10) 道路管理瑕疵による事故が 3 件発生していた。 (熊野建設事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 県が所有する廃川敷・廃道敷(河川や道路の付け替えなどによって行政財産としての用途がなくなった土地)は、土地の形状・面積等の条件が宅地としての利用に適さないものが多く売却処分は困難ですが、処分可能なものについては、隣接土地所有者への売却、インターネット・オークションに参加しての売却に取り組みました。 (経営企画担当分野、流域整備担当分野、四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、伊賀建設事務所)</p> <p>(2) 記載内容について、地方公共団体への貸付については詳細な内容が記載されていないことから、今後無償での貸付の審査の観点からも詳細について申請書に記載させるよう各建設事務所担当者研修等を通じて指示しました。 (流域整備担当分野)</p> <p>(3) 財産の交換、無償譲渡、無償貸付等に関する条例及び公有財産規則について、周知徹底を図ることとしました。 (流域整備担当分野)</p> <p>(4) 道路面に落ちた異物(道路鋸、側溝蓋キャップ)が原因で発生した事案であるため、道路パトロール担当者等に事故内容を周知するとともに、事故現場付近の点検を実施しました。 (鈴鹿建設事務所)</p> <p>(5) 道路鋸の緩みが原因で発生した事案であるため、同種の事故が発生しないよう、道路パトロール担当者等に事故内容を周知するとともに、事故現場付近の点検を実施しました。 (松阪建設事務所)</p> <p>(6)～(7)</p> <p>平成 23 年分と平成 24 年分の行政財産の目的外使用許可書の写し、平成 23 年分の公舎貸付簿の写しを管財課あて送付しました。 (松阪建設事務所)</p> <p>(8) 道路面の窪み及び隆起部分を車両が通過しバウンドしたことが事案の発生原因であるため、路面修繕工事を実施しました。 (伊勢建設事務所)</p> <p>(9) 道路面の陥没及び異常気象時の倒木等が原因で発生した事案であるため、道路パトロール担当者等に事故内容を周知しパトロールを強化するとともに、損傷が激しい道路については計画的に舗装修繕を行いました。 (伊賀建設事務所)</p> <p>(10) 道路側面からの落石及び道路側面の蔓草が原因で発生した事案であるため、必要な箇所に落石防護ネットを設置するとともに、通行の妨げとなる枝の切り払いを行いました。 (熊野建設事務所)</p>
<p>2 取組の成果</p>

- (1) 平成24年度中に新たに生じた財産の売却を含め、取組の成果は以下のとおりです。
・ 随意契約による売却：契約件数6件（計236.06㎡）
・ インターネット・オークションへの参加：2件（計336.62㎡）
（11月及び2月実施：応札無し）
（経営企画担当分野、流域整備担当分野、四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、伊賀建設事務所）
- (2)～(3)
取組内容を実施した結果、同様の事案は発生していません。（流域整備担当分野）
- (4)～(5)
道路の維持管理に努めた結果、同様の事故は発生していません。
（鈴鹿建設事務所、松阪建設事務所）
- (6) 5月24日に行政財産の目的外使用許可の申請がありましたので、許可書の写しを管財課あて送付しました。（松阪建設事務所）
- (7) 平成24年度は、同様の事例はありません。（松阪建設事務所）
- (8) 道路パトロールによる早期発見と修繕等による早期対応により、同様の事案は発生していません。（伊勢建設事務所）
- (9) 効果的な道路パトロールと計画的な舗装の打ち替えにより、平成24年度は管理瑕疵の発生を減少させることができました。（伊賀建設事務所）
- (10) 当該箇所における事故は発生していません。（熊野建設事務所）

平成25年度以降（取組予定等）

- (1) 引き続き、隣接土地所有者への売却、一般競争入札及びインターネット・オークション等を活用して売却手続きを進めるとともに、公共事業の代替地としての活用等、県有普通財産の有効活用を図っていきます。
（経営企画担当分野、流域整備担当分野、四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、伊賀建設事務所）
- (2)～(3)、(6)～(7)
同様の事案が再度発生しないよう、引き続き点検の強化や職員への周知の徹底に努めます。
（流域整備担当分野、松阪建設事務所）
- (4)～(5)、(8)～(10)
同様の事案が再度発生しないよう、道路パトロールを強化するとともに、道路の計画的な維持修繕に努めます。
（鈴鹿建設事務所、松阪建設事務所、伊勢建設事務所、伊賀建設事務所、熊野建設事務所）

監査の結果	
2 財務等に関する意見	
(4) 財産管理等の状況	
財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
なお、金品亡失の事案には、紀伊半島大水害や台風15号により公用車等が損傷したものもあった。自然災害発生時における県有物品の保管場所や取扱い等について検討されたい。	
イ 金品亡失	
(1) パソコンの損傷 (修理代 121,779 円)	(流域整備担当分野)
(2) 携帯電話の盗難 (損害額: 19,950 円)	(流域整備担当分野)
(3) 公用車の損傷 (修理代 116,976 円)	(四日市建設事務所)
(4) 公用車の損傷 (修理代 80,315 円)	(四日市建設事務所)
(5) パソコンの損傷 (廃棄: 取得価格 120,360 円)	(鈴鹿建設事務所)
(6) 公用車の損傷 (修理代 97,587 円)	(鈴鹿建設事務所)
(7) 公用車の損傷 (修理代 11,014 円)	(鈴鹿建設事務所)
(8) 公用車の損傷 (修理代 0 円)	(津建設事務所)
(9) パソコンの損傷 (修理代: 76,650 円)	(津建設事務所)
(10) 公用車の損傷 (修理代 21,000 円)	(松阪建設事務所)
(11) 公用車の損傷 (修理代 0 円)	(松阪建設事務所)
(12) 台風15号による動力船の損傷 (修理代 1,134,000 円)	(松阪建設事務所)
(13) 公用車の損傷 (修理代 0 円)	(松阪建設事務所)
(14) 公用車の損傷 (修理代: 32,613 円)	(伊勢建設事務所)
(15) 公用車の損傷 (修理代 58,044 円)	(熊野建設事務所)
(16) 紀伊半島大水害による公用車の損傷 (廃車: 取得価格 820,000 円)	(熊野建設事務所)
(17) 紀伊半島大水害による公用車の損傷 (廃車: 取得価格 741,000 円)	(熊野建設事務所)
(18) 紀伊半島大水害による公用車の損傷 (廃車: 取得価格 1,588,210 円)	(熊野建設事務所)
(19) 紀伊半島大水害による公用車の損傷 (廃車: 取得価格 741,000 円)	(熊野建設事務所)
(20) 紀伊半島大水害による公用車の損傷 (廃車: 取得価格 829,600 円)	(熊野建設事務所)
(21) 紀伊半島大水害による公用車の損傷 (廃車: 取得価格 971,250 円)	(熊野建設事務所)
(22) 紀伊半島大水害による公用車の損傷 (廃車: 取得価格 1,588,210 円)	(熊野建設事務所)
(23) 紀伊半島大水害による公用車の損傷 (修理代 208,005 円)	(熊野建設事務所)
(24) 紀伊半島大水害による公用車の損傷 (修理代 214,977 円)	(熊野建設事務所)
(25) 紀伊半島大水害による公用車の損傷 (修理代 107,205 円)	(熊野建設事務所)
(26) 紀伊半島大水害による公用車の損傷 (修理代 473,865 円)	(熊野建設事務所)
(27) 紀伊半島大水害による公用車の損傷 (修理代 56,175 円)	(熊野建設事務所)
(28) 紀伊半島大水害による公用車の損傷 (修理代 233,289 円)	(熊野建設事務所)
(29) 公用車の損傷 (修理代 47,754 円)	(熊野建設事務所)
(30) パソコンの損傷 (廃棄: 取得価格 120,363 円)	(北勢流域下水道事務所)
講じた措置	
平成24年度	
1 実施した取組内容	
(1) 机上の整理整頓中に、お茶入りのコップを倒してしまいノートパソコンの電源が入らなくなった事案であり、日々机上の整理整頓を徹底することや精密機器の周辺に飲み物等を置かないことなどの机上の作業環境について6月19日に所属職員に注意喚起を行いました。(流域整備担当分野)	
(2) 外出先の施錠したロッカーに入れていたにもかかわらず鍵が壊され盗難にあった事案であり、発生時に警察署へ盗難被害届を提出しました。所属職員に対して事案の発生を周知するとともに注意喚起を行いました。(流域整備担当分野)	
(3) 車庫からバックで出庫させていたところ、柱に接触させて公用車の左側面を損傷させた案件ですが、所内会議において再発防止策を検討し、その検討結果を職員に対して指示・徹底を行いました。(四日市建設事務所)	
(4) 飛び石によるフロントガラスの損傷であることから、回避することが困難と思われませんが、所内	

会議を通じて、自動車の安全運転及び物品の適切な使用について注意喚起を行いました。

(四日市建設事務所)

(5) 執務中に誤って決裁板の角をパソコンの画面に強く接触させたため、画面が陥没し使用不能となった事案であることから、当該事例を職員に周知し、備品の適正な管理及び机上の整理・整頓を指導しました。

(鈴鹿建設事務所)

(6) 後方確認を誤り、車庫棟支柱に車両後部を接触させた事案であることから、職員に注意喚起するとともに、同乗者の誘導について指導しました。

(鈴鹿建設事務所)

(7) 降雪によるウインドの曇りが原因で駐車場の柱に衝突した事案であることから、職員に注意喚起を行うとともに、駐車場の柱を塗装し視認性を高めました。

(鈴鹿建設事務所)

(8)～(9)

自動車の安全運転及び物品等の適正な使用について、所内会議を通じて所属職員に対して改めて注意喚起を行いました。

(津建設事務所)

(10) 台風による倒木の伐採作業中、体勢を崩し駐車中の公用車のサイドガラスを鎌で割ってしまった事案であることから、同様の事例が発生しないように職員間で情報共有し注意喚起を行いました。

(松阪建設事務所)

(11) 用地交渉のため、公用車を事業現場近くの空き地に駐車していたところ、事業関係者に衝突された事案であることから、同様の事例が発生しないように職員間で情報共有し注意喚起を行いました。

(松阪建設事務所)

(12) 金剛川河口に繫留している動力船が、台風の波浪により、他船及び堤防等に接触し破損した事案であることから、台風時には津ヨットハーバーに繫留するよう改めました。

(松阪建設事務所)

(13) 現場立会いのため、工事現場に公用車を駐車していたところ、工事関係車両に接触され破損した事案であることから、同様の事例が発生しないように職員間で情報共有し注意喚起を行いました。

(松阪建設事務所)

(14) 所内会議等機会あるごとに注意喚起を行い、安全意識及び県有財産に対する管理意識の高揚を図りました。また、定期的に交通安全に関するメールを発信し、公用車に県土整備部内で実施している交通事故防止の標語を貼り付けることで、交通事故の防止・安全運転を推進しました。

(伊勢建設事務所)

(15)～(29)

所内会議等の機会を捉えて厳に安全運転についての注意喚起を行いました。また、自然災害発生時には、道路規制、パトロール等の緊急対応が必要となるため、すべての公用車を避難させることは困難ですが、可能な範囲で金山防災拠点等に公用車を避難させる等の措置を行うこととしました。

(熊野建設事務所)

(30) 執務中にパソコンのディスプレイに触れたところふたが閉まり、事務用品を挟み込んだためディスプレイを損傷し使用不能となった事案であることから、当該事例を職員に周知し、備品の適正な管理及び机上の整理・整頓を指導しました。

(北勢流域下水道事務所)

2 取組の成果

(1)～(30)

注意喚起や再発防止の指示徹底を行った結果、職員の財産管理に対する意識の向上を図ることができました。

平成 25 年度以降（取組予定等）

(1)～(30)

同様の事案が再度発生しないよう、引き続き点検の強化や職員への周知の徹底に努めます。

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>なお、金品亡失の事案には、紀伊半島大水害や台風 15 号により公用車等が損傷したのもあった。自然災害発生時における県有物品の保管場所や取扱い等について検討されたい。</p> <p>ウ 公共用地の未登記</p> <p>(1) 過年度に取得した公共用地の未登記が未だ 5,040 筆、1,299,009.06 m²ある。</p> <p>(桑名建設事務所、四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、津建設事務所、松阪建設事務所、伊勢建設事務所、志摩建設事務所、伊賀建設事務所、尾鷲建設事務所、熊野建設事務所)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>平成 24 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成 17 年度以降の処理方針に基づき案件毎のカルテ（H14～H16 で作成）を活用しながら、引き続き計画的に未登記処理を行いました。</p> <p>(1) 処理目標 50 筆</p> <p>前年度に引き続き、三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会等の専門団体との連携を図り、処理効果が上がる取組を行いました。</p> <p>(2) 毎月処理状況把握・・・取組の進捗状況を把握し、進行管理を行いました。</p> <p>(3) 未登記対策支援担当による未登記対策の支援</p> <p>前年度から、公共用地課に未登記対策支援担当（1 名）を置き、各建設事務所が行う未登記対策を支援しました。</p> <p>(4) 未登記担当者会議・・・3 回開催し、意見交換や情報共有を行いました。</p> <p>以下の理由により、取組が長期化しています。</p> <p>① 分筆登記が容易でない</p> <p>分筆登記のために地権者や隣接地権者による境界確認や土地の測量が必要です。</p> <p>また、公図混乱の場合には、混乱区域一帯の関係者による境界確認や、広域的な土地の測量（ミニ地籍調査）を必要とし、多人数の説得等に日時を必要とします。</p> <p>② 未登記土地所有者の権利関係の整理が必要</p> <p>未登記土地には、相続問題、抵当権抹消などの問題がある案件が残っています。</p> <p>③ 多額の予算が必要</p> <p>未登記土地の処理には、土地測量（業務委託）が必要であり、その費用は多額（約 5 千筆で 15～25 億円）となります。</p> <p>④ 残件には困難案件が多い</p> <p>多年月が経過し、法定相続人などの利害関係人が多数にのぼる案件が残っています。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成 24 年度における未登記処理の目標を 50 筆として土地の調査・測量・登記手続等を鋭意進めた結果、59 筆を処理できました。</p>
<p><u>平成 25 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>引き続き、平成 17 年度以降の処理方針に沿って平成 25 年度の処理目標を定めるとともに、上記協会と協議しながら、未登記処理に取り組みます。</p> <p>地域機関の担当者に対しては、不動産登記業務に関する研修会の開催や担当者会議での意見交換などのほか、公共用地課において、経験年数の少ない担当者等への助言指導を行い、処理態勢の確保に努めます。</p>

部局名 県土整備部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 事務管理体制</p> <p>(ア) 事務管理体制について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 金品亡失報告書の提出が遅延していた。 (流域整備担当分野)</p> <p>(2) 手数料、委託料、補償、補填及び賠償金の事務処理誤りにより歳出戻入を行っていた。 (鈴鹿建設事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 24 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 金品亡失の発生時点で速やかに報告書の提出をすることについて周知徹底を行いました。 (流域整備担当分野)</p> <p>(2) いずれも、職員の誤認及びチェック漏れにより発生した事案であることから、支払事務にあたっては、複数の職員によりチェックするよう徹底しました。 (鈴鹿建設事務所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1)～(2)</p> <p>上記の取組を実施した結果、同様の事案は発生していません。</p>
<p><u>平成 25 年度以降 (取組予定等)</u></p> <p>(1)～(2)</p> <p>同様の事案が再度発生しないよう、引き続き点検の強化や職員への周知の徹底に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 事務管理体制</p> <p>(イ) 地域機関において積算誤り等により入札を中止した事案が 19 件見受けられたので、今後、工事の円滑な実施に向け、チェック体制を強化し適正な事務処理に努められたい。</p> <p>加えて、公共事業総合政策担当分野においては、このような誤りを未然に防止するために、チェックリストや事例集を作成し、注意喚起を行っているところであるが、今後も、一層、円滑かつ適切な発注業務ができるよう指導されたい。</p> <p>(1) 積算誤りにより入札を中止したものが 4 件、入札手続きの誤りにより開札後に中止したものが 1 件あった。 (四日市建設事務所)</p> <p>(2) 積算誤りにより入札を中止したものが 8 件、入札手続きの誤りにより開札後に中止したものが 1 件あった。なお、積算誤りにより中止したのものには、開札後に中止したもの 2 件、開札直前に中止したものの 2 件のほか、同一工事で入札を 2 回中止しているものもあった。 (津建設事務所)</p> <p>(3) 積算誤りにより入札を中止したものが 1 件あった。 (松阪建設事務所)</p> <p>(4) 積算誤りにより入札を中止したものが 2 件あった。 (伊勢建設事務所)</p> <p>(5) 積算誤りにより入札を中止したものが 2 件 (内、開札後に中止したもの 1 件) あった。 (志摩建設事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 積算誤りによるものについては、工事内容や積算基準を十分理解したうえで、積算及び検算するよう周知・徹底し、入札手続きの誤りによるものについては、要綱・要領の内容の確認を行うとともに、競争入札審査会及び分科会において、入札制度の適切な運用を踏ることを徹底しました。 (四日市建設事務所)</p> <p>(2) 工事設計書の積算にあたり、数量の誤りがあったため入札を中止したことから、検算時において十分なチェックを徹底するとともに、所内の点検を強化しました。 (津建設事務所)</p> <p>(3) 工事発注前の設計書作成段階における設計・積算の精度向上を図るため、設計積算内容が現地と合致しているかについて、監督員およびその上司が複数体制で現地調査を実施し精査するよう適正な事務処理に努めました。 (松阪建設事務所)</p> <p>(4) 数量総括表に単位数量を誤って計上したこと及び特記仕様書に記載の内容が不適切であったため入札を中止したことから、担当者・検算者が十分な時間を持って積算・検算を行うよう改めました。また、検算者以外のチェックの強化を図りました。 (伊勢建設事務所)</p> <p>(5) 積算金額を進行管理システムに入力する際に金額を間違ったものが 1 件、交通整理員算出に必要な数量を誤ったものが 1 件あったことから、入力内容や積算の確認を複数の職員で行うよう、チェック体制を強化しました。 (志摩建設事務所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1)～(5)</p> <p>注意喚起や再発防止の指示徹底を行った結果、職員の入札事務に対する意識の向上を図ることができました。</p>
<p>平成 25 年度以降 (取組予定等)</p> <p>(1)～(5)</p> <p>同様の事案が再度発生しないよう、引き続き点検の強化や職員への周知の徹底に努めます。</p>

監査の結果																
2 財務等に関する意見																
(6) 交通事故																
<p>公用車の交通事故、特に人身事故も発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(道路整備担当分野、住まいまちづくり担当分野、桑名建設事務所、四日市建設事務所、津建設事務所、松阪建設事務所、志摩建設事務所、尾鷲建設事務所、熊野建設事務所)</p>																
講じた措置																
<u>平成 24 年度</u>																
1 実施した取組内容																
(1) 研修会の実施																
安全運転講習会等を実施し、職員に対して安全運転、交通事故への注意喚起を行いました。																
(2) 過去の事故発生傾向の分析及び注意喚起																
平成 19 年度以降の県土整備部における交通事故発生傾向を、月別、曜日別、時間帯別、事故形態別などで分析した報告書「県土整備部における交通事故の現状」を作成しました。また、近年多発しているバック時の事故など特に注意すべきポイントについて、本庁課長会議や地域機関事務所長会議等で注意喚起を行い、所属職員への周知を徹底し、交通事故の発生防止に努めました。																
(3) 「無事故・無違反チャレンジ 123」への参加																
<p>運転免許を取得している 3 名でチームを組み、お互いに安全運転を呼びかけながら 123 日間の無事故・無違反に挑戦する「無事故・無違反チャレンジ 123」への積極的な参加を呼びかけました。</p> <p>また、公用車を運転する前には、職員同士が安全運転を心がけるよう、互いの声掛けに取り組みました。</p>																
(4) メールマガジン「交通安全通信」の発信																
定期的に情報を発信することで、交通事故の防止・安全運転を推進しました。																
2 取組の成果																
<p>職員を対象に安全運転講習会等を実施するとともに、常に交通安全に対する意識高揚を図るため、メールマガジン「交通安全通信」の配信や「無事故・無違反チャレンジ 123」への積極的な参加（151 チーム・453 名参加）に努めました。</p> <p>上記のとおり各種の交通事故防止策を推進し、交通事故防止意識の高揚に努めましたが、公務中の交通事故は以下のとおり、昨年度を上回るペースで発生している状況です。引き続き、地道な啓発活動の必要があります。</p>																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>23 年度</th> <th>24 年度（平成 25 年 3 月 31 日現在）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自損事故</td> <td>17 件（68%）</td> <td>21 件（72%）</td> </tr> <tr> <td>物損事故</td> <td>7 件（28%）</td> <td>6 件（21%）</td> </tr> <tr> <td>人身事故</td> <td>1 件（4%）</td> <td>2 件（7%）</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>25 件</td> <td>29 件</td> </tr> </tbody> </table>		23 年度	24 年度（平成 25 年 3 月 31 日現在）	自損事故	17 件（68%）	21 件（72%）	物損事故	7 件（28%）	6 件（21%）	人身事故	1 件（4%）	2 件（7%）	計	25 件	29 件
	23 年度	24 年度（平成 25 年 3 月 31 日現在）														
自損事故	17 件（68%）	21 件（72%）														
物損事故	7 件（28%）	6 件（21%）														
人身事故	1 件（4%）	2 件（7%）														
計	25 件	29 件														
<u>平成 25 年度以降（取組予定等）</u>																
平成 24 年度に引き続き、安全運転講習や注意喚起、「無事故・無違反チャレンジ 123」への参加などを通じて、安全運転意識の高揚、事故発生防止に着実に取り組んでいきます。																

部局名 県土整備部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (7) 特別会計の処理状況 流域下水道事業特別会計 (1) 北勢沿岸流域下水道（北部）、（南部）事業、中勢沿岸流域下水道（志登茂川）、（雲出川左岸）事業等において、繰越事業が 28 億 3,873 万 1 千円あるので、進捗管理の強化と円滑な事業の推進に努められたい。
講じた措置
平成 24 年度 1 実施した取組内容 本庁、事務所合同による「工事進捗管理会議」を事業執行の節目で 4 回開催し、工事の発注予定や進捗状況について情報共有を図りながら、工事進捗と工事内容を精査し、予算の執行管理を徹底しました。 2 取組の成果 会議での意見交換を通して、繰越の原因となる発注の遅れや工事遅延の理由を洗い出し、本庁と事務所で対策を検討することができました。 その結果、工事発注内容を見直すなどの取組を行い、事業の進捗を図ることができました。
平成 25 年度以降（取組予定等） 引き続き、同様の取組を行い、予算の適切な執行を図っていきます。

部局名 県土整備部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(8) その他</p> <p>(1) 公益法人制度改革に伴い所管法人に対し支援等を行っているが、平成24年9月30日現在で7法人が未移行となっている。移行期間の終了(25年11月30日)までに移行申請が行われるよう、制度の円滑な運用及び支援に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(企画総務担当分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成24年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(社)三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会と(社)三重県公共嘱託登記司法書士協会は、従前国(法務省)の所管でしたが、今回の法改正により新たに県の所管となりました。この2法人を含む9法人については、個別に各法人の事業や会計状況に合わせて、申請に向けた具体的な指導を行いました。</p> <p style="text-align: right;">(企画総務担当分野)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成24年4月1日現在で未移行の9法人のうち6法人は平成25年3月21日付けで認定・認可をしました。</p> <p>また、(社)三重県公共嘱託登記司法書士協会は3月31日付けで解散しました。</p> <p style="text-align: right;">(企画総務担当分野)</p>
<p>平成25年度以降(取組予定等)</p> <p>残る2法人は平成25年度に申請すべく具体的な指導を行っています。</p> <p style="text-align: right;">(企画総務担当分野)</p>

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (会計支援体制の充実)</p> <p>(1) 会計事務の適正化について、地域駐在の設置、事前相談機能の強化、職員研修の充実等に取り組まれているところであり、平成23年度の会計相談件数は8,171件(対前年度比85.0%)と減少しているが、契約や支出関係の事務等を中心に、依然として軽微なミスや誤った事務処理等が発生している。</p> <p>このような状況を踏まえ、会計事務に携わる職員一人ひとりの習熟度に応じたOJT研修等の支援体制を今後も一層強化されたい。</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成24年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 出納局では、会計事務にかかる不明な点や疑問点についての相談業務を行うとともに、会計事務に携わる職員を対象とした各種研修を実施しています。また、収入、支出、契約、物品管理等にかかる事務についての検査を行っています。</p> <p>(2) 本庁では部局毎の担当者を置いた会計支援課相談支援グループにより、また、地域では県内の4地域(四日市、津、伊勢、熊野)に設置した駐在により相談、検査に対応しています。なお、紀州地域担当は、平成23年度までは尾鷲庁舎2名、熊野庁舎2名の体制でしたが、機動力を強化するため、平成24年度から熊野庁舎に集約し、3名の体制としました。</p> <p>(3) 平成24年度においては、本庁、地域機関の所属とも年2回の事後検査及び執行伺の段階での事前検査を実施し、不適切な事務処理に対する指導を行いました。また、日常的に、各所属から電話やメールで寄せられる相談事項に対応するとともに、各所属の会計事務処理体制に応じた職場訪問を重点化して会計事務に携わる職員の習熟度に応じたOJT研修の充実を図りました。</p> <p>(4) 不適正・不適切な会計処理を未然に防止する高い危機管理意識を持った人材を育成するため、新たに、本県や他自治体などの過去の不適正事案を題材にしたコンプライアンス研修を実施しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>相談業務について、平成24年度の相談件数は9,700件で、前年度の8,171件と比較して大幅に増加するとともに、各種研修について、平成24年度は延べ1,514人の参加を得ており、各所属への会計支援をきめ細かく実施しました。また、検査業務について、平成24年度の指導件数は469件で、前年度の798件から大幅に減少しました。</p>
<p>平成25年度以降(取組予定等)</p> <p>会計事務担当職員の育成と適正な会計事務の確保のため、所属の会計事務処理体制に応じた支援を充実します。</p> <p>(1) 事後検査については、年2回の抽出検査を基本とし、所属の会計事務処理体制に応じた職場訪問の重点化、検査後のフォローアップや会計事務に携わる職員一人一人の習熟度に応じたOJT研修のさらなる充実を図ります。</p> <p>(2) 様々な研修の機会に、会計事務に携わる職員等の法令遵守・公金意識を徹底するとともに、各所属の自主・自立を促します。</p> <p>(3) 各所属における小規模修繕に係る仕様書作成をサポートするため、引き続き土木、建築、電気、機械の各分野からなる会計事務専門員を配置し、支援を行います。</p>

部局名 出納局

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (物品の適正管理)</p> <p>(2) 物品の金品亡失(損傷)について、平成23年度は247件の発生となっており、紀伊半島大水害等による被害を除くと187件の発生と、依然として多い状況である。 引き続き、各所属に対し、自然災害時も含めた物品の管理方法及び管理責任のあり方について指導されたい。</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成24年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 出納局が実施する事後検査時(年2回)に、金品亡失(損傷)の有無、所属内における未然防止策の確認を行うとともに、金品亡失(損傷)が発生した所属については、その亡失(損傷)時の状況を確認して、未然防止及び適正な管理を行うよう指導しました。</p> <p>(2) 出納局が主催する各種研修や月1回発行する「出納かわら版」において、近時の金品亡失(損傷)の状況、金品亡失(損傷)が発生した場合に職員が行わなければならない手続き、過失の度合いによっては賠償責任が問われること、紀伊半島大水害で見られたように想定以上の自然災害が起こりうることなどの説明を行い、金品の適正な管理や公金意識の徹底に努めました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出納局主催研修 新任出納員研修(4月6日)、新任会計職員研修(4月9~13日、5月14~16日、6月6~10日)等 ・出納かわら版での周知(6、7、10月号) <p>(3) 平成24年5月28日に総務部長及び出納局長の連名で、各所属に対して「金品の適正な管理について」の依命通知を行いました。</p> <p>(4) 金品の適正管理の徹底を図るため、平成22年11月から県の損害額30万円以上の案件について金品損傷が発生させた所属長に文書指導を行ってきましたが、平成24年6月からは10万円以上の案件に対して文書指導を行うよう対象範囲を拡大しました。(平成24年度:文書指導22件)</p> <p>(5) 平成24年11月までの金品亡失(損傷)の発生状況を踏まえて、平成25年1月、各所属に対して、金品の適正な管理について再度周知徹底しました。また、同年2月には、金品亡失の未然防止にかかる各所属の取組についての照会を行い、全庁的に当該取組の情報共有を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成24年度における金品亡失(損傷)の報告件数は226件あり、昨年度の248件と比較して減少していますが、紀伊半島大水害等の災害分を除くと、平成23年度の189件に対し平成24年度は225件と増加しています。</p>
<p>平成25年度以降(取組予定等)</p> <p>金品亡失(損傷)は依然として多く発生しており、とりわけ公用車やパソコンの損傷など職員の不注意による金品の亡失(損傷)の発生防止に努める必要があることから、有効な未然防止策について各所属へ横展開します。</p> <p>出納局検査、各種研修会等様々な機会を利用し、自然災害時も含め、金品の適正な管理が行われるよう、さらに指導を行っていきます。</p>

部局名 出納局

監査の結果
2 財務等に関する意見 (1) 収入に関する事務 収入事務について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 現金収納に係る財務システム処理誤りにより、現金日計表の受入日が実際の領収日と合致していなかった。
講じた措置
平成 24 年度 1 実施した取組内容 現金収納の事務処理をまとめた現金収納マニュアルを新たに作成し、担当職員間で事務処理を確認しました。 2 取組の成果 現金収納マニュアルに基づいた事務処理を行うことで、以降は適正に処理しています。
平成 25 年度以降（取組予定等） 年度当初に現金収納の取り扱いを確認し、適正な事務処理に努めます。

部局名 出納局

監査の結果
2 財務等に関する意見 (2) 支出に関する事務 旅費の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 復命書が作成されていなかった。 (2) 復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。
講じた措置
平成 24 年度 1 実施した取組内容 未登録となっていた復命書の件名等を総合文書管理システムに登録しました。 また、県外出張及び宿泊を伴う県内出張の場合は必ず復命書を作成するよう、また復命書の件名を総合文書管理システムに必ず登録するよう、出納局全職員に周知徹底しました。 2 取組の成果 周知徹底した結果、以降は適正に処理されています。
平成 25 年度以降（取組予定等） 今後も、出納局職員に対し周知徹底を行い、適正な事務処理に努めます。

部局名 出納局

監査の結果
2 財務等に関する意見 (3) 財産管理等の状況 財産管理について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 金品亡失 (1) 携帯電話の損傷（修理代 16,800 円）
講じた措置
平成 24 年度 1 実施した取組内容 職員の不注意による携帯電話の損傷事案が発生したため、出納局全職員に対して落下の危険がある机やロッカーの端に携帯電話を置かないよう、また公有財産は職員一人ひとりが責任を持って使用するよう注意喚起を行い、公有財産に対する管理意識の高揚を図りました。 2 取組の成果 職員の公有財産に対する管理意識が高まり、以降は物品の損傷はありません。
平成 25 年度以降（取組予定等） 今後も、出納局職員に対し注意喚起を行い、適正な財産管理に努めます。

部局名 出納局

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) その他</p> <p>(1) 三重県会計規則においては督促に関する規定がなく、地方自治法第 231 条の 3 第 1 項及び地方自治法施行令第 171 条の規定に基づき、個別の要綱で規定し対応している状況である。</p> <p>しかし、通常収入未済がない箇所においては、要綱を定めていない場合もあり、適正な事務処理を促進するためにも、督促等の債権管理の全庁的な取り扱いについて、今後もさらに各担当部局に周知されたい。</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 督促に関する規定は地方自治法第 231 条の 3 第 1 項及び地方自治法施行令第 171 条に定められていること、また、収入未済への対応については債権によって事情が異なることから、督促等の債権管理については個別の要綱で規定することとし、会計規則では規定を設けていません。</p> <p>しかし、こうした督促すべき根拠規定が十分認知されていないことも考えられることから、未収金の適正な回収及び督促の根拠規定について、各所属への情報提供ツールである「出納かわら版」平成 24 年 7 月号において周知しました。</p> <p>(2) 債権の発生から消滅までの基本的な債権管理の手續に共通する課題について、統一的な取扱いを定めることで管理事務の効率化に繋げ、あわせて、制度の改善や未収金の状況の情報提供を進めることを目的とした「三重県債権管理適正化指針」が平成 25 年 3 月に策定されました。(担当総務部)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 未収金の督促については、全所属と出納員等に対して「出納かわら版」において周知したことにより、一定の周知効果が得られたと考えています。</p> <p>(2) 新たに策定された「三重県債権管理適正化指針」に沿って、全庁的に督促の徹底のほか適切な債権管理を行っていくこととなりました。</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 適切な債権管理について、引き続き「出納かわら版」や出納員研修、会計事務職員研修等の場を利用して周知していきます。</p> <p>(2) 「三重県債権管理適正化指針」に沿って適切な債権管理が行われるよう、出納局においても各所属に対して周知を行っていきます。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (水力発電事業譲渡に係る諸課題への対応)</p> <p>(1) 水力発電事業については、平成23年8月に譲渡先である中部電力株式会社と締結した「三重県水力発電事業に係る資産等の譲渡・譲受に関する基本的事項の合意書」に定めた各発電所の譲渡日までに本契約を締結することとされている。</p> <p>譲渡に伴う課題のうち、地域貢献については、概ね整理されたところであるが、引き続き、設備の改修、水利権譲渡に係る関係機関との調整等を計画的に進められたい。</p> <p>また、水力発電事業の譲渡に伴う電気事業会計の清算手法について、引き続き検討を進められたい。</p> <p style="text-align: right;">(経営担当分野・事業担当分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成24年度</p> <p>1 実施した取組内容 中部電力株式会社への譲渡に向けて引き続き設備改修、関係法令に基づく国との協議などを進めました。</p> <p>また、電気事業は水力発電事業が譲渡されるものの、RDF焼却・発電事業が継続されるので、清算の前提となる、現在の法適用事業の継続について、総務省と協議しながら、検討を行いました。</p> <p>2 取組の成果 平成23年の紀伊半島大水害によって被災した青田発電所については、譲渡日を平成25年4月1日から平成27年4月1日に変更する合意書を平成24年7月12日付けで締結するとともに、青蓮寺及び比奈知発電所については、平成25年2月7日付けで「青蓮寺発電所および比奈知発電所に係る資産等の譲渡・譲受に関する契約書」を締結しました。</p> <p>青蓮寺及び比奈知発電所の水利権譲渡に係る手続き等を進めるとともに、設備課題である宮川第一及び宮川第二発電所主要変圧器取替等の改修を行いました。</p> <p>また、現在の法適用事業の継続は適当でないことを総務省に確認しました。</p>
<p>平成25年度以降（取組予定等）</p> <p>三瀬谷発電所主要変圧器取替等の設備改修及び残る発電所の水利権譲渡に係る手続き等に取り組み、平成26年4月1日、平成27年4月1日の譲渡を円滑に進めます。</p> <p>電気事業の清算手法については、総務省との協議結果を踏まえながら、RDF焼却・発電事業の平成27年度以降のあり方協議を進める中で、引き続き検討を行っていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (RDF焼却・発電事業の健全な経営)</p> <p>(2) 水力発電事業譲渡後のRDF焼却・発電事業については、平成28年度までは企業庁が任意適用事業として運営し、29年度から32年度までは県(知事部局または企業庁)が事業主体となることとされている。</p> <p>地方公営企業には、経営に伴う収入で経費を賄うなど、独立採算による事業運営が求められるが、RDF焼却・発電事業単独で見ると事業開始以来、赤字が続いている。</p> <p>「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が24年7月から施行されたことに伴い、現在、企業庁では同法に基づく固定価格買取制度の適用が受けられるよう手続を進めているところである。</p> <p>国の制度改正に的確に対応し、収入増を図るとともに、健全な経営が行えるよう、引き続き関係部局とその経営手法について検討を進められたい。</p> <p style="text-align: right;">(経営担当分野・事業担当分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成24年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>三重ごみ固形燃料発電所が平成24年10月26日付けで「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく固定価格買取制度の設備認定を受けたので、中部電力株式会社と企業庁との電力受給契約を変更し、同年11月1日から本制度に基づく電力供給に移行しました。</p> <p>売電収入の増収に伴い、平成25年度に予定していた事業の収支計画の見直しを平成24年度から着手するとともに、このことを踏まえ、関係部局と今後の経営手法について検討を進めました。</p> <p>また、平成25年度の電力受給契約について、より有利な価格となるよう入札により契約することとしました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>固定価格買取制度の適用により、固定価格買取部分と固定価格買取が適用されない部分(非バイオマス組成相当分)をあわせた中部電力株式会社への売電全体の単価としては、12円/kWh前後で推移することとなり、これまでに比べて4円/kWh程度上昇することにより、年間約1億5千万円程度の増収が見込まれることとなりました。</p> <p>さらに、入札により平成25年度の平均売電単価は18円/kWh前後となる見込みです。</p>
<p>平成25年度以降(取組予定等)</p> <p>前年度同様、売電収入の増収を目指して、入札を実施します。</p> <p>また、事業の収支計画の見直しについては、RDF運営協議会において、関係市町等と協議を進めるとともに、今後の経営手法について引き続き関係部局と検討を進めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (工業用水道事業の需要拡大)</p> <p>(3) 北伊勢工業用水道事業については、平成23年度末時点の契約率は88.3%であるものの、未契約水量は96,960 m³/日となっている。 中伊勢工業用水道事業については、23年度に契約水量が100 m³/日増加したものの、23年度末時点の契約率は53.8%であり、未契約水量は15,230 m³/日となっている。 厳しい経済状況の下ではあるが、関係部局等と連携し、工業用水の需要の拡大に引き続き努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(事業担当分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成24年度</p> <p>1 実施した取組内容 工業用水道事業の需要拡大の取組としては、企業誘致部局と密接に連携し、新規企業からの工業用水の給水の問い合わせに対して迅速に対応し、需要拡大に取り組みました。 平成24年度は、市の企業誘致部局から2件の新規給水に関する問い合わせがあり、料金や工事費負担金等の説明を行いました。 また、北伊勢工業用水道事業の料金単価について、平成25年度から引き下げを実施し、新たな企業誘致の促進を図ることとしました。 さらに、企業が工業用水を使用する際、既存の工業用水道施設から工場までの配水管を敷設する必要があり、その費用が企業にとって大きな負担となっています。このため、国において補助制度の創設を検討していることから、新規受水企業への工業用水道施設整備に係る補助制度の創設について企業誘致部局と連携して要望活動を行いました。</p> <p>2 取組の成果 北伊勢工業用水道事業で2社、中伊勢工業用水道事業で1社、合計3社(250 m³/日)の新規給水(増量を含む)を行いました。</p>
<p>平成25年度以降(取組予定等)</p> <p>今後も企業誘致部局と密接に連携し、新規企業からの工業用水の給水の問い合わせに対し迅速に対応し、需要拡大に取り組んでいきます。また、地下水等を利用している既存の企業に対し、工業用水道への転換等新たな需要開拓を図るなど、営業活動に努力していきます。 今後も厳しい状況は続くと思われませんが、引き続き工業用水道事業の需要拡大に積極的に取り組んでいきます。</p>

監査の結果					
1 事業の執行に関する意見 (施設の計画的な改修と危機管理能力の向上)					
(4) 南海トラフ巨大地震の発生が懸念されている。また、一部の水道・工業用水道施設の老朽劣化が進んでいる。 水道・工業用水道施設は、県民の日常生活及び社会経済活動上、欠くことのできないものであるため、災害や事故に強い安定した水道供給のため、引き続き施設の耐震化、老朽劣化対策を進められたい。 震災、風水害、事故等の緊急事態に備えた訓練や研修についても引き続き積極的に実施し、危機管理マニュアル等の有効性の確認等、危機管理能力のさらなる向上に努められたい。 (経営担当分野・事業担当分野)					
講じた措置					
平成 24 年度					
1 実施した取組内容 大規模災害や漏水等に係る給水障害に備えるため、施設の耐震化、老朽劣化対策等を計画的に進めることを目的に「三重県企業庁第2次中期経営計画」において年次目標を定め、施設改良を実施しています。 平成 25 年度から 26 年度に施工予定であった沼木水管橋耐震補強工事を前倒しして実施しました。 また、緊急事態に備えた研修や訓練については、トラブル対応研修、災害対応訓練を実施するとともに、勤務時間外の大規模地震の発生、情報通信設備の広範な被災等を想定した内容で、全所属同時に実施する実践的な企業庁非常参集訓練を行いました。					
2 取組の成果					
(1) 中期経営計画の進捗状況					
		平成 24 年度		平成 24 年度までの累計 (耐震化率)	
		計画	実績	計画	実績
水道	主要施設 (129 施設)	1	1	129 (100.0%)	129 (100.0%)
	水管橋 (170 橋)	2	3	161 (94.7%)	164 (96.5%)
工水	主要施設 (64 施設)	0	3	51 (79.7%)	54 (84.4%)
	水管橋 (74 施設)	8	2	65 (87.8%)	59 (79.7%)
<p>※平成 24 年度までの累計において、水道の水管橋について実績が 3 件上回っているのは、2 橋は耐震診断の結果、耐震化不要となったこと及び、1 橋は平成 24 年度に前倒しして実施したため。</p> <p>※平成 24 年度において、工水の主要施設について実績が 3 件上回っているのは、平成 25 年度以降に耐震化工事を実施予定であった建築物等 3 施設について耐震性能を満たしているとの解析結果が出たことにより、耐震化不要となったため。</p> <p>※平成 24 年度において、工水の水管橋について実績が 6 件下回っているのは、4 橋については、橋脚の基礎コンクリート部の著しい劣化が判明したことから、補強対策工法の再検討に時間を要し、年度内完成が見込めなくなり繰越となるため。また残り 2 橋については、河川改修工事との工程調整や、河川管理者と協議により、非出水期(11月～4月)での確実な施工を行うため、工事を複数年度に分割して施工していることにより、遅れが生じている。なお、現時点では遅れがあるものの、長期経営ビジョンの目標年度である平成 28 年度末には、100%を達成できる見込み。</p>					
(2) 緊急事態に備え実施した各種研修・訓練において、マニュアル等の有効性を確認するとともに、危機管理における必要な対応を徹底しました。					

平成 25 年度以降（取組予定等）

企業庁では、管路や浄水場など多くの施設を維持しながら事業運営を行っていることから、今後想定される大規模地震に備えるため、耐震化計画に基づき平成 28 年度の完了に向けて耐震化を推進していきます。なお、前倒しを決定した工事については着実に進め、早期の完成を目指します。

また、東日本大震災を踏まえて、今後、国や関係機関から示される被害想定結果や津波対策を含めた施設の構造に関する設計指針等の見直しにあわせて各事業別の耐震化計画及び安全対策の内容等を見直します。

あわせて、緊急事態に備えた実践的な訓練・研修を引き続き実施し、危機管理能力の向上を図ります。

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (健全経営の継続)</p> <p>(5) 企業庁では、水道事業及び工業用水道事業において、従来から高金利企業債の借換や繰上償還、並びに水資源機構割賦負担金の繰上償還を実施するとともに、新規の企業債発行を抑制することで、利息負担の軽減を図っている。</p> <p>こうした「企業庁長期経営ビジョン」や「中期経営計画」等に基づく取組が、水道及び工業用水道料金の低減につながっていることから、今後も、「第2次中期経営計画」に掲げる具体的な取組を確実に推進することで、健全経営の継続を図りたい。</p> <p>また、企業債に係る公的資金補償金免除繰上償還制度は平成24年度で終了する予定であるが、国に対し償還条件の緩和を含めた制度の継続を働きかけるとともに、水資源機構に対しても、引き続き割賦負担金の繰上償還ができるよう要望されたい。</p> <p style="text-align: right;">(経営担当分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成24年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>企業債については、水道事業会計において、平成24年度まで延長された公的資金補償金免除繰上償還制度に基づき、平成25年3月に2億400万円の繰上償還を実施しました。</p> <p>また、水資源機構割賦負担金については、工業用水道事業において、平成24年9月に7億4,600万円の繰上償還を実施しました。</p> <p>なお、平成25年度以降の企業債の繰上償還について、関係省庁に対して繰上償還制度の延長及び償還要件の緩和を要望するとともに、水資源機構に対して残債全額(約18億円)の繰上償還要望を行いました。さらに、地方公営企業連絡協議会を通じて、関係機関へ同様の要望活動を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>繰上償還に伴い、企業債については、約5,700万円の支払利息が軽減される見込です。</p> <p>また、水資源機構割賦負担金については、約1億1,500万円の支払利息が軽減される見込です。</p>
<p>平成25年度以降(取組予定等)</p> <p>企業債に係る平成25年度の公的資金補償金免除繰上償還制度については、東日本大震災の特定被災地方公共団体のみが適用対象とされ本県は対象外となりましたが、引き続き要望活動を継続していきます。</p> <p>また、水資源機構割賦負担金については、水資源機構が創設した平成20年度から24年度の繰上償還制度に基づき償還を行ってきていますが、平成25年度以降の繰上償還制度の実施等については確定していません。今後とも情報収集を行い、詳細な内容が分かり次第、適切に対応していきます。</p> <p>なお、施設の耐震化・老朽劣化対策等に係る建設改良費については、引き続き新規の企業債発行を抑制することにより、利息負担の軽減を図ります。</p>

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (地方公営企業会計制度の見直しに係る対応)</p> <p>(6) 地方公営企業会計制度の見直し等に伴い、企業庁においては、既にキャッシュフロー計算書の作成やセグメント情報の開示(水系別損益計算書)を行っているところであるが、今後は、情報収集に努めるとともに、財務会計システムの改修等を計画的に行い、制度見直しに的確に対応されたい。 (経営担当分野)</p>
講じた措置
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容 地方公営企業会計制度見直しに係る総務省が主催する説明会や監査法人、日本工業用水協会、公営電気事業経営者会議が開催する研修会に参加するとともに、他都道府県の情報収集、情報交換を行いました。 また、既存の財務会計システムで対応できない「みなし償却制度の廃止」に伴う固定資産の償却制度の見直しについて、システムの改修を行いました。</p> <p>2 取組の成果 総務省、他都道府県、研修会等で得た情報を基に、移行に係るスケジュールを作成するとともに、課題等を洗い出し、対応方針の検討を進めました。 なお、財務会計システムの改修は、3月に完了しました。</p>
<p>平成 25 年度以降 (取組予定等)</p> <p>引き続き、地方公営企業会計制度の見直しに関する情報収集に努めるとともに、円滑に移行できるよう、財務諸表のシミュレーションや勘定科目見直し等を進め、制度見直しに的確に対応していきます。</p>

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>収入事務について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 年度当初に発行すべき納入通知書の発行が遅れているものがあつた。(経営担当分野)</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>(ア) 工業用水道料金の収入未済額が 636,300 円あり、本庁と協議のうえ、法的措置を講じたが納付にいたっていない。当該未収金の債権管理等について、本庁と協議するとともに新たな収入未済の発生防止に努められたい。(北勢水道事務所)</p> <p>(イ) 収入事務について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 現金受入票及び領収書の作成されていないものがあつた。(三重ごみ固形燃料発電所)</p>
講じた措置
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(1) 年度当初に納入通知書を発行すべきことを再確認し、適正な事務処理を行うことを徹底しました。</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>(ア) 当該収入未済については、平成 22 年度に簡易裁判所に支払督促申立てを行ったところ、当該事業者から異議申立てがあり裁判となりましたが、企業庁が勝訴しました。</p> <p>判決後も当該企業者からの納入がないため、平成 23 年度に預金債権と出資持分債権を対象とした差押え申立てを行いました。回収する債権がなく申し立てを取り下げました。</p> <p>当該事業者については、法人登記簿等で状況を確認するとともに、納入の督促を行いました。</p> <p>また、新たな収入未済が発生しないよう平成 23 年度に制定した「工業用水道事業に係る未収金徴収マニュアル」に沿って対応しています。</p> <p>(イ)</p> <p>(1) 現金収納票は作成し収納していましたが、現金受入票と領収書の作成を行っていなかったため、現金収納票と同時に作成することを徹底しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(1) 次年度以降の適正な事務処理について徹底が図られました。</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>(ア) 料金の納入が遅れている者に対してマニュアルに沿って対応しています。</p> <p>(イ)(1) 取組実施後は、適正に事務処理を行っています。</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>ア(1) イ(イ)(1) 取組を継続し適正な事務処理に努めます。</p> <p>イ(ア) 引き続き当該事業者への督促を行うとともに、「未収金徴収マニュアル」に沿った対応により新たな未収金の発生防止に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1) 【中勢水道事務所管内施設警備業務委託】 平成24年3月分の履行確認がなされていなかった。 (中勢水道事務所)</p> <p>イ 県単工事</p> <p>(1) 【φ700 耗送水管布設替工事 (伊坂1工区)】 「工事カルテ」の変更登録が行われておらず、監督員の確認が不十分であった。 (北勢水道事務所)</p> <p>(2) 【高野浄水場ろ過池修繕工事 (1・3・5・7号池)】 「工事カルテ」の受注登録が遅れており、監督員の確認が不十分であった。 (中勢水道事務所)</p> <p>(3) 【空気弁・補修弁・制水弁取替工事 (津市藤方～江戸橋)】 「工事カルテ」の変更登録が行われておらず、監督員の確認が不十分であった。 (中勢水道事務所)</p> <p>ウ 調査、設計業務委託</p> <p>(1) 【沼木水管橋耐震補強設計業務委託】 「業務カルテ」の変更登録が遅れており、監督員の確認が不十分であった。 (南勢水道事務所)</p> <p>(2) 【送水管路測量設計業務委託 (大台受託)】 「業務カルテ」の変更登録が遅れており、監督員の確認が不十分であった。 (南勢水道事務所)</p> <p>(3) 【宮川第二発電所 通信機器室耐震検討業務】 業務カルテの「登録内容確認書」が監督員に提出されておらず、監督員の確認が不十分であった。 (三瀬谷発電管理事務所)</p> <p>エ 旅費</p> <p>(1) 【木造取水所受電予備発電設備等改良工事に係る出来高検査】 復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (中勢水道事務所)</p> <p>(2) 【建設技術講習会】 復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (中勢水道事務所)</p> <p>(3) 【公営電気事業経営者会議 第50回技術研究会】 復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (三重ごみ固形燃料発電所)</p> <p>(4) 【総務講習会】 復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (三重ごみ固形燃料発電所)</p> <p>オ 物品等購入</p> <p>(1) 物品調達決議書に企業出納員の押印がなされていないものがあった。 (経営担当分野)</p> <p>講じた措置</p> <p>平成24年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1) 支払伝票に検収記録簿を添付することとしました。</p> <p>イ 県単工事</p> <p>(1)～(3) 「工事カルテ」の登録が適切に実施されるよう所内会議等の機会を活用して職員に指摘の主旨を周知徹底するとともに、監督員から受注者への指導及び監督員、担当課職員による確認を徹底しました。</p> <p>ウ 調査、設計業務委託</p> <p>(1)～(3) 「業務カルテ」の登録が適切に実施されるよう所内会議等の機会を活用して職員に指摘の主旨を周知徹底するとともに、監督員から受注者への指導及び監督員、担当課職員による確認を徹底しました。</p> <p>エ 旅費</p>

(1)～(4)復命書作成時の総合文書管理システムの登録を周知徹底するとともに、所内でのチェックを徹底しました。

オ 物品等購入

(1) 押印漏れをなくすこと及び編綴時の再確認を徹底しました。

2 取組の成果

ア 業務委託

(1)取組実施後は、適正に事務処理を行っています。

イ 県単工事

(1)(3) 取組実施後は、適正に事務処理を行っています。

(2) 監督員からの再三の指示にもかかわらず登録が遅れた事案が発生したため、契約後7日を経過しても登録の報告がない場合は、監督員から指示書を発行することを徹底しました。

ウ 調査、設計業務委託

(1)～(3) 取組実施後は、適正に事務処理を行っています。

エ 旅費

(1)～(4) 取組実施後は、適正に事務処理を行っています。

オ 物品等購入

(1) 取組実施後は、適正に事務処理を行っています。

平成25年度以降（取組予定等）

取組を継続し適正な事務処理に努めます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 公舎管理規程に基づく公舎台帳を作成していないものがあつた。 (経営担当分野)</p> <p>(2) 行政財産の目的外使用許可において、使用料を減免しているものについて、減免理由が決裁書に記載されていないものがあつた。 (北勢水道事務所)</p> <p>イ 公共用地の未登記</p> <p>(1) 過年度に取得した公共用地の未登記が未だ 15 筆 (一部面積未確定) ある。</p> <table border="0"> <tr> <td>①過年度</td> <td>10 筆</td> <td>5,541.11 m²</td> <td>(経営担当分野)</td> </tr> <tr> <td>②過年度</td> <td>1 筆</td> <td>13.20 m²</td> <td>(北勢水道事務所)</td> </tr> <tr> <td>③過年度</td> <td>4 筆</td> <td>面積未確定</td> <td>(三瀬谷発電管理事務所)</td> </tr> </table>	①過年度	10 筆	5,541.11 m ²	(経営担当分野)	②過年度	1 筆	13.20 m ²	(北勢水道事務所)	③過年度	4 筆	面積未確定	(三瀬谷発電管理事務所)
①過年度	10 筆	5,541.11 m ²	(経営担当分野)									
②過年度	1 筆	13.20 m ²	(北勢水道事務所)									
③過年度	4 筆	面積未確定	(三瀬谷発電管理事務所)									
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 公舎台帳を作成しました。</p> <p>(2) 減免したものについて減免理由を記載するよう徹底しました。</p> <p>イ 公共用地の未登記</p> <p>(1) ① 広範囲に渡る公図混乱や相続人が膨大なため登記が極めて困難な案件について、現在の土地所有者に対し、登記ができていないが施設用地として占有している旨の説明を行いました。また、隣接地の境界が確定せず未登記となっていた案件について、境界立会いに向け、関係者の調査を行いました。</p> <p>② 現在未登記になっている 1 筆については相続問題に関するものであり地権者に相続問題を解決し、早期に所有権移転できるよう働きかけました。</p> <p>③ 地権者に対し粘り強く交渉を重ねました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1)(2) 取組実施後は、適正に事務処理を行っています。</p> <p>イ 公共用地の未登記</p> <p>(1) ① 2 筆について、土地所有者から、当該土地を施設用地として占有していることについての承諾を書面で得ました。</p> <p>② 相続問題解決の目途がたっていない状況です。</p> <p>③ 1 筆について地権者の承諾を得ることができ、所有権の移転登記を行いました。</p> <p>平成 25 年度以降 (取組予定等)</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1)(2) 取組を継続し、適正な事務処理に努めます。</p> <p>イ 公共用地の未登記</p> <p>(1) ① 残りの未登記地については、隣接地権者との境界立会いによる公図の地図訂正等を進め、未登記の解消に努めます。</p> <p>② 所有者に対し所有権移転登記の要請を行い、所有権移転登記が早期に完了できるよう取り組んでいきます。</p> <p>③ 残りの未登記地については、相続人多数等により登記は非常に困難で時間がかかることから、時効による所有権を主張できるよう、資料の整理等を進めます。</p>												

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 事務管理体制</p> <p>(ア) 事務管理体制について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 資金前渡交付伺いの検査（履行確認）欄に検査年月日の記載と検査員の押印のないものがあった。（経営担当分野）</p> <p>(2) 不用物品処分決議書の出納簿記載欄に年月日の記載と押印のないものがあった。（経営担当分野）</p> <p>(3) 郵券証紙類出納簿に受払いの累計が記録されていなかった。（北勢水道事務所）</p> <p>(4) 受講済みの研修を申し込んだため、研修費（受講料）の歳出戻入を行っていた。（中勢水道事務所）</p> <p>(5) 複写機賃貸借契約締結等の起案・決裁文書の校合欄に認印の押印がなかった。（三重ごみ固形燃料発電所）</p> <p>(イ) 地域機関において積算誤り等により入札を中止した事案が2件見受けられたので、今後の円滑な実施に向け、チェック体制を強化し適正な事務処理に努められたい。</p> <p>加えて、経営担当分野においては、このような誤りを未然に防止するために、チェックリストや事例集を作成し、注意喚起を行っているところであるが、今後も、一層、円滑かつ適切な発注業務ができるよう指導されたい。</p> <p>(1) 積算誤りにより入札を中止したものが1件あった。（経営担当分野、北勢水道事務所）</p> <p>(2) 積算誤りにより入札を中止したものが1件あった。（経営担当分野、三重ごみ固形燃料発電所）</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成24年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(ア) (1) 企業庁会計規程運用方針に基づき、年月日の記入と検査員印の押印及び資金前渡精算時の再確認を徹底しました。</p> <p>(2) 企業庁会計規程に基づき、年月日の記入と押印を徹底しました。また、決議書の決裁時に出納簿を添付し確認を徹底しました。</p> <p>(3) 累計記載欄を設け累計の記載を徹底しました。</p> <p>(4) 研修内容を十分に確認し、電話等による再確認を行うこととしました。</p> <p>(5) 三重県公文書管理規程に基づき校合欄への押印を徹底しました。</p> <p>(イ) 経営担当分野において、積算誤りについて、工事積算参考資料等を活用し、チェック機能を高めるとともに庁内担当者会議において水平展開を図りました。</p> <p>(1) 諸経費対象額の計上誤りによるもので、課内でのチェック体制を強化しました。</p> <p>(2) 事前に製造メーカーへ機器の仕様を確認することを徹底しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>適正な事務処理に向けての意識の向上が図られました。</p>
<p>平成25年度以降（取組予定等）</p> <p>取組を継続し、適正な事務処理に努めます。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 交通事故</p> <p>公用車等の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(1) 物損事故（負担割合：県 100%・相手 0%）（物損額：県 48,825 円・相手 0 円） （事業担当分野）</p> <p>(2) 物損事故（負担割合：県 100%・相手 0%）（物損額：県 104,023 円・相手 0 円） （北勢水道事務所）</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>公用車の運行管理に関して、企業庁職員が交通事故を起こさないために、交通ルール・マナーを習得し、安全運転ができることを目指す「交通安全セミナー」を三重県交通安全研修センター（津市）において4回開催しました。（参加職員数 67 人）</p> <p>さらに、企業庁の緊急自動車を運転する職員を対象として、安全な運転を確保するために、「緊急自動車交通安全研修」を1回開催し、運転にあたってのルールや注意点などの必要な交通安全教育を実施しました。（参加職員数 21 人）</p> <p>なお、所属長会議等において、各所属での交通安全意識の向上とともに、県有財産の取り扱いに関する意識啓発を依頼し、各所属では全体会議等の際に意識啓発を行いました。</p> <p>また、三重県環境生活部主催の「無事故・無違反チャレンジ 123」に企業庁全体で 45 チーム 135 人の職員が参加し（職員参加率 57%）、事故防止の意識醸成に取り組んだ結果、無事故無違反達成率は 98%でした。（参考：県機関等の平均達成率は 94%）</p> <p>事業担当分野では、危機管理研修において、交通事故を題材とし所属職員の交通安全意識の向上を図りました。</p> <p>北勢水道事務所では、平成 24 年度当初に四日市南警察署へ講師を依頼し交通安全講習を 2 回実施し、交通安全セミナーに 17 人を参加させるとともに、職員の交通安全意識の向上について喚起しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>上記のとおり各種手法を通じて職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚に努めましたが、平成 24 年度において、企業庁全体で公用車事故が 4 件発生しました。今後も引き続き交通安全、交通事故防止の取組を一層強化していく必要があります。</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き、交通安全や県有財産の適正管理に対する意識の高揚に努めるとともに、企業庁職員を対象とした「交通安全セミナー」等を開催し、職員の交通安全意識の高揚に取り組みます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (平成23年度決算と新たな経営計画の策定等)</p> <p>(1) 平成23年度の病院事業会計の収益的収支における総収支は、約29億4,701万円の純損失となっており、前年度に比べ約23億9,217万円、赤字額は増加している。</p> <p>病院事業庁においては、公営企業として、こころの医療センター及び一志病院の経営改善に向け、中期経営計画における「平成24年度年度計画」の病院の収支改善等に関して設定された目標が達成できるよう、病院の支援等の取組を積極的に進められたい。</p> <p>また、24年度は中期経営計画の最終年度であり、県立病院がそれぞれの役割・機能を十分に発揮するために、県立病院改革の動向を踏まえつつ、複数年を見据えた新たな経営計画を策定されたい。 (県立病院課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>県立病院課では、「三重県病院事業中期経営計画 平成 24 年度年度計画」に掲げた目標の達成に向け、こころの医療センターでの精神科医療における政策的・先進的医療や、一志病院での家庭医療を基本とした地域医療の実践などを積極的に支援しながら、それぞれの病院の経営健全化が図られるよう、収支改善、資金確保などに努めてきました。</p> <p>また、今後も県立病院に求められている役割・機能等を十分に踏まえつつ、医療政策の動向や取り巻く環境の変化に的確に対応していくため、新たな中期経営計画の策定作業を進めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成 24 年度決算においては、こころの医療センターは 8 年連続の経常黒字を確保できる見込みですが、一志病院は主に入院患者の減少により経常赤字になる見込みです。</p> <p>新たな中期経営計画については、それぞれの病院と議論を重ねながら検討を進め、平成 25 年 3 月に「三重県病院事業 中期経営計画（平成 25 年度～平成 27 年度）」を策定・公表しました。</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>平成 24 年度に策定した「三重県病院事業 中期経営計画（平成 25 年度～平成 27 年度）」に掲げた診療や人材育成、健全経営や業務改善等に関する目標の達成に向け、各病院と連携しながら病院事業の経営を中期的な観点から計画的に推進することにより、それぞれの病院が県民の皆さんに医療サービスを安定的かつ継続的に提供していきます。</p>

部局名 病院事業庁

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(1) 平成23年度決算と新たな経営計画の策定等</p> <p>ア 平成24年4月から地方独立行政法人化したところであるが、所管する健康福祉部と連携しながら、法人化のメリットを生かすことにより、刻々と変化する医療環境に柔軟かつ迅速に対応できるよう期待する。</p> <p style="text-align: right;">(総合医療センター)</p>
講じた措置
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>当院では、健康福祉部との連携協力のもと医療環境の変化や県民の多様化する医療ニーズに応えるため、法人化のメリットを効果的・効率的に活用し、県民に対して質の高い医療を提供してまいりました。</p> <p>また、地域周産期母子医療センター、地域がん診療連携拠点病院などの政策的な役割・機能を担うため、「周産期母子センター」および「内視鏡センター」の拡充整備を進めてまいりました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>「周産期母子センター」および「内視鏡センター」の拡充整備について、工程どおり順調に進み、「内視鏡センター」は平成 25 年 3 月から、「周産期母子センター」は平成 25 年 4 月から稼働しています。</p> <p>また、NPO法人卒後臨床研修評価機構の認定取得の体制を整備することによって、研修医の研修環境の向上に努めることができました。</p> <p>※ 地方独立行政法人三重県立総合医療センターについては、平成 24 年度から健康福祉部が所管</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き、医療サービスの一層の向上と経営基盤の強化を図ることで、中期計画に掲げた目標の達成に向けて取り組んでいきます。</p> <p>※ 地方独立行政法人三重県立総合医療センターについては、平成 24 年度から健康福祉部が所管しており、上記「講じた措置」は、病院事業庁でなく健康福祉部（総合医療センター）の取組内容</p>

部局名 病院事業庁

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(1) 平成23年度決算と新たな経営計画の策定等</p> <p>イ 病院機能の再編検討の結果策定された外来・相談機能の整備等の取組を着実に進めることで、地域生活支援体制を強化するとともに、救急・急性期医療等を推進し、精神科医療の中核病院として求められる役割や機能の充実を図りたい。</p> <p style="text-align: right;">(こころの医療センター)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>増加する外来患者への対応が急務であることから、外来患者受入システムを見直して、初診外来予約制を導入し、トリアージを行うとともに、リハビリ 4 病棟について、機能の明確化を図るための見直しを行い、3 病棟体制に移行しました。</p> <p>入院医療から地域生活支援といった流れを支えるシステムとして有効なアウトリーチサービスやデイケア・作業療法のプログラムなどについての検討を開始しました。</p> <p>また、精神科医療の中核病院として求められる救急・急性期医療や研修機会の提供に引き続き取り組むなど、役割や機能の充実に向けた取組を進めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>病院機能再編取組については、1 病棟休棟が完了し、地域生活支援を実施していくための体制づくりを整備しつつあります。</p> <p>また、こうした取組の結果、収支面においても、平成 23 年度に引き続き、経常収支の黒字が達成できる見込みとなっており、安定的な施設基準を維持・確保することができました。</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>平成 25 年度においても、引き続き、施設基準の安定維持に努めるとともに、県立精神科病院としての役割・機能の充実に取り組んでいきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(1) 平成23年度決算と新たな経営計画の策定等</p> <p>ウ 当分の間、県立県営で運営を行うこととされており、引き続き、家庭医療を提供するとともに、訪問診療・訪問看護の充実等、地域の医療ニーズに対応されたい。</p> <p>また、過疎化・高齢化が進むなか、さらに在宅医療の支援や予防医療に取り組むとともに、総合医（家庭医）の育成拠点として整備し医師の育成を図るなど、高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような地域医療の推進に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（一志病院）</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 家庭医の育成、家庭医療の提供について</p> <p>当院で研修を希望する初期研修医や医学生を積極的に受け入れ、三重大学の協力を得ながら、臨床実習のほか、訪問診療等の取組への参加を通じた実践的な研修を実施しました。また、家庭医育成拠点として院内に宿泊可能な研修施設の整備を進めました。</p> <p>さらに、津市による三重大学寄附講座の地域医療に関する研究が始まり、この取組を研修内容に取り入れることで研修内容の充実に取り組みました。</p> <p>(2) 地域の医療ニーズへの対応について</p> <p>当院が診療圏とする津市西部地域において要望がある在宅での療養を支援するため、訪問診療や訪問看護、訪問リハビリテーションに積極的に取り組みました。また、高齢者の健康維持と疾病等の早期発見を行うため、健康教室等を通じて住民の健康への意識啓発を図るとともに、住民健診やがん検診に積極的に取り組みました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 家庭医の育成について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当院での研修を希望する県内外の医師を積極的に受け入れることにより研修受入人数が増加しました。また、これまでの家庭医育成の取組が県内外で認められてきており、県外や海外からの視察も増加しました。 ・ 常勤の家庭医の増員により家庭医育成の指導体制を強化するとともに、寄附講座の取組を研修内容に取り込むなどした結果、研修内容を充実させることができました。 <p>(2) 地域の医療ニーズへの対応について</p> <p>訪問看護を担当する職員の人員体制を強化し積極的に取り組んだ結果、訪問看護の件数を増加させることができました。また、訪問診療、訪問リハビリテーションも地域に徐々に浸透してきており、それぞれ件数を増加させることができました。</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 家庭医育成拠点として平成 25 年度当初に完成予定の研修施設を活用し、三重大学のほか県内の家庭医育成拠点と連携しながら家庭医の育成に取り組んでいきます。また、寄附講座の取組も研修内容に取り込むなどし、研修内容の一層の充実を図っていきます。</p> <p>(2) 地域の医療ニーズに応えるため、家庭医療の提供だけでなく、訪問診療、訪問看護、訪問リハビリテーション等に積極的に取り組むとともに、寄附講座による地域医療に関する研究等をもとに、地域にとって必要な医療サービスの提供に努めていきます。</p> <p>(3) 平成 25 年度からの中期経営計画に基づき、関係機関や地域住民とともに、保健、医療、福祉が切れ目なく連携した「包括的で全人的な医療」の体制づくりに取り組んでいきます。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(1) 平成23年度決算と新たな経営計画の策定等</p> <p>エ 平成24年度から導入した指定管理者制度の特性を生かして、医師確保と運営体制の改善を図れるよう、病院事業庁においては、基本協定や業務報告等に基づきその運営状況を把握・評価しながら、指定管理者と連携しつつ、地域医療の確保・推進に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(志摩病院)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>指定管理者制度移行後は、以下のとおり指定管理者と情報共有・意見交換を行いながら協議・調整を進め、適正な病院運営の確保に努めました。</p> <p>(1) 管理運営協議会 管理業務に関する具体的な事項を協議するため、病院事業庁と指定管理者の代表者等で構成する「志摩病院管理運営協議会」を4月に設置し、第1回会議を7月に、第2回会議を11月にそれぞれ開催しました。</p> <p>(2) 毎月の業務報告等 指定管理者から毎月提出される「業務報告書」の聴き取りを中心に、管理業務の実施状況の確認や情報共有・意見交換を行うとともに、随時、具体的な事項についての協議・調整を行いました。</p> <p>(3) 地域の皆さんとの懇談会 地域の皆さんの意見等を今後の管理業務に反映させるため、病院事業庁主催の懇談会を1月に開催しました。</p> <p>(4) 関係機関との調整 地域医療関係機関との情報共有と課題の共通認識を図り、志摩地域における諸課題に対応していくため、医療関係機関の実務レベルによる会議を1月に開催しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>常勤医師について、移行直前の21人から3人増員し、24名体制でスタートしましたが、8月からの小児科常勤医師の配置などにより、現在は26人体制となっています。また、7月からはこれまで医師不足のため閉鎖してきた病棟を1棟再開するなど、順調に診療体制の回復が図られています。救急診療については、救急・総合診療科を設置して体制を再構築した結果、志摩広域消防管内の救急患者の受入数が伊勢赤十字病院を逆転するなどの成果が上がっており、運営状況は着実に改善しつつあります。</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>志摩病院の診療体制が少しでも早く回復・充実し、地域の中核病院としての医療を安定的・継続的に提供していけるよう、今後も病院運営の状況を十分に把握しつつ、指定管理者に対して医師の確保を強く要請するとともに、必要に応じて指定管理者と連携して関係機関との調整を行うなど、病院事業庁として責任をもって対応していきます。</p>

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (資金収支の改善)</p> <p>(2) 平成23年度末の正味運転資本(内部留保資金)は約34億8,938万円となっているが、この内部留保資金には、総合医療センターの約27億1,918万円を含んでおり、これを除くと約7億7,020万円である。</p> <p>また、平成24年度からは資金収支が黒字の総合医療センターが病院事業会計から分離しており、今後、設備投資等に多額の資金が必要となった場合等には、資金収支がさらに悪化する場合も考えられる。さらに、病院間資金貸借解消等のために一般会計から約47億1,417万円の長期借入を新たに行っている。</p> <p>こうしたことから、将来の病院事業収支予測と資金計画及び改良計画等の整合のもと、より一層の資金収支の改善に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(県立病院課)</p>
講じた措置
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>病院事業庁では、「三重県病院事業 中期経営計画(平成 22～24 年度)」に基づく年度計画で設定した取組目標にそって経営改善を進め、資金収支の改善に努めました。</p> <p>また、将来の病院事業収支計画、投資計画、資金計画等を盛り込んだ「三重県病院事業 中期経営計画(平成 25 年度～平成 27 年度)」を策定しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成 24 年度決算見込において、病院事業庁で直接運営を行っている、こころの医療センター、一志病院及び病院事業庁(県立病院課)の合計で経常黒字を確保できる見込みです。</p> <p>また、内部留保資金も平成 24 年度末に約 10 億 4,000 万円となり、平成 23 年度末から約 2 億 7,000 万円程度増加することを見込んでいます。</p>
<p>平成 25 年度以降(取組予定等)</p> <p>「三重県病院事業 中期経営計画(平成 25 年度～平成 27 年度)」に掲げた目標の達成に向けて取り組みながら、引き続き資金収支の改善に努めてまいります。</p>

部局名 病院事業庁

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (地方公営企業会計制度の見直しに係る対応)</p> <p>(3) 地方公営企業会計制度の見直しに伴い、病院事業庁においては、既にキャッシュフロー計算書の作成やセグメント情報(病院別損益計算書等)の開示を行っているところであるが、今後は、情報収集に努めるとともに、財務会計システムの改修等を計画的に行い、制度見直しに的確に対応されたい。</p> <p style="text-align: right;">(県立病院課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容 病院事業庁では、地方公営企業会計制度見直しの平成 26 年度予算・決算からの適用に向け、経理方法の変更に伴う財務諸表への影響の検証や、義務化される各種引当金の計上方法の検討など、作業スケジュールを立案し、計画的に準備作業を進めました。 また、現在使用している財務会計システムは、今回の制度変更に対応できないため改修を行う予定ですが、その仕様等についても併せて検討しました。</p> <p>2 取組の成果 制度見直しの影響を検討することで、移行時の作業に備えることができました。準備作業は、策定したスケジュールどおり順調に進めることができました。</p>
<p>平成 25 年度以降(取組予定等)</p> <p>引き続き、総務省から発信される情報等に十分留意し、会計制度の見直しに的確に対応するとともに、県民に分かりやすい情報提供ができるよう取り組んでいきます。 なお、財務会計システムについては、平成 25 年度中に改修を行う予定です。</p>

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 地域機関分</p> <p>(ア)平成 23 年度末における診療費自己負担金の未収金（過年度収入未済額）が、4 病院合計で 137,262,797 円となっている。</p> <p>未収金の回収については、電話、文書、訪問等による督促に加え、裁判所を通じての支払督促、弁護士法人への回収委託を行っており、23 年度中に 17,920,223 円を回収しているところであるが、引き続き回収に向けての取組を進められたい。</p> <p>また、23 年度においては、20,835,858 円の未収金が新たに発生しているため、早期の回収に努めるとともに、未収金発生防止に向けた取組を継続されたい。</p> <p style="text-align: right;">(県立病院課)</p>
講じた措置
<p><u>平成 24 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>病院事業庁では、平成 21 年 2 月に、病院毎に作成していた未収金対策関係の方針・指針等を「過年度医業未収金対策の指針集」として取りまとめ、病院事業庁内で統一した対策を実施できるようにしました。</p> <p>平成 24 年度については、引き続き各病院で、各々の未収金の事情に応じた適切な対応を行うとともに、県立病院課から各病院に赴き、回収対策の進捗管理や情報共有を行いました。</p> <p>(1)回収対策</p> <p>①保証人を含め、文書及び電話による継続的な督促を行いました。</p> <p>②理由無く支払わないものについては、支払督促をはじめとする法的措置を行いました。</p> <p>③特に回収が困難な債権については、弁護士法人に回収業務を委託しました。</p> <p>(2)発生防止対策</p> <p>①入院患者に対し、「入院費用について」や「高額療養費制度について」等の説明書を配付し、入院費用に関する早期相談の呼びかけを行いました。</p> <p>②会計職員が、診療部や患者相談窓口など病院内で連携して、公費負担制度等の説明と申請のサポートを行いました。</p> <p>③入院病棟職員と会計職員との間で、未収金についての情報共有を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年 3 月までに 32 件の法的措置を実施しました。(平成 23 年度は 39 件実施) ・平成 25 年 3 月までに約 4,783 万円の債権を、弁護士法人へ回収委託しました。
<p><u>平成 25 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>法的措置及び弁護士事務所への回収委託等の事務については、本庁（県立病院課）主体で行い、病院現場の限られた人的労力を可能な限り発生防止に振り向けることで、未収金の発生自体を抑制するよう努めていきます。</p>

部局名 病院事業庁

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 地域機関分</p> <p>(イ) 収入事務について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 患者自己負担額の算定誤り等により歳入戻出を行っていた。 (総合医療センター)</p> <p>(2) 患者自己負担額の算定誤り等により歳入戻出を行っていた。 (こころの医療センター)</p> <p>(3) 各種使用料及び手数料を収納した際、現金受入票及び領収書が作成されていなかった。 (一志病院)</p> <p>(4) 患者自己負担額の算定誤り等により歳入戻出を行っていた。 (志摩病院)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) (2) (4) 患者の自己負担額の算定誤りの発生を防ぐため、関係職員による研修会を開催したり、複数人でチェックすることとしました。</p> <p>(3) 各種使用料、手数料等を収納した際には現金受入票及び領収書を作成するよう職員に周知徹底しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>診療報酬や各種公費制度の理解を深め、適正な事務処理を実施しました。</p>
<p>平成 25 年度以降 (取組予定等)</p> <p>引き続き、適正な事務処理に努めてまいります。</p>

監査の結果	
2 財務等に関する意見	
(2) 支出に関する事務	
業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
ア 業務委託	
(1) 【全身用X線CT装置管球保守業務委託】	(こころの医療センター)
契約準備行為を行っているが、執行伺いに「年度開始前の契約の準備行為である」旨の記載がされていなかった。	
(2) 【全自動血球計算機保守点検業務委託】	(こころの医療センター)
契約書に添付されている旨の記載がある「業務仕様書」が添付されていなかった。	
イ 旅費	
(1) 【日本アルコール関連問題学会佐賀大会】	(こころの医療センター)
復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。	
(2) 【アルコール依存症臨床医等研修】	(こころの医療センター)
復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。	
(3) 【第2回アジア・太平洋アルコール嗜癖学会】	(こころの医療センター)
復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。	
(4) 【理学療法士講習会】	(一志病院)
復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。	
(5) 【院内感染対策講習会】	(一志病院)
復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。	
(6) 【認定講習のための講習会】	(一志病院)
復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。	
講じた措置	
<u>平成 24 年度</u>	
1 実施した取組内容	
ア	
(1) 執行伺いに「年度開始前の契約の準備行為である」旨の記載をし、以後、同様の記載漏れがないよう周知徹底を図りました。	
(2) 業務仕様書を添付し、以後、同様の事が無いよう周知徹底を図りました。	
イ	
(1)～(6)総合文書管理システムの利用対象外職員の復命書について、平成24年度から運営調整部総務課において登録を行うようにしました。	
2 取組の成果	
業務委託契約及び旅費に関する事務にあたって、正確な事務処理ができるように周知徹底しました。	
<u>平成 25 年度以降（取組予定等）</u>	
引き続き、適正な事務処理ができるよう、職員に対し注意喚起を行ってまいります。	

部局名 病院事業庁

監査の結果
2 財務等に関する意見 (3) 人件費 人件費について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 通勤届に所属の受付印のないもの、「確認及び決定事項」に金額・距離等の記載のないものがあった。 <p style="text-align: right;">(一志病院)</p>
講じた措置
平成 24 年度 1 実施した取組内容 「確認事項および決定事項」に金額・距離等記載のないものについては届出内容を確認し決定事項を記載しました。 2 取組の成果 指摘以降は、通勤届提出時に受付印を押印するとともに、確認及び決定について適切に事務処理を行っています。
平成 25 年度以降（取組予定等） 引き続き、必要な事務手続きに留意して、適正な事務処理に努めてまいります。

部局名 病院事業庁

監査の結果
2 財務等に関する意見 (4) 財産管理等の状況 財産管理について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 金品亡失 (1) 公用車の損傷（修理代 19,425 円） <p style="text-align: right;">(志摩病院)</p>
講じた措置
平成 24 年度 1 実施した取組内容 指定管理者に対して、適正な財産管理について職員に周知徹底するよう、指導・監督しました。 2 取組の成果 平成 24 年度については、適正に財産管理が行われました。
平成 25 年度以降（取組予定等） 引き続き、指定管理者に対して、適切に指導・監督していきます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 事務管理体制 事務管理体制について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 課税仕入れとして整理すべき、業務補助職員賃金、指導員報酬の通勤費相当額が不課税仕入れとされていた。 (県立病院課)</p> <p>(2) 歳出戻入の際に、病院事業庁会計規程に定める返納決定書が作成されていなかった。 (県立病院課)</p> <p>(3) 歳出戻入の際に歳入科目を誤っていた。 (こころの医療センター)</p> <p>(4) 支払いの際に、消費税及び地方消費税の課税仕入れ、非課税仕入れ等の区分を誤っていた。 (こころの医療センター)</p> <p>(5) 研修に係る参加費を職員が立替払いしているものがあつた。 (こころの医療センター)</p> <p>(6) 歳出戻入の際に歳入科目を誤っていた。 (一志病院)</p> <p>(7) 支払いの際に、消費税及び地方消費税の課税仕入れ、非課税仕入れ等の区分を誤っていた。 (一志病院)</p> <p>(8) 購入した図書券が、郵券証紙類出納簿に記載されていなかった。 (一志病院)</p> <p>(9) 緊急払いに係る費用弁償を、資金前渡によらずに処理していた。 (一志病院)</p> <p>(10) 診療材料費の二重払いにより歳出戻入を行っていた。 (志摩病院)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 課税仕入れ、不課税仕入れの整理について現状を確認し、今後同様の事案が生じないよう各病院、県立病院課ともに修正を行いました。 併せて各担当者に再度説明を行い、課税仕入れに該当することを周知しました。 なお、次年度決算に向けて各病院担当者に再度周知するとともに、『決算の手引き』(病院事業庁作成資料)にも、この処理について記載を行い、今後適正な処理が図れるようにしました。</p> <p>(2) 歳出戻入について、病院事業庁会計規程を再確認するとともに、返納決定書を作成しました。</p> <p>(3) (6) 歳入歳出科目について再確認するとともに決裁時に確実にチェックすることとしました。</p> <p>(4) (7) 支払区分を訂正し、システム上の支払い型登録を非課税となるように変更しました。また、課税仕入れ、非課税仕入れの区分について職員に周知徹底しました。</p> <p>(5) 立替払いはできない旨を院内に周知徹底しました。</p> <p>(8) 図書券購入時には郵券証紙類出納簿に記載するよう職員に周知徹底しました。</p> <p>(9) 緊急払いに係る費用弁償については資金前渡により処理するよう周知徹底しました。</p> <p>(10) 診療材料費の二重払いの発生を防ぐため、複数人でチェックすることとしました。</p> <p>2 取組の成果 事務管理体制について、チェック体制の強化を行い、必要な書類の作成や手続き等、適正な事務処理を行いました。</p>
<p>平成 25 年度以降 (取組予定等)</p> <p>引き続き、適正な事務処理に努めてまいります。</p>

部局名 病院事業庁

監査の結果	
2 財務等に関する意見	
(6) 交通事故	
公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。	
(1) 物損事故（負担割合：県 100%・相手 0%）	
（物損額：県 12,000 円・相手 145,116 円）	（こころの医療センター）
(2) 自損事故（物損額：県 11,340 円）	（一志病院）
(3) 物損事故（負担割合：県 10%・相手 90%）	
（物損額：県 10,017 円・相手 71,346 円）	（一志病院）
講じた措置	
平成 24 年度	
1 実施した取組内容	
(1)～(3)	
公用車のみならず、交通安全について院内の会議を通じて啓発を図り、自動車の運行管理について十分留意するよう指導しています。	
2 取組の成果	
平成 24 年度については、公用車の交通事故は発生していません。	
平成 25 年度以降（取組予定等）	
今後も安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図り、交通事故が発生しないよう努めてまいります。	

部局名 議会事務局

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (政務調査費の適正な執行)</p> <p>(1) 平成 23 年度分の収支報告書について、添付されている領収書等の写しをもとに、条例、施行規程及びガイドラインの規定に照らし内容を確認した結果、鉄道運賃や調査雑費の計上誤り等の返還を要する事例、証拠書類等の写しが添付されていないなど取扱いに改善を要する事例等が見受けられた。</p> <p>これらについて、議会事務局においては、所要の措置を講じるとともに、今後とも、政務調査費の適正な執行の確認に努められたい。</p>
講じた措置
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容 指摘をされた計上誤りなど返還を要する事例については、議員や会派と内容の確認を行い、修正届にもとづき収支報告書を修正するとともに、必要な金額が返還されました。</p> <p>2 取組の成果 監査において指摘された部分の修正届のほか、独自に行った点検作業により、合計で 18 件の修正届を受理し、212,075 円が返還されました。</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>政務調査費収支報告書の確認作業については、漏れがないよう複数人で行うなどの措置を引き続き講じていきます。</p>

監査の結果
2 財務等に関する意見 (1) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 業務委託 【議場氏名標等作成業務委託】 ・当初設計精査不足により変更契約をしていた。 【平成23年度議会電波広報（番組制作、電波購入、放送等）事業委託】 ・契約準備行為を行っているが、事業実施及び入札依頼伺いに「年度開始前の契約の準備行為である」旨の記載がされていなかった。
講じた措置
平成24年度 1 実施した取組内容 委託業務等の執行にあたって、会計規則の運用について正しい解釈ができるよう再確認の指示をしました。 2 取組の成果 担当者はもとより、会計職員がチェック項目としての意識を持ち、会計規則等に基づく適正な会計処理について徹底することができました。
平成25年度以降（取組予定等） (1) 支出に関する事務 引き続き適正な会計処理の執行を図っていきます。

部局名 議会事務局

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 旅 費</p> <p>【健康福祉病院常任委員会県外調査（随行）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 <p>【沖縄「三重の塔」慰霊式、第11回都道府県議会議員研究交流大会（随行）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 <p>【全国都道府県議会議長会事務局との打合せ、第30次地方制度調査会第1回総会、近畿2府8県議会議長会議、三重県政府代表団河南省訪問（随行等）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 ・復命書に用務時間が記載されていなかった。
<p>講じた措置</p> <p>平成24年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>作成した復命書を、総合文書管理システムに登録するよう指示をしました。 また、記載内容の適正化についても指示をしました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>文書管理規程等に基づく適正な公文書管理について徹底することができました。</p>
<p>平成25年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 支出に関する事務</p> <p>引き続き適正な公文書管理に努めていきます。</p>

部局名 議会事務局

監査の結果
2 財務等に関する意見 (2) 財産管理等の状況 財産管理について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 金品亡失 ・ 議会図書室の図書の紛失 (1 冊、取得価格 1,600 円)
講じた措置
平成 24 年度 1 実施した取組内容 図書室職員において貸出手続の際の注意を徹底するとともに、貸出期限が満了した者に対し、図書の返却を呼びかけました。 2 取組の成果 図書の所在の不明防止につながっていると思われます。
平成 25 年度以降 (取組予定等) (2) 財産管理等の状況 引き続き、図書室における蔵書の適正な管理について徹底を図っていきます。

部局名 議会事務局

監査の結果
2 財務等に関する意見 (3) 事務管理体制 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ・購入した図書について、支払方法の誤りにより歳出戻入を行っていた。
講じた措置
平成 24 年度 1 実施した取組内容 使用できない振込書による支出誤りであり、平成 24 年度中に戻入手続きをとりました。再発防止に向け、再度担当職員への会計規則の取扱いについて確認徹底を図りました。 2 取組の成果 担当者はもとより、会計職員がチェック項目としての意識を持ち、会計規則等に基づく適正な会計処理について徹底することができました。
平成 25 年度以降（取組予定等） (3) 事務管理体制 引き続き適正な会計処理の執行を図っていきます。

部局名 議会事務局

監査の結果
2 財務等に関する意見 (4) 交通事故 公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。 ・物損事故（負担割合：県 20%・相手 80%） （物損額：県 87,780 円・相手 44,419 円）
講じた措置
平成 24 年度 1 実施した取組内容 交通事故の防止、安全運転の励行について、事務局職員に対して再度徹底を行いました。 2 取組の成果 職員の交通安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図ることができました。
平成 25 年度以降（取組予定等） (3) 事務管理体制 引き続き安全運転についての意識高揚を図っていきます。

部局名 人事委員会事務局

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1)平成 23 年度職員採用試験にかかる採点業務委託 ・ 予定価格設定に係る積算根拠が明確になっていなかった。</p> <p>(2)「職員の給与等に関する報告及び勧告」印刷及びPDFファイル化 ・ 予定価格設定に係る積算根拠が明確になっていなかった。</p> <p>(3)平成 24 年度版職員採用試験案内パンフレット作成及び発送業務委託 ・ 予定価格設定に係る積算根拠が明確になっていなかった。</p> <p>イ 旅費</p> <p>(1)職務状況調査 ・ 復命書に用務時間が記載されていなかった。</p> <p style="text-align: right;">(人事委員会事務局)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>ア 業務委託 予定価格設定に係る積算根拠について、起案に明確に記載するよう、周知徹底を図りました。</p> <p>イ 旅費 復命書に用務時間を記載するよう、周知徹底を図りました。</p> <p>2 取組の成果 上記の取組により、職員の意識が向上し、適正な事務処理が図られました。</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き、業務委託契約等の執行に関する知識・能力を高め、適正な事務処理に努めていきます。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (県立高等学校の活性化)</p> <p>(1) 県立高等学校の活性化は、「県立高等学校再編活性化基本計画」及び第一次から第三次の「実施計画」に基づいて進められてきたが、基本計画と第三次実施計画が平成 23 年度までとなっている。</p> <p>これまでの成果や効果を検証しつつ、現在、基本計画及び実施計画を引き継ぐ県立高等学校の活性化計画の策定が進められているところであるが、当該計画を早期に策定し、引き続き活性化に向けた取組を進められたい。</p> <p style="text-align: right;">(副教育長担当分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 従前の「県立高等学校再編活性化計画」が平成 23 年度末で終期を迎えたことから、平成 24 年度以降の県立高等学校の活性化の方向性を示す新たな計画として、平成 24 年度末を目途に「県立高等学校活性化計画」を策定する作業を進めました。策定にあたっては、三重県教育改革推進会議での審議を経るとともに、少子化が特に急速に進行する地域においては地域協議会を設置し、必要な地域では保護者・市民等を対象とした説明会・アンケートも実施して、地域の意見を十分参考にしながら、策定に取り組みました。</p> <p>(2) 策定した中間案について、県教育委員会定例会で報告を行った後、平成 24 年 12 月中旬から約 1 ヶ月間パブリックコメントを実施しました。(41 人、88 件)</p> <p>(3) パブリックコメントの意見等を踏まえて、中間案の修正を行い、3 月に開催された県議会教育警察常任委員会及び県教育委員会定例会での最終案の説明・審議を経て、平成 24 年度末に成案とし、公表しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 地域協議会や説明会等を開催したことにより、地域の保護者や教育関係者等の考え方を十分参考にして、計画を策定することができました。</p> <p>(2) 有識者等からなる三重県教育改革推進会議での審議やパブリックコメントを実施したことにより、様々な観点からの指摘や助言等を受け、計画の内容の充実を図ることができました。</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>これからも県立高等学校が生徒たちにとって希望と高い志をもって学ぶことができる場であるとともに、地域からも信頼される存在であり続けられるよう、「県立高等学校活性化計画」の考え方や具体策を実現し、県立高等学校の活性化を推進していきます。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (学校における防災教育・防災対策の推進)</p> <p>(2) 各学校においては、平成23年12月に策定された「三重県の学校における今後の防災対策・防災教育の在り方について<指針>」等を踏まえた防災教育・防災対策が進められているところである。</p> <p>しかし、保護者への学校の防災に関する計画(危機管理マニュアル等)の内容の周知や体験を伴う防災学習、地域と連携した防災の取組等、取組状況が十分でないものが見受けられることから、引き続き市町等教育委員会など関係機関等とも連携し、防災教育・防災対策に取り組まれたい。</p> <p style="text-align: right;">(副教育長担当分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成24年度</p> <p>1 実施した取組内容 (学校における防災教育・防災対策の推進)</p> <p>平成24年4月に、県立学校長・事務長会議及び市町等教育長会議において、防災教育・防災対策の一層の充実、「三重県の学校における今後の防災対策・防災教育の在り方について<指針>」に基づく取組等について要請しました。また、年間を通して、体験を伴う防災学習、地域と連携した防災の取組、防災講話等の学校の取組を支援しました。</p> <p>平成25年2、3月に、市町等教育長会議及び小中学校長会において、新年度に向け、学校の防災に関する計画(危機管理マニュアル等)の内容の周知等、指針に基づく取組を要請するとともに、学校防災取組状況調査を実施し、十分でない取組や対策の実施について要請しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>各校においては、計画的に防災教育・防災対策の取組を推進しているところであり、県教育委員会も延べ133校の小、中、県立学校の防災学習の支援を行い、防災教育・防災対策を促進しました。</p>
<p>平成25年度以降(取組予定等)</p> <p>県立学校長・事務長会議や市町等教育長会議等の機会を通し、学校の防災教育・防災対策を促進していくとともに、引き続き学校の取組を支援していきます。</p>

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (個人情報流出防止)</p> <p>(3) 平成23年度においても、県立学校及び公立中学校では、教務手帳や答案用紙の紛失等による個人情報の流失が発生している。 個人情報の管理について、全ての教職員に周知徹底を図り、強く自覚を促して、再発防止に努められたい。 (副教育長担当分野、学習支援担当分野)</p>
講じた措置
<p>平成24年度</p> <p>1 実施した取組内容 (副教育長担当分野)</p> <p>平成24年6月24日に、学校情報ネットワーク情報化推進員連絡会を行い、情報の適正な管理等を行うために、外部の専門家による「情報セキュリティ研修会」を実施しました。平成24年11月6日に、県立学校長会議において、「『危機管理に関する注意喚起』について」により、個人情報管理の徹底と、再発防止、未然防止について要請しました。平成25年1月25日に、市町等教育委員会に「個人情報の適正管理について」により、個人情報の適正管理についての注意を喚起しました。</p> <p>平成25年2月に、県内3か所で危機管理専門研修会を開催し、「個人情報保護制度について」の研修を実施しました。 (学習支援担当分野)</p> <p>平成23年度に教育委員会事務局関係室職員と県立学校長によるワーキンググループを立ち上げ、具体的な改善策を取りまとめたところであり、平成24年度は、4月の校長会総会において通知による周知徹底を図るとともに、県立学校長会議及び県立特別支援学校長会議や教頭会議、指導主事の学校訪問等の機会を通じ、意識向上や管理状況の改善を継続的に図ってきました。「個別の指導計画」ファイルを紛失する事案が発生した際には、指導主事を学校に派遣し、直接指導を行いました。</p> <p>また、各市町等教育委員会が所管する各公立幼稚園、小学校、中学校においては、個人情報の適正管理について周知徹底を図るよう、全体指導主事等会議及び指導主事等連絡協議会等において要請しました。</p> <p>(1) 意識向上に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報を含む文書類の管理に関する各学校のルール(明文化)と全教職員への周知徹底 ・ 当該ルールに基づくセルフチェックシートの作成と管理職への提出(セルフチェックの習慣化) ・ 「個人情報適正管理の強化月間」を定め、教職員の意識向上に向けた取組と管理体制の徹底 <p>(2) 個人情報の管理体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各学校での個人情報管理に関する状況の確認と改善及び教職員の意識向上に向けた取組を年間計画に位置付けることにより管理体制の整備を推進 ・ 職員室等の部屋ごとに「個人情報管理責任者」を定め、個人情報保護の状況確認を担当 <p>(3) 各教職員の机等の施錠の可否や非常勤職員の個人情報保管場所の確保の確認等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各学校の取組状況を定期的に調査 <p>平成24年10月19日に、県立高等学校において、生徒の個人情報を保存したUSBメモリーが盗難に遭うという事案、さらに10月26日に、県立高等学校において、答案用紙が紛失する事案が発生しました。上記の通知による取組を実施していたにもかかわらず、このような事案が相次いで発生したことは、職員の個人情報の適正な管理に対する意識向上が十分に図られていないことが課題と考えられます。11月6日にはすべての県立学校長に対して、事案の概要を説明するとともに、管理の徹底と未然防止に向けて厳正な対応を図るよう周知徹底を行いました。</p> <p>各県立学校の取組状況について、高校教育課が24年11月末から12月中旬にかけて個人情報の適正管理に向けた取組状況調査を実施したところ、県立高等学校57校のうち、15校において、職員室には「個人情報管理責任者」を定めているものの、少人数の居室には定めていないことなど、上記の取組の一部が未実施でした。このため、すべての学校で対策を講じるように指導するとともに、平成25年1月31日開催の県立学校長会議において、県立高等学校全体の取組の状況を報告、</p>

平成 25 年度当初の取組の徹底を依頼しました。この結果、全ての学校で対策が講じられました。

2 取組の成果

(副教育長担当分野)

連絡会、研修会により各学校への情報管理等についての啓発を図りました。また、個別に依頼のあった学校についても情報セキュリティ研修を実施するなどの支援を行いました。このことにより、個人情報流失の減少につながっています。

(学習支援担当分野)

(1) 県立学校においては、平成 23 年度に引き続き、個人情報記載文書等の盗難に係る事例をもとに、個人情報等の流失に係るヒヤリハット事例をもとに、個人情報流出防止のポイントや学校における取組について話し合いを行うことで、危機管理に対する認識を深めました。さらに、県立学校長会議や教頭会議、指導主事の学校訪問など、機会ある毎に、管理職や教職員に対する直接指導を行ったことで、個人情報を今後どのように保管、管理するのかについて、校内での検討が進み、意識の向上や個人情報の保護および管理体制の確認等について周知がなされました。今年度一部の学校で事案が発生したものの、全体としては、校長から現場の教職員の意識がこれまでに以上に高まっているとの報告を受けています。

(2) 県内各市町等教育委員会が所管する各幼稚園、小学校、中学校については個人情報管理体制の整備が図られていますが、県教育委員会からの送付文書(「個人情報の適正管理について(依頼)」)により、個人情報の適正管理に関して教職員に対して再度の注意喚起が図られました。

平成 25 年度以降(取組予定等)

(副教育長担当分野)

平成 25 年度も「情報セキュリティ研修会」を実施するとともに、学校からの依頼により情報セキュリティに係る個別支援を行います。また、教職員が USB メモリー等の外部記憶装置にデータをコピーし携行することによる個人情報流失を防止するため、抜本対策として、学校情報ネットワーク内にファイルサーバを構築し、自宅等よりデータにアクセス出来る仕組みを構築することを検討します。

(学習支援担当分野)

(1) 今後においても、個人情報の適正な取扱いについての研修を必要に応じて実施していきます。県立学校では毎年 4 月を「個人情報適正管理の強化月間」と定め、異動してきた職員も含めた新しい職員集団で、個人情報の適正管理について、意識を高めるとともに管理体制の整備を徹底するように 4 月当初の校長会議、教頭会議を通して確認します。

また、教務担当者会議等を通じて、個人情報の適正管理に係る課題の情報把握を行い、具体的な対策や日常的な取組についての情報提供を行い、更なる危機意識の向上を図ります。

(2) 引き続き、全体指導主事等会議や指導主事等連絡協議会等の機会において、各市町等教育委員会を通じて、個人情報の適正管理について、県内すべての公立幼稚園、小学校、中学校の教職員に対し周知徹底を図ります。教務担当者会議等を通じて、個人情報の適正管理に係る具体的な対策や日常的な取組例などについての情報交換と引き続きの注意喚起を行います。

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (障がい者雇用の推進)</p> <p>(4) 平成23年6月1日現在の障がい者雇用率は1.74%であり、「障害者の雇用の促進等に関する法律」で都道府県教育委員会に義務付けられている法定雇用率2.0%が達成されていない。 25年4月には法定雇用率が2.2%に引き上げられることから、法定雇用率達成に向けた取組を一層推進されたい。(教職員・施設担当分野)</p>
講じた措置
<p>平成24年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>県教育委員会(教育委員会事務局職員、県立学校教職員及び小中学校県費負担教職員が対象)の障がい者雇用について、教育職員免許状を有する障がい者が極めて少ない状況にあることから、このことを踏まえて様々な方法で障がい者雇用の促進に取り組んできました。</p> <p>(1) 平成24年4月採用・人事異動について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員採用選考試験において、障がい者を対象とした特別選考を実施(平成12年度実施試験から)しました。(障がいのある教員の採用:4人相当)。 ・小中学校事務職員の採用において、身体障がい者を対象とした採用試験を実施(平成19年度実施試験から)しました。(障がいのある小中学校事務職員の採用:1人相当) ・県事務職員(事務局、県立学校)については、全庁的な職員採用試験により、障がい者の採用が決定されていることから、全庁的な人事配置・異動の中で、教育委員会事務局の事務職員及び県立学校の事務職員の配置を総務部と協議しました。 ・障がいのある人が、障がいの状況に応じて働くことができる職場づくりをめざし、事務局及び県立学校において業務補助職員及び非常勤職員をモデル的に任用しました。 (平成25年3月31日現在 業務補助職員9人相当、非常勤実習助手2人相当) <p>(2) 障がいのある教職員の状況調査(毎年度6月1日現在の状況)において、教職員個人全員に調査票を配布し、本人同意のうえ、障がいの状況を申告する方法に基づき、より確実に状況を把握・確認しました。(この方法は平成19年度から継続的に行っています。)</p> <p>(3) 教育職員免許状を有する障がい者が極めて少ない状況であることから、教員養成段階で教育職員免許状所有者の拡大を図ることが重要です。このことから、教育職員免許状を取得できる県内・県外の大学に対して、障がいを有する学生の教育職員免許状取得の促進を働きかけました。 (平成24年度は43校に働きかけを実施、昨年度より9校増)</p> <p>(4) 障がい者を対象とした小中学校事務職員の特別選考の受験者数が、例年少ないことから、今年度は試験日程を県の障がい者採用選考試験と併願できる期日とし、受験者数の拡大を図るとともに(平成24年度受験者数12名、昨年度より8名増)、ハローワーク主催の障がい者就職面接会において試験の周知を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>取組の結果、平成24年6月1日現在の障害者雇用率(全国公表は平成24年11月)は、障がい者の雇用人数が増加(H23:193人相当→H24:213.5人相当)したことに伴い、1.94%に上昇しました(平成23年:1.74%)。</p> <p>しかし、まだ法定雇用率の達成には至っていないため、引き続き障がい者雇用の取組を進めていく必要があると考えています。</p>

平成 25 年度以降（取組予定等）

- ・平成 25 年 4 月から教育委員会の法定雇用率が 2.2%に引き上げられます。また、労働政策審議会は、身体障がい者及び知的障がい者に加え、新たに精神障がい者（手帳所持者）を雇用義務対象とすべきとする意見書を提出しました（平成 25 年 3 月公表）。今後、法令改正を経て、法定雇用率が 2.2%から更に引き上げられることが想定されます。
- ・引き続き、教員や、小中学校事務職員について、障がい者を対象とした特別選考を実施し、障がいのある教職員の採用を行っていきます。また、教育職員免許状を取得できる県内・県外の大学に対して、障がい者を有する学生の教育職員免許状取得を働きかけていきます。
- ・事務局及び県立学校事務職員は、全庁的な人事配置の一環で行われていますが、今後も障がいのある職員の採用・配置を総務部へ働きかけていきます。
- ・平成 24 年度のモデル雇用を踏まえ、障がいの程度に応じた業務の構築や新たな職域の拡大、国のジョブコーチ制度等と連携した、就労者や職場のサポートなどを通じて、非常勤職員の雇用を拡充するよう検討していきます。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (教職員服務規律の徹底)</p> <p>(5) 平成23年度の懲戒処分については、前年度と同数の12人の教職員が処分されており、その内、わいせつ行為等により5人が停職及び免職処分となっている。 これらの事案は教育に対する県民の信頼を著しく損ねるものであることから、今後このような事案が発生することのないよう、その要因を分析して、法令の遵守及び服務規律の徹底を図り再発防止に努められたい。 (教職員・施設担当分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成24年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保について通知し(7月、11月)、各校の研修会や職員会議等において全職員へ周知し、その徹底を図ることを依頼しました。</p> <p>(2) 懲戒処分を行った際に、その概要を県立学校長及び市町等教育委員会へ送付して、事案内容を周知し、教育公務員の使命と職責について再度確認する機会としました。あわせて、学校等における研修会の参考資料として活用できる県総合教育センター「ネットDE研修：コンプライアンス」、県教育委員会「懲戒処分の指針」の各ホームページを紹介しました。</p> <p>(3) 県立学校長会議や市町等教育長会議等において、事例をもとに、教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保についてあらためて周知徹底を図ることを依頼しました。</p> <p>(4) 初任者研修(4月)、常勤講師研修会(5月、6月)、教職経験10年研修(5月)、教職経験5年研修(5月)の各研修において、服務規律の確保について講義をしました。また、初任の管理職を対象とした研修会(5月)において、コンプライアンスについて講義をしました。</p> <p>(5) 他府県での体罰が背景にあると考えられる生徒の自殺案件を受け、文部科学省の通知を踏まえ、体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態調査に着手しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 通知や事例紹介をもとに全職員で話し合う機会を持つことによって、服務規律の確保についての周知徹底と教育公務員としての意識向上につながっていると考えています。</p> <p>(2) 初任者等の研修会において、県教育委員会事務局職員が講義することにより、服務規律の確保についての意識向上につながっていると考えています。</p> <p>(3) 一定の教職経験者(5年、10年)の研修において、規律違反の具体的事例などを取り上げて講義することにより、服務規律の確保についての周知徹底と教育公務員としての意識向上につながっていると考えています。</p> <p>(4) 初任の管理職を対象とした研修において、コンプライアンスについて講義することにより、各学校での法令遵守を基礎とした体制づくりにつながっていると考えています。</p> <p>(5) 改めて各学校において体罰禁止に向けての意識向上が図られるものと考えています。</p>
<p>平成25年度以降(取組予定等)</p> <p>文書による各学校への通知や県立学校長会議、市町等教育長会議、各種研修会等において具体的事例を捉えて、綱紀粛正及び服務規律の確保について周知徹底し、規律違反の再発防止に努め、教育に対する県民の信頼を確保します。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (キャリア教育の推進及び高校生の就職対策)</p> <p>(6) 厳しい雇用情勢の下、就職未内定のまま卒業した者への対応やキャリア教育の推進、進路希望を実現するための取組等が行われているところであるが、平成23年度末の県立高校生の就職内定率は96.4%と前年度よりも0.4ポイント下落し、就職未内定者も137人と前年度よりも11人増加している。また、高校卒業者のうちパート・アルバイト等の不安定就労を希望する者は196人と前年度よりも3人増加しており、就職希望者よりも県内求人数が下回る状況が続いている。</p> <p>今後も厳しい雇用情勢が予想されるなか、引き続き、各学校段階を通じたキャリア教育の充実・推進等により、勤労観・職業観を醸成するとともに、就職を希望する高校生の進路実現が図られるよう支援されたい。(学習支援担当分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>平成24年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 地域と連携して小学校・中学校・高等学校の体系的なキャリア教育を推進するとともに、職業意識・進路意識を醸成する機会の創出や就業体験の充実に取り組んでいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中高のキャリア教育推進強化市町(9市町) ・キャリアモデル派遣事業「三重県版ようこそ先輩」(県立高等学校24校:166講座)(3月末現在) ・就業体験支援事業「インターンシップ・デュアルシステム」(県立高等学校34校)(3月末現在) <p>(2) 就職対策として企業で管理職や人事部門の経験を有する就職支援相談員の配置や就職情報交換会の開催など求人と求職のミスマッチを解消するための取組を進めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就職支援相談員の配置(10人、配置校25校) ・就職情報交換会(5地域) 合同就職面接会(4地域) 地域連携会議(7地域) の開催 <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 児童生徒の社会的・職業的自立に必要な能力・態度を育成するために、地域全体の連携強化、各学校のキャリア教育の取組拡大が進みました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒・教員の実践交流、地域におけるキャリア教育プログラムの策定増加 ・様々な職種・業種の職業人による講話・実技披露(製造、販売、営業、事務、IT技術者、弁護士、医師、看護師、美容師、保育士、通訳、大学教授、会社社長) ・インターンシップでは各校で一部生徒が体験日数を増やす傾向、受入事業所数が拡大 <p>(2) 様々な就職対策を講じ、特に県立高等学校に配置している就職支援相談員は、生徒対象の就職相談や面接指導をのべ2,500件以上、求人開拓・確保のための事業所・ハローワークの訪問を1,700件以上行い、就職内定につなげました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年3月末現在、県立高等学校卒業予定の就職希望者4,118人のうち就職内定者は3,979人(内定率は96.6%、前年同期96.4%に比べ0.2ポイント改善)
<p><u>平成25年度以降(取組予定等)</u></p> <p>(1) 就業体験の拡充、社会で活躍する卒業生等による授業等の実施、高等学校の進学指導のネットワークの構築等に取り組み、学校と地域・産業界の持続可能な連携の仕組み作り等、小・中・高等学校の各学校段階を通じたキャリア教育の充実を図ります。</p> <p>(2) 就職指導のプロセスの改善を進め、生徒が必要かつ適切な情報や知識を得て幅広い職業選択を行い、地域産業の担い手として社会的・職業的自立を果たせるよう、就職支援相談員を配置するとともに、関係機関と連携した就職対策を行います。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (学力及び体力の向上)</p> <p>(7) 平成19年度から実施されている「全国学力・学習状況調査」では、教科に関する調査で全国平均を下回る状況が続いており、平日に全く読書をしていない県内児童生徒の割合も横ばいの状況であった。</p> <p>また、「平成23年度三重県児童生徒の体力・運動能力調査」及び「平成22年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果では、県内児童生徒の体力状況が全国と比較し低い結果であった。</p> <p>このため、当該調査結果を分析し課題等を整理したうえで、他県の先進的な取組等も参考にし、教員の授業力の向上を図るとともに、市町等教育委員会など関係機関とも協力連携して、読書活動の推進も含めた学力及び体力の向上のため具体的に取り組まれない。</p> <p>(学習支援担当分野、育成支援・社会教育担当分野、研修担当分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成24年度</p> <p>1 実施した取組内容 (学習支援担当分野)</p> <p>(1) 児童生徒の学力の向上を図るため、専門的な知識や豊富な経験を有する「学力向上アドバイザー」を実践推進校(小中学校98校)へ派遣し、教員への指導・助言を行うなど、指導方法の工夫改善に係る実践的研究を支援しました。</p> <p>(2) 「地域別学力向上推進会議」「学力向上推進会議」を開催し、福井県の先進的な取組の紹介や、学力向上にむけた市町の取組の方法や成果等について情報交換を行うとともに、児童生徒の学力の定着と向上に対する取組のあり方について協議を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地域別学力向上推進会議」…5月、11月に4地域で開催。実践推進校の職員等が参加。 ・「学力向上推進会議」…10月、3月に開催。市町等教育委員会担当者が参加。 <p>(3) 「第3回授業力向上セミナー」を8月に開催し、教員一人ひとりの授業力の向上及び学校全体としての組織的、継続的な授業改善の取組の充実を図りました。</p> <p>(4) 「三重県教育研究指定校等合同発表会」を2月に開催し、文部科学省及び県教育委員会が実施している学力の定着や向上等に関する事業の各指定校が、研究の内容、方法、成果等を、県内の各小中学校に示すとともに、相互に情報交換を行いました。</p> <p>(5) 調査結果の分析から明らかになった課題を改善するために、授業や家庭学習で活用できる「ワークシート」を作成しホームページから配信するとともに、授業改善例などを掲載した「授業改善支援プラン2012」を作成し全市町等教育委員会及び全小中学校に配付しました。</p> <p>(6) 子どもたち自身が主体的、創造的に生き(自立)、社会に参画し、その発展を支え、他者と共に人生を豊かなものにする(共生)ことができるよう、その基盤となる学力を子どもたちに育ていくために、「みえの学力向上県民運動」をスタートしました。</p> <p>(育成支援・社会教育担当分野)</p> <p>(1) 学校体育担当者研究協議会の実施</p> <p>生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の基礎を育てるとともに、健康の保持増進と体力の向上を図ることができるよう、授業等における実践事例の共有や、今後に向けた諸課題についての協議を通して、体育担当者をはじめとした教員の指導力向上を図りました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小学校・・・県内3会場(北・中・南ブロック)で開催【参加者数：315名】 ○中・高等学校・・・県内2会場で開催【参加者数：186名】 <p>(2) 子どもの体力向上推進研究協議会の実施</p> <p>新体力テストの適正な実施方法及び結果の有効利用等について周知するとともに、子どもの体力向上に関する効果的な取組について研究協議を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県内6会場(四日市、津、志摩、伊賀、松阪、尾鷲)で開催【参加者数：338名】 <p>(3) 全国体力・運動能力、運動習慣等調査に基づく子どもの体力向上学校支援事業の実施</p> <p>子どもの体力の向上を図るため、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」結果の詳細な分析により、研究校における子どもの運動習慣、生活習慣の改善や体力向上等に関する具体的な方策を</p>

県内の小中学校へ提供しました。(文部科学省委託事業)

- 子どもの体力向上支援委員会の設置・運営(県)
- 地域部会の設置・運営(3市:四日市市、鈴鹿市、名張市)
- 実践研究校(四日市市:3校、鈴鹿市:3校、名張市:4校)
- 「子どもに経験させたい運動の世界20」(運動カード)配付
(小学校:各6部、中学校・高等学校・特別支援学校:各1部)

(4) 地域スポーツ人材の活用実践支援事業の実施

運動部活動の活性化を通じて、生徒がスポーツの楽しさ、爽快感、達成感などを体験する機会を豊かにすることにより、生涯にわたりスポーツに親しむ基礎を培うとともに、体力の向上に資することを目的とした外部指導者を中学校へ派遣しました。(文部科学省委託事業)【外部指導者数:96名】

(5) 子どもたちの元気づくり推進事業の実施

県内の5市町をモデル市町として指定し、体力向上に関する取組を進める小中学校に、専門的スキルを有する体育活動支援員を配置し、休み時間や放課後等を活用し、子どもたちの運動機会を拡充するとともに、体育の授業のサポートにも活用して、授業の工夫改善を図りました。

- モデル市町(5市町)・・・鈴鹿市、鳥羽市、名張市、尾鷲市、御浜町
- 体育活動支援員・・・10名

(6) 「第二次三重県子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもが自主的に、楽しみながら読書活動を行うことができるような環境づくりを進めました。

読書環境の整備を行うため、小中学校に学校図書館環境整備推進員を配置し、学校図書館の計画的な整備をモデル的に取り組みました。

(研修担当分野)

教員の授業力の向上に向け、以下のとおり研修機会の確保と研修内容の充実に努めました。

(1) 悉皆研修を活用した「授業実践研修」の実施

初任者、5年、10年経験者が継続的な相互研さんによる授業改善を図るよう、校種別、教科別の研修班を中心に年間を通して授業研究に取り組みました。

(対象837名、うち初任者403名、教職経験5年307名、教職経験10年127名)

(2) 中核的人材の育成をめざした「授業研究担当者育成研修」の実施

授業研究を中心とした校内研修を活性化するよう、重点推進校16校の校内研修を企画・運営する「授業研究担当者」を対象に、県総合教育センターにおける集合研修を3回、研修協力校における研修を1回、研修主事が重点推進校を訪問しての校内研修支援を76回実施しました。また、研修の成果を県内各校に還元するため、実践交流会を実施しました。

(3) 自主的研究会活動に対する支援

県立学校の各教科教育研究会の授業改善にかかる自主的研究を支援しています。

(4) 「学校・学級づくり」向上事業

教職員の学校経営や学級づくりの力を向上させ、各学校で、中核となって取組を進める人材を育成するよう、「学校品質向上活動ファシリテーター養成講座」を10回実施しました。

2 取組の成果

(学習支援担当分野)

(1) 実践推進校においては、児童生徒の学力の向上を図るため、全国学力・学習状況調査を実施活用するとともに、学力向上アドバイザーの派遣等を通じ、全国学力・学習状況調査を活用した学校体制づくりや授業改善の取組がすすみました。

(2) 県内ほとんどの小中学校において全国学力・学習状況調査を実施し、調査問題や結果の分析、課題の検証をもとにした授業改善に向けた気運が高まってきました。(小学校実施率99.0%、中学校実施率100.0%)

(3) 県内の各学校において児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな授業実践や教員の指導力の向上を目指した取組等が広がり、「学力向上推進会議」等で共有されました。

(育成支援・社会教育担当分野)

(1) 学校体育担当者研究協議会

県内・外大学教授等を講師として招へいし、新学習指導要領の示す方向性や実技を伴う講義、実践事例の共有を通して、体育・保健体育担当教員の授業における指導力向上を図り、各学校における授業の工夫改善が図られました。

(2) 子どもの体力向上推進研究協議会

新体力テストの適切な実施方法及び結果の有効活用等の周知と、体力向上に関する取組についての研究協議を通して、各学校の実態に応じた効果的な体力向上の取組に活かされました。

(3) 全国体力・運動能力、運動習慣等調査に基づく子どもの体力向上学校支援事業

研究校による調査結果を踏まえた体力向上の取組を実践事例及び体力向上プログラムとしてまとめ、県内の小中学校へ提供し、各学校における体力向上の取組に活かされました。

(4) 地域スポーツ人材の活用実践支援事業

地域のスポーツ人材を中学校へ派遣することにより、生徒の運動機会の拡充が図られ、保健体育の授業や運動部活動の活性化が図られました。

(5) 子どもたちの元気づくり推進事業

学校に体育活動支援員を配置することにより、子どもたちにとって魅力ある授業づくりや、適切な運動量が確保される授業の工夫改善が進められ、子どもたちの運動機会の拡充が図られました。

(6) 子ども読書に関する講演会・研修会を実施し、読書活動の必要性を研修しました。

- ・読書活動推進講演会 参加者 66 人
- ・市町サポートセミナー 参加者 269 人
- ・子どもの読書を考える集い 参加者 56 人
- ・学校図書館環境整備推進員の配置 24 人 (16 市町 35 校)

(研修担当分野)

(1) 悉皆研修を活用した「授業実践研修」

教職経験の異なる教員が研修班を構成し、授業研究を通して、継続的な相互研さんによって授業改善を図るとともに、教職経験 10 年研修においては授業改善を指導できる役割を担う中堅教員の育成に努めました。第 4 回までの研修アンケートにより、「この研修を自分の実践に活用できる」と答えた割合が 99.8%となっていることから、教員の授業力の向上につなげることができました。

(2) 「授業研究担当者育成研修」

授業研究担当者を中心に校内の授業研究を活性化させることにより、個々の教員の授業改善に努めました。研修アンケートにより、「この研修を自分の実践に活用できる」と答えた割合が 98.2%となっていることから、担当者の校内研修を企画運営する力の向上につなげ、16 名の授業研究担当者を育成することができました。

(3) 自主的研究会活動に対する支援

県立学校での自主的研究に対する支援により、公開授業を実施し、相互研さんを図ることをとおして授業改善に努めました。各教科研究会との共催で実施している、授業改善のための実践講座(13 講座)のアンケートでは、「この研修を自分の実践に活用できる」と答えた割合は 94.5%でした。

(4) 「学校・学級づくり」向上事業

「学校経営品質向上活動ファシリテーター養成講座」において、各学校で中核となって取組を進める人材を 43 名養成しました。研修アンケートにより、「この研修を自分の実践に活用できる」と答えた割合が 98.9%となっていることから、教員の授業力の向上に向けた学校の取組につなげることができました。

平成 25 年度以降（取組予定等）

(学習支援担当分野)

(1) 「全国学力・学習状況調査」の結果分析に基づき、児童生徒の学力の定着状況を把握し、その結果をもとに指導方法の工夫・改善を図ることにより、児童生徒の学力の定着・向上が図られるよう市町等教育委員会の取組を積極的に支援していきます。

(2) 「地域別学力向上推進会議」や「学力向上推進会議」等を開催し、児童生徒の学力の定着と向上を図る県内のすべての市町や小中学校が、取組の方法や成果等について情報交換を行うとともに、児童生徒の学力の向上についての取組を推進します。

(3) 学習指導要領の趣旨及び内容を踏まえ、基礎的な知識・技能の定着と向上を図りつつ、思考力・判断力・表現力等を育む授業改善モデルを作成します。

(4) 「みえの学力向上県民運動」の展開を通して、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を認識し、県民一人ひとりが当事者意識を持ち、教育力を高めながら、一体となって子どもたちの学力を育んでいきます。

(育成支援・社会教育担当分野)

(1) 教員の指導力向上に関する取組

授業に活かせる体力向上に関する実践講習や、児童生徒の運動意欲向上等に関する研究協議を充

実していきます。

○「学校体育担当者研究協議会」小学校は県内全域で3日間、中・高等学校は2日間実施します。

○「子どもの体力向上推進研究協議会」県内の6会場で実施します。

(2) 総合的な体力向上に向けた取組

○子どもの体力向上に関する取組を食育、健康教育とともに総合的に推進します。医師、保護者、学校関係者等で構成する「子どもの体力向上推進委員会（仮称）」を設置し、子どもの体力向上や生活習慣の改善に向けた取組を検討します。また、保健体育の専門性を有する「体力向上推進アドバイザー」を学校に派遣し、運動習慣や食・生活習慣に関する指導助言を行うとともに、学生や地域のスポーツボランティアなど「体力向上サポーター」による学校への支援を通して、子どもの体力向上に向けた取組を進めます。

(3) 子どもたちの運動機会の拡充に向けた取組

○「地域スポーツ人材の活用実践支援事業」を実施します。

中学校の運動部活動に、地域のスポーツ指導者を外部指導者として派遣し、運動部活動の充実を図ります。

(4) 子どもの読書活動を推進するため、「第二次三重県子ども読書活動推進計画」に基づいて、講演会や読書を考える集い、市町サポートセミナー等の実施のほか、小中学校の図書館に学校図書館環境整備推進員を配置します。また、みえの学力向上県民運動として、読書活動を推進するため、専門性の高い司書資格者を小中学校に派遣し、図書館を活用した授業を推進します。

(研修担当分野)

「授業実践研修」をより効果的に実施するため、対象者の課題や要望等を検証し、研修に反映させるとともに、授業力向上につながる研修となるよう、内容の充実を図ります。

「授業研究担当者育成研修」では、今年度までの取組により、中核的人材の育成において一定の成果は見られましたが、さらに県内各市町への拡充を図っていくことが課題となっています。そのために、「校内研修活性化に向けた地域支援研修」として、県内4地域において、研修主任等を対象に校内研修推進にかかる研修を実施します。また、学校からの要請に応じて、校内研修推進にかかる「校内研修推進出前研修」を実施します。さらに、福井県等先進県の取組を参考にして、内容の充実に努めます。

「学校経営品質向上活動ファシリテーター養成講座」においては、受講者を活用した研修の様子やファシリテーターへのアンケート結果等から、これまでの講座における有効性を伝え、各市町等教育委員会と連携し、県内各市町への拡充を図ります。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (高等学校における特別支援教育の推進)</p> <p>(8) 特別な支援が必要な生徒の実態把握を行っている県立高等学校は58校中49校にとどまっており、「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」の作成割合も小中学校に比べて低い。 市町等教育委員会とも連携のうえ、特別な支援が必要な生徒を的確に把握し、「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」の作成に努めるとともに、高等学校における特別支援教育の理解を進め、特別支援教育の一層の充実を図られたい。(学習支援担当分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成24年度</p> <p>1 実施した取組内容 高等学校における特別支援教育の推進を図るため以下の取組を進めました。</p> <p>(1) 発達障がい支援員(3名)及び発達障がい支援員スーパーバイザー(1名)による巡回相談や、医師、言語聴覚士等からなる専門家チームの派遣による教育相談等により発達障がいのある生徒の進路選択、進路保障等に関する取組を高等学校において推進しました。</p> <p>(2) 「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」の作成割合を向上させるため、特別支援教育コーディネーター(全ての県立学校で指名)、発達障がい支援員と合同で地域別・課題別協議を行うとともに、発達障がい支援員による巡回相談の場では、「個別の指導計画」等の作成に係る指導等を行いました。 なお、平成24年度は特別支援教育コーディネーターの活動時間を補完するため、小中学校に113名、特別支援学校に34名の非常勤講師を配置しました。</p> <p>(3) 早期からの教育相談・支援体制の充実のため、情報引継ツール「パーソナルカルテ」を作成し、その活用に向けて、相談場面や中学校からの情報引継ぎ場面での活用に係る研修会を開催しました。</p> <p>2 取組の成果 高等学校の特別支援教育コーディネーター等連絡会において、「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」の作成と活用についての研修や実際の取組状況についての情報交換を行うことで、作成と活用に対する意識は向上しつつあり、平成24年度においては、特別な支援が必要な生徒の実態把握を行っている県立高等学校は57校中49校(85.9%)となっております。また、発達障がい支援員による巡回相談では、「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」の活用について直接指導等を行うことにより、特別支援教育に係る校内研修会を企画する学校や「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」の作成に取り掛かる高等学校が出始め、職員の意識の向上につながりました。 (※高等学校の校数減は、宮川高等学校の閉校による)</p>
<p>平成25年度以降(取組予定等)</p> <p>引き続き、県立高等学校に配置する発達障がい支援員による、発達検査の実施・分析・助言、本人・保護者・教職員への研修等を充実させ、高等学校に在籍する特別な支援を必要とする生徒への指導助言を行います。また、発達障がいハンドブック(仮称)を作成し、発達障がいに関する教職員の理解を深め、適切な指導及び必要な支援ができる体制づくりを進めます。さらに、情報引継ツール「パーソナルカルテ」の活用を促進を図り、「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」の作成率の向上につなげます。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (登下校時における児童生徒の安全確保)</p> <p>(9) 不審者情報は、平成 21 年度までは 300 件台で推移していたが、22 年度には 498 件、さらに 23 年度には 500 件となっている。</p> <p>24 年度から登下校安全指導員の配置がなくなったことから、学校、市町や学校安全ボランティア（スクールガード）組織等の関係機関とより一層情報共有に努め、協力連携を図りながら、登下校時における児童生徒の安全確保に取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(育成支援・社会教育担当分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 「防犯教育実践事業」において、高校生の防犯意識を高め、危険予測・回避能力を培うための実践的な防犯教育の取組に対して支援を行うとともに、教職員等の研修を通して、防犯教育の推進を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の防犯に関する危険予測・回避能力を高めるためのワークショップ（県立高等学校 3 校） ・生徒や教職員、保護者の防犯意識を高めるための講演会等の開催（県立高等学校 1 校） <p>(2) 学校における防犯訓練等の推進や児童生徒に危険予測・回避能力を育成するための防犯教室の充実等を目的とし、全公立小学校の学校安全担当教職員を対象に「防犯教育講習会」を実施しました。</p> <p>(3) これまで「スクールガード推進事業」（平成 22 年度末終了）において、地域ぐるみで子どもたちを見守ることができるよう、PTA 等を主体としたスクールガード組織の立ち上げや取組の充実・活性化のための支援を行ってきました。本年度も県独自の「学校安全取組状況調査」を踏まえ、組織の立ち上げや活性化について、市町教育委員会へ助言等をするなど支援を行ってきました。</p> <p>(4) 各県立学校及び市町教育委員会に対し、的確な不審者情報への対応・共有について周知を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) スクールガードの組織率は、平成 24 年 3 月末現在、小学校での組織率は 99.1%、中学校での組織率は 79.1%となりました。地域ぐるみで児童生徒の安全を見守る体制が整いつつあります。</p> <p>(2) 各県立学校及び各市町教育委員会において、不審者情報への迅速な対応及び共有が進みました。</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 県内の各学校で、PTA 等を主体とするスクールガード組織が継続・活性化し、また、中学生等を含めた地域（中学校区）における子どもたちの登下校時の安全を見守る体制の整備が進むよう、市町等教育委員会と連携しながら情報提供を行うなどの働きかけを行います。</p> <p>(2) 引き続き、高校生の防犯意識を高め、危険予測・回避能力を培うための実践的な防犯教育の取組に対して支援を行うとともに、教職員研修や、生徒や教職員・保護者を対象とした講演会の開催を通して、防犯教育の推進を図ります。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (いじめ、不登校児童生徒、暴力行為への対策の推進)</p> <p>(10) 平成23年度のいじめの認知件数は245件(前年度:340件)、不登校児童生徒数は2,504人(前年度:2,562人)と前年度より減少しているものの、暴力行為の件数は785件(前年度:686件)となっており、前年度よりも増加している。</p> <p>生徒指導をリードする教員を養成し、学校の生徒指導体制を充実するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の効果的な相談指導のための配置を行い、保護者や関係機関と協力連携のうえ、未然防止、早期発見・対応の取組を一層推進されたい。</p> <p>(育成支援・社会教育担当分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成24年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 暴力行為が頻繁に発生している学校に対しては、早期にスクールソーシャルワーカーや生徒指導特別指導員による支援を行うとともに、学校配置のスクールカウンセラーと連携して児童生徒等への直接支援を行っています。</p> <p>(2) 全公立小・中・高等学校・特別支援学校を対象として、ネット上の問題のある書き込みなどの検索・監視を行っています。また、保護者等の「ネット啓発チーム」による小学校の保護者を対象とした「ネット啓発講座」を開催して、子どもを見守る体制を構築しています。</p> <p>(3) いじめ・暴力行為等の問題行動への対応を充実させるため、教員を対象として、問題行動への初期対応を中心とした講座(小・中・高ともに年間1回)を開催しています。</p> <p>(4) 不登校の未然防止を推進するため学級満足度調査を実施し、調査研究校におけるすぐれた取組を広く県内の学校や市町等教育委員会等に周知しています。</p> <p>(5) 教育支援センターの指導員等の資質向上を行うため、教育支援センター指導員実践交流会を年間5回開催しています。</p> <p>(6) 教育相談体制の充実のため、スクールカウンセラーを313校(小123校・中159校・県立31校)に配置しています。スクールカウンセラーの研修(年3回)を実施し、資質の向上を図っています。</p> <p>また、これまでの配置方法に加え、中学校区15校において、校区内の小中学校に同一のスクールカウンセラーを配置し、小中学校間の教育相談体制の連携を図りました。</p> <p>(7) 生徒指導上の課題を抱える学校に対して、生徒指導特別指導員やスクールソーシャルワーカー等、専門的な知識や経験のある人材で構成された「学校問題解決サポートチーム」を派遣するなど、問題行動に対して適切に対応しています。また、法的な解釈が必要な事案については、弁護士と連携するなど対応を行っています。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) いじめ・暴力行為等の問題行動の事例が多様化・複雑化してきている中、学校だけでは対応が困難な事例に対しては、生徒指導特別指導員やスクールソーシャルワーカー等、専門的な知識や経験のある人材を派遣して支援を行うことで、問題の解決や再発防止に効果が見られました。</p> <p>(2) 「ネット啓発チーム」による保護者への啓発活動等を展開することで、各学校・地域における子どもの見守り体制を構築するとともに、家庭の役割の重要性、保護者の関わり大切さを見つめ直す声が寄せられています。</p> <p>(3) 研修会を通じて、個々の教職員の意識を深めるとともに、暴力行為やいじめ等の問題行動への対応に関するスキルアップ、関係機関との適切な連携を図ることができました。</p> <p>(4) スクールカウンセラーによる児童生徒へのカウンセリング、教職員や保護者への助言・援助、教育相談体制の充実、緊急の事案への対応など、いじめなどの問題行動や不登校への対応で成果を上げ、児童生徒、保護者、教職員から高く評価されています。</p> <p>(5) 不登校の未然防止については、安心して学べる学級づくり・学校づくりの具体的な取組とその理論的背景について、調査研究を進めることができました。</p>

平成 25 年度以降（取組予定等）

いじめや暴力行為、不登校等の未然防止、早期発見・早期対応に係る取組をさらに充実させていきます。

- (1) 生徒指導上の課題を抱える学校に対して、生徒指導特別指導員やスクールソーシャルワーカー等、専門的な知識や経験のある人材で構成された「学校問題解決サポートチーム」を派遣するなど、問題行動に対して適切に対応します。さらに必要に応じて弁護士等の専門家と連携します。
- (2) いじめの問題をはじめとする深刻な事案の早期対応を図るため、平成 25 年度新たに子ども安全対策監を設置し、学校及び市町教育委員会への支援を進めます。
- (3) 生徒指導上の課題の多様化・複雑化に対応するため、生徒指導特別指導員、スクールソーシャルワーカー、教育支援センター指導員等の資質向上に努めるとともに、関係機関等との連携をすすめます。
- (4) 教育現場の状況に即したカウンセリングのあり方について研修会を開催するなど、スクールカウンセラーの資質向上を図ります。また、従来のスクールカウンセラー等を派遣する取組に加え、平成 24 年度から重点的な取組を始めた 15 中学校区に対するスクールカウンセラーの配置を引き続き進め、小中学校間のスムーズな連携と教育相談体制の充実・活性化を図ります。なお平成 25 年度には県内の全ての公立中学校にスクールカウンセラーを配置するとともに、公立小学校の 65.2% にあたる 255 校に、県立高等学校の 62.1% にあたる 36 校に配置する予定です。
- (5) 変容を続けるケータイ・ネットに関わる児童生徒の問題点等に対して、学校における教育・啓発を支援するための体制を整えるとともに、引き続き、学校・家庭・地域が協働して子どもを見守る体制の構築をはかります。
- (6) 深刻化するいじめの未然防止を図るため、平成 25 年度から「いじめを許さない『絆』プロジェクト事業」として、学級満足度調査を活用した学級づくりと、子どもたちの問題解決能力を育成する取組を進めます。
- (7) 高等学校における不登校や中途退学の解消に向けて、スクールソーシャルワーカーを 3 名増員し 7 名としたうえで効果的に活用するなどして、支援を進めます。

監査の結果			
2 財務に関する意見			
(1) 収入に関する事務			
ア 本庁分			
(ア) 三重県高等学校等修学奨学金返還金等の収入未済額が、92,913,332円（対前年度比92.7%）あり、前年度と比べて7,369,132円減少しているものの、各奨学金等の返還金については、滞納整理に関する要綱等に基づき、引き続き、その収納促進及び発生防止に一層努められたい。			
箇所名	収入未済科目等	平成23年度	平成22年度
副教育長担当分野	三重県高等学校等修学奨学金返還金	現年度 16,753,832円 過年度 37,331,192円 計 54,085,024円	現年度 22,419,827円 過年度 41,496,967円 計 63,916,794円
	雑入（通勤手当戻入等）	現年度 66,300円	現年度 25,600円
教職員・施設担当分野	雑入（教職員恩給及び退職年金過払い分）	過年度 9,672,344円	過年度 9,867,287円
	雑入（通勤手当戻入）	現年度 118,800円	—
学習支援担当分野	高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金返還金	現年度 144,000円 過年度 899,000円 計 1,043,000円	現年度 731,000円 過年度 228,000円 計 959,000円
育成支援・社会教育担当分野	進学奨励金返還金	現年度 3,044,307円 過年度 13,872,877円 計 16,917,184円	現年度 3,591,793円 過年度 10,785,590円 計 14,377,383円
	大学等進学資金貸付金返還金	現年度 649,400円 過年度 10,361,280円 計 11,010,680円	現年度 1,298,200円 過年度 9,838,200円 計 11,136,400円
合 計		92,913,332円	100,282,464円
講じた措置			
平成24年度			
1 実施した取組内容			
(副教育長担当分野)			
(1) 「三重県高等学校等修学奨学金返還金」			
・平成24年5月、長期（6ヶ月以上）にわたり滞納のある債権128件（15,533,203円）を新たに債権回収会社に追加委託を行いました。			
・平成25年2月、法的措置である支払督促を1件行いました。また、同月、平成23年度に債務名義を取得した後も支払いのない1件について裁判所に預貯金の強制執行を申し立てました。			
・平成25年3月、長期間にわたり返還のない8件について、弁護士名通知により法的措置予告を行いました。			
・平成24年度中に、滞納が2ヶ月以下である初期債権について6回、滞納が3ヶ月以上6ヶ月未満である中期債権について4回、滞納が6ヶ月以上である長期債権について6回、滞納状況に応じて、保護者、連帯保証人に督促や返還状況通知を行いました。			
(2) 「雑入（通勤手当戻入等）」			
・平成22年度、非常勤嘱託員として雇用登録された者の休暇の登録を行っていなかったため、報酬に過払いが生じたことが平成23年度に明らかになりました。過払い分の返還については、平成23年度に本人に連絡を行い、納入通知書を送付したものの、平成23年度内に納付されず、収入未済となりました。平成24年度においても、再度返還を促しました。			
・平成22年度、非常勤講師として雇用登録された者が、兼務校のデータのまま登録されたため、			

通勤手当に過払いが生じました。過払い分の返還については、本人に対して連絡を行い、納入通知書を送付したものの、本人が県外在住となっていたため納付が遅れ、年度内において収入未済となりました。平成24年度においても、再度返還を促しました。(非常勤講師の通勤手当については、総務部総務事務課が主となって業務を実施しています。本人への連絡等一部該当校が協力を行っています。)

(教職員・施設担当分野)

(1) 「雑入（教職員恩給及び退職年金過払い分）」

教職員恩給及び退職年金の過払いについては、受給者の死亡連絡が遺族からなされなかったことにより発生したため、その後直ちに教育委員会の職員が「住民基本台帳ネットワーク」を閲覧することができるよう担当部に取扱いの改正を求め、以降、支払時ごとに受給者の生存を確認し、過払いが発生しないようにしています。

平成24年度は、再度、平成24年6月1日、8月1日、12月3日付けで4金融機関15支店に債権差押命令の申立を行い、計433円の預金差押を執行し、債権を回収しました。

なお、残る1件については、全く資力がなく、分納誓約に従って自宅訪問により督促等を行ってきましたが、本人が死亡したため、相続人調査を実施し、所管する家庭裁判所において相続人全員の相続放棄の申立の申述がされていることを確認しました。また、相続財産管理人の選任の有無について家庭裁判所に調査を実施したところ選任はされていません。

(2) 「雑入（通勤手当戻入等）」

総務事務課の予備監査にて指摘されましたが、認定当時に地図ソフトが普及していなかったことから、認定誤りで返還を求められることに本人が納得せず、未済となりました。金銭的に困窮しているとの申し出もあり、24年度に分割返済で同意を得ました。

(学習支援担当分野)

「高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金返還金」

当該の未収金については、修学奨励金を貸与した生徒が修学を継続できず退学に至ったため、返還義務が発生したものです。当該滞納者に対しては「三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の滞納整理等に関する要綱」に基づき督促を行うとともに、滞納者が貸与をうけていた当時の在籍校と連携し、滞納者の現状把握等を行うなどの債権管理に努めました。転居先不明となっていた滞納者に対しては、調査により住居の特定を行い、各滞納者に対し、2回～3回の自宅訪問を実施し、未収金の回収に努めました。

(育成支援・社会教育担当分野)

「進学奨励金返還金」及び「大学等進学資金貸付金返還金」

(1) 「三重県高等学校等進学奨励金返還金等債権管理事務取扱要綱」に基づいた体系的な債権管理に取り組み、収納促進に努めました。

(2) 納期限までに納付しない債務者に対して、返還依頼書により返還を促しました。

(3) 返還依頼書に応じない債務者に対して、電話により督促しました。

(4) 返還依頼書及び電話による督促に応じない債務者に対して督促状により返還を督促しました。

2 取組の成果

(副教育長担当分野)

(1) 「三重県高等学校等修学奨励金返還金」

平成25年3月31日時点の状況は次のとおりです。

- ・委託件数 270 件/回収金額 14,570,957 円/委託金額 35,033,454 円/回収率 41.59%
- ・法的手続の実績（預金差押1件、支払督促手続申立1件）
- ・過年度未収金回収額 21,714,394 円（回収率 40.57%）
/現年度回収額 189,873,100 円（回収率 91.15%）

(2) 「雑入（通勤手当戻入等）」

再度、本人と連絡を行い、H24年度中に全額収納となりました。

(教職員・施設担当分野)

(1) 「雑入（教職員恩給及び退職年金過払い分）」

教職員恩給及び退職年金の過払い事件発覚以降、「住民基本台帳ネットワーク」により受給者の生存確認を行っていることから、以後の過払いは皆無となっています。

刑事及び民事裁判で勝訴した1件については、預金差押を執行しこれまで433円の債権を回収しました。その結果、平成25年3月末時点の未済額は9,561,070円となりました。

残り1件については、本人の死亡により相続人調査を実施し、所管する家庭裁判所において相続人全員の相続放棄の申立の申述がされていることを確認しました。また、相続財産管理人の選任の有無について家庭裁判所に調査を実施したところ選任はされていません。平成25年3月末時点の未済額は110,841円です。

これら2件を合わせた回収額は433円で、平成25年3月末時点の未済額は9,671,911円となります。

(2)「雑入（通勤手当戻入等）」

平成24年7月に39,600円、平成25年1月に残額79,200円の返済があり完済されました。

(学習支援担当分野)

「高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金返還金」

未収金のうち55,000円を収納しました。

(育成支援・社会教育担当分野)

「進学奨励金返還金」及び「大学等進学資金貸付金返還金」

・進学奨励金返還金の収入未済額のうち1,707,846円を収納しました。

・大学等進学資金貸付金返還金の収入未済額のうち1,104,360円を収納しました。

平成25年度以降（取組予定等）

(副教育長担当分野)

(1)「三重県高等学校等修学奨学金返還金」

本人、保護者、連帯保証人に対し、滞納の初期段階から、教育委員会事務局予算経理課の滞納に対する取組を明示した文書を定期的に送付し、滞納が長期化することを未然に防止します。

長期にわたる債権については、外部債権回収会社へ委託し、専門的な回収を行います。

外部委託債権回収会社に委託しても滞納状況が改善しない場合は、裁判所に支払督促を申立てます。

(2)「雑入（通勤手当戻入等）」

・今後も雇用登録者の勤務実態の確実な把握と総務事務システムへ正確な登録に留意し、事務処理に努めます。現在、同様の案件は発生していません。

・現在、総務事務システムの改修等により、同様の案件は発生していません。

(教職員・施設担当分野)

(1)「雑入（教職員恩給及び退職年金過払い分）」

教職員恩給及び退職年金の過払い分のうち刑事及び民事裁判で勝訴した1件については、預金差押による積極的な債権の回収を図るとともに、債務者本人と接触を図り返済を求めています。残り1件については、相続財産管理人の選任の有無を定期的に確認にし、選任後に債権届け出を行い債権の回収に努めていきます。

今後は、住基ネットによる生存確認を行い過払い金が発生しないよう努めます。

(2)「雑入（通勤手当戻入等）」

今後は、引き続き総務事務課との連携を密にし、収入未済が発生しないよう努めます。

(学習支援担当分野)

「高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金返還金」

今後も、「三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の滞納整理等に関する要綱」に基づき、債務者が在籍していた高等学校とも連携しながら返還金の回収に努めていきます。

(育成支援・社会教育担当分野)

「進学奨励金返還金」及び「大学等進学資金貸付金返還金」

引き続き、「三重県高等学校等進学奨励金返還金等債権管理事務取扱要綱」に基づき、収入未済のある債務者に対して、文書・電話による督促を行うことにより収納促進に努めていきます。

部局名 教育委員会事務局

<p>監査の結果</p> <p>2 財務に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(イ) 収入事務について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 雇用保険料の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。</p> <p style="text-align: right;">(教職員・施設担当分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>雇用保険については、事務補助員、学校栄養補助員、週 20 時間以上の再任用職員が対象となり、当月分の給与月額に対し、保険料徴収を行っています。65 歳以降新たに雇用される者は雇用保険の被保険者となれないにも関わらず、保険料を徴収したことにより、歳入戻出が生じました。</p> <p>雇用保険の対象者については、保険料を徴収するため年度当初に給与システムへ登録を行いますが、その際、年齢を確認するとともに、グループ内にて雇用保険の制度概要を周知する等の取組を行いました。また、年度途中で社会保険料の改定を登録する際にも再度徴収対象者であるかどうかの確認を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>引き続き取組を行うことで、適正な事務処理を進めました。</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>平成 25 年度採用予定者のうち、雇用保険対象者についてはグループ内にて年齢を確認のうえ、保険料徴収対象者を給与システムに登録することとし、誤徴収が発生しないように注意を払います。また、年度途中にもグループ内の連絡を密にし、保険料徴収対象者の異動等にも注意を払い、適切な事務を行います。</p>

監査の結果			
2 財務に関する意見			
(1) 収入に関する事務			
イ 県立学校分			
(ア) 高等学校授業料等の収入未済額が 4,052,196 円（対前年度比 62.0%）あり、前年度と比べて 2,480,918 円減少しているものの、引き続き、三重県高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱等に基づき、その収納未済額の減少と発生防止に一層努められたい。			
箇所名	収入未済科目等	平成 23 年度	平成 22 年度
桑名西高等学校他 24 校	高等学校授業料	過年度 3,211,684 円	過年度 5,877,533 円
白子高等学校	弁償金	過年度 586,781 円	過年度 586,781 円
北星高等学校他 4 校	自動販売機等光熱水費負担金等	現年度 157,971 円	現年度 68,800 円
四日市西高等学校	違約金	現年度 95,760 円	—
合 計		4,052,196 円	6,533,114 円
講じた措置			
平成 24 年度			
1 実施した取組内容			
(高等学校授業料)			
(1) 平成 22 年 4 月から県立高校の授業料は無償となりましたが、過年度の未収については、「三重県高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱」（平成 16 年 1 月策定）に基づき、学校とともにその解消に取り組んでいます。			
(2) 在校生に対しては、電話での督促、督促状の送付や自宅訪問などを、また卒業生や退学者に対してはこれらに加えて、校長・教育長名による督促、知事名による督促、知事名による内容証明郵便督促などの授業料の未収金解消に向けた取組を行い、収納の促進を図っています。			
(3) 卒業生や退学者のなかで資力があるにもかかわらず支払いに応じず、法的措置を講じるよりほかにない者に対しては、学校関係者と、また対応が困難な場合は弁護士とも協議して支払督促を実施するなど、未収解消への取組が円滑に進められるよう対策を講じています。			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 預貯金、給与の強制執行 4 件（債権総額 253,150 円） ・ 支払督促手続申立 1 件（債権総額 37,079 円） 			
平成 25 年 3 月 31 日時点			
(弁償金)			
平成16年4月に白子高校体育用具庫が焼失した件で、原因者である少年（当時）3名の保護者に損害賠償金の請求をしていたところ、2名は完納されました。残り1名は、自宅訪問や文書による督促を行い未収金の解消に努めてきましたが、平成20年3月以降、納入がありませんでした。			
このため、平成23年9月、津簡易裁判所に民事訴訟法に基づく支払督促を申し立てたところ、相手方から異議申立てがなされ、通常訴訟に移行し、同年12月に同裁判所で県側の請求を認める判決が出されました。相手方はこれを不服として、平成24年1月に津地方裁判所に控訴しましたが、同年4月に同裁判所で控訴を棄却する判決が出されました。その後、相手方は上告しませんでした。			
(自動販売機等光熱水費負担金等)			
(1) 会計規則に基づき発行した納入通知書に対して、債務者は納入期限日に納入しましたが、財務会計システムの都合上、日計表では年度を超えた収納になりました。（北星高等学校）			
(2) 会計規則に基づき発行した納入期限が平成 24 年 4 月 24 日の納入通知書に対して、債務者は納入期限日に納入しましたが、財務会計システムの都合上、日計表では平成 24 年 5 月 2 日付の収納になりました。（久居高等学校）			
(3) 債務者に連絡をとり早急に納付を依頼しました。（木本高等学校）			

(4) 平成24年3月31日に調定決議を行い、平成24年4月26日を納期限として、納入通知書にて請求を行い、平成24年4月25日に納入されましたが、県外の金融機関での納付であったため、県への納付に時間がかかり、4月末の出納閉鎖に間に合わずに過年度収入となったものです。

(紀南高等学校)

(5) 平成24年3月分の体育館学校開放電気使用料が納期限(平成24年4月24日)を過ぎても納入されませんでした。納期限前にも確認の電話を入れていましたが、納入されていないため再度電話にて督促を行いました。納入状況を確認し、督促の電話をしております。(宇治山田高等学校)
(違約金)

津地方裁判所より、当該業者の破産手続きを開始するとの連絡が入ったため、違約金請求の通知・破産債権の届け出を行うとともに、債権者集会への出席等により破産手続きの推移の把握や本庁所管課との情報共有を行いました。

- ・ 平成24年5月8日 津地方裁判所へ破産債権の届け出
- ・ 平成24年7月27日 第1回債権者集会に出席
- ・ 平成24年9月24日 本庁所管課である県教育委員会事務局学校施設課来校時に情報を共有
- ・ 平成24年10月17日 学校施設課の弁護士相談に同席
- ・ 平成24年11月2日 第2回債権者集会に出席
- ・ 平成24年11月19日 最終配当実施の通知書が届き、配当分の納付書を作成・送付
- ・ 平成24年12月12日 配当分収納
- ・ 平成25年2月1日 第3回債権者集会出席 業者の法人格消滅が決定

2 取組の成果

(高等学校授業料)

平成25年3月末日現在での過年度未収金の回収額は1,964,850円となっています。

(弁償金)

判決が確定したことにより、本県の主張が認められ、訴訟が終了しました。

(自動販売機等光熱水費負担金等)

- (1) 平成24年度に、過年度収入として、納入済です。(北星高等学校)
- (2) 債務者から領収書の写しを取得して納入確認しております。(久居高等学校)
- (3) すべて完納されました。(木本高等学校)
- (4) 平成25年1月末現在未収金は0円となっています。(紀南高等学校)
- (5) 平成24年3月分は平成24年5月11日に納入されました。(宇治山田高等学校)

(違約金)

本庁所管課とともに当該業者の資産・債権状況の把握等を進め、債権の一部収納を行いました。

平成25年度以降(取組予定等)

(高等学校授業料)

- (1) 各県立学校に対して未収状況のヒアリングを実施し、未収金解消を図るよう引き続き指導します。
- (2) 滞納事例を具体的に把握し、各県立学校からの相談に対し、他校の取り組み事例を紹介する等助言指導を実施します。
- (3) 各学校対応では、債権回収が困難と判断された場合は、予算経理課から教育長名通知、知事名通知により本人と連帯保証人に対し送付し、滞納は絶対に許さないという姿勢で臨みます。
- (4) 各県立学校の未収状況を随時把握し、回収困難となっている債権については、弁護士へ委任又は助言を得て法的措置を講じます。

(弁償金)

関係者と連携し、損害賠償金の確保に努めていきます。

(自動販売機等光熱水費負担金等)

- (1) 今回のように、年度末において、収納金取扱店が、遠隔地であることが予見される場合は、収納期限を短くするなどの措置を講じることとします。
- (2)(3) 引き続き、適正な事務処理に努めていきます。
- (4) 出納閉鎖前の納入期限日設定については、閉鎖日までに余裕をもって設定することとします。
- (5) 納入状況を確認し、督促の電話をします。

(違約金)

当該業者（法人）が消滅のため債権残額の回収は極めて困難な状況ですが、本庁所管課の指導の元に処理方法の検討を進めていきます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1)収入に関する事務</p> <p>イ 県立学校分</p> <p>(イ) 収入事務について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1)退学者に係る口座振替徴収停止手続き漏れに伴う過徴収により、歳入歳出を行っていた。 (桑名西高等学校)</p> <p>(2)現金納付された個人情報開示文書複写料の収納処理が遅延していた。 (桑名西高等学校)</p> <p>(3)高等学校入学料に係る証紙収入実績報告が遅延していた。 (四日市南高等学校)</p> <p>(4)口座振込された高等学校生産品売払収入の収納処理が遅延していた。 (四日市農芸高等学校)</p> <p>(5)体育施設利用電気料の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。 (四日市農芸高等学校)</p> <p>(6)現金納付された科目履修生授業料の一部について、誤って納付書による収納を行っていた。 (北星高等学校)</p> <p>(7)現金納付された高等学校生産品売払収入の収納日を誤って登録しているものがあつた。 (久居農林高等学校)</p> <p>(8)現金収納の際、領収書の発行を行っていなかった。 (昂学園高等学校)</p> <p>(9)滞納整理台帳について22年度以降の記録が整理されていなかった。 (昂学園高等学校)</p> <p>(10)入学選抜手数料の収入証紙の消印がされていないものがあつた。 (伊勢まなび高等学校)</p> <p>(11)現金納付された過年度収入(高等学校授業料)、生産物収入等の受入処理について遅延しているものがあつた。 (伊賀白鳳高等学校)</p> <p>(12)つり銭資金保管簿について、つり銭利用日以外の記録がされていなかった。 (伊賀白鳳高等学校)</p> <p>(13)現金納付された日本スポーツ振興センター共済負担金の収納処理が遅延していた。 (稲葉特別支援学校)</p> <p>(14)土地使用料に係る調定事務が遅延しているものがあつた。 (玉城わかば学園)</p> <p>(15)現金納付された体育施設利用電気料について、領収書の発行、現金受入・払出の処理がされていなかった。 (玉城わかば学園)</p> <p>(16)処理誤りにより現金日計表に残額が計上され続けていた。 (玉城わかば学園)</p> <p>講じた措置</p> <p>平成24年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成24年度定期監査結果報告については、教育委員会事務局各課長、各県立学校長及び地域機関の長あて平成24年10月26日付け文書により、監査の結果及び意見の指摘内容を確認したとともに、該当所属については、指摘事項の再発防止や改善などの措置を講じるよう通知しました。また、該当所属以外においても、監査結果における指摘を参考とし、引き続き適正な事務の執行、内部牽制の充実に努めるよう通知しました。さらに、平成24年4月27日に開催された県立学校事務長会第1回全員研修会において「平成23年度」、平成24年12月20日に開催された県立学校事務長会第2回全員研修会において「平成24年度」の定期監査結果のうち県立学校該当分の内容を精査し、項目別に分類して注意点や根拠となる規則等を記載した資料を配布・説明し、今後の事務改善の参考とするよう依頼しました。</p> <p>教育委員会事務局における取組としては、予算編成及び執行に関する具体的な仕組みや事務処理について理解を深め、会計事務の適正化を図ることを目的に、事務局内において、教員籍の職員向けに予算経理事務に係る「手引き」を作成。課単位の「予算経理出前講座」を開催しました。(予算編は、平成24年8月20日から9月7日まで6回開催。経理編、電子調達編は、平成24年9月19日から10月31日まで5回開催)。また、平成24年12月19日、20日に出納局職員を講師とした事務局内職員向け会計事務研修「経理関係事務講座」を実施しました。</p> <p>県立学校への会計事務にかかる支援としては、平成24年4月25日に開催された県立学校教育事務研究会研修会において、会計事務に関する文例や留意事項をまとめた資料を配付・説明し、適切な事</p>
--

務処理へ活用することを図りました。また、平成24年10月23日から平成25年1月10日までの期間において予算経理課学校経理グループ用務に係る学校訪問の際、6校に対して過去3年間の監査指摘事項について、改善の確認を行いました。さらに、会計事務をはじめとした学校事務全般の情報共有を目的とした「事務提要ウィキ（職員が自由に編集を行い、自己の責任において情報を活用するイントラネット内サイト）」にかかる管理・運営体制及び内容の充実を図るため、県立学校事務長会・県立学校教育事務研究会の活動をサポートし、学校事務に関わる情報やノウハウの共有の促進に努めました。

なお、個別の監査結果に対する取組内容は次のとおりです。

- (1) 退学者に係る口座振替徴収停止手続き漏れに伴う過徴収により、歳入歳出を行っていたことについて、業務が集中している時期で速やかな事務処理ができなかったことが原因であることが考えられます。事案が発生した場合速やかに口座振替の徴収停止措置を講じます。
- (2) 現金納付された個人情報開示文書複写料の収納処理が遅延していたことについて、業務が集中している時期で速やかな事務処理ができなかったことが原因であると考えられます。現金納付された場合速やかに、現金の収納処理を実施しています。
- (3) 高等学校入学料に係る証紙収入実績報告が遅延していたことについて、高等学校入学日に、三重県収入証紙貼付により納付された高等学校入学料について、消印（日付印）により証紙の消込を行いロッカーに保管していました。証紙消込の実績報告は、毎月上旬に前月分を報告することになっており、5月上旬の報告時に、卒業証明書等の証明書発行手数料の証紙実績報告は行いましたが、入学料の実績報告を失念してしまい、報告漏れとなりました。これについては、6月になってから追加報告を行いました。今後このようなことの無いよう事務室内で協議し、事務長及び事務次長が毎月の定期報告時に、慎重にチェックを行い、事務の漏れを防止していくこととしました。
- (4) 口座振込された生産品売払収入の収納処理遅延について、毎年生産する米については、学校の販売所、地域のイベント、文化祭等だけでは販売しきれないため、大半を三重四日市農業協同組合に販売委託しています。三重四日市農業協同組合からの収入については、事前に通知書の送付があった後に通帳に振り込まれますが、米の持込料だけは振込の事前通知書がないため、収納処理が遅れました。平成24年度については、11月に定期的に通帳の記帳に行くことと並行して、三重四日市農業協同組合に事前に電話等何らかの方法で連絡をいただくよう依頼しました。
- (5) 体育施設利用電気料の徴収誤りによる歳入戻出について、年度始めの事務長会議において体育施設の貸出に伴う利用電気料については、時間単位で徴収するよう伝達がありましたが、その後、事務室内で会議内容が周知徹底されておらず、30分単位での貸付を行った際に利用料を徴収していたため、歳入戻出を行うこととなりました。会計規則等の再確認を行うとともに、会議等に出席した際は、会議資料等の供覧を行い、事務室内での情報共有を図るようにしました。
- (6) 現金納付された科目履修生授業料の一部について、誤って納付書による収納を行っていたことについて、年度当初の繁忙期に収入事務の取扱いを誤って処理してしまいました。このため、会計規則及び会計規則運用方針等を再確認し、収入事務を適切に行うようにしました。
- (7) 現金納付された生産品売払収入の収納日を誤って登録しているものについて、平成23年6月15日を現金収納日とするところを、誤って平成23年5月15日と入力したものが1件ありましたが、入金日は誤っていませんでした。1年を通してほとんど毎日行う業務であり入力日に誤りのないよう確認のうえ入力しています。
- (8) 現金収納の際、領収書の発行を行っていなかったことについて、出納局の指導を得ながら適正な事務処理に取り組みました。
- (9) 滞納整理台帳について記録が整理されていなかったことについて、記録の整理を行い事務処理の適正化を図りました。
- (10) 入学選抜手数料の収入証紙の消印がされていないものについて、入学願書受付手続のなかで選抜手数料は収入証紙により納付されていますが、複数生徒の受付の際には中学校側の待ち時間を少しでも軽減するよう、一中学校分を纏めて消印をしていましたが、書類が重なり一枚分（一生徒分）の証紙消印漏れが発生しました。その後は、多少待ち時間ができても生徒ごとに消印を確実にすることとし、担当者だけでなく、職員の複数人による消印チェックを行うこととしました。
- (11) 現金納付された過年度収入、生産物収入等の受入処理について遅延していたことについて、現金納付の受付処理方法については、事務室内で再度確認を行い、三重県会計規則に定められた期間内に処理を行うよう徹底しました。
- (12) つり銭資金保管簿について、つり銭利用日以外の記録がされていないことについては、三重県つり銭資金管理要綱について事務室内で再度確認を行い、要綱に基づいてつり銭を管理するよ

うに徹底しました。

- (13) 現金納付された負担金の収納処理が遅延していたことについて、納付された現金は、適正に収納処理を行いました。
- (14) 土地使用料に係る調定事務が遅延しているものがあつたことについて、土地使用料に係る調定事務に熟知していなかったため、処理が遅延してしまいました。そのため情報の共有を進めると共に年間事務処理の再確認を行い事務の迅速化を図るようにしました。
- (15) 現金納付された体育施設利用電気料の領収書の発行、現金受入・払出の処理がされていなかったことについて、これまでの徴収方法を毎月の調定、納付書による利用者本人の振り込み方式に変更しました。これによって、現金が手元に保管されることが解消されました。
- (16) 処理誤りにより現金日計表に残額が計上され続けていたことについて、歳入受入や資金前途で支出した案件を、直ちに処理しなかったため残額が残ってしまっている状況となりましたが、定期的に状況確認を行い処理誤りが無いようにしました。

2 取組の成果

- (1) 退学者が出た際は速やかに、口座振替処理を行いました。
- (2) 現金納付後速やかに収納処理を行っており、現在処理の遅延はありません。
- (3) 平成 24 年度は、証紙実績報告の報告漏れは発生していません。年度途中での転校生の入学料についても、期限内に報告を行っています。
- (4) 期限内に収納処理を行いました。
- (5) 会計規則等に基づいた事務処理が行われるようになったとともに、職員間において情報の周知が図られるようになりました。
- (6) 現金を収納したときは、現金受入票により受入れを行い、適切な収入事務を実施しています。
- (7) 毎日入力日の確認を行っています。
- (8)(9) 事務処理の適正化が図られました。
- (10) チェック体制を維持し取扱に注意をはらうことで不適切な事案は発生していません。
- (11) 会計規則に定められた期間内に受入処理を行っています。
- (12) 三重県つり銭資金管理要綱に基づき、つり銭利用日以外も保管簿により管理を行っています。
- (13) 適正な収納処理がなされるようになりました。
- (14) 当該調定について、適正に行いました。
- (15) 調定、納付書による収納を進めているので、同じ間違いは発生していません。
- (16) 定期的な帳票確認を行い同様の錯誤はありません。

平成 25 年度以降（取組予定等）

- (1) 事案が発生した場合速やかに事務処理を行っていきます。
- (2) 現金納付された場合速やかに事務処理を行っていきます。
- (3) 引き続き、複数職員でチェックを行い、事務の漏れを防止していきます。人事異動があつた場合も、的確な引継ぎにより、期限に遅れることの無いようにしていきます。
- (4) 持込料が発生すると見込まれる時期については、定期的に通帳記入を行います。
- (5) 引き続き事務処理の適正化を図るとともに、職員間の業務に関する情報共有を徹底していきます。
- (6) 会計に関する研修等へ参加し再発防止に努めます。
- (7) 毎日入力日を確認します。
- (8)(9) 引き続き事務処理の適正化を図ります。
- (10) 引き続きチェック体制を維持し、細心の注意をはらいながら適正に処理します。
- (11)(12) 引き続き適正な処理を行います。
- (13) 今後も、注意喚起を行い適正に収納処理します。
- (14)(15)(16) 24 年度の取り組みをさらに充実していきます。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 業務委託

(1) 【「防災ノート」の翻訳ネイティブチェック業務委託】

執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (副教育長担当分野)

(2) 【次期三重県教育振興ビジョン(仮称)にかかる冊子等作成業務委託】

契約書特記事項に定めた個人情報保護責任者等の書面での報告がされていなかった。 (副教育長担当分野)

(3) 【メンタル健康診断・職場ストレスプロフィール事業委託】

執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (教職員・施設担当分野)

(4) 【特別支援教育就学奨励費事務支援ソフトウェア運用保守業務委託】

契約書特記事項に定めた個人情報保護責任者等の書面での報告がされていなかった。 (学習支援担当分野)

(5) 【持続可能な人権教育のための調査研究事業委託】

予定価格設定に係る積算根拠が明確になっていなかった。
再委託の実施にあたって、あらかじめ承認手続きがされていなかった。 (育成支援・社会教育担当分野)

(6) 【人権教育総合推進地域事業委託】

執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (育成支援・社会教育担当分野)

(7) 【平成23年度栄養教諭を中核とした食育推進事業委託】

執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (育成支援・社会教育担当分野)

(8) 【県立学校児童生徒健康診断耳鼻科検診委託事業】

執行伺いがされておらず、出納局事前検査を受けていなかった。 (桑名高等学校)

(9) 【非常勤講師委託業務】

執行伺いがされておらず、出納局事前検査を受けていなかった。 (桑名高等学校)

(10) 【修学旅行業務委託(教員分)】

執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。
予定価格が設定されていなかった。 (桑名高等学校)

(11) 【エレベーター保守点検業務委託】

契約書条項の支払遅延に対する遅延利息の率を誤って記載していた。 (川越高等学校)

(12) 【廃棄薬品等収集運搬処分業務委託】

契約書に契約額が記載されていなかった。
契約書に処分する薬品が分かる書類が添付されていなかった。 (四日市南高等学校)

(13) 【マコモタケレトルトカレー加工製造業務】

予定価格設定に係る積算根拠が明確になっていなかった。 (四日市農芸高等学校)

(14) 【消防用設備等点検・報告業務】

不良箇所について、消防本部から毎年同様の改善指示を受けており、点検結果の活用が不十分であった。 (四日市農芸高等学校)

(15) 【一般廃棄物収集運搬業務委託】

予定価格設定に係る積算根拠が明確になっていなかった。 (四日市中央工業高等学校)

(16) 【ホームページ保守・更新業務委託】

執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (神戸高等学校)

(17) 【ソフトウェア(成績処理システム)「快刀乱麻」保守業務委託】

執行伺い及び契約締結伺いに前払いの理由等支払方法について記載されていなかった。 (津東高等学校)

(18) 【津東高校平成23年度廃棄物収集運搬処理業務委託】

契約準備行為を行っているが、執行伺いに「年度開始前の契約準備行為である」旨の記載がされていなかった。 (津東高等学校)

- (19) 【快刀乱麻カスタマイズ業務委託】
執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。(久居高等学校)
- (20) 【ソフトウェア(成績処理システム「快刀乱麻」)保守業務委託】
契約書特記事項に定めた個人情報保護責任者等の書面での報告がされていなかった。(久居農林高等学校)
- (21) 【平成23年度合併浄化槽及び単独浄化槽維持管理業務委託】
契約書に定めた管理技術者の通知が行われていなかった。(松阪高等学校)
- (22) 【消防用設備等点検・報告業務委託】
契約書特記事項に定めた個人情報保護責任者等の書面での報告がされていなかった。(松阪高等学校)
- (23) 【快刀乱麻(成績処理システム)保守業務】
予定価格が設定されていなかった。(飯南高等学校)
- (24) 【学校医及び学校歯科医に関する業務】
執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。(飯南高等学校)
- (25) 【エレベーター保守点検業務】
見積書提出期限が月日だけの記載で、時間での記載となっていた。(飯南高等学校)
- (26) 【昴学園高等学校消防用設備等点検・報告委託業務】
契約締結における公印使用について、起案文書の「公印・校合」欄に公印取扱主任者、校合者の認印が押印されていなかった。
契約書で定められた業務の履行に関する責任者(実施責任者)の報告がされていなかった。(昴学園高等学校)
- (27) 【空調設備保守点検業務委託 きらら寮】
契約締結における公印使用について、起案文書の「公印・校合」欄に公印取扱主任者、校合者の認印が押印されていなかった。
契約準備行為を行っているが、執行伺いに「年度開始前の契約準備行為である」旨の記載がされていなかった。
契約書で定められた業務の履行に関する責任者(実施責任者)の報告がされていなかった。
再委託の実施にあたって、あらかじめ承認手続きがされていなかった。(昴学園高等学校)
- (28) 【きらら寮機械警備委託】
契約締結における公印使用について、起案文書の「公印・校合」欄に公印取扱主任者、校合者の認印が押印されていなかった。
契約準備行為を行っているが、執行伺いに「年度開始前の契約準備行為である」旨の記載がされていなかった。(昴学園高等学校)
- (29) 【修学旅行看護にかかる委託業務(看護師派遣経費)】
予定価格が設定されていなかった。(宇治山田高等学校)
- (30) 【修学旅行看護にかかる委託業務(看護師派遣交通費)】
予定価格が設定されていなかった。(宇治山田高等学校)
- (31) 【消防用設備等点検・報告委託業務】
契約書に定める実施責任者の設置について、書面で報告を受けていなかった。(宇治山田高等学校)
- (32) 【ソフトウェア(成績処理システム)保守業務】
執行伺いがされておらず、出納局事前検査を受けていなかった。(伊勢まなび高等学校)
- (33) 【給食施設害虫駆除業務】
12月分の業務報告書及び検査記録がなかった。(伊勢まなび高等学校)
- (34) 【成績管理システム保守管理業務】
契約締結における公印使用について、起案文書の「公印」欄に公印取扱主任者の認印が押印されていなかった。(上野高等学校)
- (35) 【名張西高校授業力向上セミナー実施委託業務】
執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。(名張西高等学校)
- (36) 【尾鷲高校昇降機保守点検業務委託】
見積書提出期限が月日だけの記載で、時間での記載となっていた。(尾鷲高等学校)
- (37) 【成績管理システムソフトウェア保守業務委託】
見積書提出期限が月日だけの記載で、時間での記載となっていた。(尾鷲高等学校)

(38) 【管理教室棟エレベーター保守委託】

執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。

(杉の子特別支援学校)

(39) 【自動扉開閉装置維持管理業務】

再委託の承認手続きにおいて、再委託の理由及び内容が明確になっていなかった。

(緑ヶ丘特別支援学校)

講じた措置

平成 24 年度

1 実施した取組内容

平成 24 年度定期監査結果報告については、教育委員会事務局各課長、各県立学校長及び地域機関の長あて平成 24 年 10 月 26 日付け文書により、監査の結果及び意見の指摘内容を確認したとともに、該当所属については、指摘事項の再発防止や改善などの措置を講じるよう通知しました。また、該当所属以外においても、監査結果における指摘を参考とし、引き続き適正な事務の執行、内部牽制の充実に努めるよう通知しました。さらに、平成 24 年 4 月 27 日に開催された県立学校事務長会第 1 回全員研修会において「平成 23 年度」、平成 24 年 12 月 20 日に開催された県立学校事務長会第 2 回全員研修会において「平成 24 年度」の定期監査結果のうち県立学校該当分の内容を精査し、項目別に分類して注意点や根拠となる規則等を記載した資料を配布・説明し、今後の事務改善の参考とするよう依頼しました。

教育委員会事務局における取組としては、予算編成及び執行に関する具体的な仕組みや事務処理について理解を深め、会計事務の適正化を図ることを目的に、事務局内において、教員籍の職員向けに予算経理事務に係る「手引き」を作成しました。また、課単位の「予算経理出前講座」を開催しました。(予算編は、平成 24 年 8 月 20 日から 9 月 7 日まで 6 回開催。経理編、電子調達編は、平成 24 年 9 月 19 日から 10 月 31 日まで 5 回開催)。さらに、平成 24 年 12 月 19 日、20 日に「出納局職員を講師とした事務局内職員向け会計事務研修「経理関係事務講座」を実施しました。

県立学校への会計事務にかかる支援としては、平成 24 年 4 月 25 日に開催された県立学校教育事務研究会研修会において、会計事務に関する文例や留意事項をまとめた資料を配付・説明し、適切な事務処理へ活用することを図りました。また、平成 24 年 10 月 23 日から平成 25 年 1 月 10 日までの期間において予算経理課学校経理グループ用務に係る学校訪問の際、6 校に対して過去 3 年間の監査指摘事項について、改善の確認を行いました。さらに、会計事務をはじめとした学校事務全般の情報共有を目的とした「事務提要ウィキ(職員が自由に編集を行い、自己の責任において情報を活用するイントラネット内サイト)」にかかる管理・運営体制及び内容の充実に努めるため、県立学校事務長会・県立学校教育事務研究会の活動をサポートし、学校事務に関わる情報やノウハウの共有の促進に努めました。

なお、個別の監査結果に対する取組内容は次のとおりです。

- (1) (3) (6) (7) (8) (9) (10) (16) (19) (24) (32) (35) (38) 執行伺いもれや、執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかったことについては、出納局による講座研修を受講することなどにより会計知識の向上や周知徹底を図ること及び、複数職員によるチェック体制の強化等を図りました。
- (2) (4) (20) (22) 契約書特記事項に定めた個人情報保護責任者等の書面での報告がされていないことについては、契約書の条項を正確に認識し、複数名による確認を行い、相手方に提出を求めるなど再発防止に努めました。
- (5) (13) (15) 予定価格設定に係る積算根拠が明確になっていなかったことについて、執行伺いの際に積算根拠内容が変更になったにも関わらず予定価格の変更を行っていないものや、特殊ケースで積算設定が困難なものなどがありましたが、すべてのケースにおいて、正確な根拠をもって明確な予定価格を算定するよう改善を図りました。
- (5) (27) 再委託の実施にあたっては、あらかじめ承認手続きがされていないものについては、実施するよう周知徹底を行いました。
- (10) (23) (29) (30) 予定価格が設定されていないことについて、再発防止を図るため、複数の職員による確認体制を整えました。
- (11) 契約書条項の支払遅延に対する遅延利息の率を誤って記載していたことについて、改定前の誤った支払遅延利息の率を記載していたため、今後は利率の数値を記載せず根拠告示による旨を記載することとしました。
- (12) 契約書に契約額が記載されていないこと、及び処分する薬品が分かる書類が添付されていないことについて、廃棄物品の種類が多いため、別紙のとおりとして、金額及び内訳書を添

付しましたが、本来は別紙も契約書本体と一緒に袋とじで綴りこむべきところ、綴りこまれていませんでした。後日、別紙と契約書本体とを割り印を押印して、一体のものであることが分かるようにし、事務室内で協議を行い、三者以上の目で契約書のチェックを行って、再発防止に努めていくこととしました。

- (14) 不良箇所について、消防本部から毎年同様の改善指示を受けており、点検結果の活用が不十分であったことについて、消火器、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常警報設備について、取替え及び修繕を行いました。避難器具については、修繕に係る予算を要望しました。
- (17) 執行伺い及び契約締結伺いに前払いの理由等支払方法について記載されていなかったことについて、執行伺および契約締結伺いの起案に前払いの理由等につき明記することとしました。
- (18) (27) (28) 執行伺いに「年度開始前の契約準備行為である」旨の記載がされていなかったことについて、平成 22、23 年度出納かわら版 1 月号には「調達説明書のその他項目に「当該競争入札の落札決定の効果は、予算発効時において生じる。」と記載してください。」とあることから、調達説明書へのみ記載し、執行伺へは記載していないこと等が起因となっていました。平成 24 年度は調達説明書、執行伺の両方へ記載するなどの改善を行いました。
- (21) (26) (27) (31) 契約書に定める管理技術者・実施責任者の通知及び報告がされていなかったことについて、複数職員で的確に確認するなど、チェック機能の強化を図りました。
- (25) (36) (37) 見積書提出期限が月日だけの記載で、時間での記載もれがあったことについて、再発防止のため、出納関係の研修会を積極的に受講し会計知識の向上に努めるなど、業務委託契約内容の的確なチェック体制を図りました。
- (26) (27) (28) (34) 契約締結における公印使用について、起案文書欄に公印取扱主任者等の押印がなかったことについて、認印の押印を確実にを行うことの徹底を図り、契約内容の把握と的確な委託業務の執行に努めるよう徹底しました。
- (33) 12 月分の業務報告書及び検査記録がなかったことについて、業務完了後に業務報告書の提出がありました。検収記録の記載漏れがあり報告書の綴り忘れが原因であったため、業務報告書の提出があった時点で速やかに検収確認を行い業務内容のチェックを実施しました。
- (39) 再委託の承認手続きにおいて、再委託の理由及び内容が明確になっていなかったことについて、再委託の承認申請の際には、事業者にも再委託の理由及び内容を詳しく記載するよう指導し、その必要性について十分確認のうえ承認するようにしました。

2 取組の成果

定期監査結果の内容を踏まえ、学校訪問による改善の確認や、「事務提要ウィキ」を活用し、学校事務に関わる情報やノウハウの共有促進を図ることができました。

- (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (13) (15) (16) (19) (20) (22) (24) (32) (35) (38) 出納局による講座研修を受講することなどにより会計知識の向上や職員間の周知徹底を図られ、複数職員によるチェック体制の強化等により再発防止に努めており、同様の事案は生じていません。
- (11) 今後は利率の数値を記載せず根拠告示による旨を記載することとしたため、誤った利率を記載することがなくなりました。
- (12) これまでのところ同様の事例の発生は無く、契約事務を的確に遂行できました。
- (14) 昨年度までの指示項目については、避難器具を除き改善しました。
- (17) 平成 24 年度は執行伺、契約締結伺いの両方へ記載しました。
- (18) 平成 24 年度は調達説明書、執行伺の両方へ記載するなど適正な事務処理が図られました。
- (21) (26) (27) (28) (31) (34) 適正な事務処理が図られました。
- (23) (29) (30) 決裁時におけるチェック強化を図り、適切に処理を行っています。
- (25) (36) (37) 再発防止に取り組み、適切に事務処理を行っています。
- (33) 業務報告書の提出があった時点で速やかに検収確認を行い業務内容のチェックを実施し不適正な事案を防止しました。
- (39) 平成 24 年度は、自動扉開閉装置維持管理業務について再委託を行っていません。

平成 25 年度以降（取組予定等）

平成 25 年度以降も、引き続き適切な事務処理に努めるとともに、少人数で会計事務処理を実施している県立学校へのきめ細かな支援等にも取り組んでいきます。

- (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (13) (15) (16) (19) (20) (24) (32) (35) (38) 引き続き会計知識の向上に努めるとともに、複数名によるチェック体制を図り、適正な事務処理を行うよう努めます。

- (11) 今後も継続して再発防止に努めていきます。
- (12) 引き続き、複数名によるチェック体制を図り、人事異動があった場合も、的確な引継ぎにより、事務に遺漏の無いようにしていきます。
- (14) 予算要望中で未対応の避難器具修繕について早期に対応するとともに、設備全体の老朽化により指示された項目についてはその都度改修を図っていきます。
- (17) 執行伺、契約締結伺いの両方へ記載していきます。
- (18) 調達説明書、執行伺の両方へ記載していきます。
- (21) (26) (27) (28) (31) (34) 適正な事務処理が図られるよう知識向上を図り、複数職員間でのチェック体制の強化も図っていきます。
- (22) 同様の案件については適切な事務処理が行えるよう知識向上を図ることとし、当該業務については、今後学校施設課において一括契約を行うこととなっています。
- (23) (29) (30) 決裁時におけるチェック強化を図り、複数職員による確認を行って、適正な事務処理を実施していきます。
- (25) (36) (37) 見積依頼起案文書決裁時にチェックを強化し、適切に事務処理を行っています。
- (33) 引き続きチェック体制を維持し、細心の注意をはらいながら適正な処理に努めていきます。
- (39) 再委託承認を行う際は、再委託の理由及び内容を十分確認のうえ承認書に明記するなど、適切な事務処理に努めます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 補助金</p> <p>(1) 【三重県公立学校職員互助会助成金】額の確定が行われていなかった。 (教職員・施設担当分野)</p> <p>(2) 【夜間定時制高等学校夜食費補助金】補助金交付決定等の事務が遅延していた。補助金申請側と交付側の事務について、決裁者は異なっているが担当者が同一であり、内部チェック体制の確保が図られていなかった。 (桑名高等学校)</p> <p>(3) 【夜間定時制高等学校夜食費補助金】補助金交付決定等の事務が遅延していた。 (神戸高等学校)</p> <p>(4) 【夜間定時制高等学校夜食費補助金】補助金交付決定等の事務が遅延していた。 (伊勢まなび高等学校)</p> <p>(5) 【夜間定時制高等学校夜食費補助金】補助金交付決定等の事務が遅延していた。 (上野高等学校)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 助成金の額の確定が行われていなかったことについては、補助事業等の事務の流れについて再度確認を行うとともに、事務に携わる職員に対して改めて周知徹底を図りました。再発防止のため、事務を計画的に実施し複数の職員で的確に確認するなどチェック機能の強化に努めました。</p> <p>(2) 補助金交付決定等の事務が遅延していたこと及び、補助金申請側と交付側の事務について決裁者は異なっているが担当者が同一であり、内部チェック体制の確保が図られていなかったことについては、交付決定後、書類上の手続き事務が後回しになってしまい、また職員数が少ないこともあって、申請側交付側が同一で、内部チェック体制が図られないようになってしまいました。平成 24 年度には、夜間定時制高等学校夜食費補助金事業は廃止されました。</p> <p>(3) (4) (5) 補助金交付決定等の事務が遅延していたことについて、職員数が少ないこと等による内部チェック体制が万全でなかったことや、就労日数の認定に期間が必要で交付決定等が遅延した状況などがありました。その後適正な事務処理を務めています。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 三重県補助金等交付規則に基づき、補助事業等の完了等の報告を受けた場合にはその報告書の内容を調査し、適正と認めるときには交付すべき補助金等の額の確定を行うよう確認を行い、適正な事務処理に努めるよう、職員の意識の向上が図られました。</p> <p>(2) 補助金事業に同様の事案は生じていません。</p> <p>(3) (4) (5) 平成 24 年度以降の定時制高等学校夜食費補助事業は廃止となり、該当事案は生じていません。</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 三重県公立学校職員互助会に対する補助金は平成 23 年度で廃止となりました。</p> <p>(2) 引き続き、補助金事業において、事務が遅延しないよう、また内部チェック体制の確保が図られるように、確認を行います。</p> <p>(3) (4) (5) 引き続き、補助金事業において、事務が遅延しないよう、また内部チェック体制の確保が図られるなどの、確認を行います。なお平成 24 年度以降の定時制高等学校夜食費補助事業は廃止となっています。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ウ 旅費</p> <p>(1) 【第 62 回日本学校農業クラブ全国大会長崎大会】 復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (学習支援担当分野)</p> <p>(2) 【県外学校視察】 復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (学習支援担当分野)</p> <p>(3) 【第 21 回全国産業教育フェア鹿児島大会】 復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (学習支援担当分野)</p> <p>(4) 【全国高等学校生活体験発表会生徒引率】 旅行雑費の早朝加算が支給できないにもかかわらず支給していた。 (北星高等学校)</p> <p>(5) 【授業実践研究事業に係る学校視察】 用務のない移動日について、夜間着の旅行雑費が支給されていた。 (津西高等学校)</p> <p>(6) 【平成 23 年度第 58 回全国高等学校ワプロ競技大会】 復命書に出張最終日の用務内容及び行程が把握できる記述がなかった。 (津商業高等学校)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>平成 24 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) (2) (3) 復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかったことについて、復命書が、復命書を簡易起案により起案し、決裁ルートを課員全員として処理していたため、決裁後の総合文書管理システムへの登録忘れが原因でした。平成 24 年度からは県外出張については簡易起案での起案はせずに、全ての復命書を総合文書管理システムによる起案とすることとしました。</p> <p>(4) 旅行雑費の早朝加算が支給できないにもかかわらず支給していたことについて、旅費条例等の確認を行い、周知徹底を図りました。</p> <p>(5) 用務のない移動日について、夜間着の旅行雑費が支給されていたことについて、用務終了後、当日帰着不能の県外出張で後泊をしましたが、旅費請求の段階で誤請求を行ってしまいました。当該分についての歳出戻入処理を行っています。職員に対し旅費規定について周知徹底を図りました。</p> <p>(6) 復命書に出張最終日の用務内容及び行程が把握できる記述がなかったことについて、復命書内容は、詳細に作成するべきところの意識が薄かったことが要因と考えられるため、出張各期日の用務内容及び行程等について明確な記載を行うよう周知徹底を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) (2) (3) 簡易起案による復命が無くなったことで、全ての県外出張は総合文書管理システムに登録することとなりました。引き続き復命書については簡易起案を不可とすることで未登録をなくしていきます。</p> <p>(4) 会計規則等に基づき適正な事務処理を行っています。</p> <p>(5) 旅費請求の疑問点については確認を行うなどするようになり、誤請求はなくなりました。</p> <p>(6) その後、復命書の作成については詳細に行われています。</p>
<p><u>平成 25 年度以降 (取組予定等)</u></p> <p>(1) (2) (3) 今後においても県外出張については簡易起案による起案はせずに、全ての復命書を総合文書管理システムによる起案とすることとします。</p> <p>(4) 今後も引き続き、会計規則等に基づき、適正な事務処理を実施していきます。</p> <p>(5) 年度当初及び機会をとらえて、職員に対し旅費規定等についての周知を図っていきます。</p> <p>(6) 今後も、詳細に復命書を作成するよう徹底していきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>エ 物品等購入</p> <p>(1) 「三重県少額物品・役務等調達基準」に基づく見積もり結果が、年度の途中からローテーション表に記載されていなかった。 (いなべ総合学園高等学校)</p> <p>(2) 「三重県少額物品・役務等調達基準」に係るローテーション表を作成していたものの、物品等購入に際して活用されていなかった。 (四日市中央工業高等学校)</p> <p>(3) 年度末に集中して物品購入を行っていた。 (宇治山田高等学校)</p> <p>(4) 分割発注により物品購入を行っていた。 (宇治山田高等学校)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 「三重県少額物品・役務等調達基準」に基づく見積もり結果が、年度の途中からローテーション表に記載されていなかったことについて、ローテーション表への見積結果の記載をまとめて行うことができましたが、発注の際には、その都度確実に記載を行うようにしました。</p> <p>(2) 「三重県少額物品・役務等調達基準」に係るローテーション表を作成していたものの、物品等購入に際して活用されていなかったことについて、活用するようにしました。</p> <p>(3) 年度末に集中して物品購入を行っていたことについて、物品の購入については、予算の計画的な執行管理を行うとともに適正かつ計画的な発注を行いました。</p> <p>(4) 分割発注により物品購入を行っていたことについて、物品の購入にあたり要望等的確に踏まえ、一括発注すべき物品については集約し、「物件等電子調達システム」や「常時選定事業者名簿」を利用するなど計画的に物品調達を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) ローテーション表の記載を行いました。</p> <p>(2) ローテーション表を活用した物品購入を行いました。</p> <p>(3) 年間の予算執行計画を立て、適時適切に物品調達を行いました。</p> <p>(4) 年間の予算執行計画を立て、適時適切に物品調達を行いました。分割発注は行っておりません。</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 引き続きローテーション表への記載を確実に行います。</p> <p>(2) ローテーション表を活用していきます。</p> <p>(3)(4) 物品購入について、適正な物品管理を行うとともに、年間の予算執行計画を立て計画的に物品調達を行います。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 人件費</p> <p>人件費について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 教員業務連絡指導手当及び教員特殊業務手当について誤った適用区分で認定していた。 (久居高等学校)</p> <p>(2) 教員特殊業務手当の対象日を誤って認定していた。 (久居農林高等学校)</p> <p>(3) 教員特殊業務手当の対象日を誤って認定していた。 (松阪高等学校)</p> <p>(4) 特殊勤務手当の区分を誤って認定していた。 (玉城わかば学園)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 教員業務連絡指導手当及び教員特殊業務手当について誤った適用区分で認定していたことについて、職員に対し諸手当の概要を周知するとともに、入力誤りの無いよう再確認に努めました。</p> <p>(2) 教員特殊業務手当の対象日を誤って認定していたことについて、当手当は、対象業務を行った教諭等が総務事務システムを利用して自ら入力し認定を受けるものですが、入力の際に対象日を誤って入力してしまい、認定の際にもそれら入力事項が適正であると認定したため誤りが発生したものです。このため、教諭等が総務事務システム入力する際は、入力誤りをしないよう各項目を再確認しながら行うように注意喚起を行い、認定の際も本人に聞き取りを行う等確認作業を強化することとしました。</p> <p>(3) 教員特殊業務手当の対象日を誤って認定していたことについて、教員特殊業務手当（部活動指導：週休日 2 時間以上 4 時間未満、1,200 円）において手当対象日（土）のところ、誤って（月）で申請し、受理（決裁）されていました。不注意によりおこったものであり、決裁において適切な処理を行うよう周知徹底を図りました。</p> <p>(4) 特殊勤務手当の区分を誤って認定していたことについて、単純な認識誤りから異なった科目を使用してしまったため、複数者でチェックを行うよう体制の強化を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 取組を徹底した結果、入力誤り・認定誤りはなくなりました。</p> <p>(2) 教諭等の入力の際の注意喚起や、承認時の入力事項の再確認により、入力誤り、認定誤りを防ぐ体制を強化しました。</p> <p>(3) 今年度、適正な処理（決裁）が行われています。</p> <p>(4) 担当者をはじめ、担当者以外の職員にも事務処理内容に認識が高まり、他の業務への良い影響が生じました。</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1)(2)(3)(4) 今後も引き続き同様の取組を行い、職員の意識向上を図るとともに、適正な事務処理に努めていきます。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>なお、金品亡失の事案には、紀伊半島大水害により公用車等が損傷したものや郵券証紙等が紛失したものもあった。自然災害発生時における県有物品の保管場所や取扱い等について検討されたい。</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 菰野高等学校の学校用地の一部について、使用に係る権利関係が長年未整理となっている。 (教職員・施設担当分野)</p> <p>(2) 校内を横断する公共下水管に係る教育財産目的外使用許可について、継続申請がなされていないことに関し、確認・指導を行っていなかった。 (四日市高等学校)</p> <p>(3) 消防設備の不良箇所の改善が遅れているため、消防本部から毎年同様の改善指示を受けていた。 (四日市農芸高等学校)</p> <p>(4) 教育財産の目的外使用許可に係る決裁文書の校合・公印欄に認印がないまま公印を押印し指令書を交付していた。 (四日市中央工業高等学校)</p> <p>(5) 「教育財産使用許可（貸付）台帳」が整理されていなかった。 (飯野高等学校)</p> <p>(6) 毒物及び劇物の在庫数量の把握がされていなかった。 (久居農林高等学校)</p> <p>(7) 毒物及び劇物取締法に基づく盗難防止の措置が適切に行われていなかった。 (飯南高等学校)</p> <p>(8) 毒物及び劇物取締法に基づく毒物及び劇物の保管場所に必要な表示の一部に誤りがあった。 (宇治山田高等学校)</p> <p>(9) 教育財産貸付契約締結の起案文書において、公印欄に公印管理者の認印が押印されていないなど、決裁手続き上の不備があった。 (伊勢工業高等学校)</p> <p>(10) 毒物及び劇物取締法に基づく劇物の保管場所に必要な表示がされていないものがあった。 (伊勢まなび高等学校)</p> <p>(11) 毒物及び劇物の使用量、残量の記録が不十分であった。 (伊勢まなび高等学校)</p> <p>(12) 劇物の容器ラベルがはがれ判別困難なものがあった。 (伊勢まなび高等学校)</p> <p>(13) 「教育財産使用許可（貸付）台帳」が整理されていなかった。 (南伊勢高等学校)</p> <p>(14) 「教育財産使用許可（貸付）台帳」が整理されていなかった。 (上野高等学校)</p> <p>(15) 毒物及び劇物取締法に基づく劇物の保管場所に必要な表示がされていないものがあった。 (上野高等学校)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成24年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成24年度定期監査結果報告については、教育委員会事務局各課長、各県立学校長及び地域機関の長あて平成24年10月26日付け文書により、監査の結果及び意見の指摘内容を確認了知するとともに、該当所属については、指摘事項の再発防止や改善などの措置を講じるよう通知しました。また、該当所属以外においても、監査結果における指摘を参考とし、引き続き適正な事務の執行、内部牽制の充実に努めるよう通知しました。さらに、平成24年4月27日に開催された県立学校事務長会第1回全員研修会において「平成23年度」、平成24年12月20日に開催された県立学校事務長会第2回全員研修会において「平成24年度」の定期監査結果のうち県立学校該当分の内容を精査し、項目別に分類して注意点や根拠となる規則等を記載した資料を配布・説明し、今後の事務改善の参考とするよう依頼しました。</p> <p>なお、個別の監査結果に対する取組内容は次のとおりです。</p> <p>(1) 菰野高等学校の学校用地の一部について、使用に係る権利関係が長年未整理となっていることについては、菰野町に対して、地権者からの用地取得の検討を進めるとともに、権利関係の明確化を図るように働きかけました。</p> <p>(2) 教育財産目的外使用許可について、継続申請がなされていないことに関し、確認・指導を行っていなかったことについて、継続申請到来時点において四日市市上下水道局から申請が出されず、学校としても台帳等の確認も失念していたため、継続手続きがなされていなかったものであります</p>

が、その後、継続許可の必要性の確認および指導を行い申請・許可手続きは完了しています。現在は台帳を年度末および個々の期限到来時点で点検し、実態を把握し適切に対処しています。

- (3) 消防設備の不良箇所の改善が遅れているため、消防本部から毎年同様の改善指示を受けていたことについて、消火器、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常警報設備について、取替え及び修繕を行いました。避難器具については、修繕に係る予算を要望しました。
- (4) 決裁文書の校合・公印欄に認印がないまま公印を押印し指令書を交付していたことについて、複数職員によるダブルチェックを行うように努めました。
- (5) (13) (14) 「教育財産使用許可（貸付）台帳」が整理されていなかったことについて、早急に作成・整理を行いました。
- (6) 毒物及び劇物の在庫数量の把握がされていなかったことについて、現在所有している毒物及び劇物の在庫数量の確認を行い、管理台帳を作成しました。
- (7) 毒物及び劇物取締法に基づく盗難防止の措置が適切に行われていなかったことについて、鋼鉄製ロッカーを購入し、盗難防止対策を講じました。
- (8) 毒物及び劇物取締法に基づく毒物及び劇物の保管場所に必要な表示の一部に誤りがあったことについて、毒物及び劇物取締法第12条に基づく薬品戸棚の表示は、「劇物」と表示していましたが、法に基づく適正な表示「医薬用外」の表示がされていなかったため、薬品の整理・確認を行い、適正な表示（「医薬用外」の表示）を行いました。
- (9) 契約締結の起案文書において、公印欄に公印管理者の認印が押印されていないなど、決裁手続き上の不備があったことについて、公印を押印する際には文書に原議書を添えて、公印取扱主任の照合確認後に文書を施行するようにしました。
- (10) (15) 毒物及び劇物取締法に基づく劇物の保管場所に必要な表示がされていないものがあったことについて、長期間に剥がれ落ちて不備な箇所があったなどが原因であったため、全ての陳列棚のラベル状態を点検し不備な箇所には表示を行うなどの処置を行いました。
- (11) 毒物及び劇物の使用量、残量の記録が不十分であったことについて、毒物及び劇物の購入時にファイルに登録し残量を記録していたが、使用実績の詳細な管理がされていなかったため、全ての薬品を台帳の残量と照合しながら使用量、残量を確認し薬品使用台帳に記入し把握を行うようにしました。
- (12) 劇物の容器ラベルがはがれ判別困難なものがあったことについて、標本室の保管薬品は劇物表示を行い適正に管理していましたが、長期間使用がない容器の一部のラベルが剥がれ判別困難な状態となっていたため、全ての容器の確認を行い不備なものについて新たにラベルを作成し薬品の使用時には表示の確認を行いました。

2 取組の成果

- (1) 菰野町は、当該用地を買い取ることに、現在の財政状況から困難であるとしています。
- (2) 定期点検の実施により、申請洩れは発生していません。
- (3) 昨年度までの指示項目については、避難器具を除き改善しました。
- (4) 決裁文書の校合・公印欄の押印漏れをチェックするようにしました。
- (5) (13) (14) 取り組み実施後については、誤りは発生していません。
- (6) 現在所有している毒物及び劇物の在庫数量を把握し、適正な管理を行うことができました。
- (7) 鋼鉄製ロッカーを購入したことにより、盗難防止対策が向上しました。
- (8) 毒物及び劇物取締法に基づき適正な表示を行いました。
- (9) 文書の施行手続きが適正かつ円滑に処理がなされています。
- (10) (15) 全ての陳列棚に表示がされ、毒物の所在を明確にすることができました。
- (11) 全ての薬品の使用量、残量を確認して台帳に記録し把握がされています。
- (12) 薬品容器に適切にラベルが貼付されています。

平成25年度以降（取組予定等）

- (1) 菰野高等学校の学校用地について、無償での借受分は継続するとともに、地権者からの用地取得の検討及び地権者との権利関係の整理に向けて、菰野町と引き続き協議していきます。
- (2) 平成25年度以降も同様の取組を継続して実施し再発防止につとめていきます。
- (3) 予算要望中で未対応の避難器具修繕について早期に対応するとともに、設備全体の老朽化により指示された項目についてはその都度改修を図っていきます。
- (4) 公印押印時は、決裁文書の校合・公印欄の押印を確認するようにします。

- (5) (13) (14) 随時点検を行い、整理漏れのないよう注意喚起を行い、適正な収納処理に努めます。
- (6) 現在所有している毒物及び劇物の在庫数量を把握し、適正な管理を行います。
- (7) 薬品庫等の施錠を徹底し、盗難防止の措置を適切に行うようにしていきます。
- (8) 適正な薬品管理を行うとともに毒物及び劇物取締法に基づき適正な表示を行います。
- (9) 公印の押印が必要な文書の施行手続きについては、浄書及び校合を行い校合者の認印押印後に公印取扱主任の照合確認を受け施行を行います。
- (10) (15) 薬品の使用時にはラベルの状態を確認し年に一度は全ての箇所を点検するなど、毒劇物の安全な管理に努めます。
- (11) 今後も引き続き薬品の使用後は計量し使用量、残量を記録していきます。
- (12) 薬品を使用する時には必ず表示の確認を行います。又、長期間使用しない薬品もあることから定期的にラベルの確認を行います。

監査の結果	
2 財務等に関する意見	
(4) 財産管理等の状況	
財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
なお、金品亡失の事案には、紀伊半島大水害により公用車等が損傷したものや郵券証紙等が紛失したものもあった。自然災害発生時における県有物品の保管場所や取扱い等について検討された。	
イ 金品亡失	
(1) パソコンの損傷 (修理代 63,000 円)	(学習支援担当分野)
(2) 公用車の損傷 (修理代 1,244,012 円)	(学習支援担当分野)
(3) 物品購入伝票及びプラスチックケースの紛失 (損害額 0 円)	(育成支援・社会教育担当分野)
(4) パソコンの損傷 (修理代 26,040 円)	(育成支援・社会教育担当分野)
(5) パソコンの損傷 (修理代 0 円)	(いなべ総合学園高等学校)
(6) パソコンの損傷 (修理代 0 円)	(川越高等学校)
(7) パソコンの損傷 (修理代 73,500 円)	(川越高等学校)
(8) パソコンの損傷 (修理代 73,500 円)	(四日市南高等学校)
(9) パソコンの損傷 (修理代 0 円)	(石薬師等学校)
(10) パソコンの損傷 (修理代 0 円)	(津高等学校)
(11) パソコンの損傷 (修理代 34,860 円)	(松阪高等学校)
(12) 公用車の損傷 (修理代 104,535 円)	(相可高等学校)
(13) パソコンの損傷 (修理代 0 円)	(宇治山田高等学校)
(14) パソコンの損傷 (修理代 0 円)	(鳥羽高等学校)
(15) パソコンの盗難 (損害額 106,785 円)	(志摩高等学校)
(16) 小型実習艇の損傷 (修理代 329,522 円)	(水産高等学校)
(17) パソコンの損傷 (修理代 0 円)	(伊賀白鳳高等学校)
(18) パソコンの損傷 (修理代 73,500 円)	(名張高等学校)
(19) パソコンの損傷 (修理代 73,500 円)	(木本高等学校)
(20) 紀伊半島大水害による郵券証紙等の紛失 (損害額 186,570 円)	(紀南高等学校)
(21) 紀伊半島大水害による公用車の損傷 (廃車：取得価格 540,000 円)	(紀南高等学校)
(22) 紀伊半島大水害による顕微鏡写真撮影装置他 530 点の損傷 (廃棄：取得価格 49,899,338 円)	(紀南高等学校)
(23) 紀伊半島大水害による消耗品の損傷 (廃棄：取得価格不明)	(紀南高等学校)
(24) パソコンの損傷 (修理代 0 円)	(西日野にじ学園)
(25) 公用車の損傷 (修理代 0 円)	(埋蔵文化財センター)
講じた措置	
平成 24 年度	
1 実施した取組内容	
平成 24 年度定期監査結果報告については、教育委員会事務局各課長、各県立学校長及び地域機関の長あて平成 24 年 10 月 26 日付け文書により、監査の結果及び意見の指摘内容を確認了知するとともに、該当所属については、指摘事項の再発防止や改善などの措置を講じるよう通知しました。また、該当所属以外においても、監査結果における指摘を参考とし、引き続き適正な事務の執行、内部牽制の充実に努めるよう通知しました。	
なお、個別の監査結果に対する取組内容は次のとおりです。	
(1) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (13) (14) (17) (18) (19) (24) パソコンの損傷については、使用中の不注意により飲料等をキーボード上にこぼしたり、蓋閉じの際に物品を端末上に置いてあったこと等により発生しました。職員会議等を通じ、職員に対し机上のパソコンの周囲の整理・整頓をするよう周知徹底を図るとともに、適正な備品管理を行うよう注意喚起を図りました。	
(2) (12) (25) 公用車の損傷については、日常より注意喚起を行っていますが、改めて職員に対して細心の注意を払ったうえで作業、運行等を行うよう職員に注意喚起を行いました。	

- (3) 物品購入伝票及びプラスチックケースの紛失については、課員及び主として公用車を利用することの多い生徒指導特別指導員に向け、課内の会議や毎月1回の生徒指導特別指導員研修会において、公用車の利用について十分注意し交通事故防止に努めるよう指導し、職員を対象とした交通安全講習を受講させました。また、生徒指導特別指導員が学校訪問等に出かける際には、公用車の利用に際し鍵及び付属品の管理に十分注意するとともに、交通事故防止に努めるよう、個々に声かけを行っています。
- (15) パソコンの盗難については、授業後、パソコンを机上においたまま部屋を施錠し帰宅したため、翌日パソコンがなくなっていました。その後の対応として、すべての職員に今回のことについて事情説明をし、物品の適正な管理（紛失・盗難・破損防止等）をはじめ、生徒等の個人情報の管理（PC本体には情報を入れない。PCは鍵のかかるロッカーやワイヤーで固定する、情報流出防止チェックリストの活用等）について再度注意喚起を行いました。
- (16) 小型実習艇の損傷については、浮棧橋の固定用チェーンと海面との距離が近接しており、実習艇K2のプロペラを接触させてしまったことにより生じた事故であるため、浮棧橋における離着岸実習を行う箇所に防舷材を設置し、浮棧橋への着岸時の衝撃緩和及び浮棧橋の固定用チェーンと船舶のプロペラの水深を離し、接触しない距離を確保しました。また、実習指導を行う教諭に対して、実習前に波の状況及び潮位等の確認を再度徹底するように口頭注意を行いました。
- (20) (21) (22) (23) 紀伊半島大水害による各損傷等について、平成23年度の紀伊半島大水害は予期せぬ大水害でありましたが、今後もこのような大災害が発生する可能性はあり、万全な対策を講じようとするならば、学校施設の移転や、すべての教室等を2階もしくは3階に設置するなどの措置が必要であることが考えられるものの、予算面から困難であり、災害が予想される場合には、情報に注意し、前もって物品を移動させるなどの対処をとるしかないと考えています。

2 取組の成果

- (1) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (13) (14) (17) (18) (19) (24) パソコンを含めた物品の適正管理について、注意喚起と指導、執務環境の改善に取り組んだ結果、パソコンの近くでは蓋のついた容器を使用するようになったことや、パソコンの周りが整理整頓されるなど、課員の意識の向上が図られました。平成24年度中再度損傷事案が発生した所属においては、職員会議にて、パソコン等の備品の適正な管理と、机上の整理について、再度指導を行いました。一層適正管理の重要性を再度認識するよう、改めて周知徹底を図りました。
- (2) (12) (25) 公用車の使用に関しては、事故を契機として更なる注意喚起を行ってきたことから、公用車による事故、損傷を生じさせるような事態は発生していません。
- (3) 同様の事案は発生していません。
- (15) 適正に物品等の管理を行っています。
- (16) 従来の離着岸箇所よりも1メートルほど海側にせり出すことにより、船体が固定用チェーンの上を通過する位置がより海側となり、チェーンとプロペラの距離を確保しました。
- (20) (21) (22) (23) 職員の災害に対する意識が向上しました。

平成25年度以降（取組予定等）

- (1) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (13) (14) (17) (18) (19) (24) 平成25年度以降も、不注意による損傷が発生しないために、適正な物品管理を徹底するよう、随時、注意喚起を行うように努めます。特にパソコンの取扱い及びパソコン周辺の執務環境の整理には十分注意を払ったうえで使用するなど、今後も職員に対し、県有財産の適正な管理を行うよう周知を図ります。
- (2) (12) (25) 所属内の会議及び生徒指導特別指導員研修会等を定期的に行い、職員に対し、今後も公用車の利用に際し十分に注意するとともに、交通事故防止に努めるよう指導を徹底します。
- (3) 職員が公用車を利用する際には、鍵及び付属品の管理に十分注意するとともに、交通事故防止に努めるよう個々に声かけを行います。
- (15) 引き続き、パソコンの保管方法、管理、取り扱いには十分注意するよう注意喚起を行い周知していくことで適正な物品管理に努めます。
- (16) 操船前における船体各部の状態確認をし、定期的な上架し船底等の確認を実施します。
- (20) (21) (22) (23) 今後も注意喚起を行っていきます。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(5) 事務管理体制

事務管理体制について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

- (1) 水道料金の口座振替処理誤りにより歳出戻入を行っていた。(桑名西高等学校)
- (2) 郵券証紙類について、23年度年間見込み使用量を誤ったこと等により、23年度末の在庫枚数が年度使用量と比べ多いものがあった。(桑名西高等学校)
- (3) 手数料の金額誤りにより歳出戻入を行っていた。(桑名工業高等学校)
- (4) 教職員住宅入居承認に係る決裁文書の公印欄に認印の押印がなかった。(四日市西高等学校)
- (5) 自動販売機設置に係る契約締結の起案文書で公印不要として決裁を受けていた。(四日市西高等学校)
- (6) 郵券証紙類について、23年度年間見込み使用量を誤ったこと等により、23年度末の在庫枚数が年度使用量と比べ多いものがあった。(朝明高等学校)
- (7) 郵券証紙類について、23年度年間見込み使用量を誤ったこと等により、23年度末の在庫枚数が年度使用量と比べ多いものがあった。(白子高等学校)
- (8) 郵券証紙類について、23年度年間見込み使用量を誤ったこと等により、23年度末の在庫枚数が年度使用量と比べ多いものがあった。(稲生高等学校)
- (9) 郵券証紙類について、23年度年間見込み使用量を誤ったこと等により、23年度末の在庫枚数が年度使用量と比べ多いものがあった。(相可高等学校)
- (10) 郵券証紙類出納簿について受領者の印鑑が押印されていなかった。(昴学園高等学校)
- (11) 郵券証紙類について、23年度年間見込み使用量を誤ったこと等により、23年度末の在庫枚数が年度使用量と比べ多いものがあった。(昴学園高等学校)
- (12) 旅費の支払先誤りにより歳出戻入を行っていた。(南伊勢高等学校)
- (13) 処分決議された学校長印を廃棄せず保管していた。(鳥羽高等学校)
- (14) 賄材料費の二重払により歳出戻入を行っていた。(水産高等学校)
- (15) 消耗品費の債権者誤り、工事請負費の金額誤りにより歳出戻入を行っていた。(上野高等学校)
- (16) 郵券証紙類について、23年度年間見込み使用量を誤ったこと等により、23年度末の在庫枚数が年度使用量と比べ多いものがあった。(あけぼの学園高等学校)
- (17) 光熱水費の事務処理誤りにより歳出戻入を行っていた。(木本高等学校)
- (18) 公課費の金額誤りにより歳出戻入を行っていた。(紀南高等学校)
- (19) 郵券証紙類について、23年度年間見込み使用量を誤ったこと等により、23年度末の在庫枚数が年度使用量と比べ多いものがあった。(城山特別支援学校)
- (20) 旅費の二重払により歳出戻入を行っていた。(城山特別支援学校)
- (21) 郵券証紙類について、23年度年間見込み使用量を誤ったこと等により、23年度末の在庫枚数が年度使用量と比べ多いものがあった。(杉の子特別支援学校)
- (22) 郵券証紙類について、23年度年間見込み使用量を誤ったこと等により、23年度末の在庫枚数が年度使用量と比べ多いものがあった。(緑ヶ丘特別支援学校)
- (23) 施設使用料に係る前渡資金の精算が行われていなかった。(緑ヶ丘特別支援学校)
- (24) 自己検査が期限内に行われていなかった。(玉城わかば学園)

講じた措置

平成 24 年度

1 実施した取組内容

平成 24 年度定期監査結果報告については、教育委員会事務局各課長、各県立学校長及び地域機関の長あて平成 24 年 10 月 26 日付け文書により、監査の結果及び意見の指摘内容を確認了知するとともに、該当所属については、指摘事項の再発防止や改善などの措置を講じるよう通知しました。また、該当所属以外においても、監査結果における指摘を参考とし、引き続き適正な事務の執行、内部牽制の充実に努めるよう通知しました。さらに、平成 24 年 4 月 27 日に開催された県立学校事務長会第 1 回全員研修会において「平成 23 年度」、平成 24 年 12 月 20 日に開催された県立学校事務長会第 2 回全員研修会において「平成 24 年度」の定期監査結果のうち県立学校該当分の内容を精査し、項目別に分類して注意点や根拠となる規則等を記載した資料を配布・説明し、今後の事務改善の参考とするよう依頼しました。

教育委員会事務局における取組としては、予算編成及び執行に関する具体的な仕組みや事務処理について理解を深め、会計事務の適正化を図ることを目的に、事務局内において、教員籍の職員向けに予算経理事務に係る「手引き」を作成。課単位の「予算経理出前講座」を開催しました。(予算編は、平成 24 年 8 月 20 日から 9 月 7 日まで 6 回開催。経理編、電子調達編は、平成 24 年 9 月 19 日から 10 月 31 日まで 5 回開催)。また、平成 24 年 12 月 19 日、20 日に出納局職員を講師とした事務局内職員向け会計事務研修「経理関係事務講座」を実施しました。

県立学校への会計事務にかかる支援としては、平成 24 年 4 月 25 日に開催された県立学校教育事務研究会研修会において、会計事務に関する文例や留意事項をまとめた資料を配付・説明し、適切な事務処理へ活用することを図りました。また、平成 24 年 10 月 23 日から平成 25 年 1 月 10 日までの期間において予算経理課学校経理グループ用務に係る学校訪問の際、6 校に対して過去 3 年間の監査指摘事項について、改善の確認を行いました。さらに、会計事務をはじめとした学校事務全般の情報共有を目的とした「事務提要ウィキ(職員が自由に編集を行い、自己の責任において情報を活用するイントラネット内サイト)」にかかる管理・運営体制及び内容の充実を図るため、県立学校事務長会・県立学校教育事務研究会の活動をサポートし、学校事務に関わる情報やノウハウの共有の促進に努めました。

なお、個別の監査結果に対する取組内容は次のとおりです。

- (1) 水道料金の口座振替処理誤りによる歳出戻入については、桑名市と四日市市の水道料金の支払いを行っており、それぞれ請求方法が異なること等が引継ぎ時にうまく行われずに発生したものと考えます。支払方法について、検針票のみで定例払いが行われていたものを、振込書付払いに改め再発防止策としました。
- (2) (6) (7) (8) (9) (11) (16) (19) (21) (22) 郵券証紙類について、23 年度年間見込み使用量を誤ったこと等により、23 年度末の在庫枚数が年度使用量と比べ多いものがあったことについては、年間見込み使用量を実際の必要枚数より多く見積もり、必要以上の郵券証紙類を購入したこと等が原因でした。月間使用量及び年間見込み使用量を適切に把握し、物品管理の徹底を図っていきます。
- (3) 手数料の金額誤りによる歳出戻入については、はかりの定期検査手数料について、購入後 3 年以内は初回定期検査が免除のところ、誤って平成 22 年度購入のはかりも含めた定期検査手数料を資金前渡で支出したため、平成 22 年度購入のはかりの定期検査手数料分が不要となり、歳出戻入を行いました。計量器の検査手数料のように相手側からの請求書が来ず、こちらで必要な金額を計算して用意しなければならない経費については、今後、支出額が誤っていないか関係法令に記載があれば確認するなど十分に確認を行うよう努めることとしました。
- (4) (5) 教職員住宅入居承認に係る決裁文書の公印欄に認印の押印がなかったこと及び、自動販売機設置に係る契約締結の起案文書で公印不要として決裁を受けていたことについては、起案時及び所属でのチェック等確認不足が原因であることから、総合文書管理システム使用時や文書作成時に、一層、留意、確認し、決裁時においても再確認を励行しています。また、文書事務のスキルアップを図るため、総合文書管理システム・公文書管理の研修受講とともに、所属内での伝達研修を事務室ミーティングの中で行いました。
- (10) 郵券証紙類出納簿について受領者の印鑑が押印されていないことについて、出納局の指導を得ながら適正な事務に取り組みました。
- (12) (14) (15) (17) (18) (20) の歳出戻入について、債権者コード番号、支払済み案件、支払金額等につ

いて複数職員によるチェック体制の強化など、再発防止に努めました。

- (13) 処分決議された学校長印を廃棄せず保管していたことについて、登録されていない公印が保管されていないかとの観点からの検査がされていなかったため、処分決議された学校長印が金庫に廃棄されず保管されたままになっていることに気づかなかつたために発生しました。定期監査で発見された公印については、破碎処理を行うとともに、金庫の中に登録されていない公印が他にないか調査し、その他には保管されていないことを確認しました。
- (23) 施設使用料に係る前渡資金の精算が行われていなかったことについて、毎月初めに、前月の前渡資金の精算漏れはないか確認を行っています。
- (24) 自己検査が期限内に行われていなかったことについて、複数職員による対応を取組み、定められた日時の遵守に努めました。

2 取組の成果

- (1) (3) (4) (5) (10) (12) (13) (14) (15) (17) (18) (20) (23) (24) 指摘監査結果の内容について認識を深め、事務改善とチェック体制の強化に努めることで適切な事務処理の徹底の意識が高まりました。
- (2) (6) (7) (8) (9) (11) (16) (19) (21) (22) 取組みを行うことで、実績に見合った在庫数となっています。その他については、適正な事務処理が図られ、再発等の発生はしていません。

平成 25 年度以降（取組予定等）

平成 25 年度以降も、会計事務について適切な事務処理を務めるとともに、少人数での会計事務処理を行っている県立学校等については、事務局によるきめ細かな支援体制を実施していきます。

また、会計事務については、複数職員によるチェック体制をおくなど、事務処理誤りの防止に努め、会計規則等の再確認・周知を職員間で行うなど、適切な事務処理に取り組んでいきます。

部局名 教育委員会事務局

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(6) 交通事故</p> <p>公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(1)物損事故（負担割合：県 100%・相手 0%）（物損額：県 121,863 円・相手 649,912 円） （学習支援担当分野）</p> <p>(2)物損事故（負担割合：県 30%・相手 70%）（物損額：県 19,530 円・相手 14,805 円） （研修担当分野）</p> <p>(3)物損事故（負担割合：県 100%・相手 0%）（物損額：県 3,412 円・相手 0 円） （研修担当分野）</p> <p>(4)自損事故（物損額：県 50,000 円） （埋蔵文化財センター）</p> <p>(5)自損事故（物損額：県 50,000 円） （埋蔵文化財センター）</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 職員の綱紀肅正及び服務規律の確保にかかる通知について、再度課会議において注意喚起を呼びかけ、事故防止の徹底を図ることを確認しました。運行に際しては、狭隘な道路や工事中の道路、混雑する道路を避けるなど計画的かつ安全な運行に努め、十分注意するよう周知徹底を図りました。</p> <p>(2)(3) 交通事故防止については、課内会議などの機会を通じて注意喚起を行い、職員の交通安全意識及び県有財産の適正な管理意識の向上に取り組みました。</p> <p>(4)(5) 発生した場所は、発掘調査予定現場と駐在事務所内であり、直接の原因は 2 件とも後方に発進している時の事故であり、職員の後方確認不注意が主原因となっています。このことから、職員に対しては余裕をもった運転に心掛けるとともに、周囲に注意を払いながらより慎重な運転を心掛けるよう繰り返し注意をおこなっています。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 通知や事例紹介をもとに全課員で話し合う機会を持つことによって、安全意識が高揚したと思われます。本年度は、職員の交通事故は発生していません。</p> <p>(2)(3) 職員の交通安全意識及び県有財産の適正な管理意識が高まり、その後、公務中の事故は発生していません。</p> <p>(4)(5) 残念ながら、平成 24 年度においても、上記の様な職員の不注意が原因となった交通事故が発生しています。</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 一層の交通安全の意識及び県有財産管理意識の高揚を図り、事故等の発生防止のための注意喚起を行うとともに、業務内容、人員配置等にも配慮しながら、無理のない計画、業務が遂行できるようにします。公用車の使用についても、運転者が安全を十分確保できる状況にあるかなどを確認したうえで、業務にあたるよう指導に努めます。</p> <p>(2)(3) 引き続き職員の交通安全意識の高揚を図り、交通事故の防止に努めます。</p> <p>(4)(5) 今後も、上記の取り組みを継続していきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(7) その他</p> <p>(1) 公益法人制度改革に伴い所管法人に対し支援等を行っているが、平成24年9月30日現在で29法人が未移行となっている。移行期間の終了(25年11月30日)までに移行申請が行われるよう、制度の円滑な運用及び支援に努められたい。(副教育長担当分野)</p> <p>(2) 消防計画が作成されていなかったのが早急に作成されたい。(いなべ総合学園高等学校)</p> <p>(3) 学校安全計画が作成されていなかったのが早急に作成されたい。(四日市農芸高等学校)</p> <p>(4) 学校安全計画が作成されていなかったのが早急に作成されたい。(南伊勢高等学校)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成24年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 教育委員会が所管する特例民法法人に対しては、面談、電話、ファックス、メールなどにより随時相談を受け付けており、また法人への実地検査の機会を捉え、それぞれの事務所において相談を受けるなどの支援を行ってまいりました。</p> <p>(2) 速やかに消防計画を作成し、消防署へ提出しました。</p> <p>(3) 学校安全計画に係る各項目の内容把握に手間取ったため作成が遅れていましたが、学校安全計画を作成しました。</p> <p>(4) 過去より作成されておらず、平成23年に作成しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) ほとんどの特例民法法人は、ヒアリング等の結果、移行(自主解散を含む。)の方向性を定め、手続の準備又はそれに向けての協議を進めていると把握しています。(現在、1法人を除き移行(自主解散を含む。)の方向性を定めており、平成25年11月30日までにそれぞれの手続を完了するよう、指導、助言しています。)</p> <p>(2) 消防計画の作成により、教職員の防災意識が更に高まりました。</p> <p>(3) 学校安全計画を作成しました。</p> <p>(4) 作成により、年間安全計画の指針となりました。</p>
<p><u>平成25年度以降(取組予定等)</u></p> <p>(1) 各特例民法法人が期間内に円滑に新制度へ移行(自主解散も含む。)できるよう、それぞれの法人の意思を尊重しつつ、引き続き各法人との連絡を密にし、各種機会を捉え、電話や面談等による支援を積極的に行っていきます。</p> <p>(2) 消防計画の変更等必要な届出を行います。</p> <p>(3) 学校行事や教育活動の内容に応じて見直しを図っていきます。</p> <p>(4) 引き続き、学校安全計画を指針として年間安全計画を立てていきます。</p>

部局名 警察本部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (職員服務規律の徹底)</p> <p>(1) 平成23年の懲戒処分については、前年と同数の3人が処分されており、そのうち、通帳等詐欺事件により1人が停職処分となっている。 これらの事案は警察に対する県民の信頼を著しく損ねるものであることから、今後このような事案が発生することのないよう、その要因を分析して、法令の遵守及び服務規律の徹底を図るとともに再発防止に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(警務部監察課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成24年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>懲戒処分を実施した非違事案については、その要因の一つとして、職員の身上実態の把握が十分なされていなかったことが認められたことから、身上把握及び身上指導の徹底等を図るため、下記施策を推進し、再発防止に努めました。</p> <p>(1) 身上把握・指導の重要性についての理解の徹底 所属長の強力なリーダーシップの下、職員に対し、組織的な身上把握・指導の重要性について理解の徹底を図りました。</p> <p>(2) 多角的な身上把握・指導の徹底 個々面接及び家庭訪問等、あらゆる機会を捉え、より踏み込んだ職員の身上把握を行うとともに、身上指導に当たっては、職員の特性等に応じて、具体的にきめ細かな身上指導を徹底しました。</p> <p>(3) 身上把握により問題兆候が見られた職員への適切な対応 問題兆候が見られた職員については、問題の正確な把握に努め、その内容に応じて、適切な指導を行うとともに、必要に応じて監察課と連携を図る等、組織を挙げて適切な措置を講じました。</p> <p>(4) リアルに実感を持たせる教養の実施 非違事案の防止を他人事ではなく職員一人一人の問題として受け止め、事案のもたらす事態の重大性を認識させるよう、懲戒処分者の反省談、懲戒処分事例を活用した、身につまされる指導教養を推進しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>再発防止のための上記等の施策とともに「警察改革の精神」の徹底に向けた総合的な施策検討委員会を設置し、国民のための警察の確立等を推進した結果、職員の職務倫理意識の高揚等が図られ、施策推進の一定の効果が現れています。</p>
<p>平成25年度以降（取組予定等）</p> <p>警察改革の精神を踏まえ、下記施策を推進し、非違事案の絶無を図っていきます。</p> <p>(1) 本県での非違事案防止対策に資するため、全国で発生した非違事案について情報共有を行っていきます。</p> <p>(2) 業務上の非違事案防止のため、本部各部門による業務指導と監察課が行う随時監察等の連携を強め、実効ある業務管理の推進を図ります。</p> <p>(3) 警察職員として被害者や国民を護ることについての使命感と誇りを醸成する教養等の施策を推進します。</p> <p>(4) 幹部職員による部下職員の身上把握・指導に関する教養を充実するとともに、多角的な身上把握・指導に努めるなど身上把握・指導の強化を図ります。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (犯罪の抑止と検挙率の向上)</p> <p>(2) 平成23年の刑法犯認知件数は22,215件で、前年に比べて1,210件、5.2%減少し、また、同年の刑法犯検挙率は32.4%で、前年の27.7%から4.7ポイント上昇するなど、一定の改善が見受けられる。</p> <p>しかし、依然として県民の身近で発生する街頭犯罪等や県民に強い不安を与える凶悪犯罪が後を絶たず、23年の街頭犯罪等の検挙率は35.2%で、前年の40.8%から5.6ポイント低下し、また、23年の凶悪犯の検挙率は71.6%で、前年の80.7%から9.1ポイント低下していることから、県民が「安全・安心」を実感できる地域社会に向け、今後より一層、地域や関係機関との連携を密にし、防犯機器の充実を図るなどして、犯罪の抑止と検挙率の向上に取り組まれない。</p> <p>(刑事部刑事企画課、生活安全部生活安全企画課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成24年度</p> <p>【犯罪の抑止】</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 平成24年街頭犯罪・侵入犯罪抑止総合対策の推進 管内の犯罪発生情勢をきめ細かく分析し、県民が不安を感じる街頭犯罪及び侵入犯罪を抑止するための警察活動を強化するとともに、犯罪発生情報等を積極的に提供するなどして、地域住民等による自主的な防犯活動の定着化を図りました。</p> <p>(2) 緊急雇用創出事業を活用した「青色回転灯犯罪抑止パトロール事業」の実施 地域住民の安全・安心を確保するため、警備業者に委託し、青色回転灯を装備した車両による防犯パトロールやコンビニエンスストア等における駐留警戒及び広報啓発活動を実施して、各種犯罪の抑止を図りました。</p> <p>(3) 三重県警察認定「子ども安全・安心の店」の運用・拡充 子どもが危険を感じて駆け込んできた場合の保護活動のほか、通学路等における子どもの見守り活動等を行う事業所等を「子ども安全・安心の店」として警察が認定し、地域住民による子どもの見守り活動を強化しているが、既に認定されている51事業所に加え、さらに25事業所を追加認定し、子どもが安心して歩くことができる公共空間の確保に努めました。</p> <p>(4) 学習塾安全サポート・ポリスネットの構築 県内の大手学習塾が独自に構築するネットワークを活用し、子どもの保護者等に不審者情報等を提供するほか、各地域に所在する学習塾の校舎を防犯基地局として掲示板等にリーフレットを掲出するなどして、子ども等が犯罪被害に遭いにくい環境を創出し、地域住民の安心感の醸成を図りました。</p> <p>(5) 街頭緊急警報装置の設置 街頭犯罪や声掛け事案が多く発生する桑名駅前地区と富田・富洲原地区に防犯機器である街頭緊急警報装置を3基ずつ設置して、子どもや女性が安心して歩くことができる公共空間の確保に努めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 犯罪の抑止活動 制服警察官による街頭活動の強化や緊急雇用創出事業を活用した警備員によるパトロール活動のほか、防犯ボランティア団体等地域住民との連携を密にした諸対策を強化した結果、平成24年中の刑法犯認知件数は、21,493件と、前年比で722件(約3.3%)減少しました。</p> <p>(2) 振り込め詐欺対策 振り込め詐欺等の被害に遭うことの多い高齢者を対象とした被害防止のための広報啓発を強化したほか、金融機関を始めとする関係機関との連携を強化するなど水際対策を実施した結果、平成24年中の振り込め詐欺の認知は、39件と、前年対比で31件減少しました。</p>

【検挙率の向上】

1 実施した取組内容

(1) 三次元画像鑑定システムの導入

県民が不安を感じる凶悪犯罪や侵入犯罪等を早期かつ徹底検挙するため、精度と視覚的効果が高い三次元画像鑑定システムを導入し、捜査の科学化を推進しました。

(2) 振り込め詐欺の検挙

振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺に使用された口座や携帯電話等の「犯行ツール」に着目し、口座詐欺事件や携帯電話詐欺事件といった特殊詐欺を助長する犯罪の検挙及び突き上げ捜査による実行犯の検挙を強力に推進しました。

(3) 暴力団総合対策

暴力団の壊滅を図るため、暴力団壊滅集中戦略対象団体を指定するなどして、二代目弘道会傘下組織を中心とした暴力団組織に対する集中的かつ戦略的な取締りを推進したほか、施行2年目を迎えた暴力団排除条例を効果的に活用するなどして、関係機関・団体と連携した広報啓発活動、飲食店事業者等が加盟する「不当要求拒否宣言の街」の設立、各種業種・取引からの暴力団排除等、社会が一体となった暴力団排除に努めました。

2 取組の成果

(1) 県民に強い不安を与える殺人、強盗などの凶悪犯罪を早期徹底検挙するため、初動捜査の高度化や捜査の科学化を推進したことにより、平成24年中の凶悪犯の検挙率は73.0%となり、前年に比べ、1.4ポイント上昇しました。

一方、全刑法犯の検挙率は、25.5%で前年に比べ、6.9ポイント低下しました。

(2) 特殊詐欺の実行犯及び助長犯を97件49人検挙し、前年に比べ、検挙件数が8件、検挙人員が6人増加しました。

また、特殊詐欺撲滅サポーターにより、犯行に使用された電話に対する警告やだまされたふり作戦などの対策を推進し、犯行に使用された預金口座6口座を凍結したほか、犯行使用電話56回線の無力化を行うなど、犯行ツールの無力化を実施しました。

(3) 山口組二次団体幹部らによる恐喝事件を始めとして、暴力団等の首領、幹部を含む216人を検挙したほか、

- ・ 県内主要歓楽街である松阪、桑名及び伊勢地区において「不当要求拒否宣言の街」を設立
- ・ 県内各地域において暴力追放市・町民会議を開催
- ・ 警察職員を派遣した暴力団排除に関する学校教育を実施

するなどの取組を推進したことにより、各職域・地域における暴力団排除の機運を高め、様々な分野における暴力団排除を推進しました。

平成25年度以降（取組予定等）**【犯罪の抑止】**

1 地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策の推進

県民の安全・安心を確保するため、地域ごとに発生する犯罪をきめ細かく分析し、地域の実態に即した各種の犯罪抑止対策を実施するとともに、犯罪情報の発信活動等を通じて、自治体、地域住民等による自主的な防犯活動の定着化を図ります。

2 緊急雇用創出事業を活用した「青色回転灯犯罪抑止パトロール事業」の実施

地域住民の安全・安心を確保するため、警備業者に委託し、青色回転灯を装備した車両による防犯パトロールやコンビニエンスストア等における駐留警戒及び広報啓発活動を行う「青色回転灯犯罪抑止パトロール事業」を実施し、各種犯罪の防止を図ります。

3 企業等と連携した防犯ネットワークの構築と活用

犯罪状況をきめ細かく分析し、地域住民や事業者に対して、必要な情報提供及び情報共有ができる防犯ネットワークを構築するとともに、既存のネットワークの活性化を図ります。

【検挙率の向上】

1 捜査力の強化

犯罪捜査に関する様々な技能やノウハウを持った、ベテラン捜査員の定年退職による捜査力の低下を防止するとともに、若手警察官をはじめとする後継者を育成するため、現場教養及び伝承教養を積極的に実施するとともに、実践に即した初動捜査訓練の反復実施、捜査員及び鑑識員に対する実践研修の実施、各種鑑定・鑑識資機材の充実・整備などを推進し、捜査力の強化に努めます。

2 犯罪死見逃し事案の絶無

死体取扱数の増加や、本年4月から施行される「警察等が取り扱う死因又は身元の調査等に関する法律」に的確に対応し、適正な検視業務を推進するため、死体の見分や周辺捜査を徹底することはもとより、警察医・法医学者との連携、死後CT検査や検査用資機材の活用、新たに導入される「死因究明法医解剖」等の実施による死因究明を徹底し、犯罪死見逃し事案の絶無に努めます。

3 特殊詐欺撲滅のための取締りの強化

振り込み詐欺や金融商品の取引名下に現金を騙し取る振り込み詐欺以外の特殊詐欺を撲滅するため、緊急雇用創出事業の「特殊詐欺撲滅サポーター」を活用した犯行ツールの無力化措置などの先制的犯行抑止措置を徹底するとともに、通帳詐欺、携帯電話詐欺などの助長犯罪の徹底した検挙や「だまされたふり作戦」による被疑者の現場検挙、突き上げ捜査による実行犯検挙など、取締活動を強化します。

4 暴力団総合対策

暴力団を壊滅し、県民の平穏な生活や円滑な社会経済活動を確保するため、暴力団の集中的かつ戦略的な取締りを強化するとともに、社会が一体となった暴力団排除活動を推進するため、関係機関・団体との連携による「三重県暴力団排除条例」の積極的な広報啓発活動に努め、同条例を効果的に活用し、地域・職域・行政のあらゆる分野からの暴力団排除に努めます。

部局名 警察本部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(ア) 放置違反金等の収入未済額が 37,428,000 円（対前年度比 76.3%）あり、前年度と比べて 11,651,770 円減少しているものの、今後、その収入未済額の減少と今後の発生防止により一層努められたい。</p> <p>(イ) 収入事務について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（交通部交通指導課、警務部会計課）</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>【放置違反金】</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 車両の使用者に対し、放置違反金未納の場合は、車検拒否・車両使用制限命令を受けることがあることを記載した放置違反金納付命令書を発出しました。それでも納付されない場合は、車検拒否・滞納処分（財産の差押え）を行うことを記載した督促状を発出し、放置違反金の納付の催促を行いました。</p> <p>(2) 督促状によっても納付されない場合は、再度、滞納処分を行うこと等を記載した最終督促状を発出するとともに、専従班により、電話又は車両使用者宅の訪問による面接を実施し、納付の催促を行いました。</p> <p>(3) 最終督促状によっても納付されない未納者に対し、専従班により、さらに滞納処分を行い、強制徴収しました。</p> <p>(4) 平成 24 年 12 月から放置違反金未収対策として、三重県緊急雇用創出事業により放置違反金滞納 0（ゼロ）事業を実施して、専従班とともに放置違反金の早期徴収に努めています。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成 23 年度末現在の放置違反金の未済額は、37,428,000 円ありましたが、上記取組等により 5,257,000 円が減少し、平成 25 年 3 月末現在、収入未済額は 32,171,000 円となりました。</p> <p>【公用車の交通事故に伴う損害賠償金】</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>公用車の損傷に関し和解が成立した後、債務者が所在不明となり、未収金となったものです。債務者の関係者に対し、電話による催促を複数回実施しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成 23 年 7 月に全額（247,800 円）納入されました。</p> <p>【退職手当の過払い金】</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>退職手当の過払いが判明し、返還を求めましたが相手方が応じないため未収金となったものです。債務者に対し電話及び訪問による催促を複数回実施するとともに、弁護士と相談の上、平成 23 年 9 月会議へ議案（訴えの提起）を上程しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成 23 年 9 月、県議会の議案（訴えの提起）の議決前に全額（600,970 円）納入されました。</p> <p>【雑入】</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>雑入の収入未済は、放置違反金の平成 24 年度過年度分収入未済として計上し、上記のとおり放置違反金の早期徴収に努めています。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>決裁時における幹部による点検等を徹底した結果、事務処理上の不適切事案はその後発生してい</p>

ません。

【調定金額誤り・放置違反金延滞金誤収納】

1 実施した取組内容

調定金額誤り及び放置違反金延滞金誤収納は、事務処理上の誤りがあったものです。幹部による資料等との突合点検を実施して決裁をするなどして再発防止に努め、誤りについては平成23年度中に修正しました。

2 取組の成果

決裁時における幹部による点検等を徹底した結果、事務処理上の不適切事案はその後発生していません。

平成25年度以降（取組予定等）

【放置違反金】

文書、電話及び訪問等による催促をより強化するとともに、上記放置違反金滞納0（ゼロ）事業を継続実施して滞納処分等により放置違反金の早期徴収を行い、収入未済額の減少と発生防止に努めます。

【公用車の交通事故に伴う損害賠償金・退職手当の過払い金】

引き続き、未収金が発生しないように努めます。

【雑入】

引き続き、決裁時における幹部による点検等を徹底し再発防止に努めます。

【調定金額誤り・放置違反金延滞金誤収納】

引き続き、決裁時における幹部による点検等を徹底し再発防止に努めます。

部局名 警察本部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>(ア) 自動販売機等光熱水費分担金の収入未済額が 99,607 円発生しているため、今後、その収入未済額の減少と今後の発生防止により一層努められたい。(桑名警察署、熊野警察署)</p> <p>(イ) 収入事務について、事務処理上不適切な事案が見受けられたため、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。(四日市南警察署、尾鷲警察署)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(ア)は、納入通知書の期限内に県外の金融機関で納入されたため、三重県指定金融機関に収納されるのが遅延したものです。 複数職員によるチェック機能を強化し、適正な納付日の設定を行うなど早めの納付依頼を行いました。</p> <p>(イ)は、自動販売機にかかる電気料金の納入通知書を、誤って別の納入業者へ送付したことにより誤納付となったものと家賃貸下料及び職員住宅手数料の調定が遅れていたものです。 複数職員によるチェックを強化し、内部牽制機能の強化を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(ア)、(イ)とも、複数職員による確実なチェックの重要性が再認識されるとともに、職員相互間の牽制機能を強化し、適正な事務処理に努めたことで、その後、同種事案の発生はありません。</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き、複数の職員によるチェック機能の確保に努め、内部牽制機能を強化し、適正な事務処理に努めます。</p>

部局名 警察本部

監査の結果	
2 財務等に関する意見	
(2) 支出に関する事務	
業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
ア 業務委託	
(1) 【一般廃棄物収集運搬及び処分等の処理業務委託】	
・ 履行確認及び検収した旨の記録がなかった。	(尾鷲警察署)
イ 旅費	
(1) 【警務関係用務】	
・ 復命書に用務時間の記載がなかった。	(警務部警務課)
(2) 【関東管区警察学校入校】	
・ 復命書に記載の旅行期間が誤っていた。	(生活安全部生活安全企画課)
(3) 【中部管区警察学校入校】	
・ 復命書に記載の旅行期間が誤っていた。	(刑事部組織犯罪対策課)
(4) 【関東管区警察学校入校】	
・ 復命書に用務時間の記載がなかった。	(交通部運転免許センター)
(5) 【ポルトガル語の学科試験導入に伴う先進県視察】	
・ 復命書に用務時間の記載がなかった。	(交通部運転免許センター)
(6) 【東北管区警察学校入校】	
・ 復命書に用務時間の記載がなかった。	(交通部運転免許センター)
ウ 物品等購入	
(1) 年度末に集中して物品購入を行っていた。	(鈴鹿警察署)
(2) 年度末に集中して物品購入を行っていた。	(鳥羽警察署)
講じた措置	
平成 24 年度	
ア 業務委託	
1 実施した取組内容	
廃棄物収集の委託業務は、履行されていたものの検収確認の記載を失念していたものです。適正な会計手続きを指導するとともに、担当者による自主点検を徹底し、適正な検収確認を行うことを徹底しました。	
2 取組の成果	
委託業務の重要性が再認識され、関係規則に基づいた適正な履行確認が推進されています。	
イ 旅費	
1 実施した取組内容	
(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)は、それぞれ県外で開催された研修や視察に出張した復命書に旅行用務の疎明が不十分であったものです。	
職員に対し、確実な記載を徹底するとともに、担当者を始め、複数の職員によるチェックの強化を図りました。	
2 取組の成果	
復命書に、旅行期間等を疎明する資料を添付することにより、用務時間が客観的に見てもわかるようになり、職員の意識が高揚されるとともに、担当者等による旅費支出に係るチェック機能が強化されるようになりました。	
ウ 物品購入	
1 実施した取組内容	
(1)は、年度末に多発する事件事故に対応するために必要な消耗品等を優先的に購入したため、結果的に集中してしまったものです。	
(2)は、事務処理が遅れたことにより、年度末に集中して物品購入を行っていたものです。	
職員に対し、物品購入に関して計画的に執行するように指導教養を実施するとともに、複数の職員によるチェック機能を強化しました。	

2 取組の成果

指導教養を実施した結果、適正な予算執行及び在庫管理の徹底が図れました。

平成 25 年度以降（取組予定等）

ア 業務委託

引き続き、履行確認を徹底し、委託業務の適正な執行に努めます。

イ 旅費

引き続き、職員に対し、確実な記載を徹底するとともに、担当者を始め、複数の職員によるチェックの強化に努めます。

ウ 物品等購入

引き続き、職員に対し、指導教養を実施するとともに、複数の職員によるチェック機能強化に努め、適正な事務処理を進めます。

部局名 警察本部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (3) 人件費 人件費について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 扶養手当の事後確認に必要な書類が添付されていなかった。 (交通部交通指導課) (2) 扶養手当の事後確認に必要な書類が添付されていなかった。 (桑名警察署)
講じた措置
平成 24 年度 1 実施した取組内容 (1)、(2)とも扶養手当の認定に関し、その正否の結果の疎明が不十分であったものです。別途必要書類の提出を受け、確認しました。 2 取組の成果 再確認したことにより手当の認定等に関する重要性を再認識するとともに、チェック体制の強化が図られました。
平成 25 年度以降 (取組予定等) 引き続き、チェック機能を強化し、適正な事務処理に努めます。

部局名 警察本部

監査の結果	
2 財務等に関する意見	
(4) 財産管理等の状況	
財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
なお、金品亡失の事案には、紀伊半島大水害により公用車等が損傷したのもあった。自然災害発生時における県有物品の保管場所や取扱い等について検討されたい。	
ア 財産管理状況	
(1) 実験室内の薬品庫に、文部科学省に使用許可の申請が必要な放射性物質が、無申請のまま保管されていた。	(刑事部科学捜査研究所)
(2) 署長等の公舎の貸付に係る許可書において、許可期間の終期が記載されていなかった。	(桑名警察署)
(3) 自動販売機設置場所の貸付に係る公有財産使用許可（貸付）台帳が作成されていなかった。	(亀山警察署)
(4) 自動販売機の設置状況が、仕様書と異なっていた。	(大台警察署)
イ 金品亡失	
(1) 写真自動印画現像機の損傷（修理代 216,825 円）	(刑事部鑑識課)
(2) 自動二輪車の損傷（修理代 10,977 円）	(交通部交通機動隊)
(3) 自動二輪車の損傷（廃棄：取得価格 1,291,500 円）	(交通部交通機動隊)
(4) 自動二輪車の損傷（修理代 63,800 円）	(交通部交通機動隊)
(5) 公用車の損傷（修理代 0 円）	(交通部交通機動隊)
(6) 交通事故自動記録装置の損傷（廃棄：取得価格 2,514,285 円）	(桑名警察署)
(7) 公用車の損傷（修理代 0 円）	(桑名警察署)
(8) 公用車の損傷（修理代 0 円）	(四日市北警察署)
(9) 電話機の損傷（修理代 0 円）	(四日市南警察署)
(10) 公用車の損傷（修理代 0 円）	(四日市西警察署)
(11) 公用車の損傷（修理代 0 円）	(津警察署)
(12) パソコンの損傷（修理代 17,325 円）	(津警察署)
(13) パソコンの損傷（修理代 69,300 円）	(津南警察署)
(14) 公用車の損傷（修理代 30,072 円）	(松阪警察署)
(15) 公用車の損傷（修理代 0 円）	(松阪警察署)
(16) 公用車の損傷（修理代 69,022 円）	(松阪警察署)
(17) パソコンの損傷（修理代 66,150 円）	(松阪警察署)
(18) パソコンの損傷（修理代 0 円）	(大台警察署)
(19) パソコンの損傷（修理代 0 円）	(伊勢警察署)
(20) 公用車の損傷（修理代 0 円）	(鳥羽警察署)
(21) 公用車の損傷（修理代 0 円）	(尾鷲警察署)
(22) 紀伊半島大水害による公用車の損傷（廃棄：取得価格 3,300,000 円）	(熊野警察署)
(23) 紀伊半島大水害による応接セットの損傷（廃棄：取得価格 103,950 円）	(熊野警察署)
(24) 紀伊半島大水害による電話機の損傷（修理代 0 円）	(熊野警察署)
(25) 紀伊半島大水害による通信指令システム機器の損傷（修理代 0 円）	(熊野警察署)
(26) 紀伊半島大水害による事務用機の損傷（廃棄：取得価格 65,000 円）	(紀宝警察署)
(27) 紀伊半島大水害によるパソコンの損傷（廃棄：取得価格 134,920 円）	(紀宝警察署)
(28) 紀伊半島大水害による救命ボートの損傷（修理代 10,000 円）	(紀宝警察署)
(29) 紀伊半島大水害による電話機の損傷（修理代 0 円）	(紀宝警察署)
(30) 紀伊半島大水害による通信指令システム機器の損傷（修理代 0 円）	(紀宝警察署)
(31) 紀伊半島大水害による通信指令システム機器の損傷（修理代 0 円）	(紀宝警察署)
(32) 公用車の損傷（修理代 0 円）	(紀宝警察署)
(33) 公用車の損傷（修理代 0 円）	(伊賀警察署)
(34) 公用車の損傷（修理代 0 円）	(伊賀警察署)

講じた措置

平成24年度

ア 財産管理状況

1 実施した取組内容

(1)は、実験室内の薬品庫に、文部科学省に使用許可の申請が必要な国際規制物資である酢酸ウラニル25gが、適正な申請手続きがなされないまま保管されていたものです。速やかに改善措置を講じ、国際規制物資使用許可申請、計量管理規定の認可申請を行うとともに、毒物等管理規定を定め、再発防止対策を徹底しました。

(2)は、公舎の貸付に係る許可書に許可期間の記載がされていなかったものです。速やかに複数の担当者により状況と必要な手続きの確認を行い、手続きを完了しました。

(3)は、自動販売機設置場所の貸付に係る公有財産使用許可（貸付）台帳が、公有財産規則改正前であったことから、作成されていなかったものです。速やかに作成しました。

(4)は、自動販売機とともに回収ボックスを3個設置していたことにより、貸付面積を上回ったものです。直ちに業者に対し、回収ボックス1個を撤去させ、回収回数を増やすよう申し入れるとともに、定期的な点検を実施しました。

2 取組の成果

公有財産管理に対する意識高揚及びチェック体制を強化し、複数で業務内容等の確認に努めた結果、適正な事務手続きが進められています。

イ 金品亡失

1 実施した取組内容

(1)は、写真自動印画現像機を清掃点検の際、部品を損傷させてしまったものです。公用財産である写真自動印画現像機の管理の徹底について指導しました。

(2)は、白バイによる訓練中に転倒し損傷したものです。運転技術の向上等に向け、訓練を実施しました。

(3)、(4)、(5)は、警察署の車庫に駐車中の白バイが、無線配線の不具合と考えられる出火により全損し、類焼により駐車していた白バイ1台の赤色等が損傷、パトカー1台のテールランプが焦げたものです。バッテリーへの直接配線が出火原因と考えられたことから、白バイ全車に、配線に必要な特別ヒューズを取り付け、事故（出火）防止を図りました。

(6)は、桑名市大字西方地内交差点に設置の交通事故自動記録装置が、交通事故により脱落損傷したものです。事故当事者に早急に修理するよう指示しました。

(7)は、駐車場に車を止めて降車する際、運転席ドアを開けたところ強風によりドアが大きく開き、隣の駐車車両にドアを接触させたものです。事故の発生実態を踏まえた上で、指導教養を徹底するなど、継続的に事故防止対策を実施しています。

(8)は、公用車を警察署駐車場に駐車中、隣の駐車枠に駐車していたトラックが発進の際、ハンドル操作を誤り、公用車の右側前部に衝突したものです。相手方当事者に指示し修理しました。

(9)は、警らのため不在であった交番内で来所者が暴れ、交番に設置されていた電話機の液晶部が破損したものです。修理代は加害者から弁償済みです。

(10)は、店舗の駐車場に駐車中の公用車のフロントバンパーに後退してきた一般車両が衝突したものです。相手方の保険にて修理をしています。

(11)、(20)は、停車中の公用車に追突されたものです。相手方の保険にて修理をしています。

(12)、(17)、(19)は、職員が誤って飲み物を溢したものです。パソコンの適正な管理について教養を実施し、損傷事案の未然防止に取り組んでいます。

(13)は、パソコンを使用する際、パソコンの上蓋を右手親指で開けようとしたところ、親指が液晶画面に触れ、液晶画面に亀裂が生じ同部分が黒色に変色したものです。職員に対して、情報セキュリティ対策を含めた物品の適正管理について、教養を実施するとともに、パソコンの点検、周辺環境の整理など注意喚起と指導を行い、再発防止の徹底を図りました。

(14)は、公用車で走行中、いずれかからの飛び石によりフロントガラスにヒビが入ったものです。

(15)は、警ら活動中、違反車両（原付）を認めため停止させるために自車を停止したところ、相手方車両（原付）が警ら用車に接触したものです。修理代は当事者から弁償済みです。

(16)は、警察署駐車場に駐車する際、後方の安全確認不十分なまま後退したため、駐車場内に設置の外灯に自車後部を衝突させたものです。

交通事故の発生実態に即した交通事故防止教養を実施したほか、運転技能向上訓練や同乗者による車両の誘導等を徹底し、交通事故の未然防止に取り組んでいます。

(18)は、セキュリティワイヤーを足に引っかけたことにより、パソコンの盗難防止用接続部分を破損させたものです。環境整備を図り、パソコン専用の共有スペースを確保し、適正な財産管理に努めました。

(21)は、裁判所駐車場に駐車していた公用車に、後退してきた車両が接触し損傷したものです。相手方の保険にて修理しています。

(22)、(23)、(24)、(25)、(26)、(27)、(28)、(29)、(30)、(31)は紀伊半島大水害により損傷したものです。公有財産の管理に対する意識の高揚と危機管理の徹底及び適正な財産管理に努めました。

(32)は、災害活動のため出動していた公用車に、災害でぬかるんだ路面でスリップした普通乗用自動車の後方から追突し、後部ドア及びバンパーを損傷したものです。相手方の保険にて修理しています。

(33)は、停車していた公用車に第1当事者の車が後退して衝突してきたものです。相手方の保険にて修理しています。

(34)は、けんか事案現場において、被疑者が右肘で公用車後部リア硝子を叩き割り損壊させたものです。修理代は当事者から弁償済みです。

2 取組の成果

職員の公有財産管理に対する意識の高揚及びチェック体制が強化されました。

なお、災害による公用車の浸水被害等を防止するため、警察本部及び各警察署に配置されている公用車への浸水被害等が予想される場合において、車両の搬出先や優先的に搬出すべき車両等、車両の防護措置について規定した三重県警察大震災対策活動要領等を策定いたしました。

平成 25 年度以降（取組予定等）

引き続き公有財産の管理意識の高揚を図るとともに、定期的な点検、管理等、適正な財産管理に努めます。

部局名 警察本部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 事務管理体制 事務管理体制について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 三重県警察ホームページの掲載情報に更新されていない箇所等があった。 (警務部広聴広報課)</p> <p>(2) 公文書が保管期間満了前に廃棄されていた。 (伊勢警察署)</p> <p>(3) 通信運搬費の支出命令の決裁がなされていないにもかかわらず、出納員により支出されていた。 (尾鷲警察署)</p> <p>(4) 自己検査調書に、金品亡失（損傷）報告に係る関係書類が編てつされていなかった。 (熊野警察署)</p> <p>(5) 公用車の車検に係る申請書の提出が遅れていた。 (熊野警察署)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1)は、担当者間の連絡不十分や作業の手違いなどにより、更新が遅れたものです。ホームページについては早期に更新しました。</p> <p>(2)は、自動車保管場所関係書類の開示請求に伴い、保管場所関係書類 1,195 件が所在不明であることが発覚したものです。</p> <p>保管文書にあっては、段ボール箱に封をし、廃棄年月日を記載した上で、各年別に保管しており、廃棄する際には開封されていないことを担当者が確認した上で×印を付け、焼却場に搬送し、担当者立会のもと複数員により焼却処分しておりますが、同書類にあっては 1 箱に収められていたもので、平成 24 年 2 月初旬に保管期間の経過した文書を廃棄した際に廃棄年月日を誤って廃棄したものとされます。</p> <p>当該事案を受けて、公文書の保管・管理状況、保管期間の確認等を行うとともに、保管場所への出入り等を明確にするための措置を講じるとともに、幹部による立会、確認を徹底しました。</p> <p>(3)は、支出命令の決裁の際、執行内容を確認するも決裁押印を失念していたものです。未決裁については、決裁を確実に受けることを含め、会計事務における基本的な事項を適正に処理し、再発防止に努めました。</p> <p>(4)は、自己検査調書に金品亡失（損傷）報告に係る関係書類の編てつを失念したものです。適正な会計手続を指導するとともに、担当者による自主点検を徹底し、複数の職員によるチェック機能の強化を図りました。</p> <p>(5)は、公用車の車検の申し込みを口頭では行っていたものの、申請書の提出が遅延したものです。適正な事務手続を指導するとともに、担当者による自主点検を徹底し、複数の職員によるチェック機能の強化を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1)は、ホームページの掲載情報を担当する関係所属に更新を指示し、最新の情報に更新しました。</p> <p>(2)は、職員の公文書の管理・保管に関する意識が高まりました。</p> <p>(3)、(4)、(5)は、教養により、担当者の知識技能のレベルアップが図られているほか、複数の職員によるチェック機能の重要性が再認識され、適正な事務手続きが推進されています。</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1)は、速やかに正確な情報を得ることができるというホームページの特質を損なわないよう、担当者間の連絡を一層緊密にするほか、確実にチェックを行うなどして、速やかな情報更新に努めます。</p> <p>(2)は、引き続き職員の公文書に対する保管・管理意識の高揚を図り、保存期間の確認、廃棄時の確実な点検を徹底し、適正な文書管理に努めます。</p> <p>(3)、(4)、(5)は、引き続き、担当者の知識技能のレベルアップ及び複数の職員によるチェック機能の強化を図り、適正な事務手続きを推進します。</p>

部局名 警察本部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(6) 交通事故</p> <p>公用車の交通事故が発生しているため、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(1)自損事故（物損額：県 125,328 円）（警察本部）</p> <p>(2)物損事故（負担割合：県 20%・相手 80%）（物損額：県 129,010 円・相手 57,600 円）（警察本部）</p> <p>(3)物損事故（負担割合：県 15%・相手 85%）（物損額：県 16,908 円・相手 31,500 円）（警察本部）</p> <p>(4)物損事故（負担割合：県 70%・相手 30%）（物損額：県 99,613 円・相手 140,000 円）（警察本部）</p> <p>(5)物損事故（負担割合：県 100%・相手 0%）（物損額：県 0 円・相手 138,400 円）（桑名警察署）</p> <p>(6)物損事故（負担割合：県 100%・相手 0%）（物損額：県 71,184 円・相手 28,875 円）（四日市北警察署）</p> <p>(7)自損事故（物損額：県 382,435 円）（四日市南警察署）</p> <p>(8)物損事故（負担割合：県 100%・相手 0%）（物損額：県 78,309 円・相手 201,150 円）（四日市南警察署）</p> <p>(9)物損事故（負担割合：県 100%・相手 0%）（物損額：県 31,618 円・相手 97,814 円）（四日市南警察署）</p> <p>(10)物損事故（負担割合：県 100%・相手 0%）（物損額：県 0 円・相手 452,915 円）（亀山警察署）</p> <p>(11)自損事故（物損額：県 77,280 円）（鈴鹿警察署）</p> <p>(12)物損事故（負担割合：県 100%・相手 0%）（物損額：県 0 円・相手 48,115 円）（津警察署）</p> <p>(13)自損事故（物損額：県 157,641 円）（津南警察署）</p> <p>(14)自損事故（物損額：県 31,237 円）（津南警察署）</p> <p>(15)自損事故（物損額：県 19,339 円）（伊勢警察署）</p> <p>(16)自損事故（物損額：県 11,340 円）（伊勢警察署）</p> <p>(17)物損事故（負担割合：県 100%・相手 0%）（物損額：県 441 円・相手 294,452 円）（名張警察署）</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 24 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>警察の業務は、犯罪捜査、交通取締り等、車両を使用することが多く、警察本部が管理する車両は、年々、増加し、平成24年12月31日現在、四輪車1,005台、二輪車266台、合計1,271台に及んでいます。</p> <p>また、現場臨場の際に地理不案内の場所や狭い道路を走行せざるを得ない現状にあることなどが公用車の交通事故の発生要因と考えています。</p> <p>交通事故の防止対策としては、事故の発生実態を踏まえた上で、指導教養を徹底するなど、継続的に各種取組を推進しています。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転技能に応じた認定を行う車両運転技能認定制度の運用 ・ 交通事故を起こした職員を対象にした運転適正検査、運転シミュレーター講習等の実施 ・ 交通事故防止意識の高揚を図るための事故事例を題材にした小集団討議の実施 ・ 運転技能訓練や同乗者安全誘導訓練等の実施 <p>などの施策を実施しています。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>公用車による交通事故の発生件数は、ここ数年、横ばい傾向で推移していますが、損害賠償額が減少傾向にあり、重大な事故が減少しているものと認められます。</p>
<p>平成 25 年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き、交通事故の発生実態を踏まえた指導・教養を鋭意推進するなど、交通事故防止対策を徹底します。</p>

部局名 警察本部

監査の結果
(7) その他 公益法人制度改革に伴い所管法人に対し支援等を行っているが、平成24年9月30日現在で5法人が未移行となっている。25年11月30日の移行期間までの移行が円滑に進むよう、制度の円滑な運用及び支援に努められたい。 (警務部厚生課、生活安全部生活安全企画課、交通部交通企画課、交通部交通規制課)
講じた措置
平成24年度 1 実施した取組内容 未移行の5法人に対し、公益法人又は一般法人への期間内の移行に向けて、公益認定又は移行認可の申請に係る指導、支援等を行いました。 2 取組の成果 未移行の5法人全てが、平成25年4月1日の移行を目途に公益認定又は移行認可の申請を行い、25年3月19日、公益法人として認定又は一般法人として認可されました。
平成25年度以降（取組予定等） 引き続き、所管法人の適正な運営を図るため、必要な指導、助言等を行います。

監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき平成23年度に実施した行政監査（調査研究業務の委託について）について、その結果を参考として平成25年3月までに講じた措置が知事から通知されたので、同条第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成25年5月14日

三重県監査委員	福	井	信	行
三重県監査委員	青	木	謙	順
三重県監査委員	後	藤	健	一
三重県監査委員	田	中	正	孝

監査の結果を参考として講じた措置

テーマ：調査研究業務の委託について

担当部名 総務部

監査の結果及び意見	<p>(着眼点別の意見)</p> <p><是正、改善を求める事項()></p> <p>1 外部委託の必要性について</p> <p>県では、外部委託を推進するために「外部委託に係るガイドライン(以下、「ガイドライン」という。)」を、また、契約の透明性や競争性を確保するために「調査委託契約実施要綱(以下、「実施要綱」という。)」を定め運用している。</p> <p>いずれの調査研究も、ガイドライン及び実施要綱で掲げている外部委託について検討すべき業務として位置づけられているものであった。</p> <p>しかし、委託の目的が職員の有していない専門知識やノウハウの活用であることを理由に、ガイドラインが示す県が直接実施する場合とのコスト比較を行っていないものが多く見受けられた。</p> <p>今後は、コスト比較も含めて費用対効果の観点からも、外部委託の必要性について十分な検討が行われるよう、具体的な検討手順等を示すなど、ガイドラインの見直しについて検討されたい。</p>
講じた措置(処理状況)	(総務部 総務課)
<実施した取組内容及び成果>	<p>1 外部委託の必要性について</p> <p>民間の持つ豊富な知識や経験等を活用し、サービスの質の向上と行政運営の効率化を図るため、「民間活力の導入に関するガイドライン」を策定しました。</p> <p>新しいガイドラインでは、県が関与すべき事務事業のうち、県が直接実施すべきものを除く全ての事務事業について、その内容に応じた適切な手法を検討し、民間活力の導入を進めていくこととしています。</p> <p>また、民間活力の導入により、既に事務事業の外部化を実施しているものについても、オールインワンシステムにより、毎年度、その成果について検証し、事務事業の見直しを図ることとしています。</p> <p>なお、「民間活力の導入に関するガイドライン」は、これまで、外部委託を推進するために運用してきた「外部委託に係るガイドライン」の内容を包含し、策定したものであり、ガイドラインの運用を通じ、コストの適正化も含めた民間活力の導入による公共サービスの質の向上と行政運営の効率化が図られるよう、努めていきます。</p>

テーマ：調査研究業務の委託について

担当部名 戦略企画部

監査の結果及び意見	
<p>(着眼点別の意見)</p> <p><是正、改善を求める事項()></p> <p>1 成果の公表について</p> <p>調査研究の成果について、個人情報等を含むことを理由に公表していないもの7件を除き、県のホームページで公表しているものは5件あったが、公表はしているものの、提供方法や内容が不十分なものが5件、公表していないものが3件見受けられた。</p> <p>今後は、個人情報の保護等に十分配慮しつつ、広く県民が活用できるよう、県の情報提供媒体等を活用して、積極的に公表・情報共有を進めることが望まれる。</p> <p>このため、「三重県情報公開条例の解釈及び運用」において、公表を目的として作成された以外の成果についても、情報提供をより積極的に行うよう位置づけるとともに、その趣旨等について、職員への周知に努められたい。</p>	
講じた措置(処理状況)	(戦略企画部 情報公開課)
<p><実施した取組内容及び成果></p> <p>1 成果の公表について</p> <p>「三重県情報公開条例の解釈及び運用」を改正し、第41条において調査研究業務の成果についても、可能な限り公表が行われることが望ましいと位置づけ、平成24年4月1日から施行しました。</p> <p>また、平成24年4月発行の「情報公開の手引」において、その趣旨等を記載し、各所属、情報公開推進員及び研修参加者等に配布し、職員への周知に努めました。</p>	

テーマ：調査研究業務の委託について

担当部名 戦略企画部

監査の結果及び意見	
<p>(着眼点別の意見)</p> <p>< 是正、改善を求める事項 () ></p> <p>1 成果の共有について</p> <p>多くの調査研究では、その成果について関係機関と共有されていたが、一部、関係機関への周知が不十分なものが見受けられた。</p> <p>また、関係機関との情報共有がなされているものについても、所管部局と密接に関連する部局との情報共有にとどまっていた。</p> <p>今後、各部局に蓄積されている成果や得られたノウハウ等をより有効に活用できるよう、全庁的に把握・共有できる仕組みの構築について検討されたい。</p>	
講じた措置(処理状況)	(戦略企画部 企画課)
<p>< 実施した取組内容及び成果 ></p> <p>1 成果の共有について</p> <p>グループウェアの電子ロッカーにある全庁用ロッカーを利用し、各部局が実施した調査研究の成果等を全庁的に共有するための仕組みを平成24年11月に構築しました。</p> <p>現在、各部局が実施した過去3か年分(平成22、23、24年度)の調査研究のデータを登録し、情報の共有を図っています。</p> <p>今後は、調査研究のデータの適正な登録を促すとともに、本仕組みの利活用方法を全職員に十分に浸透させ、持続的かつ有効的な仕組みとなるように努めます。</p>	

テーマ：調査研究業務の委託について

担当部名 出納局

監査の結果及び意見

(着眼点別の意見)

<是正、改善を求める事項()>

1 設計価格の積算について

設計価格について、多くのものは国や県の公共事業の積算基準、あるいは類似する業務を参考に積算されていたが、積算根拠が不明確なものなどが見受けられた。

また、調査研究の内容が多様であることもあり、その積算方法も一律ではなかった。

業務の効率性や説明責任の観点より、設計価格の積算基準を定め、調査研究の内容に即して積算を行うことが求められていることから、基準の策定について検討するとともに、積算技術の向上に努められたい。

2 契約事務手続きについて

契約事務手続きにおいて、執行伺い決裁後の出納局の事前検査を受けなかったもの、契約書に定めた期限内に委託料の支払いや完成検査を実施していないものなど、不適切な事案が多数見受けられた。

今後は、契約事務も含めた会計事務全般についての研修の充実、ミスが起こりやすいものについて職員への周知等とともに、内部のチェック体制を強化し、適正な執行に努められたい。

講じた措置(処理状況)

(出納局 会計支援課)

<実施した取組内容及び成果>

1 設計価格の積算について

積算基準の策定に向けて、各都道府県に調査研究委託業務の積算にかかる照会を行いました。その結果、基準を策定している事例が1県(北海道)ありましたので、積算するうえでの参考となるよう各所属に対して本事例を情報提供しました。

他県での事例が一つしかなく、また、策定に当たっては専門的な知識を必要とすることから、本県独自の基準の策定に向けて引き続き研究・検討していきます。

2 契約事務手続きについて

契約事務については、これまで専門研修として半日単位での研修(延べ2回)を実施していましたが、平成24年度には内容を充実させ、1日通しでの研修として延べ2回実施し、多くの出席者を得ることができました。

事前検査の漏れについては、各所属に対して事後検査において確認・指導を行いました。また、事前検査後の事務処理で誤りやすいものについて、「事前検査後の事務処理のチェックリスト」を作成・配付して周知を行いました。

この結果、契約事務を含む平成24年度の指導件数は469件で、前年度の798件から大幅に減少しました。

テーマ：調査研究業務の委託について

担当部名 地域連携部

監査の結果及び意見	
調査研究委託業務名	「超高齢化地域」調査研究事業委託
<p><改善または改善についての検討を求める事項()></p> <p>1 成果の利活用について</p> <p>今後も、継続的に調査を行い、部局横断的な組織のもと、地域住民、市町、NPO や大学等多様な主体と連携・協力し、当該調査研究の成果に基づくモデル事業で得たノウハウや課題解決策を活用し、他地域への展開も含め、超高齢化地域対策に取り組みたい。</p> <p>成果の内容は、全国の先進事例や具体的な施策の方向性をまとめているものであり、他地域への波及効果を考慮し、個人情報等の公表に支障のある部分を除き、より広く県民への公表をすることが望ましい。</p>	
講じた措置(処理状況)	(地域連携部 南部地域活性化局 南部地域活性化推進課)
<p><改善についての検討状況></p> <p>1 成果の利活用について</p> <p>当該調査の結果、超高齢化地域の多くは県の南部地域に存在していることが明らかになりました。これを受け、「若者の雇用の場の確保と定住の促進」を目標とする「南部地域活性化プログラム」を「みえ県民カビジョン行動計画」に位置づけ、その推進組織として南部地域活性化局を設置しました。</p> <p>南部地域活性化プログラムでは、地域住民の生活の場である集落を支援する取組を進めていくこととしており、モデル地域を選定し、超高齢化地域対策も含めた集落機能を維持するための取組(「集落支援モデルの構築事業」)を市町・大学・地域と連携して進めています。</p> <p>また、南部地域活性化局が中心となり、南部地域の市町が抱える課題等について関係部局と常に情報共有するとともに、関係部局の施策等を有効に活用しながら、南部地域の活性化に向けた総合的・横断的な取組を進めています。</p> <p>集落支援モデルの構築事業は、本年度は、尾鷲市早田および近隣集落と志摩市渡鹿野島において取組を進めるとともに、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町において、平成25年度からの取組に向けた準備を進めています。モデル地域で得られたノウハウをもとに、今後、市町が市町内の他地域への波及を図っていきます。</p> <p>なお、この取組では、対象地域における人口推移等の客観的な実態も明らかにすることとしています。</p> <p>南部地域の活性化に向けた取組を進めるため、南部地域13市町や有識者で構成する「南部地域活性化推進協議会」を設置するとともに、課題に応じて協議や情報共有を図る場として4つの部会を設置しました。このような場を通じて、市町と、調査の概要や集落支援の取組における課題等について情報共有を図っています。</p> <p>調査研究の成果は、庁内グループウェアに登録し各部局に共有するとともに、南部地域活性化局のホームページで広く県民への公表を行いました。</p>	

テーマ：調査研究業務の委託について

担当部名 地域連携部

監査の結果及び意見	
調査研究委託業務名	中山間地域等における中間支援業務のあり方検討事業に関する委託(平成 21 年度) 中山間地域等における中間支援業務のあり方検討事業に関する委託(平成 22 年度)
<速やかに是正、改善を求める事項()>	<p>1 委託に関する事務手続きについて</p> <p>契約事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。() [根拠：会計規則第121条] (2) 概算払精算書が提出されていない。() [根拠：会計規則第49条・50条]</p> <p>2 委託の実施方法と成果の状況について</p> <p>これまでのモデル事業の取組をふまえ、今後、他地域への波及効果を高めるためには、所期の目標が達成できるよう関係機関や受託事業者との連携を密に取り組みとともに、今後、同様のモデル事業を他地域で実施する際には、募集段階から市町や地域等の推進主体に対し、事業の趣旨、内容、目標年度、推進体制等を十分周知し進められたい。</p>
<改善または改善についての検討を求める事項()>	<p>1 成果の利活用について</p> <p>今後も、継続的に対象地域の調査を行い、実態を把握するとともに、部局横断的な組織のもと、地域住民、市町、NPO や大学等多様な主体と連携協力し、当該調査研究の成果で得たノウハウや課題解決策を活用し他地域への展開に向け取り組まれたい。</p> <p>成果の内容は、モデル地域の住民の話し合いを通じて、地域の課題解決に向け取組を行うものであり、このような取組を他の地域に展開するためには、個人情報等の公表に支障のある部分を除き、より広く県民への公表をすることが望ましい。</p>
講じた措置(処理状況)	(地域連携部 南部地域活性化局 南部地域活性化推進課)
<実施した取組内容及び成果>	<p>1 委託に関する事務手続きについて</p> <p>(1) 執行伺い決裁後の出納局事前検査については、経理担当者と連携を密にして十分確認することを周知徹底し、適正な事務処理が行われるようになりました。</p> <p>(2) 実績報告書提出の際に概算払精算書も併せて提出してもらうことを周知徹底し、適正な事務処理が行われるようになりました。</p> <p>2 委託の実施方法と成果の状況について</p> <p>「若者の雇用の場の確保と定住の促進」を目標とする「南部地域活性化プログラム」を「みえ県民カビジョン行動計画」に位置づけ、その推進組織として南部地域活性化局を設置しました。</p> <p>南部地域活性化プログラムでは、地域住民の生活の場である集落を支援する取組を進めていくこととしています。この取組は、モデル地域を選定し、超高齢化地域対策も含めた集落機能を維持するための取組を市町・大学・地域と連携して進めるというものであり、本年度は、尾鷲市早田および近隣集落と志摩市渡鹿野島において取組を進めるとともに、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町において、平成 25 年度からの取組に向けた準備を進めています。モデル地域で得られたノウハウをもとに、市町は今後、他地域への波及を図っていきます。</p> <p>事業の実施にあたっては、募集段階から、南部地域 13 市町や有識者で構成する「南部地域活性化推進協議会」等を通じて、市町に事業の趣旨や内容について十分周知を図るとともに、地域等の推進主体とも十分な協議を行いながら進めています。</p>

<改善についての検討状況>

1 成果の利活用について

当該調査の結果、超高齢化地域の多くは県の南部地域に存在していることが明らかになりました。これを受け、「若者の雇用の場の確保と定住の促進」を目標とする「南部地域活性化プログラム」を「みえ県民カビジョン行動計画」に位置づけ、その推進組織として南部地域活性化局を設置しました。

南部地域活性化プログラムでは、地域住民の生活の場である集落を支援する取組を進めていくこととしており、モデル地域を選定し、超高齢化地域対策も含めた集落機能を維持するための取組(「集落支援モデルの構築事業」)を市町・大学・地域と連携して進めています。

また、南部地域活性化局が中心となり、南部地域の市町が抱える課題等について関係部局と常に情報共有するとともに、関係部局の施策等を有効に活用しながら、南部地域の活性化に向けた総合的・横断的な取組を進めています。

集落支援モデルの構築事業は、本年度は、尾鷲市早田および近隣集落と志摩市渡鹿野島において取組を進めるとともに、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町において、平成25年度からの取組に向けた準備を進めています。モデル地域で得られたノウハウをもとに、今後、市町が市町内の他地域への波及を図っていきます。

なお、この取組では、対象地域における人口推移等の客観的な実態も明らかにすることとしています。

南部地域の活性化に向けた取組を進めるため、南部地域13市町や有識者で構成する「南部地域活性化推進協議会」を設置するとともに、課題に応じて協議や情報共有を図る場として4つの部会を設置しました。このような場を通じて、市町と、調査の概要や集落支援の取組における課題等について情報共有を図っています。

調査研究の成果は、庁内グループウェアに登録し各部局に共有するとともに、南部地域活性化局のホームページで広く県民への公表を行いました。

テーマ：調査研究業務の委託について

担当部名 地域連携部

監査の結果及び意見	
調査研究委託業務名	三重県 IT 利活用の基本方針改正支援業務
<速やかに是正、改善を求める事項()>	
1 委託に関する事務手続きについて	
	契約事務手続き上、不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。
(1) 予定価格は設定されていたものの、予定価格調書が作成されていなかった。	[根拠:会計規則第65条]
講じた措置(処理状況)	(地域連携部 IT推進課)
<実施した取組内容及び成果>	
1 委託に関する事務手続きについて	
(1) 予定価格調書については、作成漏れがないよう事業担当者に周知するとともに、事業執行伺い及び契約伺いにおいて課内経理担当者から承認を受けることを徹底し、チェックを強化することで、適正な事務処理が行われるようになりました。	

テーマ：調査研究業務の委託について

担当部名 防災対策部

監査の結果及び意見	
調査研究委託業務名	1944年東南海地震災害教訓の抽出に関する研究業務委託
<速やかに是正、改善を求める事項()>	
1 委託に関する事務手続きについて	<p>契約事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 執行伺い及び契約伺いに前金払による支払いについて記載されていなかった。 [根拠：「契約事務の手引き」第3章]</p> <p>(2) 契約書に、前金払による支払い及び個人情報の保護について記載されていなかった。 [根拠：会計規則第76条]</p> <p>(3) 完成認定書に、委託業務の完成年月日が記載されていなかった。[根拠：会計規則第85条]</p>
2 成果の利活用について	<p>自然災害に対する減災対策として、引き続き、市町と協働して「自助」「共助」を軸に地域における自主的な防災活動の活性化を図るため、当該調査研究の成果をより一層活用し、防災知識や意識の普及・啓発を進めていく必要がある。このため、平成18年度から20年度の3か年の調査研究のすべての成果をとりまとめた「体験談記録集」の作成や公表を早期に実施できるよう取組を進められたい。</p>
講じた措置(処理状況)	(防災対策部 防災企画・地域支援課)
<実施した取組内容及び成果>	
1 委託に関する事務手続きについて	<p>(1) 執行伺い及び契約伺いに前金払による支払いについて記載されていなかった点については、記載を周知徹底し、適正な契約事務の処理を行っています。</p> <p>(2) 今後契約を行う場合は、個人情報保護に関する事項を記載した契約書によることとし、個人情報を取り扱う際の注意事項、契約書の作成方法を周知徹底するとともに、決裁の際に個人情報の適正な保護管理について確認することとし、適正な契約事務の処理を行っています。</p> <p>(3) 完成認定書に記載すべき内容を周知徹底し、適正な契約事務の処理を行っています。</p>
2 成果の利活用について	<p>平成18年度から20年度の3か年の調査研究のすべての成果をとりまとめた「体験談記録集」を平成24年3月に作成し、県の防災HP「防災みえ.jp」において公表するとともに、地域での啓発に活用しています。</p>

テーマ：調査研究業務の委託について

担当部名 環境生活部

監査の結果及び意見	
調査研究委託業務名	男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査業務
<p><速やかに是正、改善を求める事項()></p> <p>1 委託に関する事務手続きについて 設計価格の積算時に、単価引用に係る誤りが見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>契約事務手続き上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 [根拠：会計規則第121条] (2) 契約履行の確認を行う検査員が契約の発注担当者と同一人であったので、契約発注担当者とは異なる職員が検査を行うことが望ましい。 [根拠：会計規則第85条]</p>	
講じた措置(処理状況)	(環境生活部 男女共同参画・NPO課)
<p><実施した取組内容及び成果></p> <p>1 委託に関する事務手続きについて 設計価格の積算にあたって単価を引用する場合には、直近の単価表から引用するよう留意し、適正な積算を行うよう積算技術の向上に努めました。</p> <p>(1) 職員に対して出納局事前検査対象案件について周知し、執行毎に確認を徹底させるとともに、検査漏れのないよう経理担当者が二重に確認するようにしました。</p> <p>(2) 履行確認の検査は、契約発注担当者とは異なる職員(主に副務者)が行うよう努めました。</p>	

テーマ：調査研究業務の委託について

担当部名 環境生活部

監査の結果及び意見	
調査研究委託業務名	統計調査サポート事業業務、 資料データ整理事業業務
<p><速やかに是正、改善を求める事項()></p> <p>1 委託に関する事務手続きについて 契約事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 執行伺い及び契約伺いに概算払について記載されていなかった。() [根拠：「契約事務の手引き」第3章、会計規則第76条]</p> <p>(2) 契約書に概算払金額が明記されておらず、別途起案による決裁も受けていなかった。() [根拠：会計規則第49条・50条]</p> <p>(3) 業務完了前に完成認定を行い、支払を行っていた。() [根拠：会計規則第85条]</p> <p>2 成果の利活用について 今後、当該調査研究の成果の公表を行う際には、データをわかりやすく市町等が活用しやすいよう整理したうえで公表し、収集したデータが今後の施策推進において効果的に活用されるよう努められたい。</p>	
講じた措置(処理状況)	(環境生活部 男女共同参画・NPO課)
<p><実施した取組内容及び成果></p> <p>1 委託に関する事務手続きについて</p> <p>(1)(2) 職員間で不適正事例として共有のうえ、今後は会計規則等に則り適正な事務処理を行うよう徹底しました。また、概算払といった特例処理をする際には、経理担当者をはじめ複数人によるチェックを行う等、より慎重に事務を進めるよう再発防止に努めました。</p> <p>(3) このような誤りを二度と繰り返さないよう、職員に会計規則等の遵守を徹底するとともに、支払に至るまでの各段階におけるチェック体制の充実に努めました。</p> <p>2 成果の利活用について 両調査によって収集・整理したデータをもとに、平成23年度に「統計でみる三重の男女共同参画データブック」を作成し、関係機関等へ配布するとともに、県男女共同参画センターのホームページ上で公表しました。</p>	

テーマ：調査研究業務の委託について

担当部名 健康福祉部

監査の結果及び意見	
調査研究委託業務名	ユニバーサルデザインに関する県民意識の調査及び分析業務委託
<p><速やかに是正、改善を求める事項()></p> <p>1 委託に関する事務手続きについて</p> <p>契約手続き上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 完成検査が契約書に基づく履行期限内に行われていなかった。</p> <p>(2) 契約履行の確認を行う検査員が契約の発注者と同一人であったので、契約発注担当者とは異なる職員が検査を行うことが望ましい。 [根拠：会計規則第85条]</p>	
講じた措置(処理状況)	(健康福祉部 地域福祉課)
<p><実施した取組内容及び成果></p> <p>1 委託に関する事務手続きについて</p> <p>(1) 契約書に基づく履行期限内に完成検査を行うよう職員に周知することにより適切な事務処理が行われるようになりました。</p> <p>(2) 契約発注担当者と別の者が契約履行の確認を行うように改めました。</p>	

テーマ：調査研究業務の委託について

担当部名 健康福祉部

監査の結果及び意見	
調査研究委託業務名	がんに係る医療資源調査事業、 がんに係る医療資源調査事業
<速やかに是正、改善を求める事項()>	
1 委託に関する事務手続きについて	契約事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。
(1) 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。(、)	[根拠：会計規則第121条]
講じた措置(処理状況)	(健康福祉部 医療対策局 健康づくり課)
<実施した取組内容及び成果>	
1 委託に関する事務手続きについて	(1) 三重県出納局検査要領第3条第2項にて事前検査が必要とされている案件については、事前検査を受けているかどうか、所属内での担当、副担当、G副課長等によるチェック体制を強化することにより、適正に事務処理を進めています。

テーマ：調査研究業務の委託について

担当部名 健康福祉部

監査の結果及び意見	
調査研究委託業務名	医療機関等看護職員需要調査緊急雇用創出事業業務委託
<p><速やかに是正、改善を求める事項()></p> <p>1 委託に関する事務手続きについて 契約事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。[根拠：会計規則第121条] (2) 実績報告書の提出が遅滞していた。 [根拠：会計規則第83条] (3) 委託料の支払いが、契約書に規定する期限より遅滞していた。</p>	
<p><改善または改善についての検討を求める事項()></p> <p>1 委託の実施方法と成果の状況について 当該調査研究の成果を今後の施策検討の際に活用しやすくなるよう、集計方法等を検討することが望ましい。</p> <p>2 成果の利活用について 当該調査研究の結果及び類似調査による経年変化を確認するなど、展開中の施策や事業の効果の検証や新たな施策・事業について、継続して検討していくことが望ましい。</p> <p>当該調査研究の成果を県看護協会の情報提供媒体で公開しているほか、報告書を関係機関に配付しているものの、県の情報提供媒体も活用して、広く情報提供を行うことが望ましい。</p>	
講じた措置(処理状況)	(健康福祉部 医療対策局 医務国保課)
<p><実施した取組内容及び成果></p> <p>1 委託に関する事務手続きについて</p> <p>(1) 出納局事前検査が必要な案件について周知徹底することにより、事前検査を漏らすことなく受けるようになりました。</p> <p>(2) 必要書類の提出時期について委託者と受託者双方で十分に確認することにより、適正な契約事務の処理が行われるようになりました。</p> <p>(3) 請求書が届き次第早急に支払い処理をすることを徹底することにより、適正な支払い処理が行われるようになりました。</p>	
<p><改善についての検討状況></p> <p>1 委託の実施方法と成果の状況について 当該調査では、病院からの回答データも納品されているため、当方で必要なデータを抽出することができます。また、今後調査を委託する際には、クロス集計ができ、より効果的な調査結果になるよう検討しています。</p> <p>2 成果の利活用について 当該調査を継続(類似調査を隔年で実施)することにより経年変化を確認し、看護職員確保対策事業に反映することにより活用しています。</p> <p>当該調査結果は、県看護協会の情報提供媒体での公開や報告書を関係機関に配布することに加えて、県ホームページへの掲載を行いました。</p>	

テーマ：調査研究業務の委託について

担当部名 健康福祉部

監査の結果及び意見	
調査研究委託業務名	県民の子育ち・子育てに関する意識調査業務委託
<p><速やかに是正、改善を求める事項()></p> <p>1 委託に関する事務手続きについて</p> <p>設計価格の一部に積算根拠が不明確なものがあったほか、アンケート回収率に応じた積算がなされていないものがあったので、今後、説明責任や経費節減の観点から積算精度の向上に努められたい。</p> <p>契約事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 [根拠：会計規則第121条]</p> <p>(2) 当初、県が学校を通じて小学5年生から高校3年生を対象(2,000件)に別途実施する「子どもの意識調査」のデータ入力・集計・分析を委託業務の一つとしていた。</p> <p>契約締結後、受託事業者と意識調査項目等の検討を行い、国等で実施された調査の情報収集とその活用について考え方の整理を依頼した。その結果、文部科学省の「全国学力・学習状況調査」のデータの活用が可能であることが判明し、県教育委員会と調整の上、そのデータを活用し、集計や分析を行った。</p> <p>これは、当初契約時の委託項目等を変更しているものであり、契約金額には変更はないものの、会計規則に基づく変更契約の手続きが行われていなかった。 [根拠：会計規則第79条]</p> <p>2 委託の実施方法と成果の状況について</p> <p>関連調査の確認が十分でなく、契約締結後に調査方法を変更しているものがあったので、今後は、事前に調査方法の検討を適切に行い、委託業務の効率的な実施に努められたい。</p>	
<p><改善または改善についての検討を求める事項()></p> <p>1 成果の利活用について</p> <p>結果報告書には、子育てに関する意識等について詳細な分析がなされており、関係機関や県民等に広く活用できる内容であることから、関係機関へ周知するとともに、県ホームページへ掲載を行うなど一層積極的に公表することが望ましい。</p>	
講じた措置(処理状況)	(健康福祉部 子ども・家庭局 子どもの育ち推進課)
<p><実施した取組内容及び成果></p> <p>1 委託に関する事務手続きについて</p> <p>これまでの実績や他課の事例を参考にするなど積算根拠をあきらかにするとともに、設計価格の積算の精度を高めるよう心がけました。</p> <p>(1) 副担当、副課長をはじめ更なるチェック体制の強化に取り組みました。引き続き、厳格な複数チェック体制を維持し、適切な会計事務を図ります。</p> <p>(2) 担当者は、事前に類似調査の調査状況を確認するとともに、委託業務内容と進捗状況を把握し、副課長、審査担当とも連絡相談を密にして、業務内容を変更する場合は適切に変更契約手続きを行うことを課内で徹底しました。</p> <p>2 委託の実施方法と成果の状況について</p> <p>調査にあたっては、事前にグループウェアの電子ロッカーで共有化された類似調査等の状況を確認し、効率的な委託契約を行うことについて課内で共有しました。</p>	
<p><改善についての検討状況></p> <p>1 成果の利活用について</p> <p>当該調査結果をもとに、「第二期次世代育成支援行動計画」を策定し、関係機関へ配布しました(平成22年3月)。調査結果を含む同冊子の内容を県ホームページへ掲載しました。</p>	

テーマ：調査研究業務の委託について

担当部名 環境生活部

監査の結果及び意見	
調査研究委託業務名	伊勢湾全域海岸漂着ゴミ等実態調査事業委託業務 三重県海岸漂着物実態調査委託業務
<速やかに是正、改善を求める事項()>	
1 委託に関する事務手続きについて	設計価格の積算時に、計算や積算根拠記述、単価引用に係る誤りが見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。()
	また、積算基準等を選択した根拠や変更契約時の積算方法が不明確なものがあったので、より一層明確となる資料の作成を行うことが望ましい。()
	契約事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。
(1)	契約変更に伴う支出負担行為変更日を誤って処理していた。() [根拠：会計規則第30条]
(2)	改正前の「三重県個人情報取扱事務委託基準」に基づき契約を締結していた。() [根拠：会計規則第76条]
(3)	完成検査が、契約書に基づく履行期限内に行われていなかった。()
<改善または改善についての検討を求める事項()>	
1 委託の実施方法と成果の状況について	事業計画段階から関係者との連絡調整を十分行うことで、円滑な事業の進行を図られたい。
2 成果の利活用について	当該調査研究の成果を活用して、策定中の「三重県海岸漂着物対策推進計画(案)」に、具体的で実効性の高い対策を盛り込むとともに、伊勢湾に流入する流域全体で海岸漂着物の処理の推進及び発生抑制対策を講じる必要があることから、県内だけでなく国や他県等の関係自治体など多様な主体と情報を共有し、協力体制を構築して環境保全活動をさらに活性化されたい。
講じた措置(処理状況)	(環境生活部 大気・水環境課)
<実施した取組内容及び成果>	
1 委託に関する事務手続きについて	設計価格の積算時には、担当者以外の者が必ず設計価格の検算を行うとともに、単価等の根拠資料を添付することとしました。
(1)	契約関係書類を十分確認し適正な日付で財務会計システムへ入力するようにしました。 (環境生活総務課)
(2)	契約関係書類については、決裁時に最新のものが添付されているか担当者以外の者が確認することとしました。
(3)	完成検査の日程について検査員と調整の際に、検査日が履行期限内であることを検査員と共に確認することとしました。また、受託業者の業務進行管理を徹底し、完成検査日程を予め伝えることで、余裕を持った報告書(成果品)の提出を求めることとしました。
<改善についての検討状況>	
1 委託の実施方法と成果の状況について	事業計画段階において業務実施の際の関係者を的確に把握し、業務内容について予め連絡調整を行うこととしました。
2 成果の利活用について	調査結果を基に「三重県海岸漂着物対策推進計画」を平成24年3月に策定し、多量のごみが漂着する鳥羽市と志摩市(一部)を県独自に最重点区域としました。また、発生抑制には三重県だけでなく愛知県、岐阜県及び名古屋市とも連携して取り組む必要があるため、平成24年4月、東海三県一市で構成する伊勢湾総合対策協議会に海岸漂着物対策検討会を設置しました。
	さらに、海岸漂着物対策検討会の活動として、平成24年10月に、東海三県一市の環境保全団体との意見交換会を開催した他、平成24年6月及び9月には、答志島奈佐の浜清掃活動に参加するなど、環境保全団体との連携を強化しました。

テーマ：調査研究業務の委託について

担当部名 農林水産部

監査の結果及び意見	
調査研究委託業務名	「三重の木」の流通等に係る調査業務等委託事業
<速やかに是正、改善を求める事項()>	
1 委託に関する事務手続きについて	契約事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。
(1) 執行伺いに随意契約の根拠及び理由が記載されていなかった。	[根拠：「契約事務の手引き」第3章]
(2) 予定価格の設定及び予定価格調書の作成が行われていなかった。	[根拠：会計規則第65条]
2 委託の実施方法と成果の状況について	受託事業者と協議のうえ調整した作業工程よりも、仕様書に定める報告期限が早期に設定されていたことから、仕様書の作成時に十分検討を行い、指示内容を的確に示すことで、円滑な調査研究の実施に努められたい。
<改善または改善についての検討を求める事項()>	
1 委託の実施方法と成果の状況について	アンケート調査の回収率が低調となっていることから、回収目標を仕様書等で定め、指導監督を行うなど、回収率を高める対策を講じることが望ましい。
講じた措置(処理状況)	(農林水産部 森林・林業経営課)
<実施した取組内容及び成果>	
1 委託に関する事務手続きについて	(1)(2) 課内会議等において、職員に対し会計規則等の法令順守や具体的な契約事務処理について周知を図るとともに、再発防止のためのチェック体制の再確認を行ったところ、職員の意識向上と複数の職員によるチェックなど事務処理の適正化が図られました。
2 委託の実施方法と成果の状況について	職員に対し、委託業務の実施にあたっては引き続き受託事業者との十分な打ち合わせ等を行うとともに適時・的確な指示や契約変更等を行うよう指示し、現在は徹底されています。
<改善についての検討状況>	
1 委託の実施方法と成果の状況について	指摘以降実施したアンケート調査については、仕様書に目標回収率を明記し、回収率の向上と事業成果の発現を図っています。

テーマ：調査研究業務の委託について

担当部名 農林水産部

監査の結果及び意見	
調査研究委託業務名	漁業・漁村振興調査業務委託
<p><速やかに是正、改善を求める事項()></p> <p>1 委託に関する事務手続きについて 契約事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 完成検査が、契約書に基づく履行期限内に行われていなかった。</p>	
<p><改善または改善についての検討を求める事項()></p> <p>1 成果の利活用について 当該調査研究の成果も活用して、「みえ県民カビジョン(案)」等の上位計画にも留意し、必要な調整を行いながら、「三重県水産業・漁村振興指針(仮称)」の策定を進め、新たな水産振興施策の展開を図られたい。</p>	
講じた措置(処理状況)	(農林水産部 水産経営課)
<p><実施した取組内容及び成果></p> <p>1 委託に関する事務手続きについて (1) 職員に対し、委託事業等の実施について、契約内容を確認し、進捗管理を徹底する等、適正な事務処理を行うよう周知を図りました。 職員の契約事務に対する意識が向上し、適正な事務処理が行えるようになりました。</p>	
<p><改善についての検討状況></p> <p>1 成果の利活用について 当該調査結果を利用し、平成24年3月に、「三重県水産業・漁村振興指針」を策定しました。今後は策定した指針を活用し、新たな水産振興施策の展開に取り組みます。</p>	

テーマ：調査研究業務の委託について

担当部名 雇用経済部

監査の結果及び意見	
調査研究委託業務名	「資源生産性競争時代を見据えた産業振興調査事業」業務委託
<p><改善または改善についての検討を求める事項()></p> <p>1 成果の利活用について</p> <p>「クリーンエネルギーバレー構想」の検討を進めていく中で、当該調査研究をはじめとする、既存の調査研究の成果を有効活用しながら、環境・エネルギー制約の克服等を目的とした低炭素社会の視点により、本県の産業施策が推進されるよう取り組まれない。</p>	
講じた措置(処理状況)	(雇用経済部 エネルギー政策課)
<p><改善についての検討状況></p> <p>1 成果の利活用について</p> <p>新エネルギービジョンを推進する5つの戦略プロジェクトのうち、「新エネルギー関連産業等育成プロジェクト(エネルギー施策と連動させ、今後の成長分野として期待させる環境・エネルギー関連産業のさらなる集積をめざす「クリーンエネルギーバレー構想」の推進等)」を具現化するため、三重県の地域特性、産業特性を踏まえて、今後の成長産業として期待されている「環境・エネルギー関連分野」の育成・集積を図ることをねらいとした「みえグリーンイノベーション構想」を当該調査研究も含めた既存の調査研究の成果を活用しつつ、平成25年3月に策定しました。</p> <p>なお、「クリーンエネルギーバレー構想」の策定を進めていく中で、策定委員の中から、本構想はクリーンエネルギーの活用に留まらず、農商工連携やバイオリファイナリーなど様々な取組を推進していくこととなっており、クリーンエネルギーの枠を超えた名称がふさわしいのではないかと、との意見があり、本構想の名称を「みえグリーンイノベーション構想」としました。</p>	

テーマ：調査研究業務の委託について

担当部名 雇用経済部

監査の結果及び意見	
調査研究委託業務名	科学技術イノベーション政策推進調査事業業務委託(その1) 科学技術イノベーション政策推進調査事業業務委託(その2)
<速やかに是正、改善を求める事項()>	
1 委託に関する事務手続きについて	契約事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 完成検査が、契約書に基づく履行期限内に行われていなかった。(、)
<改善または改善についての検討を求める事項()>	
1 成果の利活用について	県の科学技術振興に関する検討を行うための調査研究については、当該調査研究を含め、毎年度実施されているところであるが、「みえ産業振興戦略」をとりまとめるにあたっては、当該調査研究の成果を有効に活用し、科学技術を生かした本県産業振興が推進されるよう取り組まれたい。(、)
講じた措置(処理状況)	(雇用経済部 ものづくり推進課)
<実施した取組内容及び成果>	
1 委託に関する事務手続きについて	(1) 完成検査は契約書に基づく履行期限内に行うよう課員全員に周知しました。また、完成認定時においては、事業課及び経理担当課において複数の者によるチェック体制を強化するよう申し合わせを行いました。
<改善についての検討状況>	
1 成果の利活用について	平成23年度に実施の「科学技術振興策等の検討に係る調査業務委託」を活用し、環境・エネルギー(クリーンエネルギー)関連産業や医療・健康関連産業(ライフイノベーション)などの「社会的問題解決型成長産業」への取組を進めるとともに、イノベーション創出に関わる多様な組織が相互作用を及ぼしつつ連携を図るような産学官連携やオープンイノベーションのシステムの構築及び産業支援機関を活用しての企業の技術力向上への支援や企業間連携の取組の促進などが盛り込まれた「みえ産業振興戦略」が平成24年7月に取りまとめられました。 今後もこれら調査委託事業の成果を、科学技術を生かした本県産業振興の諸施策の参考とするよう努めてまいります。

監査委員公表第7号

平成24年1月30日に包括外部監査人から提出のありました平成23年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、三重県知事から平成25年4月10日付けで通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により次のとおり公表します。

平成25年5月14日

三重県監査委員	福	井	信	行
三重県監査委員	青	木	謙	順
三重県監査委員	後	藤	健	一
三重県監査委員	田	中	正	孝

平成23年度 包括外部監査結果に対する対応

※団体名については結果報告書の時点での団体名で記載しています。

テーマ・区分・内容	対応結果	結果報告書 時点の所管 部名等
I. 包括外部監査の意見及び指摘		
1. 財団法人三重県環境保全事業団		
(1) 設備投資計画について【意見】		
<p>ダイオキシンの問題や産業廃棄物の不法投棄が社会問題化していた当時、県が取り組むべき緊急の課題であり、また、ガス化溶融処理施設の建設はその解決策のひとつであったと思われるが、100億円を超える設備投資のうち、93億円は国、県からの補助金および市町の負担金を行う際には、県および事業団は、的確な設備投資計画を策定し、実績値が計画値と大幅な乖離が発生した場合には、速やかに計画の見直しを行うとともに計画上の収支見込みが赤字となった場合には、どの程度の財政的支援が必要かを検討すべきであった。</p>	<p>(環境生活部、三重県環境保全事業団) 平成24年度において、対応方針に該当する設備投資計画の策定や見直しが必要な案件はありませんでした。 今後、このような案件があった場合には、監査結果を踏まえ適切に対応してまいります。</p>	<p>環境森林部 財団法人三重県環境保全事業団</p>
(2) 起案、決裁の不備について【結果】		
<p>県が損失補償を負う場合の要件が、起案書と契約書で異なっている。 県の損失補償要件の記載に差異があるのは不備があったと考えられる。損失補償契約は重要な契約であり、今後の起案、決裁事務に当たっては、適切な運用が必要である。</p>	<p>(環境生活部) 平成24年度において、対応方針に該当する損失補償契約を新たに締結する案件はありませんでした。 今後、監査結果を踏まえて適切に対応してまいります。</p>	<p>環境森林部</p>
(3) 解体撤去費用の負担について【意見】		
<p>解体撤去については、運営協議会で議論され、事業団が施設の解体撤去ができるよう、県の対応が求められているところである。今後、事業団、県および市町から構成される運営協議会において、早期に解体撤去に関する時期や負担方法を定めるべきである。 なお、ガス化溶融処理施設の投資計画策定時において供用期間終了後の解体撤去費用の負担について考慮されていない。ガス化溶融処理施設の解体撤去に多額の費用が見込まれる大型施設の投資を行う場合には、解体撤去費用についても投資計画策定時において考慮すべきであった。</p>	<p>(環境生活部、三重県環境保全事業団) 平成24年3月29日に開催された運営協議会(県、市町および事業団で構成)において、事業団の最終処分場が計画どおりに稼動し、一定の収益が確保できることを前提に、事業団が平成25年度下期～26年度上期を目的に解体撤去する方向が確認されました。 また、市町からの要請により、施設の解体撤去費用については事業団ができる限り努力するものの、経営面等で万が一の事態に陥った場合には、県はこの事業が構築された経緯を踏まえ、事業団とともに責任を果たしていくことも</p>	<p>環境森林部 財団法人三重県環境保全事業団</p>

<p>2. 財団法人三重県農林水産支援センター</p>	<p>確認されました。</p> <p>(1) 県の農林水産支援センターへの貸付額について【意見】</p> <p>就農支援資金貸付金の利用は、認定就農者等に限定されることから、県が行う認定状況や、全県8ヶ所に存在する各地域の普及センターから就農希望者の情報を適時入手し、想定利用者数を年度の状況に応じて毎期見直すべきである。</p> <p>また、農林水産支援センターに現金預金残高が残る要因として、農林水産支援センターの県への就農支援資金借入金の返済は10年以内の据置期間を含む21年以内と規定されているのに対し、貸付者からの就農支援資金貸付金の回収は、4年以内の据置期間を含む12年以内、もしくは2年以内の据置期間を含む7年以内とされており、県への返済に先行して貸付者から回収を行っているため、貸付者からの回収額が農林水産支援センターの現金預金残高に残る結果になっていると考えられる。</p> <p>しかし、回収期間の方が短ければその分貸付原資の回転が効率化し、多額に借入を行わなくても運用可能であるし、農林水産支援センターの県への償還期間の規定についても、就農支援資金（就農研修・準備資金）三重県貸付金貸付等要綱によれば、「以内」と定められていることから早期に返済する計画を設定することも可能である。よって、需要を超える借入金残高については、県への繰上償還を検討する必要があると考えられる。</p>	<p>農水商工部 財団法人三重県農林水産支援センター</p> <p>(三重県農林水産支援センター) 就農支援資金貸付金については、これまで県が目標とする毎年の新規就農者数からその計画額を決定してきたが、平成24年度以降は、近年5年程度の貸付実績を基礎に、関係機関との連携により新規就農希望者の情勢を加味して、毎年計画額を設定することとしました。</p> <p>また、需要を超える借入金残高については、県と協議し、平成25年2月28日に繰上償還を行いました。 (農林水産部) 就農支援資金貸付事業における事業計画の見直しと保有資金の繰上償還に関する国との協議結果を踏まえ、平成25年2月28日に繰上償還をさせました。</p>	<p>農水商工部 財団法人三重県農林水産支援センター</p> <p>(三重県農林水産支援センター) 同一債務者に対する債権区分の評価については、毎年の回収状況を債権単位で評価するのではなく、貸付者単位で評価することとしました。 (農林水産部) 適正な事務処理が行われるよう指導しました。</p>
<p>(3) 林業就業促進資金の貸付について【意見】</p>	<p>県内で今後、林業就業促進資金貸付制度の利用を予定している事業者調査を行なったところ、平成23年から5年間のうちに資金の借入を予定している事業者はないとの結果を得た。</p> <p>また、平成22年度林業就業促進資金借入金残高480万円は事業者A社に貸付けるために県から借入れたものであり、一旦は、A社に貸付けたが、貸付対象者の離職等により貸付条件を外れたため、農林水産支援センターがA社から回収したものであって、将来の貸付原資のた</p>	<p>(2) 同一債務者に対する異なる債権区分について【結果】</p> <p>農林水産支援センターが認定就農者等へ貸付ける就農支援資金貸付制度は、就農研修資金貸付と就農準備資金貸付の2種類があり、農林水産支援センターは、貸倒懸念債権の評価を、就農研修資金貸付と就農準備資金貸付とを区別して評価していた。</p> <p>平成22年度では、2種類の貸付制度を同時に利用する債務者に対する債権評価において、就農研修資金貸付のみ貸倒懸念債権と評価し、就農準備資金貸付は一般債権と区分されているものがあつた。</p> <p>このように農林水産支援センターが区分するのは、毎年の回収状況を貸付資金の種類ごとに評価しているからであるが、どの資金の返済に充てるかは貸付者の裁量であるため、債権区分の評価は、貸付者ごとに行うべきである。</p>	<p>農水商工部 財団法人三重県農林水産支援センター</p> <p>(三重県農林水産支援センター) 利用者需要が見込まれない貸付原資を常備しておく必要がないことから、林業就業促進資金借入金については、平成24年3月30日に全額県へ償還しました。</p>

<p>めに県から借入れた資金ではない。 農林水産支援センターでは、事業者から資金借入の依頼があった場合、県貸付金を借用したい旨の貸付申請書を県へ提出し、事業者からの借入依頼があった翌年度から貸付を行っている。 したがって、農林水産支援センターが貸付原資を常備しておく必要はなく、利用者の需要が見込まれていないのであれば、早期に県は償還を受ける必要があったと考えられる。 なお、平成23年度中には全額、県へ償還する予定であるとのことである。</p>	<p>(農林水産部) 平成24年3月30日に、貸付けた全額を農林水産支援センターから償還させました。</p>	<p>ター</p>
<p>(4) 保有土地の計上区分について【結果】 平成15年以前に購入した土地のうち、約1億4百万円(内訳：いなべ市員弁ならびに四日市市中野の土地約35百万円(以下、「土地ア」という。)、四日市市川島の土地約30百万円(以下、「土地イ」という。)、四日市市山之一色等の土地約38百万円(以下、「土地ウ」という。))は、農地保有合理化事業において、散逸している各個人の土地を集約整地し、再び土地を配分する創設換地等のために預かった土地であり、棚卸資産である用地勘定として計上すべきではなく、長期預り資産勘定として計上すべきである。 土地アに係る用地買入未払金は、預り資産の性格を有している土地アを受入れた際に相手勘定として計上されたものであるため、土地イや土地ウと同様に預り金もしくは、その他確定債務と誤導しないような勘定科目を用いるべきである。 また、土地アおよび土地イについて年間数万円ではあるが固定資産税を農林水産支援センターが支払っており、覚書には農林水産支援センターが支払った固定資産税について必要経費として、売却時に請求できるか否かの明確な規定はなく、保有が長期化すれば当該無用費用が永年かかるおそれがあり、この点において早期の処分がなされるべきである。</p>	<p>(三重県農林水産支援センター) 同土地については、平成23年度決算において、用地勘定ではなく、長期預り資産勘定として計上しました。 土地アに係る用地買入未払金については、確定債務との誤導を避けるため、平成23年度決算から、預り資産見返勘定の科目名で計上しました。 土地ア、イについては、預かり元である地元の土地改良区が土地購入者の選定・交渉等を行うことになっており、売渡の目標期限を設けた覚書を取り交わすなど、早期に売却ができるよう働きかけを行っています。期限を越えても売却処分できなかつた場合、改めて覚書を取り交わすこととし、固定資産税が請求できるよう預かり元と協議を行います。 また、今後ともできる限り早期の売却処分が実施できるよう、引き続き預かり元に対して働きかけを行っています。</p> <p>(農林水産部) 同土地にかかる会計事務に関しては、適正な処理を行うよう指導しました。 また、同土地が早期売却できるよう適正に指導し、覚書更新時には、固定資産税を請求できるように指導しました。</p>	<p>農水商工部 財団法人三重県農林水産支援センター</p>

<p>(5) 土地売買の事務手続について【結果】</p> <p>確約書には該当の土地、資金調達の方法、支払時期などが箇条書きで記載されているが、閲覧した確約書のうち平成22年12月8日付の購入希望者の確約書の記載が漏れていた。</p> <p>確約書の標準記載例は存在するが、電子データを担当者個々が管理し、場合に依りて該当の土地の記載をパソコンで行うこともあれば、手書きで行うこともある。その際に誤って項目を削除したとのことであった。支払時期の削除は、ともすれば支払延期の口実を購入希望者に与えかねない。確約書の標準文例の遵守と確認の徹底を行うべきである。</p>	<p>(三重県農林水産支援センター)</p> <p>確約書については、標準文例に従った記述を行うとともに、複数の職員でチェックを行い、確認を徹底することとしました。(農林水産部)</p> <p>確約書については標準文例の遵守を行うよう指導し、事務の確認体制の確立を指示しました。</p>	<p>農水商工部 財団法人三重県農林水産支援センター</p>
<p>(6) 退職給付引当金の会計方針の記載について【結果】</p> <p>農林水産支援センターの平成22年度の公表財務諸表において、「重要な会計方針」として、退職給付引当金の計上基準が記載されているが、概要で記載した過去勤務分の処理方法として、15年の定額法により費用処理されている旨が記載されている。</p> <p>しかしながら、実際には平均残存勤務期間(7.5年)に応じた定額法により費用処理がなされており、会計方針の記載に誤りがあるため、適正な会計方針を記載する必要がある。</p>	<p>(三重県農林水産支援センター)</p> <p>実際に行っている退職給付引当金計上基準に合わせ、平成23年度の公表財務諸表から会計方針の記載を訂正しました。(農林水産部)</p> <p>平成23年度の公表財務諸表から適正に記載するよう指導しました。</p>	<p>農水商工部 財団法人三重県農林水産支援センター</p>
<p>(7) 退職給付引当金の計算について【結果】</p> <p>平成21年度末の退職給付引当金の計算において、退職給付引当金の計算過程における給料月額(本俸)の誤りにより、退職給付引当金が750万5千円過小に計上されている(平成22年度末においても、平成21年度末の計算結果を引き継いでいるため、退職給付引当金が同額過小となっている)。</p> <p>上席者が計算過程をチェックするなどして、適正な退職給付引当金を計上する必要がある。</p>	<p>(三重県農林水産支援センター)</p> <p>誤った計算により退職給付引当金を計上していたため、平成23年度決算において適正な額で修正計上するとともに、今後同様の誤りがないよう、計算過程でのチェックを徹底しました。(農林水産部)</p> <p>平成23年度の決算において適正な額で修正計上するよう指導しました。</p> <p>また、今後も適正な事務処理が行われるよう指導します。</p>	<p>農水商工部 財団法人三重県農林水産支援センター</p>
<p>(8) 退職勧奨による割増退職金について【意見】</p> <p>定年前に退職勧奨に応じた職員には、通常の退職金に比べ、割増された退職金が支給されているが、過去の実績や今後の見通しにおいても、事実上、すべての対象職員が退職勧奨に</p>	<p>(三重県農林水産支援センター)</p> <p>事実上すべての職員に退職勧奨による割増</p>	<p>農水商工部</p>

<p>退職金を支払う見込みであることから、退職給付引当金の算定にあたっては、平成23年度決算から割増退職金を前提として算定することとした。 (農林水産部) 勸奨退職を前提として退職給付引当金を算定するよう指導しました。</p>	<p>応じる見込みであるといえる（平均残存勤務期間も、定年前での退職を見込んで算定されている）。 したがって、退職給付引当金の算定に当たっては、割増退職金を前提として計算することも考えられる。そうすることによって、農林水産支援センターの財政状態をより正しく表すことになり、今後の資金計画等にも反映できると考えられるからである。</p>	<p>財団法人三重県農林水産支援センター</p>																				
<p>(三) 三重県農林水産支援センター 内部管理上り事業区分ごとの費用計上において、平成23年度決算から退職給付引当金、退職給付費用についても職員の従事する事業に適切に計上しました。 (農林水産部) 退職給付引当金及び退職給付費用について、従事する人と事業に適切に区分するよう指導しました。</p>	<p>【結果】 退職給付引当金および退職給付費用（退職給付引当金繰入額）について、平成22年度財務諸表では、すべて一般会計において計上されている。しかしながら、退職給付引当金の計算対象となっている職員の中には、特別会計に計上される事業に従事している職員も存在する。会計区分ごとであるいは事業ごとの正確な財政状態や収支状況（正味財産の増減状況）を把握するためには、対象となる職員が従事している会計区分あるいは事業において、退職給付引当金および退職給付費用（退職給付引当金繰入額）を計上すべきである。 なお、平成23年度の財務諸表からは、会計区分や事業ごとの開示ではなく、すべてを「公益目的事業」として開示する方針とのことである。 しかし、内部管理上は、事業区分を設けるとのことであるため、適切な事業業績の把握のためには、退職給付引当金および退職給付費用（退職給付引当金繰入額）についても適切な事業での計上が必要である。</p>	<p>農水商工部 財団法人三重県農林水産支援センター</p>																				
<p>3. 財団法人三重県産業支援センター</p>																						
<p>(三) 三重県産業支援センター 平成23年度に行った診断項目の見直しに基づき、返済能力の判断材料として試算表や事業計画書、資金繰表等を入力するようになり、根拠となる数字や理由等により具体的な裏付けを明らかにしました。 このことにより、貸付審査委員会における審査資料においても診断・調査結果が明らかになるよう項目の見直しを行いました。 (雇用経済部) 適正な審査が行われるよう指導し、診断・調査結果の明確な審査資料が作成されるように</p>	<p>【結果】 貸付先の返済能力の有無は、償還遅延または償還不能となる可能性の判断に当たって、最も重要な項目であると考えられる。 検討の対象とした4社の「小規模企業設備導入診断調査」の調達資金の返済能力の有無の記載内容は以下のとおりである。 (単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="1117 918 1276 1993"> <thead> <tr> <th></th> <th>A社</th> <th>B社</th> <th>C社</th> <th>D社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>返済財源※</td> <td>16,308</td> <td>12,628</td> <td>△57,492</td> <td>33,416</td> </tr> <tr> <td>年間返済必要額</td> <td>39,057</td> <td>11,490</td> <td>49,114</td> <td>12,992</td> </tr> <tr> <td>差引過不足</td> <td>△22,749</td> <td>1,138</td> <td>△106,606</td> <td>20,424</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 従前2年分の平均税引後利益＋今回の増加利益期待額×1/2＋前期の減価償却費＋今回の設備投資分の減価償却費 A社とC社は差引過不足がマイナスとなっており、業績の改善、役員等個人からの借入、投資不動産等の資産処分を理由に返済能力があると認められている。</p>		A社	B社	C社	D社	返済財源※	16,308	12,628	△57,492	33,416	年間返済必要額	39,057	11,490	49,114	12,992	差引過不足	△22,749	1,138	△106,606	20,424	<p>農水商工部 財団法人三重県産業支援センター</p>
	A社	B社	C社	D社																		
返済財源※	16,308	12,628	△57,492	33,416																		
年間返済必要額	39,057	11,490	49,114	12,992																		
差引過不足	△22,749	1,138	△106,606	20,424																		

<p>しかし、これらの理由は現地でヒアリング結果のみであることから、返済能力があると判断した根拠として不十分である。</p> <p>差引過不足がマイナナスであれば、当該貸付が返済される可能性は低いと予想するのが通常である。それにもかかわらず、返済能力があると判断する場合には、具体的な計画等により慎重な検討を行なう必要がある。したがって、このような場合には、具体的な計画等の提出を要求すべきであった。なお、現在においては、必要に応じて具体的な計画等を入力しているとのことである。</p>	<p>なりました。</p>	<p>(三重県産業支援センター)</p> <p>貸付先の経営分析及び経営計画の分析を行うにあたり、期待される投資効果の計算根拠について、具体的な施策の記載に加え、必要に応じてその裏付けとなる資料を入手するようし、分析結果の精度向上に努めました。</p>	<p>農水商工部 財団法人三重県産業支援センター</p>
<p>(2) 貸付先の経営分析および経営計画の分析について【意見】</p> <p>検討の対象とした4社の経営計画には、期待される投資効果の計算根拠が記載されており、たとえば、A社の原価率の主な根拠は、新製品の仕入高が売上高比20%とある。これに基づく新製品の原価率は38.3%と計算されているが、同社の直近2年の原価率は、2年前実績の87.5%、直近期末実績の87.2%である。そのため、経営計画の達成可能性の有無の判断に当たっては、「新製品の仕入高が売上高比20%」をどのような施策によって実現されるかが重要なポイントになったと思われるが、その具体的な施策に関する記載まではなかつた。</p> <p>昨今の経済環境を鑑みれば、一定率以上の売上増加の継続、あるいは原価率の大幅な改善には、貸付先または貸与先の相応な努力が必要であることは明らかであり、その具体的な施策は、経営計画の達成可能性の有無の判断にはより有用な情報と考えられる。したがって、経営計画の計算根拠のみならず、その具体的な施策についても記載することが望ましい。</p>	<p>(三重県産業支援センター)</p> <p>金融機関からの派遣職員を債権管理業務の副務者とし、貸付先の返済能力の判断や経営分析に関するノウハウを活用し、主務者であるプロパー職員と連携して業務を行わせました。</p> <p>平成24年7月には、すべてのプロパー職員、県派遣職員、金融機関派遣職員、CDが2名1組のチームを組み、正常債権分132件の資金貸付先を訪問して、企業の抱える課題等の聴き取りを行い、現場感覚の向上に努めました。 (雇用経済部)</p> <p>適正な事務処理が行われるよう指導し、出向者の有するノウハウの有効活用が図られる体制になりました。</p>	<p>農水商工部 財団法人三重県産業支援センター</p>	
<p>(3) 出向者が有する業務ノウハウの有効活用について【意見】</p> <p>産業支援センターには金融機関や証券会社からの出向者が存在しているが、前述の①の指摘や②の意見が存在することを鑑みれば、これらの者が有する業務ノウハウをこれまで以上に活用することが有用であると思われる。</p> <p>たとえば、金融機関で法人融資を担当した経験のある出向者がいるのであれば、当該出向者の融資に関するノウハウを、産業支援センターの職員の職員が吸収して、設備資金貸付事業に、さらに活用する体制とすることが望ましい。</p>	<p>農水商工部 財団法人三重県産業支援センター</p>		

<p>(4) 規定に従った債権区分について【結果】</p> <p>「債権管理要綱」第2条は、債権のリスク管理として、債権を(1)破綻先等債権、(2)延滞債権、(3)3か月以上延滞債権、(4)貸付条件緩和債権、(5)正常債権に分類し管理する旨を規定しているが、現状は当該規定に依らず、財団法人全国中小企業取引振興協会が示している債権分類を参考に分類している。</p> <p>「債権管理要綱」の規定と債権分類の実態が乖離していると認められるので、整合を取る必要がある。</p>	<p>(三重県産業支援センター)</p> <p>財団法人全国中小企業取引振興協会が作成した債権者区分、債権分類等のマニュアルを参考にするとともに、当財団監査法人の指導を受け、平成23年度に債権管理要綱を改正しました。</p> <p>当該債権管理要綱に基づいて債権分類を行い、リスク管理を行っています。</p>	<p>農水商工部 財団法人三重県産業支援センター</p>
<p>(5) 同一債権者に対する異なる債権区分について【結果】</p> <p>平成22年度の未収償還金の一覧において、設備貸与事業で貸倒懸念債権に分類されていたE社は、設備資金貸付事業においても貸倒懸念債権に分類すべきところ、正常債権として扱われていた。</p> <p>産業支援センターでは、中小企業向けの融資制度を設けており、企業によっては複数の融資制度を利用しているが、制度間で貸付先または貸与先の企業情報の共有が十分でなかったため、当該事象が発生したと考えられる。</p> <p>企業情報を一元的に管理することで、前述の不整合な取扱いを防止することができると考えられるため、各融資制度における企業情報を一元的に管理する必要がある。</p>	<p>(三重県産業支援センター)</p> <p>平成23年度の対応方針に基づき、各々の融資制度における情報を企業単位で管理し、それぞれの情報が相互活用できるように改善しました。</p>	<p>農水商工部 財団法人三重県産業支援センター</p>
<p>(6) 担保提供者からの法的回収について【結果】</p> <p>未収債権が発生した貸付先については、交渉(対応)記録が作成され、未収債権発生の際、債権者あるいは連帯保証人への対応を詳細に記録している。</p> <p>このうち、C社については、担保として第三者による担保提供がなされ、抵当権が設定されているが、監査時点で法的回収手続は行われていなかった。</p> <p>「債権管理要綱」第8条第2項は、廃業及び繰上償還通知を行った債権について、抵当権の実行及び強制執行により法的回収を図る要件を定めており、同項第3号はその要件を、実行可能な償還(完済)計画の提出がある場合を除き、償還残高に比べ償還額が著しく少額で、最終期限後10年を経過してもなお完済の見込みがないときとしている。</p> <p>C社は、平成20年10月に破産し、以後の2年6か月間の回収額は、未収債権残高の2.3%にあたる34万円であり、また償還(完済)計画の提出がなく、現在の回収状況が継続すると仮定すれば、最終返済期限後10年を経過する平成35年10月までに完済は見込めない。</p> <p>このため、「債権管理要綱」第8条第2項第3号に該当すると考えられ、法的回収を図る必要がある。</p>	<p>(三重県産業支援センター)</p> <p>C社については弁護士に委任して担保不動産の競売を行いました。</p> <p>他に担保提供がなされている1社についてもC社と同様に、弁護士に委任のうえ担保不動産の売却を行うなど、債権管理要綱に基づき法的回収手続きを進めました。</p> <p>(雇用経済部)</p> <p>適正な事務処理が行われるよう指導し、適切な債権回収手続が進められる体制になりました。</p>	<p>農水商工部 財団法人三重県産業支援センター</p>

<p>(7) 弁護士への相談記録の保管について【結果】</p>	<p>産業支援センターでは、弁護士に対して、必要に応じて法的な意見を聴取するために面談しているとのことである。しかし、案件によっては、相談記録が残されていたり残されていないかたっていたりしていた。また、相談記録にどのような法的処理が行われたかの記録が保存されていた場合でも、相談記録が個々のファイルに綴じられ、整理保管が一定していなかったため、速やかに確認することができなかった。</p> <p>したがって、業務の執行をより効率的に行うためにも、弁護士に面談した時は相談記録を作成し、また、相談記録を必要な時に確認できるように整理保管する必要がある。</p>	<p>(三重県産業支援センター) 平成23年度の対応方針に基づき、相談記録は弁護士関係で一元管理し、企業別の綴じは写しを綴じるように改善しました。 また、過去の法的対応が直ちに参照が可能な状態にし、業務の効率的な執行と職員のスキルアップに活用しています。</p>	<p>農水商工部 財団法人三重県産業支援センター</p>
<p>(8) 事後指導の適時かつ継続的なフォローの実施について【結果】</p>	<p>貸付先または貸与先の選定手続において、貸付審査委員会が貸付決定の条件として事後指導を付していることがある。</p> <p>事後指導が付された貸付先または貸与先については、貸付実行から1年後を目途に中小企業診断士が現地でのヒアリング結果に基づき、「小規模企業等設備貸付事後指導報告書」を作成し、産業支援センターに提出されているのみで、その後のフォローを実施していないものが見受けられた。</p> <p>貸付審査委員会が貸付決定に当たって事後指導を付しているのは、償還遅延または償還不能を回避することが目的であると考えられる。そのため、事後指導は中小企業診断士から「小規模企業等設備貸付事後指導報告書」が提出されれば終わりというものではなく、債権が全額償還されるまで、適時かつ継続的に実施すべきである。たとえば、職員が業績の悪化した貸付先または貸与先を訪問し、状況をヒアリングして問題の有無を交渉（対応）記録に記載しておくことは、事後指導の適時かつ適切なフォローに該当すると考える。</p>	<p>(三重県産業支援センター) 平成23年度の対応方針に基づき、職員やコ一ディネーターによるフォローを行っています。さらに事後指導が付された貸付先のみならず、すべての貸付先を訪問し、状況をヒアリングして記録に残し、適切な支援を行うことで未収債権の発生防止に努めました。 また、今後も定期的に貸付先を訪問し、継続的なフォローを実施します。 (雇用経済部) 適正な事務処理が行われるよう指導し、適切な事後指導が実施される体制が整いました。</p>	<p>農水商工部 財団法人三重県産業支援センター</p>
<p>(9) 決算書の分析の活用について【意見】</p>	<p>産業支援センターは貸付後に「小規模企業者等設備導入資金（設備資金貸付事業）貸付対象設備利用状況報告書」の提出を、毎年利用者に義務付けている。当該書類の記載内容は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 対象設備と借入残額 ii 対象設備の利用状況 iii 対象設備の設置による効果や産業支援センターに期待する支援等 iv 現在抱えている経営上の問題点 v 経営状況（売上高、従業員数等） 	<p>(三重県産業支援センター) 平成23年度の対応方針に基づき、企業業績の経年比較表を作成し、金融機関派遣職員のノウハウを活用しながら分析を行い、その結果を事後指導・助言先の選定や債権管理の資料として活用し、継続的な企業支援を行いました。 (雇用経済部) 適正な事務処理が行われるよう指導し、決算書等の効果的な活用が図られるようになりま</p>	<p>農水商工部 財団法人三重県産業支援センター</p>

<p>上記のほか、添付資料として決算書を提出させている。これらの書類は年度別にファイリングされており、企業業績の経年比較は実施していることであつたが、その結果の活用方法については具体的な回答がなかった。業績の悪化があれば、それは償還遅延または償還不能となる可能性の兆候を示すものと考えられるため、たとえば、⑤で述べた事後指導の適時かつ継続的なフォローの実施を行なう先の選定等で活用することが望ましい。</p>	<p>した。</p>	<p>農水商工部 財団法人三重県産業支援センター</p>
<p>【10】債務保証のモニタリングについて【意見】</p>		
<p>新産業創造資金の融資事業では、産業支援センターは信用保証協会に対して債務保証を行なっているものの、融資先の財政状態および経営成績を適時に把握することができていないなかつた。本来、債務保証を行なっている場合には、融資先の財政状態および経営成績を把握するとともに、融資元にヒアリングを行い融資の回収状況を確保することで債務保証のリスク管理が求められるところである。産業支援センターの場合、債務保証のリスク管理を実施することは、信用保証協会に対する損失補償を最小化するということであり、現在90百万円の残高がある新産業創造資金推進補助金の返還額を最大化することと同義である。また、その補助金の財源は税金であることを考えれば債務保証のリスク管理は重要である。このように産業支援センターには新産業創造資金推進補助金の返還額を最大化することが求められている中で、産業支援センターが融資先の財政状態および経営成績を適時に把握することができていない理由は、現在の債務保証契約では、産業支援センターが信用保証協会に対して融資先の財政状態および経営成績の報告を求める権利が明記されていないため、産業支援センターが適時に融資先の財政状態および経営成績を把握することが困難だからである。しかし、このような契約上の制約がある中でも、たとえば、融資の条件緩和依頼が発生した場合には信用保証協会より報告してもらつたように依頼し、今後の回収計画をヒアリングしたうえで、当該融資が回収不能とならないように信用保証協会を通して融資した金融機関に一層の努力を促す、といった対応が望まれる。</p>	<p>(三重県産業支援センター) 信用保証協会に依頼し、可能な範囲での情報提供を受け、融資先の財政状態及び経営成績の把握に努めました。 (雇用経済部) 適正な事務処理が行われるよう指導し、債務保証のリスク管理が行える体制になりました。</p>	<p>農水商工部 財団法人三重県産業支援センター</p>
<p>【11】偶発債務の注記について【結果】</p>		
<p>産業支援センターは信用保証協会との間で債務保証契約を締結している。信用保証協会からの代位弁済の請求が増加したため、平成21年度以降は新規の融資を休止しているものの、現時点でも5社（平成23年9月末時点）に対して4,088万8千円の融資残高がある。したがって、かかる債務保証は偶発債務であることから、決算報告書において債務保証の残高を注記する必要がある。</p>	<p>(三重県産業支援センター) 平成23年度の決算報告書から、三重県信用保証協会に対する保証債務を注記しています。 (雇用経済部) 適正な事務処理が行われるよう指導し、改善されました。</p>	<p>農水商工部 財団法人三重県産業支援センター</p>

<p>(1 2) 新産業創造資金償還準備金の運用状況報告書の記載について【結果】</p>	<p>平成23年4月30日付で産業支援センターから県に対して提出された平成22年度の新産業創造資金損失補償準備金の運用状況報告書の中で、運用益収入の金額について誤った報告がなされていた。報告を受けた県では、その金額に疑問を持ったため、産業支援センターに対して調査を依頼した。産業支援センターとしては、県からの指摘に対して速やかに金額を修正して再報告をすべきであったが、修正された報告書は平成23年8月に再提出されていた。したがって、産業支援センターにおいて、かかる記載誤りに対する指摘に対して速やかに修正して再報告すべきであった。</p>	<p>(三重県産業支援センター) 適切な事務処理について、適宜、職員に注意喚起を行いました。 注意すべき事例が発生した場合は、マニュアルなどの規程を整備し、再発防止に努めます。</p>	<p>農水商工部 財団法人三重県産業支援センター</p>
<p>(1 3) 投資の回収可能性について【意見】</p>	<p>第1号ファンドに対して、産業支援センターは2億500万円を出資しているものの、平成22年12月末時点の持分相当額は530万円と当初出資額の21.1%まで毀損している。現在第1号ファンドは15社に投資しているが、備忘価格になっている企業が8社、投資簿価を50%以上下回っている企業が6社となっているため、仮にこの15社の中から新規上場を果たす企業が現れたとしても、投資額を全額回収することができるとは不透明な状況にあるといえる。投資の目的は民間によるリスクマネー供給の「呼び水」になることではあるものの、第1号ファンドから1社も上場企業を輩出できていないことや、出資額が著しく毀損している状況を鑑みると、出資の目的を十分に果せているのかどうか、県として引き続き検討することが望まれる。 一方で、第2号ファンドからは上場企業を1社輩出したものの、創業ベンチャーであることから売上高は不規則にしか発生しないこともあり、現時点では投資簿価を回収するまでに至っていない。その結果、出資額1億500万円に対して、平成22年6月末時点の持分相当額は830万円(55.4%)まで毀損している。 三重県内のリスクマネー供給の「呼び水」となるべく「みえ新産業創造ファンド」を発足したが、産業支援センターを介した当該ファンドへの出資により、民間によるリスクマネーの自律的供給を十分に引き出したか否かについて、県として十分な検討が望まれる。</p>	<p>(雇用経済部) 第1号ファンドについては、平成25年12月に期限を迎えることから、一部延長の可否も含め、出資の目的を果たすための対応策ならびに検証方法について検討中です。また、ファンドのクロージング後も、継続して出資先の動向を把握し、必要な支援について検討していきます。 第2号ファンドについても、引き続き民間ベースの資金の動きのきっかけとなるような対応策と検証方法を検討していきます。</p>	<p>農水商工部 財団法人三重県産業支援センター</p>
<p>(1 4) 補助金交付目的について【意見】</p>	<p>メッセウイングに係る県からの補助金については、主として概要で記載した高度化資金借入金(県からの借入金)に関する償還補助である。 しかし、この補助金の根拠となる「三重産業振興センター関係補助金交付要領(以下、「補助金交付要領」という。))」によれば、補助金の交付目的および補助事業の内容は以下のとおりとなっている。</p>	<p>(雇用経済部) 補助要領の改正を行い、昨年度の補助金から適用いたしました。</p>	<p>農水商工部 財団法人三重県産業支援センター</p>

補助金の交付目的	補助事業の内容
<p>補助事業者（産業支援センター）が行う、三重産業振興センターの施設の設置及び改修を図る。</p>	<p>補助事業の内容 三重産業振興センターの施設の設置及び改修に要する経費</p> <p>ここでいう、「三重産業振興センター」とは「メッセウイング」のことであるということはあるが、「三重産業振興センター」は、当初メッセウイングの管理運営を行っていた財団法人名であり、補助金交付要領上でも、「メッセウイング・みえ」と表記すべきである。また、そもそも補助金の交付目的や補助事業の内容としては、あくまでも三重産業振興センター（メッセウイング）の「施設の設置及び改修」と定めており、産業支援センターの“借入金の償還補助”とは記載されていない。</p> <p>たしかに、メッセウイングの設置にあたっては、県からの補助金が一部充当されており、また、その後の大規模修繕においては、県からの補助金がこの補助金交付要領に基づき支出されてきている。</p> <p>しかしながら、それは“借入金の償還補助”とは別の支出であり、“借入金の償還補助”を行なうのであれば、補助金交付要領にも明確に“借入金の償還補助”を補助金の交付目的や補助事業の内容として定める必要があると考えられる。</p>
<p>(15) 債務負担行為の設定について【意見】</p>	
<p>前述したとおり、県からの借入金について、借入当初からその償還補助が県から支出されることになっていた。</p> <p>これについて、県の予算上、地方自治法第214条に定める債務負担行為の設定が行なわれていない。</p> <p>事実上、借入当初からその償還補助が県から支出されることになっていたため、県が補助金で負担する金額37億2,657万5千円について、将来発生する債務の負担として、議会の議決により、債務負担行為の設定を行う必要があるものと考えられる。</p>	<p>（雇用経済部） 平成24年三重県議会第1回定例会において、当該補助金にかかる債務負担行為について設定いたしました。</p>
<p>(16) 成果目標と実績値との比較について【意見】</p>	
<p>展示ホール等の利用に関しては、経済状況等にも左右されることではあるが、展示ホールの利用率については、目標値と実績値との乖離が大きいため、その原因について把握しておく必要がある。また、指定管理者制度に準拠した方法に移行した成果が出ているのかどうかについても、今後、検討していくことが必要であると考えられる。</p>	<p>（三重県産業支援センター） 展示ホール利用率の目標値（40.0%）と実績値との乖離については、平成23年度の事業報告書から要因を分析して記載し、当該要因についての把握できるようより改めています。平成23年度は、東日本大震災やタイ洪水等</p>
	<p>農水商工部 財団法人三重県産業支援センター</p>

<p>による厳しい経済状況下にも関わらず、新規利用者の開拓及びぴりターターの確保の取組が奏功し、年度後半の利用率が伸び、指定管理者制度に準じた委託導入後最も高い利用率(34.5%)となりました。</p> <p>指定管理者制度に準拠した制度に移行した成果については、平成24年3月に、基本協定に定めた業務水準の達成状況を調査し、管理委託者と意見交換を行いました。今後、平成24年度の事業報告も踏まえて検証し、その成果を次回の管理委託事業者の公募に活かしてまいります。</p> <p>(雇用経済部)</p> <p>指定管理者制度に準拠した方法に移行した成果の検証等につきましては、引き続き適正な事務処理が行われるよう指導してまいります。</p>	
<p>【意見】</p>	
<p>(三重県産業支援センター)</p> <p>平成23年度の事業報告書及び平成24年度の月間報告書から、営業日単位で利用率を計算するよう改めています。</p> <p>また、同時にコマ単位、昼間・夜間別でも利用率を計算し、利用実態を詳細に把握してまいります。</p>	<p>農水商工部 財団法人三重県産業支援センター</p> <p>成果目標で使用している利用率の算出について、例えば、展示ホールなどは、午前・午後・夜間の3コマを実績値として把握しているが、利用率の算出にあたっては、午前・午後・夜間の2コマを分母として計算している。</p> <p>すなわち、一般的には利用率の算出に当たって利用コマ数を使用する場合、分母には営業日おける利用可能コマ数(午前・午後・夜間)、分子は利用実績コマ数にて算出するところ、午前・午後・夜間の2コマを分母として計算している。</p> <p>これでは、仮に100%の利用状況の場合、単純に計算すると利用率は150%(1.5倍)となってしまう。</p> <p>産業支援センターでは、以前から、このような方法にて利用率を算出し、事業報告書などで公表しているが、より実態に合わせた利用率の計算方法に変更することが望ましい。</p>
<p>【意見】</p>	
<p>(三重県産業支援センター)</p> <p>「産業振興」を目的とした施設利用とする基準について、中小企業基本法における国の施策</p>	<p>農水商工部 財団法人三重県産業支援センター</p> <p>成果目標について、委託業者からの提案により、次の2項目が成果目標として加わっている。</p>

<p>重県産業支 援センター</p>	<p>目的に準拠することとし、具体的な事例を示して設定しました。 当該基準は、平成23年度の事業報告書及び平成24年度の月間報告書から適用していただきます。 (雇用経済部) 適正な事務処理が行われるよう指導し、改善されました。</p>	<p>重県産業支 援センター</p>									
<p>成果目標</p> <table border="1"> <tr> <td>①「産業振興」を目的とした施設利用率</td> <td>目標値 毎年度 70%</td> </tr> <tr> <td>②三重県内企業の施設利用率</td> <td>全利用者における利用率 90%</td> </tr> </table>	①「産業振興」を目的とした施設利用率	目標値 毎年度 70%	②三重県内企業の施設利用率	全利用者における利用率 90%	<p>この成果目標については、業務仕様書として、基本協定書に綴じこまれた文書にも記載されており、これについても、委託業者の管理運営業務の評価等に際して参照すべき項目であると考えられるが、委託業者からの「事業報告書」（基本協定書第 27 条）には、これらの成果目標について触れられていない。 このため、「事業報告書」においては、これらの成果目標についてもその実績が記載される必要があると考えられる。</p> <p>なお、この成果目標について、「事業報告書」とは別の資料で把握された実績値は次のとおりである。</p>	<p>重県産業支 援センター</p>					
①「産業振興」を目的とした施設利用率	目標値 毎年度 70%										
②三重県内企業の施設利用率	全利用者における利用率 90%										
<p>成果目標</p> <table border="1"> <tr> <td>①「産業振興」を目的とした施設利用率</td> <td>H21 年度</td> <td>H22 年度</td> </tr> <tr> <td>②三重県内企業の施設利用率</td> <td>79.4%</td> <td>75.4%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>82.1%</td> <td>78.3%</td> </tr> </table>	①「産業振興」を目的とした施設利用率	H21 年度	H22 年度	②三重県内企業の施設利用率	79.4%	75.4%		82.1%	78.3%	<p>※ 指定管理者制度に準じた方法で管理運営業務を委託した平成 21 年度からの実績データである。</p>	<p>重県産業支 援センター</p>
①「産業振興」を目的とした施設利用率	H21 年度	H22 年度									
②三重県内企業の施設利用率	79.4%	75.4%									
	82.1%	78.3%									
<p>①については、目標値を実績値が上回っている。②については、目標値を下回っている。これについても、7. で述べたようにその原因の把握が必要である。 なお、①の「産業振興」を目的とした施設利用率であるが、「産業振興」の定義が定かではない。平成 23 年 3 月度の「施設使用状況」を閲覧したが、たしかに、単なる会議としての利用や、「産業」とは直接的には関係しない団体（政治団体等）による集会での利用も見受けられる。 「メッセウイング・みえ管理及び運営に関する規程」によれば、「産業」とは直接に関係しない利用に対して制限を加えていることはない。 しかしながら、「産業振興」「産業の活性化」を目的として設置している当施設の性格上、また、指定管理者制度に準じた方法により委託しているため施設の使用許可は委託業者が行えることとなっていることから、産業支援センターとして、「産業振興」による利用状況を把握しておくことは必要なことであると考えると考えられる。 したがって、「産業振興」を目的とした利用というのは、どのような利用を指すのかについて、明確に定めておく必要がある。 なお、前述した「施設使用状況」においては、産業業種別に利用状況を集計しているが、</p>	<p>①については、目標値を実績値が上回っている。②については、目標値を下回っている。これについても、7. で述べたようにその原因の把握が必要である。 なお、①の「産業振興」を目的とした施設利用率であるが、「産業振興」の定義が定かではない。平成 23 年 3 月度の「施設使用状況」を閲覧したが、たしかに、単なる会議としての利用や、「産業」とは直接的には関係しない団体（政治団体等）による集会での利用も見受けられる。 「メッセウイング・みえ管理及び運営に関する規程」によれば、「産業」とは直接に関係しない利用に対して制限を加えていることはない。 しかしながら、「産業振興」「産業の活性化」を目的として設置している当施設の性格上、また、指定管理者制度に準じた方法により委託しているため施設の使用許可は委託業者が行えることとなっていることから、産業支援センターとして、「産業振興」による利用状況を把握しておくことは必要なことであると考えると考えられる。 したがって、「産業振興」を目的とした利用というのは、どのような利用を指すのかについて、明確に定めておく必要がある。 なお、前述した「施設使用状況」においては、産業業種別に利用状況を集計しているが、</p>	<p>重県産業支 援センター</p>									

<p>この中で「会議・説明会・講習会他」の利用率は78%となっており、産業業種別に区分されている利用率は22%である。</p> <p>平成22年度の「産業振興」を目的とした施設利用率の実績値は、79.4%となっている。これは、「会議・説明会・講習会他」の利用を産業業種別に振り分けた結果とのことであるが、その過程が明らかとはなっていない。</p> <p>「産業振興」を目的とした利用の定義を明確にするとともに、その算出過程についても把握しておく必要があると考えられる。</p>		
<p>(19) メッセウイングの管理運営について (収支状況に関して) 【意見】</p> <p>民間事業者の創意工夫を活かすという指定管理者制度の趣旨に鑑み、収支差額についてすべてを精算することは避けるべきではあるが、メッセウイングの設立には公的資金が充てられており、いわゆる「公の施設」に準じたものと考えられるため、プラスの収支差額の一定割合について、委託業者から納付させることも、次回の委託期間(平成26年度以降)には検討の余地があると考えられる。</p> <p>この際には、民間事業者の受託に関するモチベーションを減退させないようにすることや、収支差額の算出については、適切な会計処理が行なわれているかを検査する方法について検討する必要があると考えられる。</p>		
<p>(三重県産業支援センター) 管理委託業者の収支状況の実態を踏まえ、課題を明確にした上で、次回の管理委託事業者の公募における検討を行います。 (雇用経済部) 引き続き適正な事務処理が行われるよう指導してまいります。</p>	<p>農水商工部 財団法人三重県産業支援センター</p>	
<p>(20) 減損会計の適用について 【結果】</p> <p>建物は時価が著しく下落している。土地は50%を超える下落はないが、資産の時価が著しく下落したときは、時価が概ね50%を超えて下落している場合とされており、概ね50%を超えていると判断することもできる。</p> <p>メッセウイングの土地・建物は平成3年から平成5年にかけて取得・建設されたものであり、相当程度の時価の下落が見込まれる。</p> <p>したがって、不動産鑑定評価額等により合理的な時価を算出し、減損処理の必要がないかを検討する必要がある。</p>		
<p>(三重県産業支援センター) 平成23年度決算において、土地・建物等について減損会計を適用し、適正な評価をしました。 (雇用経済部) 適正な事務処理が行われるよう指導し、改善されました。</p>	<p>農水商工部 財団法人三重県産業支援センター</p>	
<p>(21) 建物の減価償却計算について 【結果】</p> <p>産業支援センターでは、建物等の償却資産の減価償却に際しては、基本的には法人税法の定めに従って減価償却計算をしていることであるが、当該施設については、平成10年の法改正後も、改正前の法定耐用年数の65年を使用可能年数と考え、平成15年の統合時にもそれに基づいて計算された57年を耐用年数としていることである。</p> <p>たしかに、法人税法に定める法定耐用年数を使用せずに、操業度(利用度)の大小や技術</p>		
<p>(三重県産業支援センター) 建物に係る耐用年数を42年に修正し、償却不足については過年度償却費として、平成23年度決算において費用計上しました。</p>	<p>農水商工部 財団法人三重県産業支援センター</p>	

<p>革新の程度などの条件を勘案し、物理的減価および機能的減価を具体的に見積もったうえで自主的に耐用年数を見積もることが可能であるが、産業支援センターにおいて、具体的にそのような見積もりを行なったうえで、耐用年数として57年を決定しているわけではない。したがって、具体的な見積もりを行なった上で、自主的に耐用年数を決定するか、そうでないならば、法人税法上の耐用年数を使用して減価償却計算を行い、減価償却費の差額についても、適切に処理することが望まれる。</p>	<p>(雇用経済部) 団体の対応方針に基づき、適切に改善されていることを確認いたしました。</p>
<p>4. 三重県土地開発公社</p>	
<p>(1) 先行取得資金の貸付額の切下げについて【結果】</p>	
<p>先行取得資金は県土整備部所管の公共事業の用に供する土地の取得財源として県が一般会計から無利子で土地開発公社に貸し付けるものである。 当該資金は年度末日1日を除いて土地開発公社に貸付けてあり、土地開発公社では公共事業用地等先行取得資金貸付契約に基づき利息のつかない決済用普通預金口座に預金してあるため、実際に使われていない分は年度を通じて拘束され、機会損失が生じているといえる。このため、県では既に貸付額の見直しに着手していることであるが、同制度が事業費の予算不足を補い、円滑な用地取得を行うために設けられたものとおよび県における機会損失の発生回避の観点から、直近の運用額の推移および先行取得計画上の取得予定額を精査したうえで、当該資金の貸付額を適切な水準まで切下げて設定すべきである。</p>	<p>(県土整備部) 当該資金については、直近の活用実績や運用見込等を踏まえて毎年度設定することとしており、平成24年度は貸付額を20億円としました。</p>
<p>(2) 工業団地精算引当金の会計処理について【意見】</p>	
<p>ニューフアクトリー工業団地全体の分譲が完了した時点で剰余金が発生した場合には、団地内の公共施設の管理主体である津市に剰余金を交付することになっており、このため土地開発公社が当該剰余金を工業団地精算引当金として計上しているのは一定の理解はできる。しかし、当該引当金は、区画の売却毎に粗利益相当額を引当金繰入額として費用計上して引当てるものであり、会計基準が予定している将来の費用または損失のための引当金ではない。 財務諸表は、土地開発公社の運営の適切な状況を広く土地開発公社の利害関係者に伝えるために作成されるものであり、また、県の作成する連結財務諸表の基礎となっている。当該団地内の未分譲地は残り1区画となり、事業の精算が近づいたことから、今後はその実態をより反映する財務報告を行う必要がある。</p>	<p>(三重県土地開発公社) これまで土地開発公社の財務諸表に当該引当金の説明を記載していましたが、所要経費見込額及び精算時に津市へ交付するための剰余金である旨の注記を施し、その実態をより反映する財務報告にしました。</p>

<p>(3) 元管理センター用地について【意見】</p> <p>ニューフアクトリー工業団地の元管理センター用地は、当初は結成される管理組合への無償譲渡を予定していたため、簿価がゼロとなっており、財務諸表の附属明細表のうち完成土地等明細表には計上されていない。将来、分譲予定地とされた場合、会計方針に定める「個別法による原価法」による算定・評価が適切になされおらず、分譲時に適切な損益計算がなされないこととなる。</p> <p>当該用地の利用方針を定めるとともに、分譲予定地とされた場合、過年度の事業費を適切に配分し直すことにより、当該用地の取得原価を算定するとともに、他の未分譲用地の簿価についても見直す必要がある。</p>	<p>(雇用経済部)</p> <p>元管理センター用地については、三重県、津市、三重県土地開発公社で協議し、分譲していくよう方向性を確認したところであり、早期の分譲に向けて取り組んでいるところです。(三重県土地開発公社)</p> <p>当該用地の利用方針等については、県、津市、土地開発公社の三者で協議した結果、民間企業から引合いがあれば分譲用地として適切に対応します。</p>	<p>県土整備部 三重県土地 開発公社</p>
<p>(4) 未分譲用地の評価について【意見】</p> <p>ニューフアクトリー工業団地の未分譲用地は1区画のみとなったところであるが、第2工区の造成が完了した平成14年度以降8年半ほど経過して未分譲であることも考慮すると、今後未分譲用地として保有し続けることにより、売却価額が簿価を下回り損失が発生するリスクがあるため、これに係る貸付金の回収可能性の検討にあたり、分譲の引合い状況や時価動向について今後も留意する必要がある。</p>	<p>(雇用経済部)</p> <p>未分譲用地については、ご意見にもあるように、長期に保有することでのリスクを回避するためにも早期の分譲が望まれます。</p> <p>このため、引き合い情報の共有など、三重県、津市、三重県土地開発公社の三者で協力しながら分譲に向けて取り組んでいるところです。(三重県土地開発公社)</p> <p>未分譲用地の引合い状況については、今後県、津市、土地開発公社の三者において情報の共有を行うとともに、近隣地域の地価動向等に留意してまいります。</p>	<p>県土整備部 三重県土地 開発公社</p>
<p>(5) 三重県住宅供給公社の解散に伴う処理の検討について【意見】</p> <p>大仏山地域保有土地は、三重県住宅供給公社から土地開発公社へ有償移管され、取得に必要な金額については土地開発公社が住宅供給公社から無利息で借入れている。</p> <p>住宅供給公社の解散によりその資産および負債を設立主体である県が承継するため、住宅供給公社の清算終了までに土地開発公社への貸付金の処理方針が決定されない場合には、当該借入金の相手先は県となる。一方、当該土地の利用については現在、事業主体が未だ決定されてはいない。このような状況が今後も続くことになれば、土地開発公社としては、引き続き当該土地を保有するリスクを負うこととなる。</p> <p>これらのことから、土地開発公社の損失に帰することのない処理方針を決定する必要がある。住宅供給公社の清算終了までに当該用地の処理方針の決定及び借入金の清算を行う必要がある。</p>	<p>(県土整備部、三重県土地開発公社)</p> <p>当該土地については、三重県住宅供給公社の清算終了までに借入金の清算を円滑に行えるよう、当該土地の取得の経緯を踏まえて、住宅供給公社、土地開発公社及び関係機関と調整を進めてまいります。</p>	<p>県土整備部 三重県土地 開発公社</p>

<p>よって、関係する三者においては、当該用地の事業主体・事業手法を含めた詳細な検討動向に応じ、上記の課題に対処するための最適な処理を検討されたい。</p>	<p>(6) 再取得先との合意形成について【結果】</p> <p>土地開発公社が県からの依頼により先行取得した第二名神自動車道用地は、現行の取決め、直近における時価下落状況およびこれまでの経緯を踏まえ、中日本高速道路株式会社による再取得価格は、簿価相当額（事業用地の取得に要した用地費および補償費の合計）を大きく下回る可能性がある。よって、これにより基本協定書第9条第3項に定める「執行に支障が生じた」場合には、県がその責任を負うこととなる。したがって、県は、中日本高速道路株式会社との間で再取得およびその時期について正式に要請を行い、合意形成に向けた措置を早急に講じるべきである。</p>	<p>（県土整備部） 当該用地については、第二名神自動車道建設予定地に開発許可申請が出されたため公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、平成9年に土地開発公社が先行取得しましたが、日本道路公団の民営化等に伴う高速道路事業の停滞や調査設計に時間を要したことから再取得が行われず現在に至っている状況です。 現在、監査結果を踏まえ、県は中日本高速道路株式会社から再取得を円滑に行うよう要請を重ねています。</p>	<p>県土整備部 三重県土地開発公社</p>
<p>5. 三重県道路公社</p>			
<p>(1) 過年度無料開放路線に係る引当金残高について【結果】</p>			
<p>過年度無料開放路線に係る道路事業損失補填引当金は、本来は全額を志摩開発有料道路（パールロード）第2期事業の無料開放時に取崩し、損失の圧縮に使用すべきであったものであり、過年度の措置の理由が政策的判断に基づくものである場合には、その判断根拠を県において明らかにするとともに、道路公社においても当該路線の無料開放のあった年度の財務諸表における注記等により開示すべきであったと考えられる。 以上より、当該措置についてその理由を明らかにするため、次年度の財務諸表における注記等により開示することを要する。</p>	<p>（三重県道路公社） 当該措置は、伊勢二見鳥羽有料道路の突発的な災害等に備えるものであり、指摘を受け、平成23年度決算において、その旨を財務諸表における注記事項に記載しました。</p>	<p>県土整備部 三重県道路公社</p>	
<p>(2) 料金徴収期間までの収支見込みについて【意見】</p>			
<p>現在の唯一の事業である伊勢二見鳥羽有料道路の収支見込みは今後の社会経済情勢等の変化で大きく変動する可能性があるものの、無料開放時における損失の発生可能性は、一定程度認められる状況であると考えられる。したがって、通行台数については実績推移を踏まえ慎重に見積もるとともに、運営コストの合理化等には今後も継続的に努める必要がある。</p>	<p>（三重県道路公社） 今後も収支見込みについては、損失の発生はないと予測していますが、通行台数実績の推移などを踏まえ適時に見直し、効率的な業務運営を行い運営コストの合理化に継続して取り組んでいきます。</p>	<p>県土整備部 三重県道路公社</p>	

<p>(3) 出資金の回収可能性について【意見】</p> <p>伊勢二見鳥羽有料道路の収支見込みからすると、無料開放時に数億円といった水準の不足額が発生する可能性が一定程度認められる状況である。したがって、出資金17億500万円の一部が回収できなくなる可能性は、現時点において一定程度存在するものと考えられるため、運営コストの合理化等には今後も継続的に努める必要がある。</p>	<p>(三重県道路公社) 無料開放時(料金徴収期間満了時)に県出資金の回収は可能と予測しています。今後、効率的な業務運営を行い運営コストの合理化に継続して取り組んでいきます。</p>	<p>県土整備部 三重県道路公社</p>
<p>(4) 収受員の常時待機人数等の見直しについて【意見】</p> <p>自動収受機2台の監視は、有時の際には管理職である所長が対応することが可能であり、平常時には一人で対応し得ると考えられる。また、不正防止の観点からは、料金収入の現金は定められた時間帯に複数人で確認すること、また、車両の通行量のカウンタは別のモニター(車種判別用踏板)で自動計算され料金収入の理論値が明確に出せることから、事後的に見直しが可能である。 したがって、収受員のシフトについて合理化の余地があると考えられるため、検討された。</p>	<p>(三重県道路公社) 収受員のシフトについては、緊急時の対応や勤務形態等の観点も含め検討した結果、朝熊・二見料金所二箇所の管理業務があり、収受員一人では突発的に発生する渋滞等に対応できないことから、一人への体制見直しは、危機管理上支障が生じると判断しました。</p>	<p>県土整備部 三重県道路公社</p>
<p>(5) 道路公社の借入先金融機関への債務保証書の交付について【結果】</p> <p>県は、運転資金に係る市中金融機関との金銭消費借契約毎の単位で、債務保証書を道路公社経由で金融機関に交付しており、直接に金融機関に対しては交付していない。 本来、保証人の存在とその内容を確認する必要があるのは、主債務者よりもむしろ、物的担保がない状態で貸付を行わざるを得ないゆえに人的担保として債務保証を求め金融機関の方であるから、金融機関に対し直接その意思表示を行うべきであり、債務保証書の借入先金融機関に対し交付する必要がある。 また、政府や地方公共団体金融機構からの借入金に対する債務保証書の書類は、借入年度が古いためか書類の存在を確認できなかった。県は、これら書類について返済の完了年度までは書類を確実に保管する必要がある。</p>	<p>(県土整備部) 当該監査以後に決裁を受け金融機関に交付する債務保証書は、直接借入先金融機関に交付しています。 また、債務保証書等の書類は、返済完了年度まで確実に保管できる体制をとっています。</p>	<p>県土整備部 三重県道路公社</p>

6. 三重県信用保証協会に対する損失補償	
(1) 県における聞き取り調査について【意見】	<p>平成22年度の損失補償補助金の確定手続は(1)概要のとおりであり、監査の結果、特段の問題点は検出されなかつたが、県における信用保証協会での聞き取りに関して、制度の趣旨を担保するためにも必要な聞き取りポイントを網羅したチェックリスト等の作成・活用が望まれる。</p>
(雇用経済部)	<p>現地調査においては、従前から必要なポイントをとめられた調査票を用いて実施しているところであり、平成23年度の調査からは、この調査票の内容を見直し、必要な聞き取りポイントを網羅したチェックリストとなるよう項目の充実を図りました。</p>
農水商工部 三重県信用保証協会	農水商工部
(2) 県の関与の必要性について【意見】	
<p>三重県中小企業融資制度は、民間金融、信用保証制度の枠組みを活用して実施されている制度であることから、それぞれの中小企業者等に制度融資を行なうべきかどうかの判断は、金融機関における融資審査および信用保証協会における保証承諾審査にて行われ、県は信用保証協会に対して損失補償を行うのみとなっている。</p> <p>そのため、県では、個々の融資案件の融資審査・保証承諾審査が適切に遂行されているかどうかを随時モニタリングすることは困難であることから、毎年1月に信用保証協会から損失補償補助金交付申請書・実績報告書が送付されて、はじめに、損失補償額および損失補償対象の代位弁済額を把握できる。</p> <p>県の融資制度が信用力の低い中小企業に対する金融の円滑化を図ることを目的としていることを考慮しても、予算の進捗状況を把握するためには、期中に損失補償対象融資に係る代位弁済の発生状況をモニタリングする必要があると思われる。</p>	<p>(雇用経済部)</p> <p>平成24年度から要領を改正し、損失補償対象融資について、代位弁済の発生状況をモニタリングするとともに、予算の進捗状況を事前に把握できるように、補助対象期間中における代位弁済の発生状況について、中間報告を義務づけました。</p>
農水商工部 三重県信用保証協会	農水商工部 三重県信用保証協会
7. 三重県離職者等緊急生活資金融資に係る損失補償	
(1) 労働者福祉対策資金(離職者等緊急生活資金)融資制度について【意見】	
<p>離職者等緊急生活資金融資の実績は、平成21年3月から平成23年9月までに1,215万円発生しているのみであるが(1)概要⑤参照)、東海労働金庫に対しては平成20年度以降、毎年1,000万円から2,500万円の預託が行なわれており(1)概要④参照)、結果として機会損失(当該資金を他に運用したとすれば得られた運用益)が発生していることになる。</p> <p>限られた予算の有効活用が望まれる。</p> <p>融資を促進するために融資条件を変更して借りやすい制度にするか、制度の存続意義がなくなっているのであれば、制度の廃止も視野に入れて検討すべきであると考えられる。</p>	<p>(雇用経済部)</p> <p>離職者等緊急生活資金貸付は、平成22年度以降は貸付実績がないことから、平成24年度から融資を休止しました。</p>
生活・文化 部 社団日本労働者信用基金協会	生活・文化 部 社団日本労働者信用基金協会

<p>8. 損失補償・債務保証の管理等</p>	<p>(1) 損失補償等の管理について【意見】 損失補償等の契約締結は当面の財政支出を伴うものではないことから損失補償等の残高は増加しやすい傾向にあり、また、損失補償等は損失補償等を受けた団体の破綻等が発生した場合に顕在化し、県は予期せぬ財政上の負担を負うという意味において発生の際、金額が不確定な債務である。 しかしながら、損失補償等の円滑な管理を行うために、関係各部署において、連携が図れるよう検討を行うことが望ましい。</p>		<p>(雇用経済部、農林水産部、県土整備部) 損失補償等の円滑な管理を行うため、引き続き関係団体と連携を図っていきます。 ※環境生活部所管分については、債務返済により損失補償の対象は消滅しました。</p>	<p>生活・文化 部 環境森林部 農水商工部 県土整備部</p>
<p>(2) 会計基準への準拠性について【意見】 各団体において会計基準への準拠性に疑問のある会計処理が見られた。財務諸表は、団体の財政状態を把握し、損失補償等の実行可能性を判断するための重要な情報のひとつである。損失補償等の管理と同様に、各担当部署は、各団体が所定の手続により承認された財務諸表を入手するだけでなく、各団体が作成する財務諸表が適正な会計基準に準拠して作成しているか等今後一層の指導を行われない。</p>		<p>(雇用経済部、環境生活部、農林水産部、県土整備部) 適正な会計基準に準拠して作成されるよう、指導を行いました。</p>	<p>生活・文化 部 環境森林部 農水商工部 県土整備部</p>	
<p>(3) 注記金額の正確性について【結果】 損失補償等の注記金額 601 億 2,112 万 6 千円のうち、実際には損失補償等には該当しないもの（債務負担行為のうち「物件の購入等」（注）に係るもの等）が含まれていることなどから、365 億 1,713 万 8 千円が過大に計上されており、現状の方法による正確な注記金額は、236 億 398 万 8 千円になると考えられる。 これは、新地方公会計制度における財務書類の作成指針となる「新地方公会計制度実務研究会報告書（平成 19 年 10 月総務省）」（以下、「総務省報告書」という。）などの解釈や債務負担行為の区分の誤り等に起因するものと考えられるが、損失補償等の注記の重要性を鑑みると、注記金額を正確に算定する必要がある。 （注）「物件の購入等」のうちここでいう物件とは、土地をさす。</p>		<p>(総務部) 『総務省方式改訂モデルに基づく財務書類作成要領』によると、注記の「債務負担行為に関する情報」欄の「債務保証又は損失補償」については、『土地開発公社の先行取得土地に係る債務負担行為が、物件の購入等に係るものとの債務保証又は損失補償に係るものとの双方に計上されている場合は、物件等の購入に係るものとして記載する。』とされています。 本県においては、土地開発公社が公共用地を先行取得する場合、県が用地取得費にかかる債務負担行為（「物件の購入等」に係るもの）を設定する一方で、土地開発公社が用地取得のため金融機関から借り入れられる事業資金に対する債務保証についても債務負担行為（「債務保</p>	<p>総務部</p>	

<p>証又は損失補償」に係るもの)を設定しています。 この場合、債務負担行為に関する注記が重複するため、作成要領によると、「物件の購入等」に係るものみに計上することとされており、誤って「債務保証又は損失補償」の注記金額にも計上していたものです。 今年度の財務書類の作成にあたっては、該当部局へ内容を確認するとともに、作成方法をマニキュア化することにより、損失補償等の注記金額の正確な算定に努めました。</p>		<p>(総務部) 総務省報告及び作成方法については、限度額に基づき作成することとなっていることから、注記事項への補足説明について追記しました。</p>	<p>総務部</p>
	<p>(4) 注記金額についての補足説明の必要性について【意見】 損失補償等の注記金額は、毎年度の予算上の債務負担行為の限度額の累積額を基に記載されているものであり、当該損失補償等に係る債務の一部が返済されたとしても、限度額が修正されることはなく、実際の債務残高とは異なっていることである。 「第2 県から損失補償等を受けている団体に關する損失補償等の概要」にて記載した金額は債務残高であり、この金額と大きく異なっていることになる。また、前述した財政状況等一覧表や財政健全化法の健全化比率の算出に用いているのも債務残高である。 年度末時点において、県が損失補償等の実行により負担を負うリスクがあるのは債務残高であり、債務負担行為の限度額は補完的な情報であると考えられる。 同じ損失補償等に関する情報として、大きく異なる金額を開示することは、県民等の利害関係者に対して誤解を与えかねないため、財務書類4表(注記事項含む)において、注記事項の内容について補足的に説明することが望ましい。</p>	<p>(総務部) 平成 23 年度分以降の財務書類の公表にあたっては、附属説明書を作成し公表することとしています。</p>	<p>総務部</p>
	<p>(5) 附属明細書(債務負担行為明細表)の作成・公表について【意見】 総務省報告書によれば、債務負担行為の相手先別内訳を附属明細書(債務負担行為明細表)に記載するものとなっているが、現在、県においては、このような附属明細書が作成・公表されていない。総務省報告書に掲げられている附属明細書のひな型によれば、損失補償等について、相手先別に記載することとなっており、附属明細書(債務負担行為明細表)についても、作成・公表されることが望ましい。</p>		

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
